資料④

第４期大阪市地域福祉基本計画（素案）の確認依頼について

福祉局生活福祉部地域福祉課

１　趣旨（概要）

令和８年３月に「第４期大阪市地域福祉基本計画」を策定するにあたり、各区の意見を反映したく、内容確認を依頼するので、あらかじめ趣旨を説明します。

２　内容

別紙のとおり

３　その他（スケジュール・他の課長会での説明予定等）

・11 月上旬　　地域福祉連絡会議（庁内会議）
・12 月下旬～１月　計画（素案）公表、パブリック・コメント実施
・３月下旬　　社会福祉審議会（総会）：計画（案）報告
・３月末　　計画策定

（案）

令和８年９月　日

各区役所　福祉業務主管課長　様

福祉局生活福祉部地域福祉課長

「第４期大阪市地域福祉基本計画（素案）」の全体確認について（依頼）

平素は、地域福祉の推進にご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

本市では、地域福祉施策をより一層推進するため、各区に共通する福祉課題への対応や各福祉分野の連携方策等を定めた「地域福祉基本計画」を策定しており、現在、令和９年度から令和 14 年度までの６年間を計画期間とする第４期計画の策定に向けて手続を進めています。

今般、令和８年７月９日付け「第４期大阪市地域福祉基本計画（素案）の確認について（依頼）」により各区や関係局からいただいた内容をもとに、外部有識者等からも意見を受け、別添のとおり「第４期大阪市地域福祉基本計画（素案）」を作成いたしました。

つきましては、下記のとおりご確認のうえ、ご回答いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

１　確認いただきたい内容

・別添１「第４期大阪市地域福祉基本計画（素案）」について、文言の誤り等、文案修正の必要な個所やその他のご意見があればご回答ください。

２　確認にあたっての留意点

・本計画は、各区の地域福祉計画等を支援するための計画と位置付けており、各区が地域の実情に応じた取組を一層進めることができるものとなるよう素案を作成しております。各区の計画との整合等について、ご確認をお願いいたします。

・確認にあたっては「７月時点の回答が反映されているかどうか」ではなく、今回送付の文案について改めてご確認ください。

３　回答方法等

・文案修正等のご意見については、別添２「修正・ご意見票（様式）」へ記載のうえ、９月 11 日（金）までに、福祉局地域福祉課 <fa0019@city.osaka.lg.jp> あてメールにて送付をお願いいたします。（ご意見がない場合は回答不要です）

・期日までに回答の送付が間に合わない場合は、11 日（金）までに担当あてご連絡く

ださい。

４　その他

・計画素案については、今回いただくご意見を反映して作成手続きを進めてまいりますが、市社会福祉審議会（地域福祉専門分科会）や、区長会議（福祉・健康部会）等の意見を反映する過程で、編集を加える場合があります。あらかじめご了承いただきますようお願いいたします。

【担当】
福祉局生活福祉部地域福祉課（實城・穂藤）
電話　０６－６２０８－７９７０
電子メール　fa0019@city.osaka.lg.jp

別添１

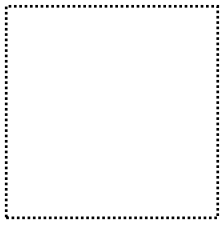
第４期
大阪市地域福祉基本計画

2027(令和９)年度～2032（令和 14)年度

だれもが自分らしく
安心して暮らし続けられる
地域づくり

〒 大　阪　市

この冊子の各ページの角には、音声コード（Uni-Voice（ユニボイス））がついています。スマートフォンに専用アプリをインストールしてこの音声コードを読み取ると、冊子の掲載内容を音声で聞くことができます。
（音声のみの表現が難しい、表などのページにはコードが無い場合もありま



目　次

第１章　計画の考え方

１　計画策定の背景と趣旨 1
２　計画の位置づけ 3
（１）地域福祉基本計画の位置づけ 3
（２）大阪市基本構想等との関係 4
（３）区地域福祉計画等との関係 4
（４）分野別計画・関連計画等との関係 5
（５）社会福祉協議会の地域福祉活動推進計画との関係 8
３　計画期間 10
４　圏域の考え方 11
５　計画の推進・評価の体制 13

第２章　地域福祉を取り巻く現状

１　統計データ等から見る大阪市の現状 14
（１）人口・世帯数等の推移 14
（２）市民の意識と活動の状況 16
（３）地域における団体等の活動の状況 18
（４）地域における福祉課題の状況 19
２　地域福祉にかかる法・制度の動向 21
（１）地域共生社会の実現 21
（２）頼れる身寄りのない高齢者等への支援体制の充実 26
（３）成年後見制度の利用の促進 28
（４）生活困窮者への支援 31
（５）地域福祉に関連する動向 34
３　各区の取組状況 37
（１）取組状況について 37
（２）課題と今後の方向性 45

第３章　基本理念と基本目標

１　計画の体系 46
２　基本理念 47
３　基本理念の考え方 48
（１）人権尊重の視点 48
（２）住民主体の地域づくりの視点 49

（３）ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の視点 49
（４）福祉コミュニティ形成の視点 50
（５）多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）の視点 50
４　社会とのつながりを作るための参加支援 51
５　計画の基本目標 52
基本目標１　気にかける・つながる・支え合う地域づくり
基本目標２　だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

第４章　計画の推進に向けて

第１　基本目標達成のための具体的な取組
基本目標１　気にかける・つながる・支え合う地域づくり
１　住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実 54
（１）地域での支え合い、助け合いの意識づくり 54
（２）地域福祉活動への参加の促進 56
重点的な取組〉地域福祉活動への参加促進 59
（３）住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくり 61
（４）専門職による地域福祉活動への支援と協働 63
（５）地域における見守り活動の充実 65
重点的な取組〉地域における見守りネットワークの強化 67
２　地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進 71
（１）多様な主体の参画と協働 71
（２）社会資源の活用・創出 73
３　災害時等に備えた要援護者への支援 75
（１）災害時に備えた支援体制の整備 75
（２）災害時に備えた地域におけるつながりづくり 79

基本目標２　だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり
１　相談支援体制の充実 80
（１）複合的な課題等を抱えた人や世帯への支援 80
重点的な取組〉複合的な課題を抱えた世帯への支援体制の充実 86
２　権利擁護支援体制の強化 89
（１）虐待防止の取組の推進 89
重点的な取組〉虐待防止に向けた地域連携の推進 91
（２）成年後見制度等の利用促進 93
重点的な取組〉成年後見制度の利用促進 96
３　福祉人材の育成・確保 100
（１）福祉専門職の育成・確保 100
重点的な取組〉福祉人材の確保・育成・定着 102

（２）行政職員の専門性の向上 106
重点的な取組 福祉職員の育成・専門性の向上 108

第２　取組に対する推進・評価
１　計画の推進・評価の体制 109
２　計画の指標 109
３　第２期計画「各区に共通する課題等への具体的な取組」の進捗状況 112
（１）住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実 112
（２）相談支援体制の充実 113
（３）権利擁護支援体制の強化 114
（４）福祉人材の育成・確保 116

資料編

資料編１　統計データ
〇統計データ目次 118
１　人口・世帯数等の推移 119
２　市民の意識と活動の状況 129
３　地域における団体等の活動の状況 138
４　地域における福祉課題の状況 147

資料編２　関係法令等
〇社会福祉法（抄） 155
〇生活困窮者自立支援法（抄） 156
〇成年後見制度の利用の促進に関する法律（抄） 157
〇大阪市基本構想（抜粋） 157
〇大阪市未来都市創生総合戦略（抜粋） 157
〇保健・福祉施策全体の推進を図るため、各分野が共通して取り組むべき主な事項 158
〇部落差別の解消の推進に関する法律（抄） 160
〇本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（抄） 160
〇障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抄） 161
〇性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（抄） 161

資料編３　用語解説
〇用語解説 163

資料編４　その他

〇大阪市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 委員名簿・
　地域福祉基本計画策定・推進部会 委員名簿 167
〇大阪市地域福祉連絡会議設置要綱 168
〇「第４期大阪市地域福祉基本計画」策定の経過 169
〇第４期大阪市地域福祉基本計画（素案）に対するパブリック・コメントの実施結果について 170

第４章 第１ 基本目標達成のための具体的な取組「主な取組」目次

番号	名称	掲載ページ
1	地域づくり等にかかる広報周知	55
2	計画策定過程への住民等の参画促進	55
3	ヤングケアラー・ケアラー支援	55
4	ボランティアの育成・確保	57
5	寄付文化の醸成のための取組	57
6	さまざまなツールを活用したきっかけづくりや情報提供	57
7	教育と福祉の連携強化による福祉教育の充実	58
8	介護予防ポイント事業	58
9	ファミリー・サポート・センター事業	58
10	地域における自主グループ活動の支援	58
11	福祉ボランティアコーディネーション事業	58
12	地域活動協議会への支援	62
13	町会への加入促進に向けた取組	62
14	民生委員・児童委員活動への支援	62
15	地域の主体的な見守り活動への支援	62
16	市民ゲートキーパーの養成	62
17	つながりサポーター養成講座	62
18	ちーむオレンジサポーター	62
19	あいサポーターの養成	62
20	身近な地域における地域福祉活動の人材の育成	63
21	区社協・市社協による地域福祉活動への支援	64
22	生活支援コーディネーターの配置	64
23	地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業	66
24	民生委員・児童委員による見守り活動等	66
25	認知症高齢者等支援対象者情報提供制度	66
26	認知症高齢者位置情報探索事業	66
27	市民活動への支援	72
28	地域公共人材の派遣による支援	72
29	市民活動団体への助成による支援	72
30	市民活動の持続的な実施に向けた支援	72
31	企業等の福祉活動への積極的な参加の支援	72
32	官民連携の取組	72
33	公益的取組の推進	74
34	大阪市空き家等対策計画に基づく取組の推進	74
35	「大阪市地域防災計画」、「区地域防災計画」の策定・推進	77
36	災害時の的確な情報伝達のしくみづくり	77
37	施設における避難誘導等の配慮	77
38	福祉避難所の確保の推進	77
39	総合防災訓練の実施支援	77
40	災害ボランティアセンターの設置・運営等	78
41	災害時に支援が必要な人の把握と避難支援のしくみづくり	78
42	平時の見守りによる顔の見える関係づくり	79
43	総合的な相談支援体制の充実	84
44	生活困窮者自立支援事業	84
45	大阪市こどもサポートネット	84
46	住宅の確保に特に配慮を要する方々の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る相談・情報提供	84
47	困難な女性を抱える女性支援推進等事業	84
48	虐待防止に関する啓発や虐待防止ネットワークの推進	90
49	福祉サービス提供事業者への助言・指導	90
50	苦情解決のしくみの充実	90
51	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護	90
52	成年後見制度の利用促進の取組	90
53	あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）	94
54	福祉サービスの適切な情報提供	94
55	消費者被害の防止等の取組	94
56	相談支援機関職員における包括的な支援に向けた専門性の向上	101
57	多様な人材の確保と仕事の魅力発信	101
58	福祉専門職の育成・定着を図る取組	101
59	行政職員の育成（福祉職員の育成）	107
60	窓口業務におけるデジタル技術の活用	107
61	聴覚障がい者支援用音声認識アプリ導入事業	107

第１章　計画の考え方

１　計画策定の背景と趣旨

地域には、年齢や性別、障がいの有無など、さまざまな特性や背景を持つ人々が住み、それぞれ異なった世帯構成や生活環境の中で暮らしています。

また、仕事や学校のほか、ボランティアや文化活動など、いろいろな理由で地域を訪れ、活動している人々もいます。

このように、多様な人々が暮らし、働き、学び、訪れる地域で、だれもが自分らしく安心して生活していくためには、住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人の力をあわせて、共に生き共に支え合い、みんなが生活を共に楽しむ地域を作り上げていく「地域福祉」を推進していく必要があります。

また、地域福祉の推進は、2015（平成 27）年９月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（SDGｓ）」がめざす、「誰ひとり取り残さない」社会の実現に向けて欠かすことのできない取組です。

大阪市では、2004（平成16）年３月に社会福祉法に基づく第１期「大阪市地域福祉計画」（計画期間：2004（平成16）～2008（平成20）年度）を、2009（平成21）年３月に第２期計画（計画期間：2009（平成21）～2011（平成23）年度）を策定し、地域福祉の課題に対応するための理念と市全体の方向性を定め、取組を進めてきました。

また、「市政改革プラン」に基づく、「ニア・イズ・ベター」（補完性・近接性の原理）の考え方のもと、2012（平成 24）年 12 月に、めざすべき方向性や取り組むべき課題、大事にしてほしい考え方を示した「大阪市地域福祉推進指針」を策定しました。

各区では、この指針に沿って、区の実情にあった「区地域福祉計画」や「地域福祉ビジョン」等（以下「区地域福祉計画等」という。）を順次策定し、特色ある地域福祉の取組を進めてきました。

一方で、少子高齢化の急速な進展や家族構成の変化、就労形態の多様化等の社会経済状況の変化に伴い、地域におけるつながりの希薄化や社会的孤立、また、こどもの貧困、児童や高齢者、障がい者への虐待、ケアラー（ヤングケアラー含む）が抱える課題など福祉課題は一層複雑化・多様化・深刻化しています。

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を

超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が重要であるとされています。

このような地域づくりを進め、地域をとりまく情勢の変化やさまざまな福祉課題に的確に対応していくためには、より地域の実情に応じた、きめ細かな施策を充実させることが重要であり、各区の地域福祉を推進する取組を、さらに強力に支援していく必要があります。

加えて、権利擁護の取組や福祉人材の育成・確保など各区に共通する課題や、法制度改正等への対応など基礎的な部分については、市域全体で取り組んでいく必要があります。

このような状況を踏まえ、これまでの取組の成果を活かしながら、地域福祉を推進していくため、大阪市では、地域福祉基本計画を３期にわたり策定しています。（第１期：2018（平成 30）年度～2020（令和２）年度、第２期：2021（令和３）年度～2023（令和５）年度、第３期：2024（令和６）年度～2026（令和８）年度）

第３期計画では、第１期計画からの基本理念である「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」を継承し、「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」と「だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり」を基本目標に、地域福祉の推進に取り組んできました。

2020（令和２）年から急速に拡大した新型コロナウイルス感染症により、対面でのコミュニケーションが基本であった地域福祉活動は大きな制約を受けることになりましたが、一方で、人と人とが気にかけあう関係性や社会とのつながりの大切さが再認識されました。その際の、各地域における地域福祉活動を継続させるための工夫が、現在においても活かされています。

また、2024（令和６）年に発生した能登半島地震の教訓等を踏まえ、2025（令和７）年５月に災害対策基本法が改正され、被災者に対する福祉的支援等の充実を図るなど、非常時に備え、平時から防災分野と福祉分野の連携が重要となっています。

今回策定する第４期「大阪市地域福祉基本計画」（以下、「本計画」という。）においても、第１期からの理念を引き継ぎ、このような非常事態やその他の人生のさまざまな困難に直面した時にも、人と人とがつながり合い、支え合い、「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」をめざします。

【詳細は、第３章「２ 基本理念」及び「３ 基本理念の考え方」（◆P.46～50）に掲載】

２　計画の位置づけ

（１）地域福祉基本計画の位置づけ

地域福祉の推進を図ることは、社会福祉の基本理念の一つとして社会福祉法に規定されています。

本計画は、各区の区地域福祉計画等と一体で、同法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」を形成するものであり、基本理念や市域全体で実施すべき基礎的な取組等を示し、各区の地域福祉の取組を支える計画です。

また、2015（平成 27）年４月から生活困窮者自立支援制度が創設されたことに伴い、市町村地域福祉計画においては、生活困窮者自立支援方策の位置づけや既存の地域福祉施策との連携に関する事項も盛り込むこととされており、本計画では、複合的な課題を抱えていたり、制度の狭間に陥り生活に困窮している人々の自立を支援する取組についても記載しています。

【制度の概要については、第２章２（４）生活困窮者への支援（◆P.31）に掲載】

さらに、本計画は、認知症や障がいのため財産の管理や日常生活等に支障がある人が、地域で自分らしく安心して暮らしていくことができるよう、成年後見制度の利用の促進に関する本市施策の方向性等についても記載しており、2016（平成 28）年に公布された、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づき市町村が定める基本的な計画としての位置づけを有しています。

【取組内容については、第４章　重点的な取組「成年後見制度の利用促進」（◆P.95）に掲載】

【各関係法の条文については、資料編（◆P.155 以降）に掲載】

（２）大阪市基本構想等との関係

大阪市では、大阪がめざすべき将来像を明らかにし、市政の方向を定めるにあたっての基本的な考え方とすると同時に、都市活動の主体である市民をはじめ、大阪に関わるさまざまな人々が、ともにまちづくりに取り組むために共有する目標として、2005（平成 17）年３月に「大阪市基本構想」を策定しています。

本計画は、同構想の掲げるめざすべき３つの都市像のうちの１つである、「暮らしたい、訪れたい、魅力あふれる大阪」の考え方を踏まえて、「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」をめざす計画です。

また、大阪市が将来にわたって持続可能な都市として成長・発展していくための政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策の取りまとめとして 2024（令和６）年３月に策定された「大阪市未来都市創生総合戦略」では、「健康で安心して暮らし続けられる地域をつくる」ことを基本目標の１つとしており、本計画において方向性を共有しています。

【大阪市基本構想等については、資料編◆P.157 に一部（抜粋）を掲載】

（３）区地域福祉計画等との関係

大阪市では、各種サービス提供上の基本単位であり、福祉の取組の中心である区において、区民ニーズや地域特性を踏まえ、区地域福祉計画等を策定し、地域福祉を推進しています。

本計画は、本市の地域福祉を推進する上での基本理念等を示し、各区の地域福祉計画等を支援するための計画です。１つの区だけでは解決できない課題、各区に共通した福祉課題への対応として、市全域で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取組などを示しています。

	位置づけ	内容
区地域福祉計画等	区の実情や特性に応じた地域福祉を推進するための中心的な計画	・地域福祉に関する区の方針 ・住民の地域福祉活動を支える取組 ・区域全体に共通する福祉課題への対応
本計画	区地域福祉計画等を支援する基礎的計画	・基本理念、目標 ・各区に共通した福祉課題への対応として、最低限実施する基礎的部分となるしくみや、市全域で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取組

【各区の地域福祉計画等の概要は◆P.37 に掲載】

（４）分野別計画・関連計画等との関係

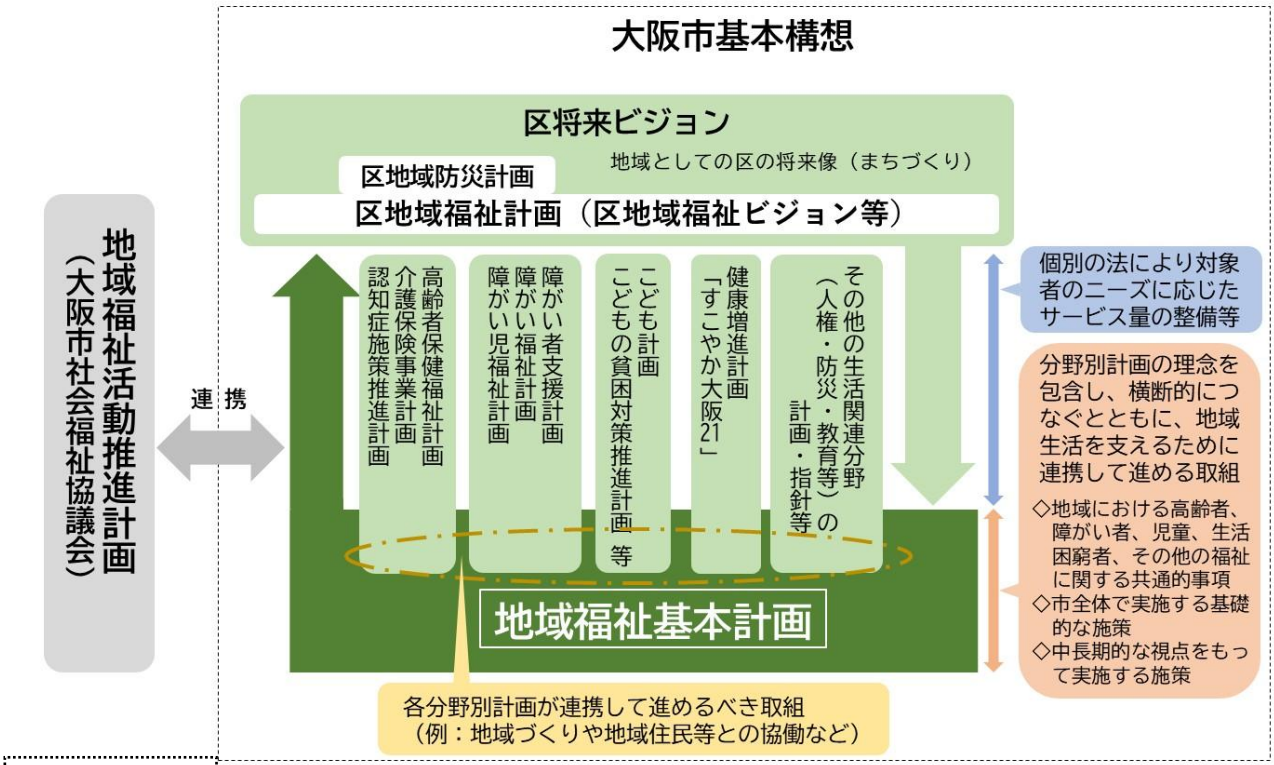
大阪市には、高齢者や障がい者など保健・福祉の分野別にそれぞれ計画があり、施策の基本的な考え方や対象者のニーズに応じたサービス量の整備等について定めています。

社会福祉法において、市町村の地域福祉計画は、福祉の各分野における共通事項を定める、福祉分野の上位計画として位置づけられているところ、本市では、地域という視点から各分野別計画を横断的につなぐことで、年齢や性別、障がいの有無、生活課題の違いにかかわらず、すべての人の地域生活を支えることをめざす基盤計画として位置づけています。

近年、単身世帯の増加等を背景として新たな課題が顕在化しており、分野を超えて基本的な考え方を共有し、施策を検討した上で、各分野において必要な取組を進めていくことが重要です。

このため本計画は、各分野が共通して取り組むべき理念・事項を包含する基盤計画として、それぞれの計画の取組を支える基本的な仕組みづくりなどについて定め、保健・福祉施策全体の推進を図ります。

○ 地域福祉基本計画の位置づけと他の計画等との関係（イメージ図）



【参考】主な分野別計画（保健・福祉）の概要

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
認知症施策推進計画

《基本方針》
１　健康でいきいきとした豊かな生活の実現
２　個々人の意思を尊重した生活の実現
３　安全で快適な生活環境の実現
４　利用者本位のサービス提供の実現

障がい者支援計画・障がい福祉計画
・障がい児福祉計画

《基本方針》
（１）個人としての尊重
（２）社会参加の機会の確保
（３）地域での自立生活の推進

こども計画

基本方向１～こどもの誕生前から乳幼児期まで～
安心してこどもを生み、育てることができ、こどもが心身共に健やかに成長できるよう支援する仕組みや環境を充実します。

基本方向２～学童期・思春期～
こども・若者の「生きる力」を育成し、健やかな成長をサポートする環境を充実します。

基本方向３～青年期～
若者が自らの意思で将来を選択し、幸せな状態で生活できるよう支援します。

基本方向４　すべてのライフステージを通して縦断的に支援します。

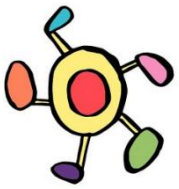
基本方向５　子育て当事者が、健康で、自己肯定感とゆとりをもってこどもと向き合えるよう支援します。

こどもの貧困対策推進計画（第２期）

施策１　学びの支援の充実
施策２　家庭生活の支援の充実
施策３　生活基盤の確立支援の充実
施策４　つながり・見守りの仕組みの充実

健康増進計画「すこやか大阪 21」

《取組の方向性》
（１）生活機能の維持・向上
（２）ライフステージに応じた生活習慣の改善
（３）健康を支え、守るための地域づくり


すこやか大阪21
（いっぽくん）

【「各分野別計画が連携して進めるべき取組」にかかる、各分野別計画への具体的な記載については、◆P.162 以降に掲載】

さらに、住民が抱えるさまざまな生活課題に総合的に対応することや、隠れている生活課題を発見し解決していくためには、人権尊重を基調とし、教育、雇用、住宅、交通、情報、防災など、生活に関わるさまざまな分野の施策との連携が必要です。

こうしたことから、本計画と保健・福祉や生活関連分野計画等の理念を連携・共有し、人々の暮らしの場である地域において、大阪市が実施するさまざまな取組の関係性やつながりを踏まえて、だれもが自分らしく安心して暮らせる地域社会の実現のために連携して取り組むことをめざします。

【参考】その他の関連計画・指針等（主なもの）

	名　　称		名　　称
保健・福祉	大阪市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画	防　災	大阪市地域防災計画
	大阪市ひとり親家庭等自立促進計画		大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）
	大阪市社会的養育推進計画	その他	市政改革プラン
人　権	大阪市人権行政推進計画		Re-Design おおさか ～大阪市 DX 戦略～
	大阪市男女共同参画基本計画		大阪市　困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画
	大阪市多文化共生指針		大阪市空家等対策計画
教　育	大阪市教育振興基本計画		大阪市再犯防止推進計画
	生涯学習大阪計画		大阪市消費者教育推進計画

上記の各関連計画・指針等については、大阪市ホームページでも紹介しています。

https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000439502.html

調整中

（５）社会福祉協議会の地域福祉活動推進計画との関係

社会福祉協議会は、社会福祉法において規定された地域福祉推進の中心的な担い手となる団体であり、大阪市及び全区に設置されています。

大阪市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）及び各区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）が社会福祉法に基づき設置された極めて公共性の高い民間団体であることなどから、大阪市では、行政に準ずる機関と位置づけています。

市社協では、地域住民、地域団体や関係機関、社会福祉施設、NPO、企業、学校等の多様な民間活動の実施主体が協働して取り組んでいくための目標や方向性を示すための活動・行動計画である「大阪市地域福祉活動推進計画」を策定しています。

第４期 大阪市地域福祉活動推進計画

令和９年度～令和 11 年度

基本理念

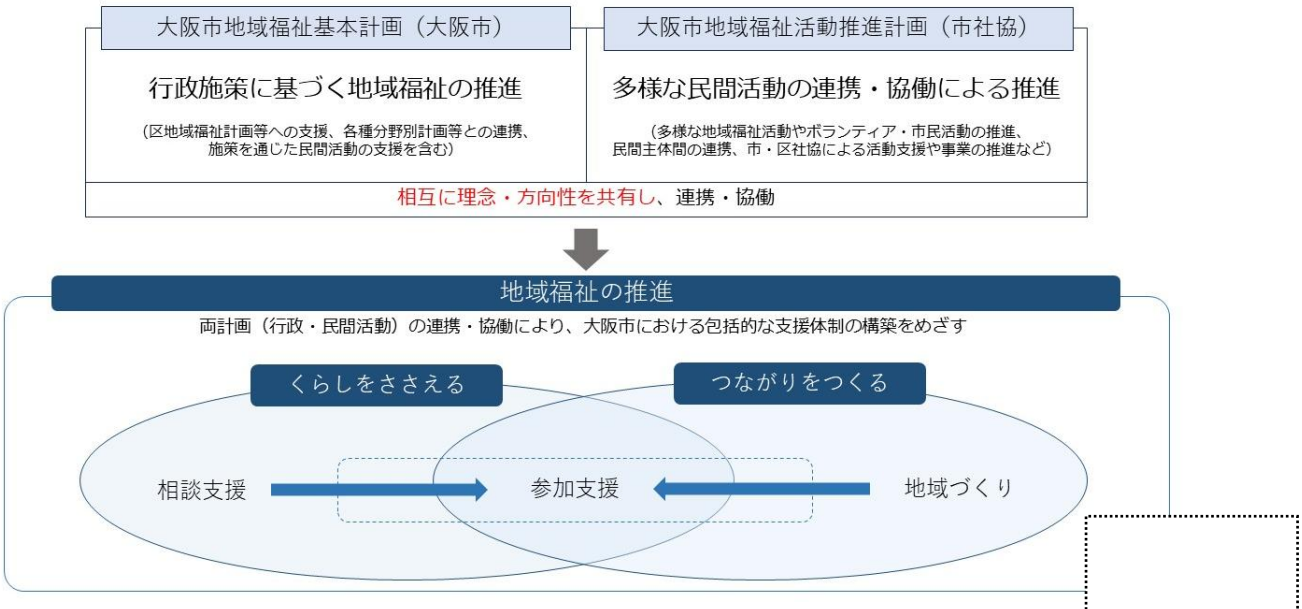
「つながり・支え合うことができる福祉コミュニティをつくる」

基本目標１　つながりをつくる「地域づくり」

基本目標２　暮らしを支える「相談支援」

大阪市と市社協は、地域福祉を推進していくにあたり、相互に連携・協働しています。そのため、本計画と市社協の地域福祉活動推進計画も、策定にあたっては、相互に理念・方向性を共有しながら進めていく必要があります。

○ 連携・協働のイメージ図



■ 社会福祉協議会について（市社協・区社協・地域社協）

大阪市社会福祉協議会とは

○大阪市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、社会福祉の増進をめざし、区・地域社会福祉協議会や関係機関・団体と連携して、地域福祉・在宅福祉サービスの推進、調査・広報・啓発活動の推進などを積極的に展開しています。

区社会福祉協議会とは

○住民一人ひとりの福祉ニーズに対応し、みんなが安心して暮らせるまちづくりの実現をめざし、在宅福祉サービスの推進のための事業や地域が抱えているさまざまな福祉問題を地域全体の問題ととらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図っていくために、住民の福祉活動の組織化・支援を行います。

地域（地区・校下）社会福祉協議会とは

○概ね小学校区を単位として、だれもが安心して、生きがいのある暮らしができる地域づくりをめざし、住民が話し合い、力を合わせて、専門機関と協力しながら進める、住民による住民のための自主的な活動組織です。

大阪市では、地域福祉の推進を図るため、行政と社会福祉協議会が相互に役割を分担し、連携・協働できるよう、福祉局と市社協、すべての区役所と区社協の間で、「地域福祉活動の支援にかかる連携協定書」を締結しています。

【参考】大阪市福祉局と市社協が締結している連携協定（2017（平成 29）年４月１日）内容

○連携・協働事項（第３条）

（１）複雑化・多様化・深刻化する地域福祉課題の解決に向け、地域住民が主体的に参加・参画する地域福祉活動などを通じた安心・安全な地域づくりの取組に対して、区役所、区社会福祉協議会及び関係機関等と連携し、支援する取組

（２）支援を必要とする市民に対して、当該市民が必要な支援を受けられるための適切な情報発信や広報啓発を行う取組

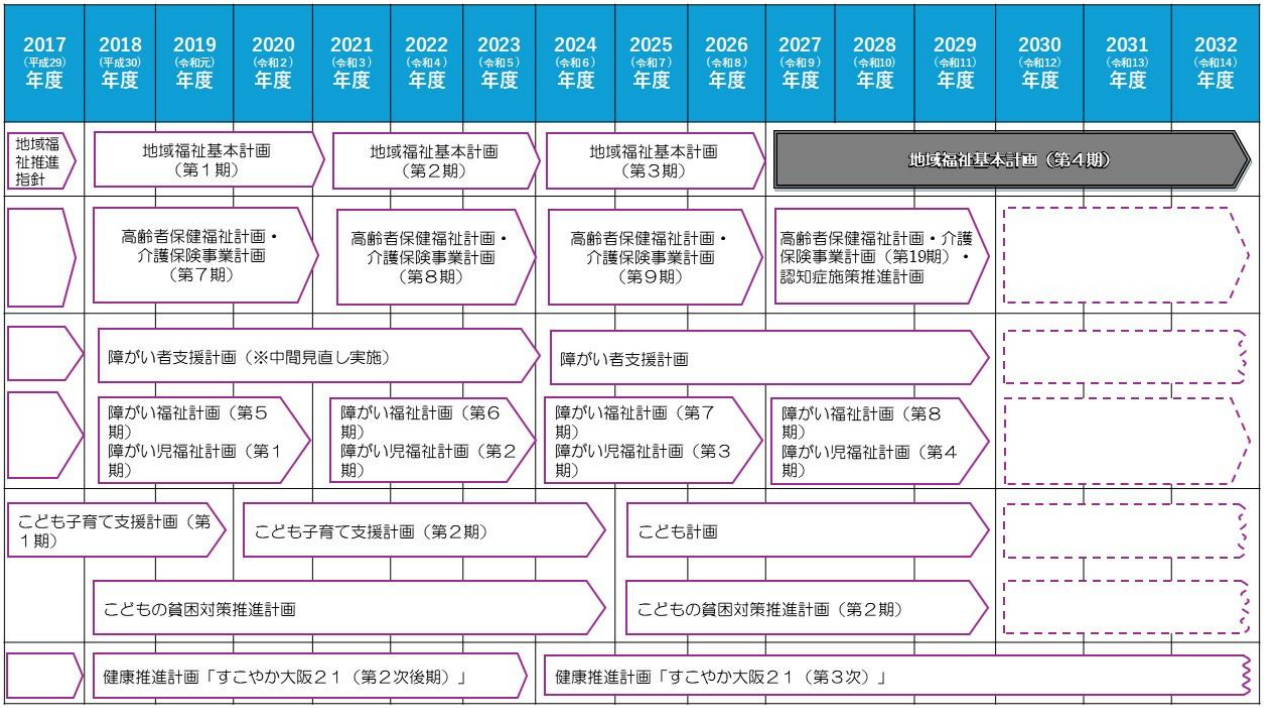
（３）その他地域福祉の推進に資する取組

社会福祉協議会
シンボルマーク

３　計画期間

この間、第１期から第３期まで３年ごとに計画を策定してきましたが、地域福祉の推進には、中長期的な視点に立った施策の推進が必要であることから、本計画の計画期間は 2027（令和 9）年度から 2032（令和 14）年度までの６か年とします。

なお、計画の推進にあたっては、社会情勢の変化や取組の進捗状況等の確認のため、計画期間を前期３か年及び後期３か年に区分し、前期期間終了時点において、本計画における各種取組の進捗や地域の変化等を検証し、必要に応じて本計画の見直しを行います。

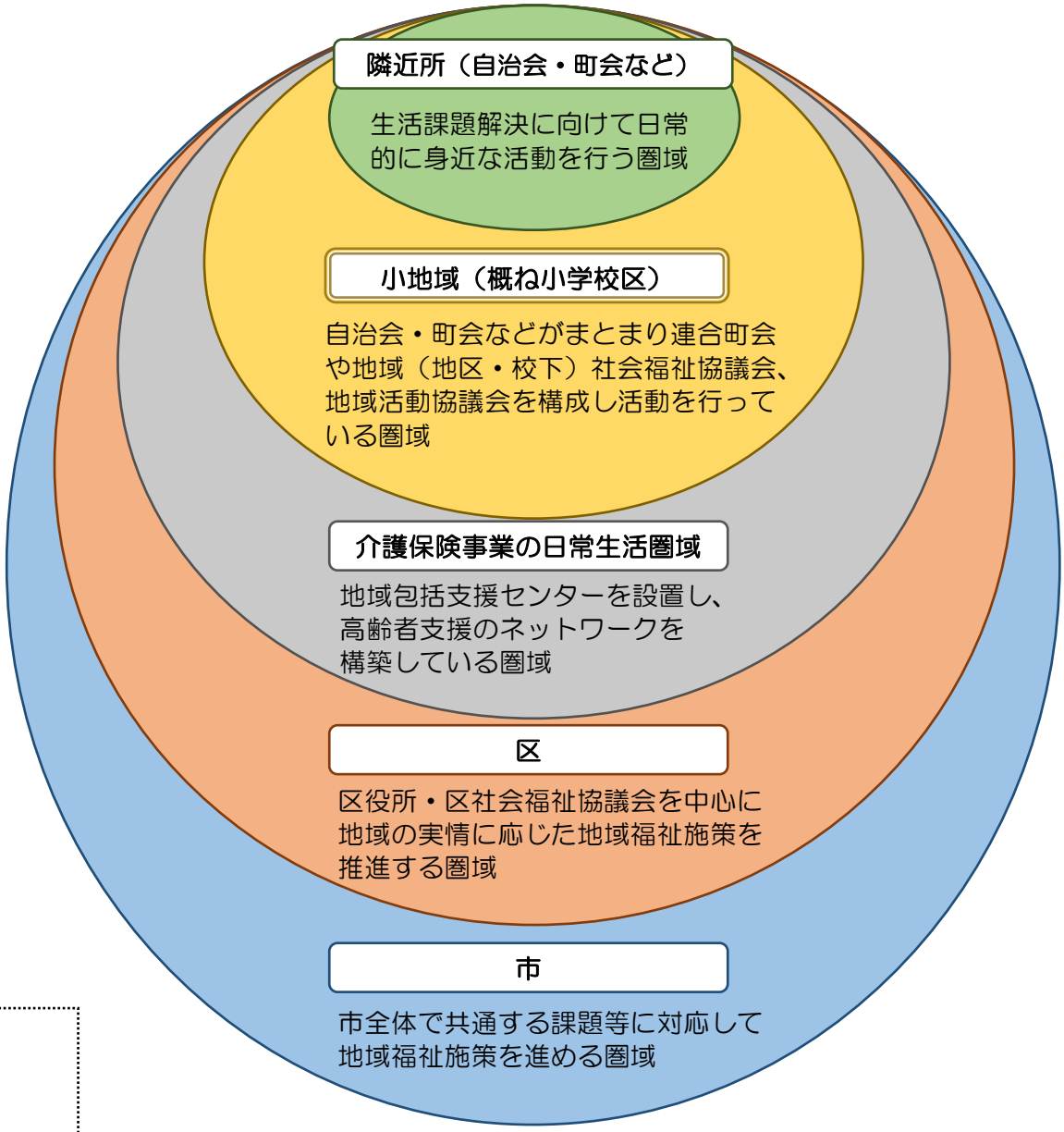


４　圏域の考え方

生活上のさまざまな課題を解決し、地域で自分らしく安心して暮らし続けていくためには、行政による福祉サービスの提供だけでなく、住民をはじめ地域に関わるすべての人が互いに支え合い、活動していくことが不可欠です。

「地域」は、活動の内容やサービスの内容などによって、さまざまな枠組みがあることから、本計画においては、次の図のように段階的なものとして「地域」をとらえ、各圏域で構成されるさまざまな主体がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協働していくよう、重層的に圏域を設定します。

とりわけ、小地域（概ね小学校区）は、深夜や休日、災害発生直後など公的支援が届かない場合においても助け合うことができ、また、日常的に課題を共有し、具体的な行動を起こしやすい圏域であり、地域福祉を推進するにあたって基本となる圏域として位置づけます。



○ 各圏域における主な組織や活動の状況等

【隣近所】

・自治会や振興町会など（以下「町会」という。）が近隣住民による自治的な団体として組織され、日常的な交流が行われる。
・個々の民生委員・児童委員等が日常的な相談支援を行う。
（活動例）　あいさつ、声かけ、回覧板、訪問
（特　性）　孤立死やごみ屋敷、虐待などの異変にいち早く気づくことができるが、社会資源は限定的。



【小地域】・・・概ね小学校区（約 300）

・町会の連合体（以下「連合町会」という。）が組織され、定期的な交流が行われる。
・民生委員・児童委員の地区協議会や地域（地区・校下）社会福祉協議会（以下「地域社協」という。）などが、長年継続して活動している。
・人権啓発推進員や青少年指導員・青少年福祉委員協議会などが活動している。
・老人クラブや子ども会、ボランティアグループなどが活動している。
・各小学校で生涯学習ルーム、学校体育施設開放事業などが実施され、PTA や小学校区協議会ーはぐくみネットー、学校協議会が組織されている。
（活動例）　定例的な会議、ふれあい喫茶や子育てサロン、こどもの居場所（こども食堂など）の継続的活動、お祭りなどのイベント、大規模清掃活動・防災訓練など
（特　性）　小学校や地域集会施設など拠点となる施設があり、顔の見える範囲の住民が組織的に活動。



小地域では、地域団体や NPO、企業など地域のまちづくりに関するいろいろな団体により「地域活動協議会※」が組織され、地域課題の解決やまちづくりに取り組んでおり、福祉分野の部会においては、地域社協や連合町会などが中心となって地域福祉活動が行われています※地域活動協議会の名称は、「まちづくり協議会」など地域によって異なります。

【介護保険事業の日常生活圏域】・・地域包括支援センターの担当圏域（66【2026（令和 8）年度現在】）

・高齢者の相談窓口である地域包括支援センターは、概ね高齢者人口１万人に１か所となるよう設置されており、保健師、社会福祉士等の専門職を配置のうえ、総合相談業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援、地域ケア会議の開催、介護予防ケアマネジメントなどの業務が行われている。
（活動例）　地域包括支援センターによる高齢者支援ネットワークの構築など
（特　性）　地域包括支援センターが中核的な役割を担いながら、地域包括ケアシステムの深化・推進を図っている。

地域包括ケアシステム

高齢者が地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を安心して営むことができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制。
※2040(令和 22)年には団塊ジュニア世代が 65 歳以上の前期高齢者となり、ますます生産年齢人口が減少して社会保障を支える担い手不足が深刻になることに加え、介護と医療の複合ニーズを抱える 85 歳以上人口、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者等の増加が見込まれることから、地域包括ケアシステムの深化・推進が必要とされています。

【区域】・・・行政区（24）
- 区社協が組織され、小地域での活動を支援している。
- 区障がい者基幹相談支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター、つどいの広場）、子ども・子育てプラザなど、分野別の相談支援機関が設置されている。
- 公的福祉サービスの提供、ニーズの施策化

【市域】
- 市社協が組織され、区での活動を支援している。
- 法や制度への関与

５　計画の推進・評価の体制

計画の推進・評価については、「計画（Plan）」を「実施（Do）」し、「評価（Check）」して「改善（Action）」するという「PDCA サイクル」を活用し、年度ごとに進捗状況を把握してその成果や課題を整理し、次のステップにつなぐサイクルを確立して効果的な取組を行うことが大切です。

「実施（Do）」については、市の関係部局が各々の事業について、本計画に基づき、地域福祉の視点に立った取組を進めていく必要があるため、福祉局長を委員長とする「大阪市地域福祉連絡会議」において、全庁的な体制で本計画の推進を図ります。

「評価（Check）」については、公募による市民委員や関係機関・団体の代表者等の参加による「大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」（以下「専門分科会」という。）の意見、「改善（Action）」については、専門分科会のもとに設置している「地域福祉基本計画策定・推進部会」の意見をそれぞれ聴きながら、計画推進状況の評価や、評価に基づく改善方法の検討を行ってまいります。

【計画の進捗状況を把握するため設定している「計画の指標」は、◆P.109 に掲載】

【第３期計画「各区に共通する課題等への具体的な取組」の進捗状況は、◆P.112 に掲載】

第２章　地域福祉を取り巻く現状

１　統計データ等から見る大阪市の現状

（１）人口・世帯数等の推移

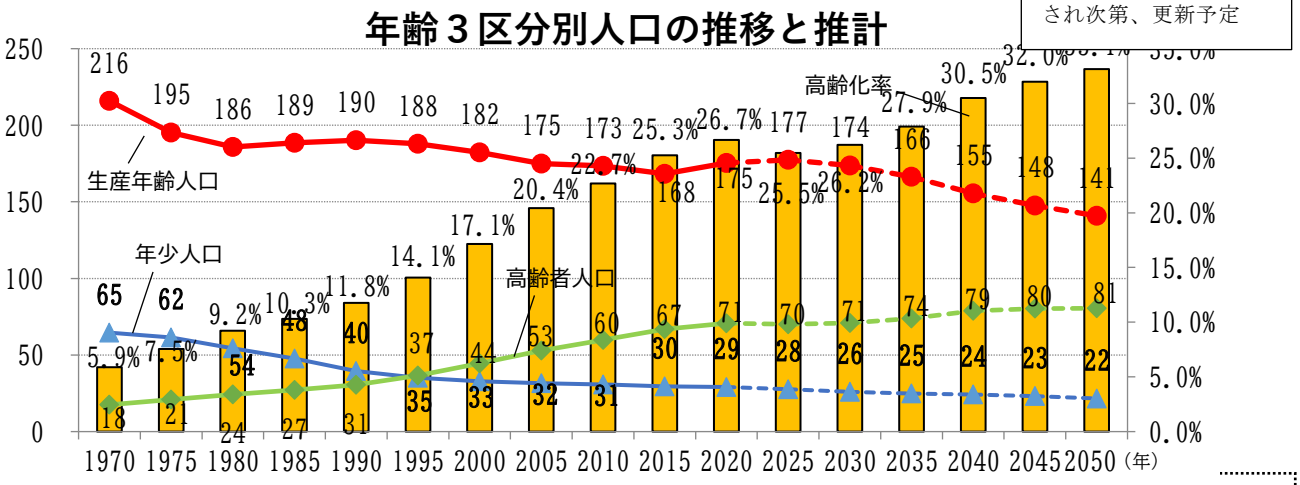
・大阪市の人口は、1965（昭和 40）年の約 316 万人をピークに減少傾向でしたが、2005（平成 17）年頃から緩やかな増加に転じ、2020（令和２）年には約 275 万人となっています。
しかしながら、全国や大阪府の人口は、2010（平成 22）年をピークに減少しており、年齢構成や出生数などを踏まえると、大阪市においても、将来的には減少に転じるものと見込まれます。

・高齢者人口（65 歳以上）は、1950（昭和 25）年以降増加しており、2020（令和２）年では、約 68 万人、高齢化率は 25.5%となっています。また、2045（令和 27）年には 81 万人、高齢化率は 32.4%になると見込まれています。一方、年少人口（０～14 歳）は、1960（昭和 35）年をピークに減少しており、2045（令和 27）年に人口に占める年少人口の割合は 9.7%になると見込まれています。

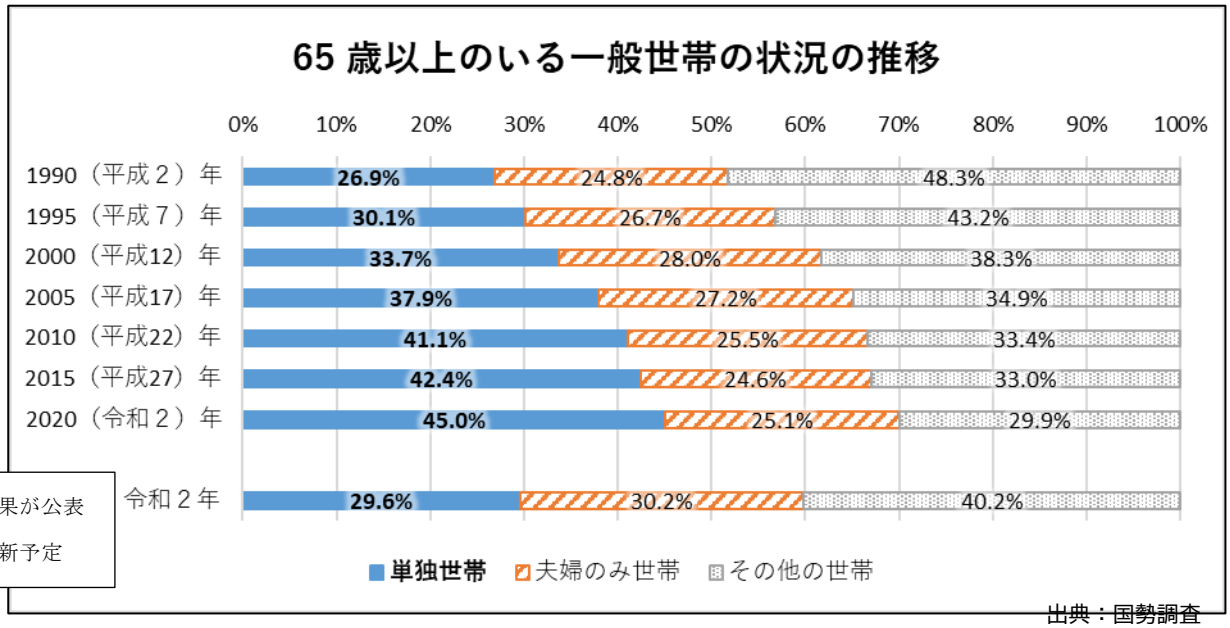
・65 歳以上世帯員のいる世帯のうち、単独世帯の割合を見ると、2020（令和２）年の全国平均 29.6%に対し大阪市は 45.0%となっており、非常に高くなっています。

➡　だれもが地域で孤立せず、その人らしい生活を送ることができるよう、みんなで支え合う地域づくりを進めることが重要です。*（関連ページ：第4章. 基本目標１　1住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実）*

国勢調査の結果が公表され次第、更新予定



実績：総務省「国勢調査」（年齢不詳除く）
推計：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和５年４月）



出典：国勢調査

国勢調査の結果が公表され次第、更新予定

・障がい者手帳所持者数は、身体障がいが 2024（令和６）年が約 13 万５千人、知的障がいが約３万８千人、精神障がいが約５万５千人となっており、2019（令和元）年より、身体障がい者はほぼ横ばいですが、精神障がい者についてはゆるやかに増加傾向にあります。

➡　地域で暮らす人々が抱えるさまざまな課題を解決するためには、その声に耳を傾け、地域全体の課題として受け止め、包括的な支援を行うことができるしくみをつくる必要があります。*（関連ページ：第4章．基本目標2　1相談支援体制の充実）*

・外国人住民数は 2014（平成 26）年以降、コロナ禍で一時は減少したものの、2022 年（令和４）年以降には再び増加に転じ、2025（令和７）年には約 21 万人となり、人口比率は 7.7%となっています。

➡　外国人住民の増加や国籍の多様化など、近年の外国人住民の取り巻く状況の変化を踏まえ、令和２年４月に大阪市多文化共生指針を策定し、本指針に基づく具体的な取組を各年度の行動計画とし、取組状況を把握し、改善や新たな展開につなげ、施策を推進しています。*（関連ページ：第4章．基本目標1　1住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実）*

・2020（令和２）年の高齢化率を区別に見ると、最も低い区が 15.4%であるのに対し、最も高い区では 39.2%であり、状況は大きく異なっています。また、2025（令和 7）年の区別の外国人住民比率を見ると、最も低い区が 2.4%であるのに対し、最も高い区は 24.5%となっています。

➡　区ごとに住民のニーズや特性が大きく異なることから、地域の実情・課題に応じた地域福祉の取組が重要です。*（関連ページ：第2章．3各区の取組状況）*

・生活保護受給世帯数や生活保護率は 2012（平成 24）年度以降減少しているものの、全国に比べて高くなっています。また、生活困窮者自立相談支援事業における新規相談支援件数は、新型コロナウイルスの感染拡大による経済不安を受けて 2020（令和 2）年度には大きく増加し、現在は減少傾向にはあるものの、依然として高水準にあります。

・大阪市における非正規雇用者が雇用者全体に占める割合は、女性では５割を超える状況が続いており、また男性でも全国より高い状況が続いています。

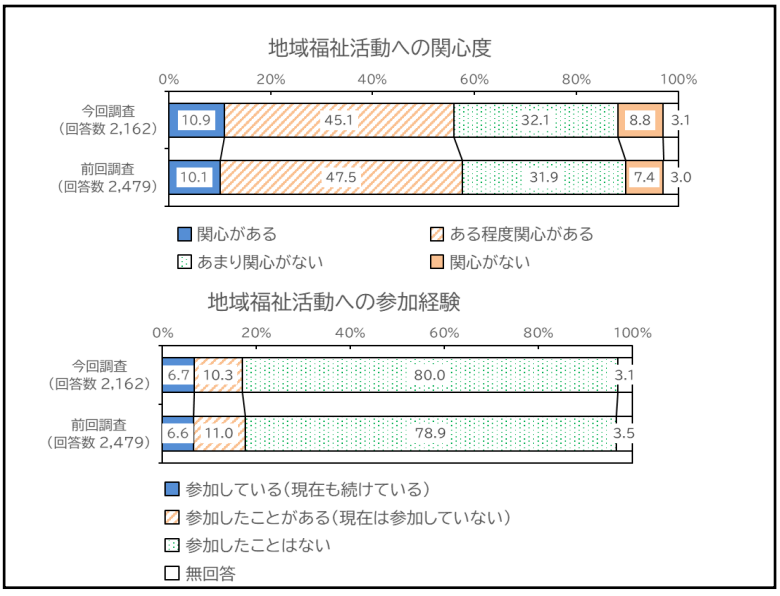
➡　誰もが安心して暮らせるよう、セーフティネットとしての役割が重要であり、経済的自立の支援だけでなく、社会生活、日常生活の自立に向けた支援が必要です。*（関連ページ：第４章．基本目標２　１相談支援体制の充実（２）【生活困窮者自立支援事業の事業内容について】）*

【関連する統計データ等は、資料編◆P.119 に掲載】

（２）市民の意識と活動の状況

・「大阪市における地域福祉にかかる実態調査」（以下「地域福祉実態調査」という。）では 60%近くの方が地域福祉活動への関心がある一方、現在活動に参加している割合は約７%にとどまっており、その理由は、「時間がないから」が最も多く、次いで、「参加するきっかけがないから」となっています。また、実施されていれば参加したい活動として、40 歳代以下ではこどもを対象とする活動等の割合が高く、50 歳代以上では防災・防犯に関する活動への関心が高めでした。

➡　活動に参加したきっかけとして、「活動場所が近所にあったから」「友人・知人に誘われたから」が高かったことからも、地域福祉活動への参加を促進するためには、対象者に応じた情報発信や参加者からの声掛け等が有効です。*（関連ページ：第４章．基本目標１　１住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実（２））*



・「困りごとなどを相談する人（機関）がいないこと」や「孤独・孤立を感じていること」と回答した人は、いずれも前回調査より低い割合となっており、コロナ禍により減少していた地域福祉活動が、徐々に再開されてきた結果だと考えられます。一方で、高齢者実態調査によると、ひとり暮らし高齢者の５割以上が孤立死を身近だと感じています。

➡　コロナ禍を経て、改めて人と人とのつながりの重要性が認識される中、共に支えあって暮らし続けることができる地域づくりを進めるため、地域のつどいの場の充実や見守り活動など、つながりを育み支援につなげる取組が求められています。*（関連ページ：第４章．基本目標１　1住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実（3）・（5））*

・厚生労働省等の調査では、介護職員の採用率は産業全体に比べて高く、離職率もゆるやかな低下傾向にあります。しかしながら、高齢者の増加を背景とした介護ニーズの増大に伴い、2040 年度に必要な介護職員数は約 272 万人と見込まれており、また、生産年齢人口の減少も進む中で、介護人材の一層の不足が懸念されます。

➡　介護職員がやりがいをもって仕事を続けることができるよう、引き続き福祉・介護人材の育成・定着を図る取組を進める必要があります。また将来の人材確保に向けて、こどもの頃から福祉に親しみをもってもらう取組や、多くの方が福祉・介護分野の仕事への関心を高めるための魅力発信等の取組を進めることが重要です。*（関連ページ：第４章．基本目標２　3福祉人材の育成・確保）*

・地域福祉実態調査では「大規模災害発生時を想定した地域での備え」について、「近所の人とあいさつをする程度の関係はつくっておくこと」「地域の災害時避難場所を知っておくこと」が必要と回答した方の割合は、世論・地域福祉の推進役・福祉専門職のいずれも約 70%と高い比率となっています。

➡　見守り活動等を通して日頃から顔の見える関係づくりを推進するとともに、防災の取組と連携した地域づくりが求められています。*（関連ページ：第４章．基本目標１　3災害時における要援護者への支援）*

・大阪市立中学校生徒を対象としたヤングケアラー実態調査では、家族のケアを担っていると回答した生徒は約９%、そのうち自分がケアをしていることを家族以外の「誰にも話していない」と回答した方は約 60%にのぼっています。

➡　社会がヤングケアラーのことを認識し、身近な人が気づき、理解し、手を差し伸べることが支援につながります。そのため、福祉や介護の関係機関、地域の関係者などへの周知や啓発を進めることが重要です。*（関連ページ：第４章．基本目標２　1相談支援体制の充実）*

【関連する統計データ等は、資料編◆P.129～131 に掲載】

（３）地域における団体等の活動の状況

・民生委員・児童委員は、住民の身近な相談相手となって、適切な支援につなぐ役割を基本としており、日常的な支援や子ども・子育て、在宅福祉、生活環境等、相談内容は多岐にわたっています。2025（令和７）年度の相談・支援活動状況をみると、「日常的な支援」が 24.5%と最も高く、次いで「子どもの地域生活」が 14.7%となっています。

・大阪市では、民生委員・児童委員以外にも、地域活動協議会やボランティア、社会福祉施設や NPO 法人、企業などにより活発に地域福祉活動が行われてきました。
民生委員・児童委員や町会・自治会等の地縁団体（以下「町会等」という。）は、担い手不足・加入率の低下が課題となっています。一方、地域福祉実態調査によると、地域にある社会福祉法人等による参画についてはやや増加していると回答されています。

➡　地域福祉活動の担い手確保を支援するとともに、多様な主体による地域福祉活動がより充実し相互の連携が一層進むよう、総合的に支援する取組が重要です。*（関連ページ:第4章. 基本目標1　2地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進）*

・共同募金（一般募金）の大きな割合を占める戸別募金は、年々減少しています。スマホアプリや電子マネーによる募金など新たな取組が進められています。その他、ふるさと寄附金やクリック募金など、多様な手段により地域福祉活動への寄付が行われています。

➡　さまざまな寄付にかかる情報を周知し社会全体で寄付文化の醸成のために取り組んでいくことが必要です。*（関連ページ:第4章. 基本目標1　1住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実(2)）*

【関連する統計データ等は、資料編◆P.138 以降に掲載】

（４）地域における福祉課題の状況

・2024（令和６）年度の高齢者や障がい者に対する家族等による虐待、児童虐待についての通報等件数は、引き続き高い水準で推移しています。また、相談・通報者としては、「警察等」が最も多くなっています。配偶者などによる暴力（DV）被害の相談件数は、近年、増加傾向にあります。

➡　虐待を早期に発見できる立場にある地域住民に対し、虐待についての知識・理解の普及啓発に取り組み、虐待を未然に防止することが必要です。また支援者や関係機関に対する啓発も継続的に取り組み、虐待の早期発見・早期介入に務めることが必要です。*（関連ページ：第4章. 基本目標2　2権利擁護支援体制の強化(1)）*

・大阪市における成年後見制度利用に関する 2025（令和７）年の申立件数は 1,299 件となっており、このうち後見開始の申立が全体の 60.7%を占めています。

➡　判断能力の低下の比較的早い段階から制度を利用するためには、引き続き、成年後見制度や相談先等の周知が必要です。*（関連ページ：第4章. 基本目標2　2権利擁護支援体制の強化(2)）*

【関連する統計データ等は、資料編◆P.147～154 に掲載】

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員のマーク

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員であり、給与の支給はなく（無報酬）、ボランティアとして活動しています。

また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされており、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

大阪市では、2025（令和７）年度末現在、約４千人の民生委員・児童委員が活動しています。（全国では約 22 万人）

民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員に期待される役割の基本は、住民の身近な相談相手となり、相談内容に応じて適切な支援につなぐことにあり、各地域において住民への相談支援活動を行っています。相談支援活動においては、相談したくても、だれにも相談できずに困っている住民を具体的な相談に結びつける入口となるような活動も重要であり、子育てサロンなどの活動にも取り組んでいます。

社会や家庭のありようが変化する中、地域社会において住民が抱える課題は複雑・多様化しており、子育て世帯、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。

また、民生委員活動は地域の状況を把握して行うことが重要であり、そのことが行政や関係機関・団体への提言、意見具申の取組につながっています。

民生委員の存在や活動を広く社会に伝えることは、相談支援活動にもつながることから広報活動にも力を入れて取り組んでいます。

なお、民生委員・児童委員の活動は、地域住民との信頼関係を基盤として成立することから、民生委員には民生委員法に基づき守秘義務が課されています。

活動事例

- 担当区域の高齢者や障がい者のいる世帯、児童・妊産婦・ひとり親家庭などの状況把握（家庭訪問や地域での情報収集など）
- ニーズに応じた福祉やサービスなどの情報提供
- 支援が必要な人のさまざまな相談に応じた助言
- 高齢者世帯への友愛訪問による見守りや生活支援
- 乳幼児健診未受診者事業への協力（未受診家庭の見守り）
- 児童の登下校時の声かけ、パトロール活動
- 子育てサロン
- 歳末助け合い運動　　など



大阪府民児協連キャラクター「大阪府版ミンジー」

民生委員制度の歴史

1917（大正６）年に岡山県に設置された「済世顧問制度」と、1918（大正７）年に大阪府に設けられた「方面委員制度」が民生委員制度のはじまりとされており、2017（平成 29）年に制度創設 100 周年、2018（平成 30）年には大阪での制度創設 100 周年という記念すべき節目の年をむかえました。

２　地域福祉にかかる法・制度の動向

地域福祉に関する施策は、2000（平成 12）年の社会福祉法制定による地域福祉の法制化を出発点として、少子高齢化や単身世帯の増加、地域でのつながりの希薄化に加え、8050 問題や孤独・孤立など複雑化・複合化する生活課題に対応するため、段階的な改正を通じて、2017（平成 29）年には包括的な支援体制の整備が位置づけられ、2020（令和２）年には地域共生社会の理念化と重層的支援体制整備事業の創設等が行われてきました。

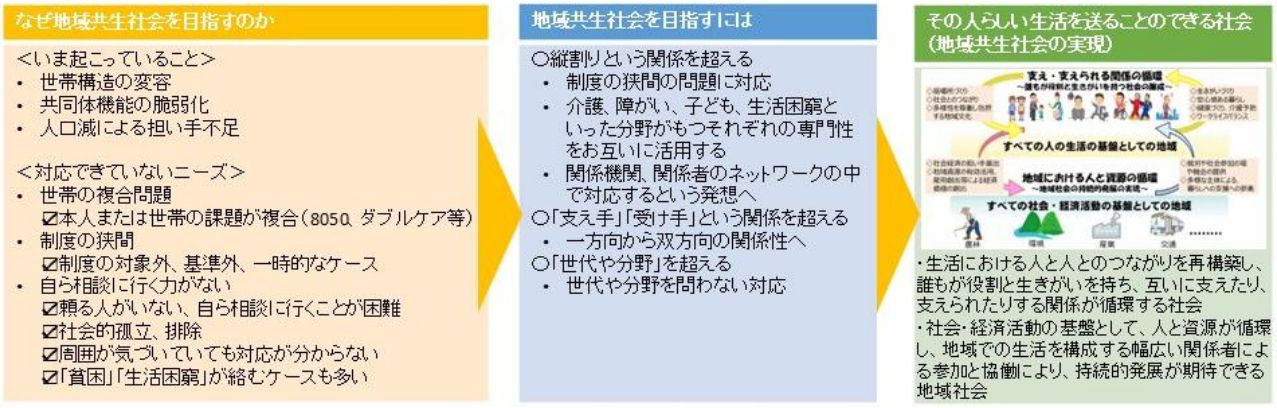
こうした中、2026（令和８）年６月に改正された社会福祉法等の一部を改正する法律では、2040 年に起こる人口構造の急激な変化等に対応するため、「１．地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充」、「２．福祉人材の安定的な確保・定着支援」、「３．支援基盤の強化等」に取り組むため、頼れる身寄りがいない高齢者等に対する相談体制等の整備を図ることや、成年後見制度等の適切な利用の支援が規定されるとともに、関係団体等で構成する社会福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とすること、また災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する人材登録の仕組みを整備する等の措置を講ずることとなっています。また、多様な分野との連携強化のため、消費者行政や防災を新たに連携に配慮する分野として追加するとともに、地域福祉計画の記載事項として位置づけられました。

こうした改正の趣旨を踏まえ、本計画では、地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充を図るとともに、福祉人材の確保・定着支援、支援基盤の強化及び多分野連携の推進を一体的に進め、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりに取り組みます。

（１）地域共生社会の実現

① 国の動向について

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や、『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものであると言われています。その実現には、「生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する」こと、また「社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる」ことの２つの視点が重要です。

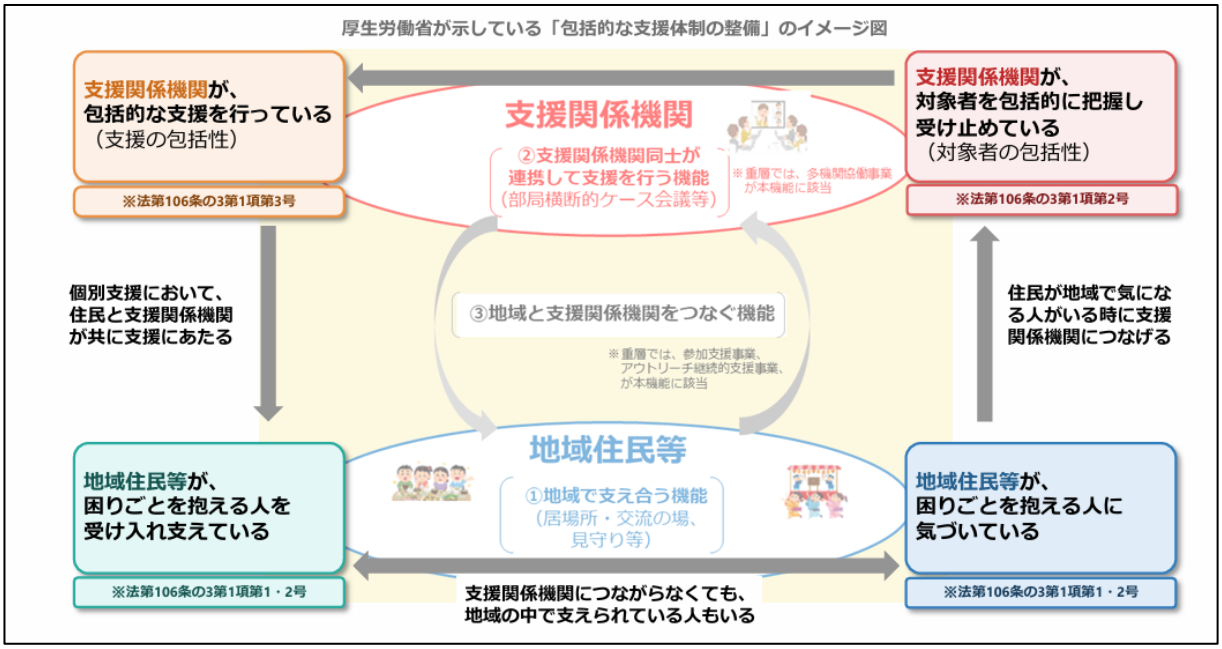


出典：厚生労働省資料を基に大阪市福祉局作成

2017（平成 29）年改正社会福祉法では、多様で複合的な地域生活課題を住民・関係者が把握し、関係機関の連携で解決する理念が示され、さらに市町村には住民参加の環境整備や、分野横断の相談に対応する包括的な支援体制づくりに努めることが明記されました。

また、2026（令和８）年６月の社会福祉法等の一部を改正する法律では、包括的な支援体制の整備をすすめるため、市町村が積極的に実施すべき施策が明確化されました。

【参考】包括的な支援体制イメージ図

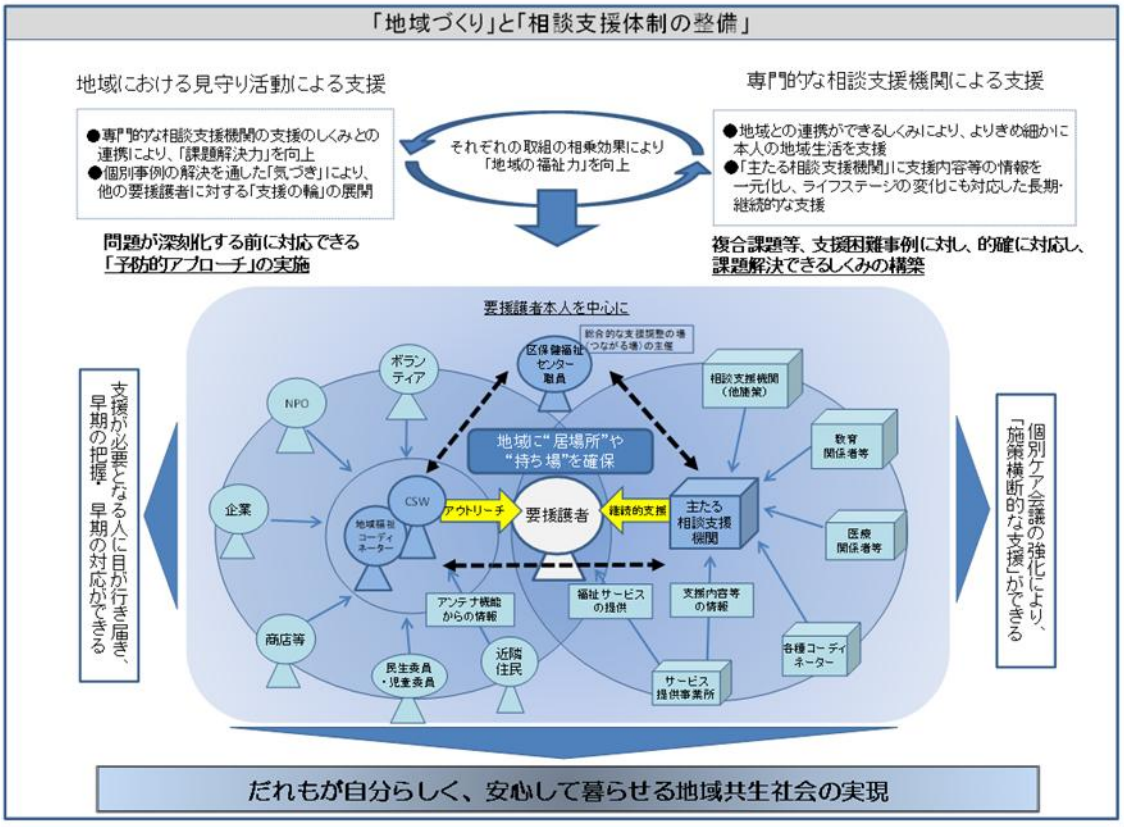


出典：三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング

「包括的な支援体制の整備に向けた取組の進捗状況を確認するためのロジックモデル・指標案」

② 国の動向を踏まえた大阪市の方針

大阪市では、2004（平成 16）年３月に「地域福祉計画」を策定してから今日に至るまで、地域福祉の基本理念とめざすべき方向性を定め、取組を継続的に推進してきました。さらに、2011（平成 23）年の大阪市社会福祉審議会からの「総合的な相談支援体制の充実に向けて」の提言を踏まえ、市として検討を重ね、2015（平成 27）年には「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を実施するとともに、2017（平成 29）年には「総合的な相談支援体制の充実事業」を市内３区でモデル実施（令和元年から全区実施）し、包括的な支援体制の整備を段階的に進めてきました。また、2026（令和８）年の改正社会福祉法により、市町村が積極的に実施すべき施策について明示されましたが、本市においてはこれに先立ち、「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」「だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり」の２つを基本目標に掲げ、各施策分野において取組を展開・充実させてきました。



【国の示す市町村が積極的に実施すべき施策と本市の主な取組】

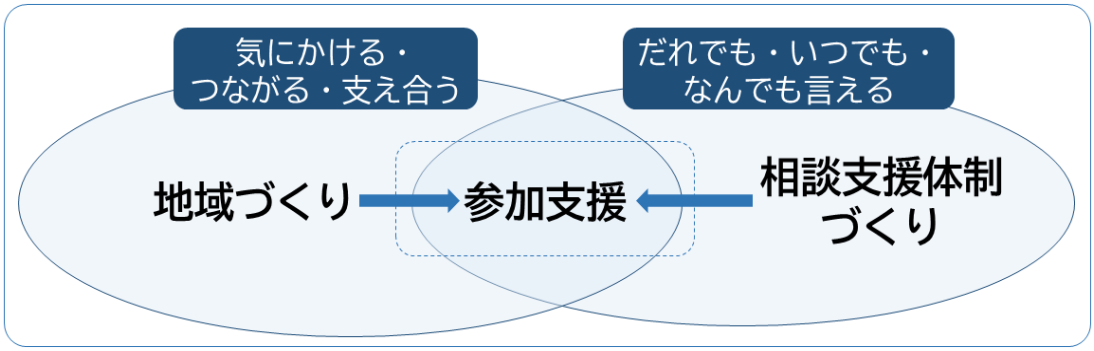
市町村が積極的に実施すべき施策	本市の主な取組
（１）地域住民同士の支え合い推進のための環境整備	第４章　基本目標１ １　住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実（１）（２）（３） ２　地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進 ３　災害時等に備えた要援護者への支援
（２）支援関係機関同士の連携による支援体制整備	第４章　基本目標２ １　相談支援体制の充実 ２　権利擁護支援体制の強化
（３）地域住民と支援関係機関の取組の協働体制整備	第４章　基本目標１ １　住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実（４）（５）

本計画においては、大阪市の方針を次のとおり定め、地域共生社会の実現に向けて、引き続き包括的な支援体制の整備・充実に取り組みます。

大阪市の方針

「地域づくり」と「相談支援体制の整備」を基本として、各分野におけるさまざまな取組に、「参加支援」の視点・観点を持って進めることにより、包括的な支援体制をさらに充実させ、地域福祉の推進を図ります。

○ 大阪市における包括的支援体制の整備（イメージ）



■　「参加支援」とは　～社会とのつながりを作るための支援～

だれもが地域でいきいきと暮らしていくためには、社会とつながり、自らが地域の一員であると感じられるような“居場所”や“持ち場（役割）”があることも重要です。

住民が主体となる「地域づくり」を進める上では、地域の課題や「気にかかる人」、さらに住民の興味や関心があることについてみんなで話し合い、多様な居場所や活動につないだり、時には新たな参加の場所を作ったりなど、ともに暮らし、支えあえるよう工夫することが大切です。

相談支援の現場においても、相談や福祉サービス利用の中で見えてきた、一人一人の「できる」「好き」「やってみたい」といった気持ちに寄り添い、制度の枠にとらわれず、その人に合わせた“居場所”や“持ち場”を考え、つなぐことが必要です。

このような積み重ねにより、“居場所”や“持ち場”のある人が地域に増え、かつて支援を受けた人が、今度は別の課題を抱えた人を支援する役割を担う機会が生まれることで、支え、支えられる関係が循環し、人と人とのつながりが継続していくこととなります。

地域づくりにおいても、相談支援体制づくりにおいても、この視点をもって取り組むことが大切です。

（２）頼れる身寄りがいない高齢者等への支援体制の充実

① 国の動向について

高齢化の進展や核家族化により、高齢者の単身世帯は今後さらに増える見込みです。それに伴い、頼れる身寄りがいない高齢者も増加すると想定されます。これまで家族・親族、地域、職場などの支え合いで解決できていた困りごとも、こうした基盤の弱まりにより解決が難しくなり、生活上の課題として表面化しています。

また、頼れる身寄りのいない高齢者に限らず、将来的に身寄りがない状態になる可能性がある、ひとり親世帯の親子、独身の若者・中年層なども含め、「頼れる身寄りがいないこと」に着目した支援施策の必要性が高まっています。

しかし、身寄りがいないことに起因する生活課題について、相談を受け止める窓口が明確ではなく、相談対応を担う機能の整備が求められています。あわせて、相談支援と複数の支援体制の協働・連携をどのように進めるかが課題となっています。

さらに、頼れる身寄りがいないことで、これまで家族・親族が担ってきた日常生活の支援、入退院・入退所の手続支援、死後事務の支援を受けられず、必要なサービスの利用が困難になる場面が生じています。こうした課題に対応するため、2026（令和８）年に社会福祉法等の一部改正が行われました。

頼れる身寄りがいない高齢者等の生活課題に関する相談体制については、地域包括支援センターや生活困窮者自立相談支援機関等の既存の支援体制において、「身寄りのない高齢者等への相談支援」を行うことが明確化され、相談支援機能の強化が図られました。

また、「日常生活」「入院等の手続」「死後事務」を支援する事業が、新たに社会福祉法の第二種社会福祉事業に位置づけられ、具体的には、精神上の理由や近隣に居住する家族がいないことなどにより、日常生活または社会生活を営むうえで支障がある生計困難者に対し、福祉サービス利用に関する相談援助や必要な手続の支援に加え、保健医療サービスに関する相談援助・手続支援、さらに死亡時の葬祭等の支援を行うこととされています。これにより、頼れる身寄りがいない高齢者等はもちろん、判断能力が十分ではない人や資力が十分でない人も必要な支援を受けられ、人生の最期まで安心して歳を重ね、自分らしく地域で自立した生活を続けるための枠組みが整備される予定です。

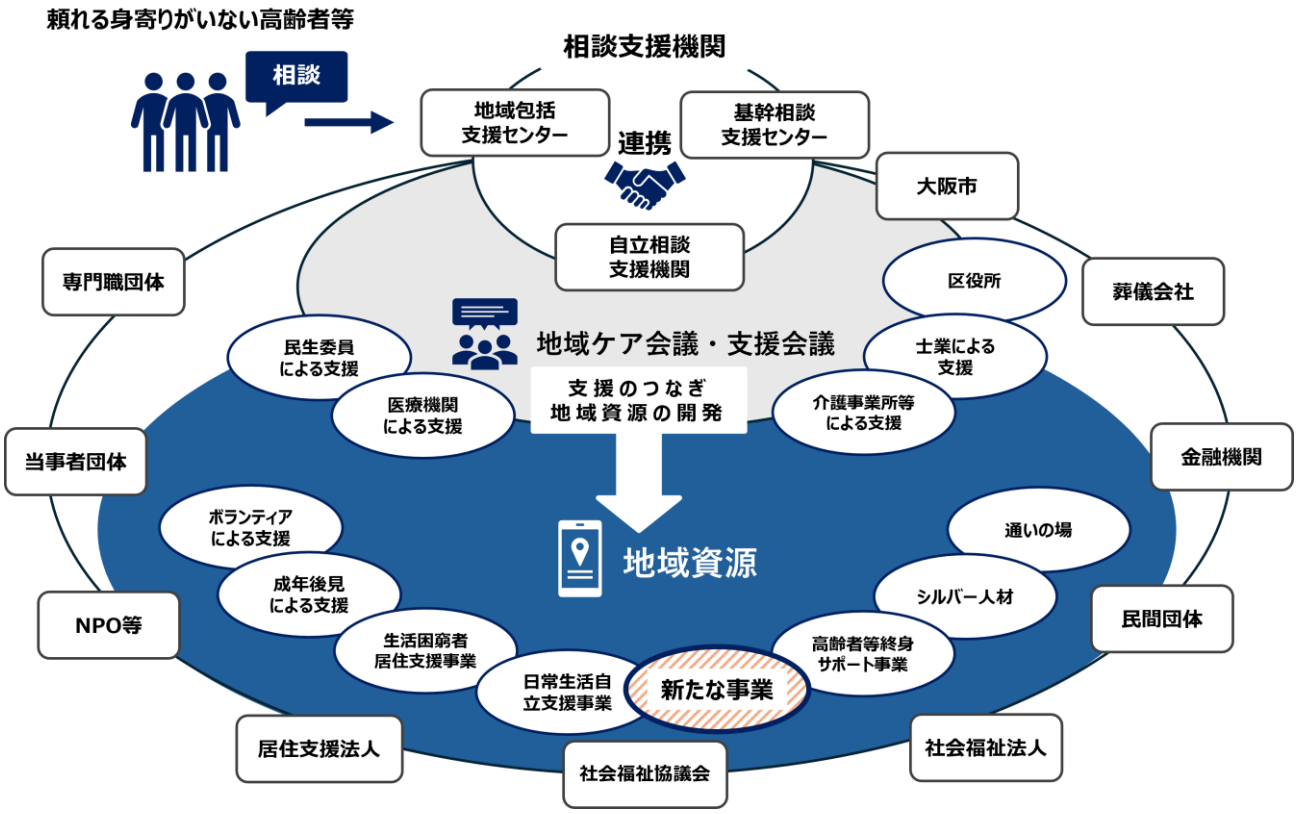
② 国の動向を踏まえた大阪市の方針

大阪市では、高齢・障がい・生活困窮など各分野における相談機関が、さまざまな相談を端緒に、頼れる身寄りがいない高齢者等への支援につながるように、相談支援機関の研修や連携を通じて相談機能の強化を図ります。

また、新たに第二種社会福祉事業として位置づけられた、精神上の理由又は近隣に居住する家族がいないこと等の理由により、日常生活又は社会生活を営むのに支障がある生計困難者に対しての支援について、社会福祉協議会等の関係機関とともに検討し、必要な取組みを進めます。

大阪市の方針

- 高齢・障がい・生活困窮など各分野の相談支援機関において、頼れる身寄りがいない高齢者等からの相談を受け止め必要な支援につなげるよう取組を進めます。
- 頼れる身寄りがいない高齢者等の生活上の課題に対応した支援に取り組みます。
- 人生の最期まで安心して歳を重ね、自分らしく地域で自立した生活を送るための枠組みの充実を図ります。



出典：厚生労働省資料をもとに大阪市福祉局作成

（３）成年後見制度の利用の促進 ●●●●●●●

① 国の動向について

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいにより、財産管理や日常生活等に支障がある人たちの権利を守り、自分らしい生活を支えるための重要な手段です。

2016（平成 28）年５月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）が施行されました。これを受け、2017（平成 29）年３月に策定された「成年後見制度利用促進基本計画」では、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」の重要性が示されました。さらに、2022（令和４）年３月に策定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」でも、同ネットワークづくりへの取組を継続する方針が示され、成年後見制度を含めた総合的な支援として権利擁護支援策を充実させていく必要があることが明記されるなど、地域共生社会の実現に向けて、さらなる施策の推進を図ることとされました。

また、2026（令和８）年の民法改正では、高齢化の進展、単身高齢者世帯の増加等の社会情勢の変化を踏まえ、成年後見制度をより利用しやすいものとする等の観点から、法定後見について必要性を開始の要件とし、開始の際の必要性がなくなれば終了することができる等、制度の見直しが行われ、今後具体的な枠組みが整備される予定です。

【参考】国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の概要　１

成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

○ 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。
○ 成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
・ 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
・ 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。
○ 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

今後の施策の目標等

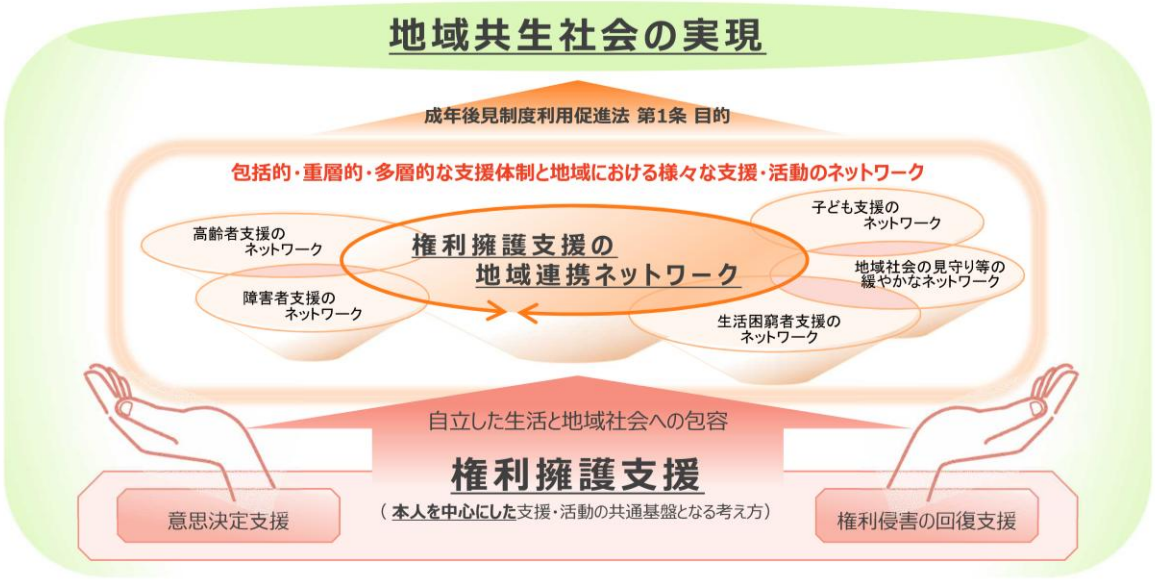
○ 成年後見制度の見直しに向けた検討、市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討、権利擁護支援策を充実するための検討を行う。また、成年後見制度の運用改善等や、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。
○ 工程表やＫＰＩ（評価指標）を踏まえて施策に取り組む。成年後見制度利用促進専門家会議は令和６年度に中間検証を実施する。

【参考】国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の概要　２

第二期成年後見制度利用促進基本計画における 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

○　地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。

○　第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。



第二期成年後見制度利用促進基本計画の構成

はじめに

Ⅰ　成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標
- 1　成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方
- 2　今後の施策の目標等

Ⅱ　成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 1　成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
 - （１）成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - （２）総合的な権利擁護支援策の充実
- 2　尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
 - （１）本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
 - （２）適切な後見人等の選任・交代の推進等
 - （３）不正防止の徹底と利用しやすさの調和
 - （４）各種手続における後見業務の円滑化
- 3　権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
 - （１）権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方 －尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
 - （２）地域連携ネットワークの機能 －個別支援と制度の運用・監督－
 - （３）地域連携ネットワークの機能を強化するための取組 －中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
 - （４）包括的・多層的な支援体制の構築
- 4　優先して取り組む事項
 - （１）任意後見制度の利用促進
 - （２）担い手の確保・育成等の推進
 - （３）市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
 - （４）地方公共団体による行政計画等の策定
 - （５）都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

② 国の動向を踏まえた大阪市の方針

大阪市では、国の事業整備に先駆け、1997（平成９）年から財産管理支援事業を実施し、2007（平成 19）年度には市民後見人の養成等を行う「大阪市成年後見支援センター」を整備するなど、権利擁護関係事業を積極的に推進してきました。とりわけ、本市の市民後見人は、無報酬・単独受任（後見監督人等がつかない）など、「大阪市モデル」として、地域のコミュニティづくりに貢献しており、判断能力が十分ではない人の地域での暮らしを「市民」という特性を生かし、献身的な見守りときめ細かな対応により支援しています。なお、市民後見人バンク登録者数は、2026(令和8)年３月現在、政令指定都市最多となっています。

本計画においては、国が定めた成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、市町村の役割とされている、中核機関の設置、地域連携ネットワークづくり、後見人等の担い手の育成・活躍支援等にかかる大阪市の方針を、次のとおり定め、国の制度改正等の動向を注視しながら取組を進めていきます。

大阪市の方針

・大阪市では、「大阪市成年後見支援センター」を中核機関として位置づけたうえで、その機能強化を図り、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」の設置・運営や、本人を中心とする「チーム」を支援する「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築に引き続き取り組みます。

・また、今後の権利擁護支援を必要とする人の増加に対応するため、市民後見人の養成・支援を強化します。

【詳細は、第４章　重点的な取組「成年後見制度の利用促進」（P.96）に掲載しています。】

【「成年後見制度」「市民後見人」等の説明については、P.95 を参照してください。】

（４）生活困窮者への支援 ●●●●●●●

① 国の動向について

2015（平成 27）年４月から施行された生活困窮者自立支援は、最後のセーフティネットである生活保護に至る前の段階から、第２のセーフティネットとして早期に支援を図ることを目的としています。

2018（平成 30）年 10 月には、改正生活困窮者自立支援法が施行され、地 域共生社会の実現に向けて、生活困窮者自立支援制度の２つの基本理念である、「生活困窮者の尊厳の保持」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」が法に規定されました。

また、生活困窮者の定義として、経済的困窮の背景要因となる、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性などのさまざまな事情なども含めることが明確化され、包括的に支援を行っていくこととされています。

これに加えて、社会的孤立や自尊感情の低下等により、自ら SOS を出すことが難しい生活困窮者が、早期に支援につながるよう、自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合には自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが努力義務化されるとともに、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うため、関係機関等から構成される会議（支援会議）を設置することができることとなりました。

2020（令和２）年度以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、住居確保給付金の対象者の拡充等のさまざまな支援策が実施されました。

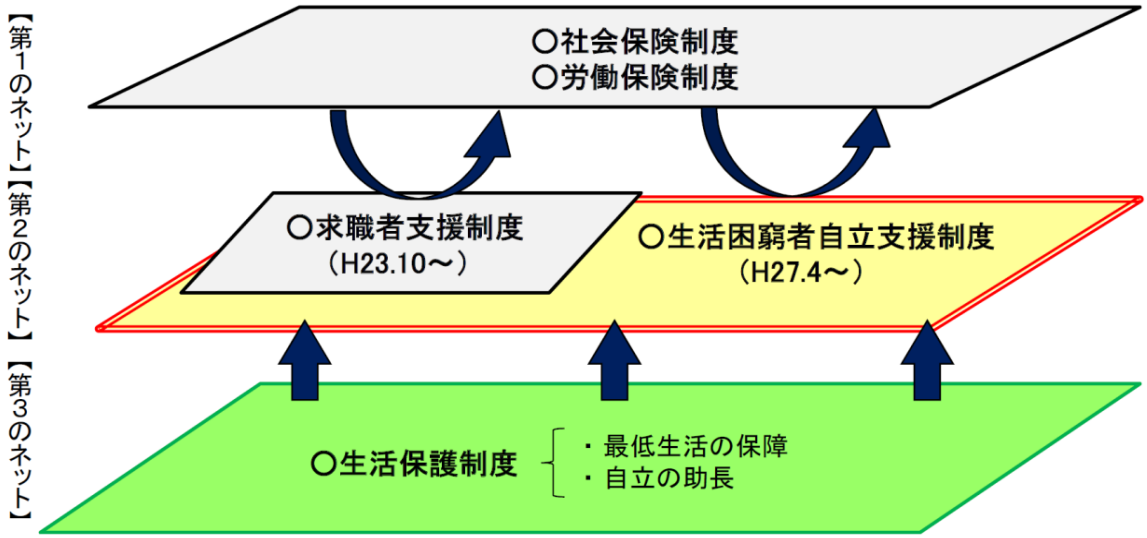
2025（令和７）年４月に施行された改正生活困窮者自立支援法では、単身高齢者の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な方への安定的な居住の確保の支援として、自立相談支援事業において居住に関する相談支援を行うことの明確化や、家賃が低廉な住宅等への転居により安定した生活環境が実現するよう、生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の範囲の拡大等、居住支援強化のための措置が講じられました。

また、住宅確保要配慮者が安心して居住できる環境を整備するため、2025（令和７）年 10 月に改正施行された住宅セーフティネット法では、国土交通省と厚生労働省の共管事業として、市区町村による居住支援協議会の設置が努力義務化され、住まいに関する相談窓口から入居前・入居中・退居時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進することが求められています。

【参考】

生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット

最後のセーフティネットである生活保護制度及び生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者支援制度により、生活に困窮する者に対して、重層的なセーフティネットを構成している。



生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

1. 基本理念・定義の明確化

・生活困窮者の自立支援の基本理念の明確化
①生活困窮者の尊厳の保持
②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援
③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備（生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり）
・定義規定を「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に見直す。

⇒ 生活困窮者支援に携わる多数かつ他分野にわたる関係者間において、基本理念や定義の共有を図ることにより、適切かつ効果的な支援を展開

2. 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設

・事業実施自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化。

⇒ 関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援を実施

3. 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

・事業実施自治体は、関係機関等を構成員（※）とする、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議の設置をできることとする。
（※）自治体職員（関係分野の職員を含む）、自立相談支援事業の相談員、就労準備支援事業・家計改善支援事業等法定事業の支援員、各分野の相談機関、民生委員等を想定。
・生活困窮者に対する支援に関する関係者間の情報共有を適切に行うため、会議の構成員に対する守秘義務を設ける。

⇒ 会議における情報共有等の結果、世帯全体としての困窮の程度の把握等が進み、深刻な困窮状態にある生活困窮者や困窮状態に陥る可能性の極めて高い生活困窮者等への早期、適切な支援が可能

5

出典：厚生労働省

② 国の動向を踏まえた大阪市の方針

大阪市では、2015（平成 27）年４月の生活困窮者自立支援法施行に伴い、各区に相談窓口を設置し、同法に基づく自立相談支援事業をはじめとした各種事業を推進してきました。（生活困窮者自立支援法に基づく各種事業の内容については、P77 参照）

また、直近では、2025（令和７）年４月の改正生活困窮者自立支援法施行等を踏まえ、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るため、2026（令和８）年６月に「大阪市居住支援協議会」を設置しました。

大阪市の方針

- 大阪市では、生活困窮者自立支援法に基づき設置した各区の相談窓口を中心に、引き続き、生活困窮者の早期の自立に向けた支援を実施するとともに、自ら支援を求めることが困難な若者等も相談を受けられるようアウトリーチ支援に取組ます。
- 2026（令和８）年６月に設置した「大阪市居住支援協議会」により、住宅部局・福祉部局並びに不動産関係団体、福祉関係団体等が連携し、地域における住宅確保要配慮者の居住の安定確保と居住支援方策の充実を図ります。

（５）地域福祉に関連する動向 ● ● ● ● ● ● ●

①災害に備えた福祉的支援体制について

令和６年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、令和７年７月に災害対策基本法等の一部が改正され、国による災害対応が強化されるとともに、被災者に対する福祉的支援等の充実が図られました。

この法改正を受けて、包括的な支援体制の整備に当たり防災分野と連携すること、また平時から関係者との連携体制を構築することが求められています。

こうした動向を踏まえ、大阪府においては、災害発生時における被災地の福祉ニーズに円滑に対応するため、府内の福祉関係団体と行政において、災害支援等に関する相互の取組みの情報共有や福祉ニーズへの連携した取組みが進められています。

本市においても、大阪府災害派遣福祉チーム（以下「大阪 DWAT」という。）と連携し、災害に備えた福祉的支援体制を整備する必要があります。

② 孤独・孤立対策について

単身世帯や単身高齢世帯の増加といった社会構造の変化に伴い、社会的つながりが希薄になり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況となっています。「孤独」や「孤立」の問題は、悩みや困りごとが生じた際に一人で抱え込んでしまうことで、状況が複雑化・深刻化することにあります。

こうしたことから、2024（令和６）年４月より「孤独・孤立対策推進法」が施行され、孤独・孤立対策推進本部において作成された「重点計画」では、

⑴孤独・孤立双方への社会全体での対応

⑵当事者や家族等の立場に立った施策の推進

⑶人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

が基本理念として掲げられ、社会のあらゆる分野において、対策を推進することとされています。

本市としても、福祉分野のみならず、あらゆる分野において、当事者の立場に立った施策をすすめます。

地域福祉の観点からは、住民がお互いを日頃から気にかけたり、あいさつや声かけをしたりするなど、身近なつながりを築くことで、誰もが困ったときに気軽に声をあげられる・かけられる地域づくりを支援します。また、相談支援体制の充実を図るとともに、既存の相談支援の仕組みでは解決できない、複合的課題等を抱えた孤独・孤立世帯に対しては、多機関が連携・協働する仕組みにより支援しています。

○「孤独」（一般的な捉え方）とは
　主観的概念であり、ひとりぼっちと感じる精神的な状態を指し、寂しいことという感情を含めて用いられることがある。

○「孤立」（一般的な捉え方）とは
　客観的な概念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態を指す。

■ ひきこもり支援

「ひきこもり」とは、さまざまな要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には６か月以上にわたって、概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念です。（他者と交わらない形での外出をしている場合を含む。）

大阪市では、「ひきこもり地域支援センター」をはじめとするさまざまな部局においてひきこもりに関する相談を受けているほか、「若者自立支援・ひきこもり支援関係局会議」を設置し、保健・福祉・教育・雇用等の関連分野が相互に情報共有を行い、連携して、ひきこもり支援に取り組んでいます。

③ ＤＸの推進と「誰一人取り残されない」デジタル化

社会環境の変化、地域課題や社会ニーズの複雑化、多様化に対応するため、世界的に DX（デジタル・トランスフォーメーション）※の取組が進められています。

国においては、2021（令和３）年５月のデジタル社会形成基本法の成立を受け、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を策定し、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」をめざし、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」につなげていくこととしています。

大阪市でも、2023（令和５）年３月に「Re-Design おおさか ～大阪市 DX 戦略～」を策定し、あらゆる行政分野・施策を対象として DX を推進し、その中で「誰一人取り残されない」デジタル化を掲げ、取組を進めています。

具体的には、デジタル機器の活用が難しい人や日本語に不安を覚える人、障がいのある人等も含めた誰もがデジタル技術の恩恵を享受できるよう取り組み、また、国、地域、学校等の取組や人材を活用しながら、デジタル機器・サービスに不慣れな人が、身近な場所や地域でデジタル機器・サービスの利用に関して学べる・相談できる機会の創出を進めることとしています。

地域福祉の推進にあたっては、これまでも積極的にデジタル技術の活用に取り組んできたところですが、今後も上記の理念を共有しながら、取組を進めます。

※ DX（デジタル・トランスフォーメーション）
データ及びデジタル技術の活用を前提に、市民、事業者等のニーズを基に、地域課題を解決するとともに、行政サービス及びその提供方法はもとより、業務プロセス、組織、制度、文化及び風土を変革することをいいます。

３　各区の取組状況

（１）取組状況について

区地域福祉計画等の策定状況

大阪市では、本計画と 24 区の地域福祉計画が一体となって、社会福祉法が規定する市町村地域福祉計画を形成しています。【◆P.3～4 参照】

☆各区取組状況については、次ページ以降を参照☆

各区の地域福祉計画本文は、各区役所等で閲覧できるほか、インターネット上でもご覧いただけます。大阪市ホームページ内「各区の地域福祉計画について」から各区役所のページを参照ください。

https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000436356.html

各区が連携して取り組んでいる事項

区長で組織される区長会議において、区地域福祉計画等の策定に関する指針を定めるなど、各区が連携して取り組むことにより、市全体として地域福祉を推進しています。

① 各区の地域福祉計画策定に係る指針

2021（令和３）年度に、区長会議（福祉・健康部会）において「各区の地域福祉計画策定に係る指針」を定めています。

・計画策定にあたっては、地域福祉推進の主役である住民やさまざまな活動主体の意見を丁寧に聴き、地域と行政が一体となって地域福祉計画を策定することができるよう配慮する。

・運用状況の評価にあたっては、各区の特性や実情に応じた視点で行うとともに、地域や外部団体の意見も受けるなど積極的な外部評価の実施にも留意する。

・区長マネジメントを十分発揮するため、計画期間を区長の任期（４年）以上とする場合には、中間年で必要な見直しを行う、または改定せずとも必要な取組を実施するなどの対応を行う。

② 社会的つながりが希薄な世帯への支援

大阪市では、経済的な困窮等により、地域・親族・職場等の社会的つながりが途絶しており、支援を求めること又は支援を利用することが困難であり、相談支援に結びつきにくい世帯を「社会的つながりが希薄な世帯」と位置づけ、行政が中心となって介入を進め、関係機関と連携し、支援の仕組みにつなげる取組を推進しています。

各区においては、職員の感度とスキルを向上させるための研修の開催や、関係機関が連携して対応するための仕組みづくりを進める等、さまざまな取組を行っているところです。

③ 「気にかける」地域づくり

地域共生社会の実現のためには、住民が自分の身近に暮らす人の存在や変化を「気にかける」ことが出発点となります。

2021（令和３）年度には、区長会議（福祉・健康部会）が主体となって、各区の「気にかける」取組事例を取りまとめ、各区で共有するとともに、取組の推進を通じて、職員の感度の向上や地域との連携強化につなげていくこと、さらには、防災や防犯など福祉分野に限らず区横断的に「気にかける」取組を推進する方向性について確認されました。

また、市域全体を対象とする取組として、2022（令和４）年度よりコンビニエンスストアとの協働により、見守りが必要な高齢者や虐待リスクのある子どもに対する具体的な「気づき」の例と、関係機関の連絡先を記載した従業員向け周知チラシを各店舗で活用していただいています。

④ 各区の取組の共有による地域福祉の推進

区が主体となって実施する地域福祉の取組がさらに効果的なものとなるよう、取組の共有を行っています。

一例として、2022（令和４）年度より北区で実施しているコンビニエンスストアとの連携によるフードドライブ（家庭等で余っている食品を集め、生活困窮者支援団体やこども食堂等を通じて、支援を必要とする人に無償で譲渡する取組）の事例について共有し、他区での展開につながっています。

各区の取組状況　（北区・都島区・福島区・此花区）

【北区地域福祉計画】

基本理念　2025 年～2029 年（R7～R11）

すべての人がつながり、支えあって活きるまち　北区
～一人ひとりがありのまま、自分らしく暮らし、まなび、集う地域づくり～

〇主な取組

住民主体の福祉コミュニティ推進事業

〇内容

北区社会福祉協議会と連携し、専門的知識等を有するコミュニティソーシャルワーカーと各地域の身近な相談窓口として地域福祉コーディネーターを配置することにより、生活課題の早期発見・解決に向け、包括的相談支援・権利擁護体制ときめ細やかな見守りネットワークの構築・充実を目指しています。



北区
のんちゃん・すーちゃん
©大阪市北区

【都島区地域福祉ビジョン】

基本理念　2025 年～2027 年（R7～R9）

だれもが自分らしく安心して
暮らし続けられる地域づくり

〇主な取組

みやこねっと（都島区高齢者地域包括ケアシステム推進会議）の開催

〇内容

都島区における地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、高齢福祉・介護福祉に関わっている、医療、高齢者・介護福祉、地域、行政の関係者により開催している会議です。



都島区
都希（とっきー）

【福島区地域保健福祉ビジョン】

基本理念　2025 年～2027 年（R7～R9）

人と人が互いに認め、支え合い、
安全に安心して自分らしく暮らせる、
つながりのあるまち「ふくしま」

〇主な取組

地域の福祉活動サポート事業及び
福島お助けネットワーク事業

〇内容

福祉サービスの対象とならない軽微な作業等を地域住民が有償ボランティアとして援助する「福島お助けネットワーク」を実施し、有償ボランティア（サポーター）を募ることで、新たな福祉活動の担い手や地域福祉活動へ参加するきっかけをつくります。



福島区
フッピィ

【ふくし丸ごと KONOHANA プラン（第 2 期此花区地域福祉計画）】

基本理念　2026 年～2030 年（R8～R12）

気にかけ、声を掛け合い、支え合い、
誰もが安心して安全に暮らせる街づくり

〇主な取組

「このはな地域見守りタイ」事業

〇内容

地域住民等から構成されるボランティアの「このはな地域見守りタイ」により、高齢者、障がい者、子育て世帯、ヤングケアラー及び不登校児など、見守りを必要とする人への定期的な見守り活動を実施するとともに、必要に応じて行政機関や関係団体等への連携に取り組んでいます。



此花区
このはちゃん

各区の取組状況　（中央区・西区・港区・大正区）

【中央区地域福祉ビジョン】

基本理念　2023 年～2027 年（R5～R9）

誰ひとり取り残されることなく、全ての人が安心して暮らし続けられる福祉のまち

〇主な取組

「こねっと★ほーむ」強化プロジェクト

～訪問支援員による寄り添いサポート事業～

〇内容

地域ぐるみでこどもたちを見守り、子育てを応援する取り組みとして、子育て支援室に「寄り添いサポーター」を配置しています。

中央区内の保育施設及び教育施設を巡回訪問し、施設との連携を強化し、先生方と共に子育てに寄り添い、園への後方支援や保護者のニーズ・世帯の課題に応じた適切な支援への繋ぎを行っています。



中央区
ゆめまるくん

【西区地域福祉ビジョン】

基本理念　2023 年～2026 年（R5～R8）

つながる・気にかけるまちづくり

〇主な取組

西区地域福祉見守り活動応援事業

〇内容

高層マンション等の新築に伴う転入者の増加等により、地域コミュニティの希薄化が進むなか、高齢者・障がい者等の孤立を防ぐため、14 地域に見守りコーディネーターを配置し、要支援者への福祉情報提供・相談対応等を行うとともに、地域住民が主体となった見守り活動組織を継続して運営していくための支援を行いま



西区
にっしー

【港区地域福祉計画】

基本理念　2024 年～2026 年（R6～R8）

だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり

〇主な取組

港区地域福祉サポート事業



港区
みなりん

〇内容

港区社会福祉協議会と連携し、身近なところでの相談、見守り活動、緊急時の一時的な援助を行う地域見守りコーディネーターを各地域に配置しています。

子育て世帯から高齢者まで幅広い世代の方々が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、要援護者等の個別支援のためのコーディネート活動、支えあいのためのマッチングシステムの運用、地域での見守り強化の推進を行います。

大正区地域福祉ビジョン ver.3】

基本理念　2025 年～2027 年（R7～R9）

だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり

〇主な取組

地域見守り体制づくり推進事業



大正区
ツージィ

〇内容

「見守り推進員」と協働し、行政と地域が保有する要援護者情報をもとに、地域への提供にかかる同意確認を行ったうえで、「要援護者名簿」を作成して活用することで、地域の日常的な見守りや適切な支援、さらに、災害などいざというときに安否確認や救助活動等に役立てていきます。

各区の取組状況　（天王寺区・浪速区・西淀川区・淀川区）

【天王寺区地域福祉ビジョン】

基本理念　2024 年～2028 年（R6～R10）

だれもが安心して自分らしく地域で
いきいきと暮らせるまちづくり


天王寺区
ももてんちゃん

○主な取組

高齢者等見守り支援事業

（「独居高齢者等見守りサポーター事業」「地域福祉コーディネーター事業」）

○内容

75 歳以上の独居世帯等で見守りを希望された方を対象に地域住民やボランティア等による定期的な個別訪問を実施し、生活や体調の異変を早急に察知して対応しています。また、各地域に地域福祉コーディネーターを配置し、地域の会館等において、定期的に駐在し、高齢者等への福祉情報の提供・相談等を行い、状況により適切な関係機関等へつなぎ、見守り体制の構築に取り組んでいます。

【浪速区地域福祉ビジョン】

基本理念　2025 年～2028 年（R7～R9）

年齢や障がいの有無、国籍・文化の違いなどに関係なく、
誰もがひとりの人間として尊重され、人と人との
つながりを感じることのできる地域社会づくりをめざす

○主な取組

地域における要援護者の
見守りネットワーク強化事業

○内容

地域でのさまざまな福祉活動の展開を支援し、「見守りネットワーク強化事業」や地域活動団体等との連携を通じて要援護者の把握に努めるとともに、「地域見守り会議」の実施などにより見守り活動の充実を図ります。


浪速区
なでこちゃん

【西淀川区地域福祉計画・地域福祉活動計画「西淀川あい♡（あい）プラン」】

基本理念　2025 年～2030 年（R7～R11）

人が“やさしい”　自分が“いきる”
ふだんの“つながり”が『ここ』にある

○主な取組

地域福祉活動連絡会の開催

○内容

各地域活動協議会に呼びかけ、食事サービスや見守り活動などに携わる地域活動者の福祉意識を高め、様々な福祉課題について話し合う場を２か月に１度設けています。また郵便局や警ど関係機関とも連携し、タイムリーな情報提供を行うなど、地域福祉活動の円滑かつ効果的な実施につながるよう取り組んでいます。


西淀川区
に～よん

【淀川区地域福祉推進ビジョン】

2026 年～2030 年（R8～R11）

基本理念

誰もが住み慣れた地域で健やかで安心して
暮らし続けられるまちをめざして

○主な取組

地域見守り活動サポート事業

○内容

単身高齢者や認知症高齢者の増加、複合的な課題を抱える世帯や制度の狭間にあるケースへの早期対応や社会的孤立を防止できるよう、日頃の見守り体制の強化を図ります。淀川区における４つの地域包括支援センター圏域ごとに見守りネットワーカーを配置し、地域の見守り支援員と連携し、要援護者の状況変化を早期に察知できる


淀川区
夢ちゃん

各区の取組状況　（東淀川区・東成区・生野区・旭区）

【東淀川区地域保健福祉計画】

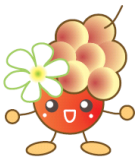
2021 年～2026 年（R3～R8）

基本理念

だれもが自分らしく安心して暮らし
続けられる地域づくり

○主な取組

東淀川区地域福祉コーディネーター業務委託事業



東淀川区キャラクター
「こぶしの　みのりちゃん」

○内容

東淀川区社会福祉協議会と連携し、地域の身近な相談役としてすべての地域に地域福祉コーディネーターを配置できるよう地域に働きかけ、福祉につながれていない方々が身近で相談でき、各関係機関につながる体制を整備しています。「地域福祉コーディネーター連絡会」を開催しスキルアップに努めるとともに、認知度を上げるため、各種団体の会議等に出席して連携体制の強化を図り、広報誌等を活用し、周知に取り組みます。

【東成区地域保健福祉ビジョン】

2024 年～2026 年（R6～R8）

基本理念

～一人ひとりが主体となり、地域に関わる、
気にかける、みんなで創る～
だれもが健やかに、自分らしく安心して暮らし続けられる東成区

○主な取組

「おまもりネット事業」を活用した高齢者・障がい者等支援ネットワーク強化事業

○内容

各小学校下に配置する「地域福祉活動サポーター」が、地域における最も身近な相談窓口として住民や専門機関等さまざまな主体と連携しながら、個別支援や地域福祉活動を推進することにより、地域における支援ネットワークの強化を図ります。



東成区
うりちゃん

【生野区地域福祉ビジョン】

2023 年～2026 年（R5～R8）

基本理念

だれもが地域とつながりをもって安心して
暮らせる共生社会の実現に向けみなさんと
力をあわせて生野区らしい福祉をつくります

○主な取組

地域ボランティアによる福祉のまちづくり事業（ご近“助”パワフルサポート事業）

○内容

地域で身近に相談できる存在として福祉コーディネーターを各地域に配置し、必要に応じて相談者と地域の支援者や各種専門機関をつなげ、身近な人々の間の支えあいによる暮らしやすい地域づくりに取り組みます。



生野区
いくみん

【第２期旭区地域福祉計画「あさひつながるプラン」】

2025 年～2030 年（R7～R11）

基本理念

安心して住み続けられるあたたかいまち旭区

○主な取組

地域における見守り活動の充実



旭区
しょうぶちゃん

○内容

「つながり、つながる」をテーマに、区内の医療・保健・福祉・教育関係の子育て支援団体で構成された「あさひ子育て安心ネットワーク会議（あさひキッズネット）」を中心に、子ども・子育て世帯への見守り活動を展開し、全体会議を通じて「顔の見える関係」を維持しています。

また、子育て世帯の見守り体制を補強する役割として、大阪旭こども病院・旭区社会福祉協議会・旭区役所の３者によって「あさひ子育て地域包括連携協定」を締結し

各区の取組状況　（城東区・鶴見区・阿倍野区・住之江区）

【城東区地域福祉プラン】

2025 年～2027 年（R7～R9）

基本理念

地域福祉の増進と地域共生社会の実現のために

○主な取組

高齢者等の見守り支援の強化

○内容

見守り活動については社会福祉協議会の見守り相談室を中心に、民生委員、地域福祉支援員、地域活動協議会など地域の方々が担っており、支援が必要な世帯に対するアウトリーチを強化するとともに、見守り協力事業者についても、介護事業所や町会、郵便局、薬局、商店、銭湯など幅広く拡大していきます。



城東区
マスコットキャラクター
コスモちゃん

【鶴見区地域保健福祉ビジョン】

2023 年～2027 年（R5～R9）

基本理念

だれもが自分らしく安心して共に暮らし続けられるまちづくり

○主な取組

住民主体の地域福祉ネットワーク活動推進事業



鶴見区
マスコットキャラクター
つるりっぷ

○内容

各地域（12 か所）に地域福祉コーディネーター（つなげ隊）を配置し、見守り体制の整備に取組みます。あわせて、地域有償ボランティア派遣制度「まちの支えあい活動」（通称：あいまち）の利用促進等により、住民同士が気軽に支えあえる相互援助活動はもとより新たな担い手の発掘・育成につなげ、地域福祉活動のネットワークづくりと活性化を図ります。

【阿倍野区地域福祉計画】

2025 年～2027 年（R7～R9）

基本理念

だれもが自分らしく幸せに暮らし続けられるまち

○主な取組

あべの 安全・安心 見守り、支えあい隊事業



阿倍野区
あべのん

○内容

阿倍野区内の 10 地域にそれぞれ地域福祉コーディネーターを配置し、地域内の要援護者の把握、地域ボランティア活動の育成と推進、要援護者の個別支援のための連絡調整等を行い、地域内の支え合いのネットワークづくりを行うことで、互いに見守り、支え合い、安心して暮らせる福祉コミュニティの形成をめざす取組を行っています。

【住之江区地域福祉ビジョン】

2024 年～2026 年（R6～R8）

基本理念

みんなで助け合い、自分らしい暮らしを安心して送ることができるまち

○主な取組

住之江区見守りあったかネット事業



住之江区
マスコットキャラクター
さざぴー

○内容

地域における要援護者の見守り活動推進及び虐待防止の要として、各地域に「見守りあったかネットコーディネーター」を配置しています。
また、地域において日ごろからの見守り活動の担い手となる「見守りあったかネットサポーター」の養成講座や、福祉の専門職を中心とした「見守りあったかネットリーダー」向けの研修を実施し、見守り体制の強化を図ります。

各区の取組状況　（住吉区・東住吉区・平野区・西成区）

【住吉区地域福祉ビジョン】

基本理念　2024 年～2026 年（R6～R8）

ゆるやかなつながりで、このまちの希望を形に、一人ひとりがかがやこう

○主な取組

住吉区地域見守り支援事業



住吉区
すみちゃん

○内容

日常的な見守りや災害時に支援が必要な要援護者に対して、個人情報の地域への提供に係る意向確認を実施し、同意のあった方を地域の見守り活動につなぎます。

福祉専門職のコミュニティソーシャルワーカーが、孤立死リスクの高い要援護者等へのアウトリーチを行ったり、認知症高齢者等が行方不明になった時にメール配信するなど、地域における見守りネットワークの強化を図ります。

【東住吉区地域福祉計画】

基本理念　2027 年～2029 年（R9～R11）

だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり

○主な取組

地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業



東住吉区
なっぴー

○内容

地域における見守りのネットワークを強化するために、東住吉区社会福祉協議会に「見守り相談室」を設置しています。 行政と地域が保有する要援護者情報をもとに、地域への提供にかかる同意確認を行ったうえで「要援護者名簿」を作成し、地域の見守り活動につなげるとともに、孤立世帯等を必要な支援につなげるための専門的対応を行っています。また、認知症高齢者等の行方不明時の早期発見等につなげるための取組を行ってい

【平野区地域保健福祉計画（第３期）】

基本理念　2023 年～2028 年（R5～R10）

すべての人と人がつながり、支えあうまち平野

○主な取組

平野区地域福祉活動コーディネーター事業

○内容

概ね小学校区単位の２３地域に地域福祉活動コーディネーターを配置しています。

同コーディネーターは、地域の福祉活動の担い手と協力し、各地域において専門支援機関等との連携を図りながら、見守りや相談ができる体制を構築しています。



平野区
ひらちゃん

【第２期西成区地域福祉計画】

基本理念　2022 年～2027 年（R4～R9）

だれもが安心して暮らしつづけられる地域づくり

○主な取組

地域福祉活動への参加の促進



西成区
スーパーポンポコジャガピー
にしなりくん

○内容

地域活動への参加促進や世代間交流の活性化に向け、ジャガピー杯ボッチャ大会開催など区社会福祉協議会や地域に関わる関係者と協働して地域活動に取り組んでいます。

ボッチャなどの取組を通じて高齢者から子どもまで幅広い世代の方々、障がい者等の地域活動への参加を促進し、地域のつながりづくりを進めていきます。

（２）課題と今後の方向性

【課題】

区における主体的な取組は、身近な地域の課題解決とより良い地域づくりを具体的に検討することができ、また、幅広い住民の参加が得やすいことから、着実に成果が出ているところです。

さらに、いくつかの区においては、区地域福祉計画等に加えて、地域住民と地域に関わるさまざまな関係者、例えば、地域の企業の従業員やボランティア、区社協などが協働して、より身近な生活の場である小地域（概ね小学校区）ごとの地域福祉活動計画を策定しており、住民意識の醸成や交流の活発化も進んでいます。

引き続き、区においては、地域の実情に応じた創意のある取組、特に、地域福祉推進の基本圏域と位置づけた小地域における取組を進めていくことが大切です。

一方で、地域福祉実態調査などによると、「地域福祉活動の担い手が少ない、高齢化している」といった回答が見受けられ、人材の発掘・育成が求められていることから、区での取組とあわせて、市圏域での福祉教育の充実や啓発活動など、中長期的な取組が必要です。

加えて、福祉サービスの利用者が自らの意思でサービスを選択できるよう支援する権利擁護に関する施策については、どの区においても必ず実施する必要があるものであり、取組の充実は、市として負うべき責務といえます。

【方向性】

本計画は、本市の地域福祉を推進する上での基本理念等を示し、各区の地域福祉計画等を支援するための計画です。各区において、地域住民等の声を活かし、区の実情に応じた地域福祉に関する取組の検討や計画策定等が円滑に進められるよう、研修等を通じ、各区職員にも本計画の基本理念等の共有を一層図っていきます。

また、本計画においては、区の地域福祉計画等と連携し、１つの区だけでは解決できない課題、各区に共通した福祉課題を把握し、市全域で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取組について、充実させていきます。

第３章　基本理念と基本目標

１　計画の体系

基本理念

だれもが自分らしく安心して
暮らし続けられる地域づくり

大切な視点

(1)人権尊重　(2)住民主体の地域づくり
(3)ソーシャル･インクルージョン　(4)福祉コミュニティ形成
(5)多様な主体の協働

社会とのつながりを作るための
参加支援

基本目標１

気にかける･つながる･
支え合う地域づくり

施策の方向性

1. 住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実
2. 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進
3. 災害時等に備えた要援護者への支援

基本目標２

だれでも･いつでも･何でも言える相談支援体制づくり

施策の方向性

1. 相談支援の充実
2. 権利擁護支援体制の強化
3. 福祉人材の育成･確保

２　基本理念

だれもが自分らしく安心して
暮らし続けられる地域づくり

少子高齢化の進展、社会経済情勢の変化とともに、人々の暮らし方や働き方、価値観が多様化し、地域社会においては人と人とのつながりが弱まっています。

そこで、国においては、「制度・分野の枠や、『支える側』『支えられる側』という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創る」という「地域共生社会」の理念が示されています。

また、大阪市においては、2005（平成 17）年に策定した「大阪市基本構想」に、めざすべき都市像の一つとして、「暮らしたい、訪れたい、魅力あふれる大阪」を掲げ、「大阪に暮らすだれもが互いに尊重しあい、地域に愛着を持って、ともに暮らし、ともに支えあうコミュニティを形成し、次世代をすこやかにはぐくみ、生涯を通じて心豊かにすごすことのできる地域社会づくり」を進めることとしています。

本計画では、「地域共生社会」や、「大阪市基本構想」の都市像をめざして、暮らし、働き、学び、訪れる地域で、住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人が、共に地域福祉の推進に取り組んでいくために、だれもがわかりやすく、共有できる基本理念として、第１期計画から掲げている基本理念を引き継ぎ、５つの視点を重視して、すべての事業・取組を進めていきます。

３　基本理念の考え方

地域共生社会とは、だれもが、同じ地域で、自分らしく安心して暮らし続けていくことができる社会であり、それは「人権が尊重される、差別のない社会」が実現された社会と言えます。その実現のためには、住民同士が立場や考え方などの違いを認め合い、共に地域づくりに取り組んでいく必要があります。

また、そのような地域共生社会をめざしていくには、地域を構成する一人ひとりの市民が、だれもが保障されている権利を当たり前に行使できる社会でなければならないことは言うまでもありません。

どのような事情であっても社会的援護を必要としている人がいれば、その人と地域の関係が途切れないように積極的に支援する、そのような支え合い、助け合いによるつながりを基礎として地域共生社会は成立することとなります。

地域共生社会をめざす基本理念にはこのような考え方を基本とした、さまざまな要素が含まれていますが、特に大切な視点として、次の５つの視点があります。



大阪市人権啓発
マスコットキャラクター
にっこりーな

（１）人権尊重の視点

すべての人は、人間としての尊厳をもつ、かけがえのない存在です。そして、年齢や性別、国籍、社会的な立場などの違いにかかわらず、人権という基本的な権利を生まれながらにしてもっています。

しかしながら、現実には、部落差別（同和問題）や外国につながる市民、高齢者、障がい者、こども、女性に関するさまざまな人権課題について解決しなければならない状況にあります。

また、ホームレス、HIV 等の感染者、難病患者、ハンセン病回復者、LGBT などの性的マイノリティ、犯罪被害者、刑を終えて出所した人などに対する偏見や排除等の課題が存在しているほか、インターネット上での誹謗中傷などの人権侵害が社会的な問題となっています。

障がい福祉分野においては、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供義務などが規定された、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、一層の取組が求められています。

国際的にも、国連が採択した SDGｓにおいて、「国内の不平等を是正する」、「ジェンダー平等の達成」などが目標として掲げられているところです。

特定の人を排除する社会は弱くもろい社会であるという考え方のもとに、男女共同参画や当事者参加の視点を踏まえ、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が共に生き、共に暮らすことができる地域をめざします。

【参考条文は◆P.160 に一部（抜粋）を掲載】

（２）住民主体の地域づくりの視点

地域福祉でもっとも大切なことは、住民の主体的な地域づくりへの参加です。住民参加による地域福祉を推進していくためには、一人ひとりが地域住民として、自分たちが住んでいる地域をもっとよくしていきたいという主体的な姿勢をもつとともに、地域のさまざまな問題を地域の中で解決していくための話し合いの場をつくっていく必要があります。さらに、住民の意見をまとめて、政策や計画に反映させていくためのしくみづくりや、住民組織と行政との協働のあり方を検討していく必要があります。

住民が、主体的に、生活しやすい地域づくりに関わることができる地域をめざします。

（３）ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の視点

地域には、社会的援護を必要としているにもかかわらず、社会のさまざまな領域において排除※され、孤立している人々がいます。

そのような人々には、適切なサービスを提供するだけでなく、社会とのつながりをつくり、地域の一員として生活することが可能となるような積極的な支援が必要です。

また、認知症の人や知的障がいのある人など判断能力が十分でない人も含めてすべての人が、十分な相談や適切な支援により自ら意思決定し、自己実現が可能となる権利擁護のしくみが大切です。（意思決定支援）

社会的援護を必要としている人々を排除することなく、そのような人々が直面している課題や問題を、地域の課題として浮かび上がらせ、解決に向かって共に支え合うことができる地域をめざします。

※社会的排除とは

「物質的・金銭的欠如のみならず、居住、教育、保健、社会サービス、就労などの多次元の領域において個人が排除され、社会的交流や社会参加さえも阻まれ、徐々に社会の周縁に追いやられていくことを指す。社会的排除の状況に陥ることは、将来の展望や選択肢をはく奪されることであり、最悪の場合は、生きることそのものから排除される可能性もある。」

★「社会的排除にいたるプロセス～若年ケース・スタディから見る排除の過程～」（2012（平成 24）年９月　社会的排除リスク調査チーム：内閣官房社会的包摂推進室／内閣府政策統括官(経済社会システム担当)より抜粋）

（４）福祉コミュニティ形成の視点

少子高齢化が一段と進展する中、少人数世帯･高齢単身世帯の増加、マンション等の集合住宅の増加といった地域コミュニティを取り巻く社会環境が変化し、また、ICTの進展に伴い個人の生活様式や価値観も多様化してきています。そのような中で、人と人とのコミュニケーションやつながりの希薄化もうかがえ、住民が主体的に相互に助け合うという地域の力が弱まってきました。

そのため、生活者としての主体性をもった住民が集まり、話し合い、計画し、行動することができるような、自立と連帯を支える多様なしくみと、地域生活を支援する専門的な保健福祉サービスなどが、うまく連携していく福祉コミュニティを形成していくことをめざします。

（５）多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）の視点

地域福祉を具体化するためには、住民をはじめ、地域において活動する多様な主体と行政が、共に自治を担う主体として協働し合う社会を創造していくことが必要です。

住民、地域団体、NPO、社会福祉事業者、企業等のさまざまな活動主体と行政がお互いを認め合い、連携を深め、それぞれが有する強みを発揮することで、課題解決に向けた協働の取組を広げていくことが重要です。

活動主体の例	役割・あり方
住民	地域の一員として「つながり」や「支え合い」の維持・構築に努めるとともに、地域の課題やニーズを共有し、地域福祉の推進に努める。
地域団体	住民の暮らしに近いところで、生活や地域の多様性を踏まえ、日常の見守りや声かけを通じた「つながり」や「支え合い」の関係づくり、災害時にも助け合える地域づくりなどを進める。
NPO	活動分野における専門性や柔軟性を活かし、他の主体と協働してさまざまな福祉課題に対応していくことが期待される。
社会福祉事業者	事業者の公益性と専門性を活かし、また地域の拠点として、他の主体と協働して地域の福祉課題に対応していくことが期待される。
企業等	事業ノウハウや実行力を活かし、地域福祉活動に参加することや、多様な働き方の推進も含めた雇用の安定といった役割が期待される。
行政	施策の実施主体として、幅広いセーフティネット機能を構築し、市民のさまざまな福祉課題に対応していくとともに、各主体の地域福祉活動への参画に向けて必要な支援を行う。

4　社会とのつながりを作るための参加支援

社会福祉法第４条では、一人ひとりが望む方法で社会に参加する機会が確保されるよう、地域福祉の推進に努めることと規定されており、地域とのつながりが希薄化している今日において、そうした機会の重要性は一層高まっています。

本市では、参加支援を個別の「事業」としてではなく、住民が社会とつながるための「役割や機能」として捉え、「相談支援体制づくり」と「地域づくり」それぞれの観点から、各取組を通じて住民の参加を支援します。

この方針のもと、相談支援機関等に対し、社会とのつながりの再構築や社会活動への参加を後押しする「参加支援」の視点の重要性について、啓発を進めます。あわせて、地域づくりにおいても人と人とのつながり、そのものがセーフティネットの基盤となることを認識して、さりげなく包摂し、参加支援にあたる動き（例：気にかける・見守る・声をかけるなど）が広がるよう、支援します。

また、取組の推進にあたっては、参加支援のプロセスを整理し、参加に至るまでに加え、参加後の継続支援やアフターフォローを含め、継続的なつながりを支援します。

参考　P25「参加支援」とは

５　計画の基本目標

本計画の基本理念「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」の実現をめざし、次の２つの基本目標を掲げます。

基本目標 １　気にかける・つながる・支え合う地域づくり

地域には、高齢者、障がい者、こども、外国につながる市民など、多様な人が暮らしています。そうした中で、「最近あの人を見かけない」とか、「近所から怒鳴る声が続いていて心配だ」といった気づきは、日常生活で交わすあいさつや声掛けなど、身近な関係があるからこそ生まれるものです。

変化に気づいた人が自ら助けることができない場合や解決が難しい場合であっても、地域で見守り、適切な支援につなぐことで支え合うこともできます。

また、災害などの非常時には、「どこに誰が住み、どのような配慮や支援が必要か」といった情報が、安否確認や避難支援、救助活動を迅速に進めるうえで重要になります。平時からのつながりは、いざという時の助け合いの基盤にもなります。

そのため、互いの存在を尊重し合い、さりげなく気にかけ、支え合うことで、誰も孤立せずその人らしく暮らし続けられるような、「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」を進めます。

具体的には、以下の方向性に沿って施策・取組を推進していきます。

施策の方向性

１　住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実　P.54

２　地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進　P.71

３　災害時等に備えた要援護者への支援　P.75

重点的な取組※

地域福祉活動への参加促進　P.59

地域における見守りネットワークの強化　P.67

基本目標２　だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

だれもが地域で自分らしく安心して暮らし続けるためには、暮らしの中で「不便さや生きづらさを感じたとき」に、だれかの支えを得られることが大切です。

一方で、解決が難しいさまざまな課題を抱えた人や、家族全体に支援が必要な人の中には、「どこに相談したらよいかわからない」と感じている人も多く、必要な支援にたどり着けていない場合があります。また、安心して自分らしい生活を送るためには、本人に寄り添い、本人の思いや希望を尊重し、一緒に考えながら選択を支える支援（意思決定支援）を必要とする人もいます。

こうした課題に対応するには、当事者の声を丁寧に受け止め、地域全体の課題として共有し、包括的な支援を行うことができるしくみが必要です。だれもが必要な支援を切れ目なく受けられる地域社会の実現に向けて、生活の場である地域を基盤として、「だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり」を進めます。

具体的には、以下の方向性に沿って施策・取組を推進していきます。

施策の方向性

１　相談支援体制の充実　P.80

２　権利擁護支援体制の強化　P.89

３　福祉人材の育成・確保　P.100

重点的な取組※

複合的な課題を抱えた世帯への支援体制の充実　P.86
虐待防止に向けた地域連携の推進　P.91
成年後見制度の利用促進　P.96
福祉人材の確保・育成・定着　P.102
福祉職員の育成・専門性の向上　P.108

※「重点的な取組」とは、基本目標を達成するために実施するさまざまな取組のうち、各区に共通した福祉課題への対応として、最低限実施する基礎的部分となるしくみや、市全域で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取組で、本計画で重点を置いて推進するものを示しています。

第４章　計画の推進に向けて

第１ 基本目標達成のための具体的な取組

基本目標１

気にかける・つながる・支え合う地域づくり

施策の方向性

１　住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実

（１）地域での支え合い、助け合いの意識づくり

【現状と課題】

少子高齢化やマンション等の集合住宅の増加等の社会環境の変化に加え、デジタル技術の利活用の普及により交流の機会が広がった反面、地域の対面交流や近所づきあいが希薄化し、社会的つながりの弱まりが課題となっています。一方で、2025（令和7）年度に実施した地域福祉実態調査においては、地域とのつながりを感じるときとして「近所の人とあいさつをするとき」が最も多く、全体の85.2%を占めました。このことから、「あいさつ」や「声かけ」といった日常の小さなかかわりが、住民同士のつながりを支える大切なきっかけになることがわかりました。

日頃の見守りや声かけ、災害時の手助け、世代間交流、こどもの居場所づくり、ひきこもりや虐待への気づきなど、身近な地域に暮らす者同士であるからこそ助け合えることがたくさんあります。

そのため、若い世代やマンションの住民等、これまで地域福祉活動への関わりが薄かった人たちをはじめ、あらゆる世代や属性の住民が、身近な地域での「つながり」の大切さを実感し、地域の課題を自分自身の課題として捉え、地域全体で解決に取り組む意識づくりが必要です。

【取組の方向性】

・世代や属性に関わらない地域での支え合い、助け合いの意識づくりに取り組みます。

主な取組

	取　組	内　容
1	地域づくり等にかかる広報周知	・地域福祉を推進するための施策や啓発事業について、広報紙やホームページに掲載し、身近な地域での「つながり」の大切さを広く市民に周知します。
2	計画策定過程への住民等の参画促進	・区地域福祉計画、小地域福祉活動計画等の策定過程において住民や当事者の参画を促進します。
3	ヤングケアラー・ケアラー支援	・支援を必要としているヤングケアラー・ケアラーに気付けるよう、周知・啓発に取組むことで社会的認知度の向上を図り、相談につながるよう支援します。

【参考】ヤングケアラーとは、例えばこんなこどもたちです


障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている


家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている


障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている


目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている


家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている


アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している


がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている


障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている


障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

出典：こども家庭庁

（２）地域福祉活動への参加の促進

【現状と課題】

地域福祉実態調査によると、地域福祉活動等に関心がある人の割合は 60%近くあるにもかかわらず、現在、地域福祉活動に参加している人の割合は約７%にとどまっており、その主な理由として「時間がない」、「参加するきっかけがない」ことがあげられています。

地域福祉活動とは、住民が気軽に集まり、交流する場であるサロン活動をはじめ、通勤・通学、買い物や散歩などの外出など、普段の生活をしながら周囲の人や地域の様子を気に掛ける「ながら見守り」や、地域の清掃など短時間でできる活動、地域福祉活動に寄付するなど、様々な参加形態があります。地域福祉活動は「特別な活動」ではなく、日常の延長として身近に感じてもらうなど、さまざまな活動内容や参加方法の検討と、それらを対象者にわかりやすく周知する必要があります。

特に、寄付をする手段については、旧来からの共同募金や善意銀行のほか、インターネットを活用するものなど近年多様化しており、「ふるさと寄附金」など使途や寄付先を選択できるものも増えており、広報の重要性が高まっています。

次に、地域福祉活動に関心はあるものの、きっかけがなく参加に至っていない人に対しては、ふれあい喫茶や子育てサロンのように、だれもが気軽に参加できる活動の場や、男性の居場所づくりにつながる活動、イベント等への協力のように期間やテーマが限られた活動など、参加しやすい活動事例の情報を発信するとともに、活動者・参加者からの声かけなども有効です。

また、地域には、刑務所から出所した方や、医療的ケア児とその家族、ヤングケアラー、ひきこもり状態にある人など、さまざまな方が暮らしています。地域福祉活動を広げていくためには、社会全体で他者への理解や関心を高めていくことが重要です。

加えて、これまで支援を受ける側と考えられがちであった方々、例えば高齢者や障がい者、子ども、外国につながる市民などが、本人の意思に基づき、支援する側として、地域福祉活動に参加していくことも重要であり、それらの方が地域福祉活動に参加することにより、次のような効果が考えられます。

［高齢者］　生きがいづくりや居場所づくり、介護予防

［障がい者］交流、相互理解の促進

［子ども］　次世代への継承、多世代交流、こどもの居場所づくり、見守りの充実

［外国につながる市民］言語や文化の違い等からの孤立防止、多様性の学びの機会の提供

そのため、すべての人が、これまでの知識や経験を活かして、地域福祉活動に参加できるようなきっかけづくりや、活動に参加できる環境を整えることが必要です。

だれもが地域の一員として、自分に合った役割を果たし活躍することができるような地域づくりを一層進めていく必要があります。

【取組の方向性】

・活動事例の情報を発信するなど、地域福祉活動に参加するきっかけをつくり、地域福祉活動に参加する住民を増やしていくことに取り組みます。

主な取組

各区に共通する課題等への「重点的な取組」として後掲するものには、「★」を付加しています。

	取　組	内　容
4	ボランティアの育成・確保★	・区社協のボランティア・市民活動センターにおいて、ボランティア活動の相談や情報提供、ボランティア講座の開催、ボランティア保険の受付、企業・専門学校などの社会貢献活動のサポートなど、さまざまなボランティア活動への参加を促進します。 ・市社協が設置する「大阪市ボランティア活動振興基金」において、福祉ボランティア活動を活性化するための取組等に助成を行います。 ・「市民活動総合ポータルサイト」で、市民活動・ボランティア活動に役立つさまざまな情報を収集・発信します。 　また、市民活動団体自らが「市民活動総合ポータルサイト」において、ボランティアの募集情報を発信することができるよう、支援します。
5	寄付文化の醸成のための取組	・さまざまな寄付にかかる情報を、広報紙やホームページに掲載し、寄付を通じた地域福祉活動への参加を啓発・周知します。（共同募金、善意銀行、ふるさと寄附金、クリック募金、クラウドファンディング、フードドライブ、寄附付き自動販売機の設置等）
6	さまざまなツールを活用したきっかけづくりや情報提供★	・市や各区、関係団体のホームページやＳＮＳ等を活用し、ふれあい喫茶、子育てサロン、高齢者食事サービス等、地域の活動主体が実施している取組を掲載し、だれもが気軽に参加できる場への参加を呼びかけます。 ・活動に参加した方からの声掛けの大切さを改めて共有していきます。

	取　組	内　容
7	教育と福祉の連携強化による福祉教育の充実★	・「福祉読本」を市立小学校に配付し、福祉のこころをはぐくむための授業における活用を推進します。 ・社会福祉施設や当事者、地域住民等と連携した体験学習や講座・障がい者スポーツなどを通じて地域共生社会の実現をめざした福祉教育を企画・実施します。
8	介護予防ポイント事業	・65 歳以上の高齢者が、社会福祉施設等で行う介護支援活動やこども支援活動、支援を必要とする方のご自宅等での生活支援活動を行った場合に、ポイントが貯まり、貯まったポイントを換金することができる事業により、高齢者が地域福祉活動に参加するきっかけづくりにつながっています。
9	ファミリー・サポート・センター事業	・子育ての援助を提供したい人と援助を依頼したい人とを組織化し、相互援助活動を行うことにより、仕事と子育ての両立を支援するとともに、市民参加による協同の子育て支援を通じての地域コミュニティの形成と地域安全ネットの充実を図ります。
10	地域における自主グループ活動の支援	・市民が健康に関する知識や技術を身につけ、地域における介護予防活動の推進役として活躍できるよう、区役所の保健師等が「健康づくりひろげる講座」を実施しています。
11	福祉ボランティアコーディネーション事業	・ボランティア活動を希望する個人や団体、企業等の多様な主体のニーズに応じて、幅広いボランティアコーディネーションを行います。



小学生向け福祉読本
「ふだんの くらしを しあわせに」

重点的な取組　地域福祉活動への参加促進

ア　地域福祉活動をはじめるきっかけづくり

地域や人口構造の変化に加え、活動の担い手の固定化・高齢化等により、地域社協、町会、民生委員・児童委員等の地域の担い手が減少し、担い手の確保が大きな課題となっています。

あらゆる世代が地域福祉に関心を持ち、地域福祉活動への参加につながるよう、参加のきっかけづくりと担い手の掘り起こし・育成等を進め、地域福祉活動に参加する市民の輪を広げます。

【取組の内容】

- 地域福祉活動への参加のきっかけとして、防災分野等、関心の高いテーマを取り扱うことや、参加する時間帯や頻度、期間など対象に応じた参加機会の多様化を図ります。
- 地域の行事や取組などの地域活動をわかりやすく発信し、市民が気軽に地域福祉活動に参加できるようなきっかけづくりを行います。
- ボランティア募集にあたっては、活動内容・必要なスキル・所要時間・活動場所等をわかりやすく整理し、市社協（大阪市ボランティア・市民活動センター）および区社協（区ボランティア・市民活動センター）が行う情報発信（広報誌、ホームページ、SNS 等）を、地域福祉活動への参加のきっかけづくりとして活用・周知し、その取組を推進します。
- 活動に参加した方からの声掛けの大切さを改めて共有していきます。
- ボランティア活動を通じた多様な社会参加と地域づくりを推進するため、幅広いボランティアコーディネーションを行い、市民・NPO・企業・地域団体などがボランティア活動に参加しやすい環境を整備します。



大阪市ボランティア・市民活動センター
マスコットキャラクター「おくばっくん」

イ　福祉に関する広報啓発

退職年齢に達する世代などは、それまでの職域中心の生活から地域中心の生活へと移ることから、新たに地域福祉活動に参画する世代として期待されます。これまでの知識や技能を活かして地域で活躍することは、新たなやりがいの発見となるほか、自己実現にもつながります。

また、将来の地域福祉活動の発展に向け、こどもたちを対象とした中長期的な視点による取組も重要です。

2017（平成 29）年度には、こどもの頃から福祉に親しみ関心を持つことができるよう、小学生向け福祉読本「ふだんの　くらしを　しあわせに」を作成し、2018（平成 30）年度から新小学３年生になる児童を対象に配付する取組を行っています。さらに、学校の授業等において学習教材として活用しやすくするため、教師向け指導用副教材も併せて配付しています。2019（令和元）年度から実施している市立小学校へのアンケート調査では、福祉読本を活用した小学校教員の９割以上が「児童の福祉へのなじみや理解が深まった」と回答しており、福祉の理解促進に向けた一定の効果が現れています。

引き続き、地域福祉活動のさらなる活性化に向け、さまざまな年代の人が活動に興味を持ち、やりがいと充実感を持つことができるよう、取組を進めていく必要があります。

【取組の内容】

- 小学生向け福祉読本「ふだんの　くらしを　しあわせに」を引き続き配付し、小学生の福祉の理解促進に取り組みます。また、机上学習だけでなく、障がい当事者や福祉施設等との交流などの機会を設けるとともに、区社協が地域の実情等に応じ実施する車いす体験、地域行事へのボランティア参加などの体験型学習と合わせ、福祉を身近に感じることができるよう取り組みます。
- 社会福祉施設や企業、大学、専門学校などが行う社会貢献活動や地域福祉に関する取組等を積極的に支援することにより、さまざまな活動主体の参画を促します。
- 大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて開催している地域福祉に関する講習会・講演会等をさらに身近で魅力あるメニューにし、退職年齢に達する世代をはじめ、さまざまな世代の方が、地域福祉活動に関心をもち、参加するためのきっかけづくりを行います。

（３）住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくり

【現状と課題】

地域福祉活動の中心は、住民の身近な生活圏域である小地域で取り組まれているさまざまな活動であり、近くで暮らす住民同士が共に活動することで、支援が必要な人の存在に気がついたり、多くの人の共通の悩みごとがわかるきっかけともなります。

現在、大阪市においては、小地域ごとに、地域活動協議会の形成が進められており、地縁団体やボランティア団体、NPO、社会福祉法人、企業など地域のまちづくりに関するさまざまな活動主体が集まり、話し合い、協力しながら、防犯・防災、こども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなど、さまざまな分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいます。

多くの地域活動協議会では、地域社協や連合町会、地区民生委員児童委員協議会、ボランティアなどの参画のもと、福祉担当の部会を設置し、地域の見守り活動をはじめ、ふれあい喫茶や子育てサロン、高齢者食事サービスなどを行っています。

こうした中、地域におけるつながりの希薄化などにより、地域社協、町会、民生委員・児童委員など、これまで地域活動を主体的に支えてきた人が果たす役割はますます増大してきています。

大阪市では、地域福祉課題解決のためのさまざまな施策を構築してきましたが、社会的な孤立に陥ってしまうおそれのある方や認知症の人に関する見守りの取組などは、地域の力がなくては成り立たないものであり、地域における主体的な活動と、行政施策との役割分担や関係性について丁寧に説明し、地域と行政が信頼関係のもと、協働して地域福祉を推進していくことが重要です。そのためにも、地域活動に参画する方々が活動しやすくなるよう、負担軽減等について検討していくことが必要です。

また、身近な地域でこれまで取り組んできた地域福祉活動について、住民自らが振り返り、活動を通じて把握された、地域課題やニーズについて、住民同士で共有し、話し合い、地域全体で解決に向け取り組むことが大切です。

さらに、地域の取組のみでは解決することが困難な課題については、行政の施策につなぐしくみも重要となります。

【取組の方向性】

- 地域課題やニーズを住民同士で共有し、解決策を話し合う場づくりと、見守り活動や居場所づくりなど地域福祉活動やボランティア活動を支援することにより、支え合い活動を推進し、みんなで支え、助け合う地域づくりをめざします。
- 地域のみでは解決が難しい課題等については、福祉専門職や行政につなげるしくみづくりを進めます。

主な取組

	取　組	内　容
12	地域活動協議会への支援	・地域活動協議会のもとで行われる地域活動に対する財政的援助として、その活動の公益性や使途、成果をチェックすることを前提に、活動内容を限定せずに補助限度額を提示し、具体的な活動内容は地域の選択に委ねる自由度の高い補助金を交付します。（区長の認定を受ける必要があります） ・活力ある地域社会づくりに向けて、地域活動協議会を構成する各種地域団体や企業、NPO 等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を発揮し、小地域における地域課題に取り組めるよう、自律的な地域運営のしくみづくりを支援します。 ・地域活動協議会によっては、自律して活動を活発に進めている地域もあれば、運営面で課題を抱えている地域もあるなど、活動状況もさまざまとなっており、活動の活性化に向け、各区において地域の実情に即したきめ細かな支援を行います。
13	町会への加入促進に向けた取組	・地域コミュニティの維持・活性化のため、つながりの中で安全・安心に暮らすと同時に、地域活動に参画する市民が増えることをめざし、町会への加入促進に向けた取組を進めます。
14	民生委員・児童委員活動への支援	・委員のなり手不足、委員の高齢化による活動の負担感が増えており、参加しやすく活動しやすい環境づくりを行います。
15	地域の主体的な見守り活動への支援	・市民ボランティアによる児童の登下校の見守り活動や大阪市老人クラブ連合会等の地域住民による友愛訪問活動、消費者被害の未然防止活動を支援します。
16	市民ゲートキーパーの養成	・市民一人ひとりが、自殺が誰にでも身近にある存在であることにいち早く気づき、早期対応の役割を担うことのできるゲートキーパーとしての役割を果たすことができるよう、研修や啓発講座を実施します。
17	つながりサポーター養成講座	・「誰もが困ったときに気軽に声を上げられる・かけられる社会」の実現に向けて、孤独・孤立の問題に関する知識を学び、身の回りの人に関心をもち、できる範囲で困っている人をサポートする「つながりサポーター」の養成講座を実施します。
18	ちーむオレンジサポーター	・認知症になってからも、地域でその人らしく生活し続けることができるよう、認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みである「ちーむオレンジサポーター」の立上げや活動の支援を行います。
19	あいサポーターの養成	・誰もが住みやすい地域社会（共生社会）の実現に向けて、多様な障がいの特性や障がいのある人への必要な配慮などを理解して、困っている様子を見かけたら、一声かけるなどのちょっとした手助けや配慮をする「あいサポーター」を養成するため「あいサポート研修」を実施します。

（４）専門職による地域福祉活動への支援と協働

【現状と課題】

住民主体の地域福祉活動を推進していくためには、福祉専門職による支援や福祉専門職との協働が必要です。

大阪市では、区社協と連携して、小地域ごとの地域福祉活動を支援しており、区社協の地域支援担当職員（コミュニティワーカー）は、地域で活動する人や団体に対する助言や、地域向けの会議や研修会、課題を解決するための新たな活動の立ち上げ支援など、専門職ならではの支援を実施しています。また、市社協・区社協において、コロナ禍での地域福祉活動の取組で得た経験・工夫を活かし、活動に役立つデジタル技術の活用を支援し、オンライン会議やSNSを使った情報発信に取り組んでいます。

地域に暮らす住民や世帯の課題は個別化・複雑化しており、専門職によるこのような地域福祉活動への関わりも一層重要性を増しています。

また、介護保険制度において配置が行われている生活支援コーディネーターは、今後、ますます増加する地域の高齢者ニーズに対応するため、区社協や地域包括支援センターなどの専門職との連携により、より一層の地域資源の充実を図るなど、地域を支援していく必要があります。

【取組の方向性】

・住民主体の地域福祉活動を、区役所と区社協が連携しながら支援するとともに、今後、ますます増加する地域の高齢者ニーズに対応するため、新たな地域の資源開発などを進めていきます。

主な取組

	取　組	内　容
20	身近な地域における地域福祉活動の人材の育成	・区社協の地域支援担当職員（コミュニティワーカー）による、小地域の地縁団体等の役員、活動者等に対する地域福祉活動の助言や各種会議・研修を実施します。
4	ボランティアの育成・確保（再掲）	・区社協のボランティア・市民活動センターにおいて、ボランティア活動の相談や情報提供、ボランティア講座の開催、ボランティア保険の受付、企業・専門学校などの社会貢献活動のサポートなど、さまざまなボランティア活動への参加を促進します。 ・市社協が設置する「大阪市ボランティア活動振興基金」において、福祉ボランティア活動を活性化するための取組等に助成を行います。 ・「市民活動総合ポータルサイト」で、市民活動・ボランティア活動に役立つさまざまな情報を収集・発信します。 　また、市民活動団体自らが「市民活動総合ポータルサイト」において、ボランティアの募集情報を発信することができるよう、支援します。

	取　組	内　容
21	区社協・市社協による地域福祉活動への支援	・区社協による地域福祉活動の支援（小地域ごとの地域課題やニーズの把握、地域課題の共有と解決に向けた提案、課題を解決するための新たな活動の立ち上げ支援、区内全地域向けの会議・研修会）が着実に実施されるよう支援します。 ・市社協は、上記の区社協による地域活動支援をサポートするとともに、市域全体で共通する課題や区域を越えたテーマに対して取組まれている活動を支援します。 ・区社協・市社協が行う施設同士の連携の場づくり等の取組を支援し、社会福祉法人の地域での公益的な取組を推進します。
22	生活支援コーディネーターの配置	・多様な事業主体による高齢者の生活支援・介護予防サービスの充実を図るため、区社協や地域包括支援センターなどと連携しながら、地域資源の把握・ネットワーク化やボランティア等の担い手の養成・発掘等の地域資源・サービスの開発などを担います。

●市社協では、地域でのつながりづくりにおけるICTツールの活用事例等を紹介する「地域福祉活動におけるICT活用ポイント集」を市社協ホームページで公開しています。

https://www.osaka-sishakyo.jp/news/info/ict_point/

（５）地域における見守り活動の充実

【現状と課題】

地域における見守り活動の目的は、手助けを必要としている人や気がかりな人のみならず、地域に住むすべての人を対象とし、地域住民が「あいさつ」や「声かけ」、「生活の様子を気にかける」といった活動を通じて、共に支えあって暮らし続けることができる地域づくりを進めることです。

大阪市ではこれまで、民生委員・児童委員による訪問活動をはじめ、ボランティアによる児童の登下校の見守り活動や老人クラブ等の地域住民による友愛訪問活動など、地域が主体となった見守り活動への支援に取り組んできました。

しかしながら、近年は、単身世帯の増加や町会等による地縁関係の希薄化が急速に進んでおり、地域における人々のつながりが弱くなっています。

また、これまで地域活動を支えてきた方の減少や高齢化、固定化による負担も問題となっています。

2025（令和 7）年度に実施した大阪市における高齢者実態調査報告書（本人調査）では、孤立死について「身近に感じる」「やや身近に感じる」を合わせた割合は、ひとり暮らし世帯では５割以上となっており、地域内での見守り活動は、ますます重要なものとなっています。（◆P.132 参照）

また、大阪市では、65 歳以上高齢者を含む世帯のうちでも、単独世帯の割合が全国や他都市に比べて高く（◆P. 123 参照）、社会的孤立の防止や、災害時の避難支援を視野に入れた日常的な要援護者情報の共有なども大きな課題となっています。

そのような課題への対応のひとつとして、2015（平成 27）年４月より実施している「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」（以下「見守り NW 事業」という。）においては、①地域の見守り活動への支援、②孤立世帯等への専門的対応、③認知症の人の行方不明時の早期発見に向けた取組等により、社会的孤立の防止や日頃の見守り活動の活発化に努め、地域住民の顔の見える関係づくりを進めています。

また、これまでも「認知症高齢者位置情報探索事業」など ICT を活用した見守りを実施していますが、活動者が不足する中、より効果的な方法について検討していく必要があります。

今後も、要援護者を支援する地域のネットワークを張り巡らせるため、さまざまなツールの活用や、住民主体の重層的な見守り活動の充実に取り組む必要があります。

【取組の方向性】

・地域における見守りや助け合い活動を支援するとともに、ICT の積極的な活用など、より効果的な方法を検討することにより見守りのネットワークを広げ、市民一人ひとりが地域で支え合う関係づくりに取り組みます。

主な取組

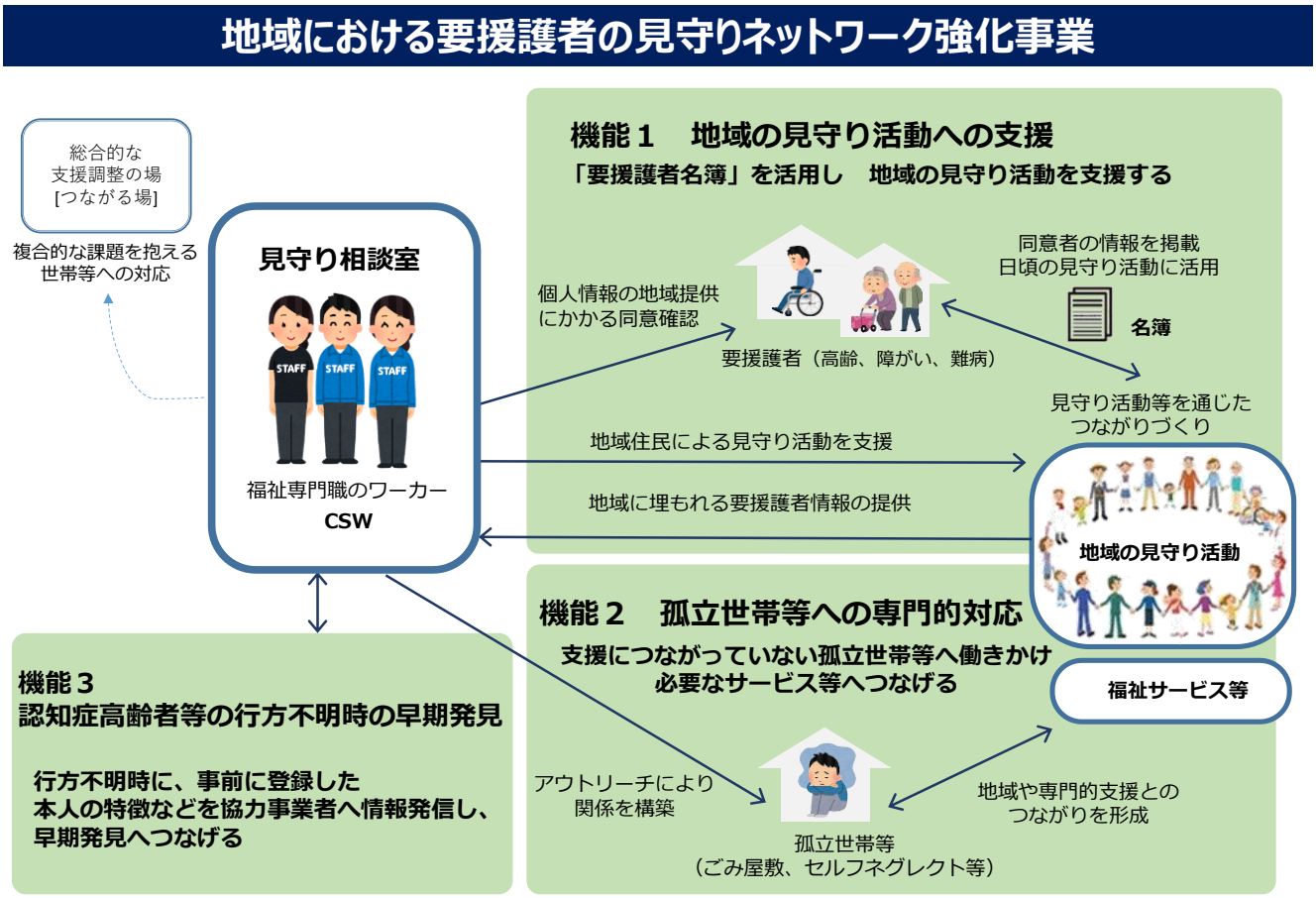
各区に共通する課題等への「重点的な取組」として後掲するものには、「★」を付加しています。

	取　組	内　容
23	地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業★	・地域における見守りのネットワークを強化するために、各区に CSW を配置した「見守り相談室」を設置しています。 ・行政と地域が保有する要援護者情報をもとに、地域への提供にかかる同意確認を行ったうえで「要援護者名簿」を作成し、地域の見守り活動につなげるとともに、孤立世帯等を必要な支援につなげるための専門的対応を行っています。また、認知症の人の行方不明時の早期発見等につなげるための取組を行っています。
24	民生委員・児童委員による見守り活動等	・援助を必要とする人に、その人の能力に応じて、自立した日常生活を営んでいただくことができるように、生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行います。 ・地域の児童や妊産婦の方の福祉の増進を図るため、その生活・環境把握に努めるとともに、見守りが必要な児童・家庭への援助を行います。
25	認知症高齢者等支援対象者情報提供制度	・認知症の人の行方不明事案等の再発を防止するため、府内の警察署が取り扱った認知症又はその疑いがある高齢者等の情報について、本人又は家族等の同意を得て、各区の見守り相談室に情報提供し、適切な介護保険サービスを利用するための支援や、医療機関への受診勧奨等を行います。
26	認知症高齢者位置情報探索事業	・認知症の人を介護している家族等に対して、位置情報専用端末を利用した発信機器等の貸与や位置情報検索、位置情報の提供を行い、介護する家族等の負担を軽減するとともに、認知症の人の福祉の増進を図ります。

重点的な取組　地域における見守りネットワークの強化

ア　地域における見守り活動への支援

見守り NW 事業では、各区社協に「見守り相談室」を設置して、行政と地域が保有する要援護者情報をもとに「要援護者名簿」を作成して地域の日常的な見守りにつなげるなど、地域において支援を必要としている人を発見し、適切な支援につなげるためのネットワークの強化と、災害時の避難支援にもつながるような日ごろからの顔の見える関係づくりに取り組んでいます。



①「要援護者名簿」の提供

「要援護者名簿」は、対象となる要援護者本人に対して、地域への個人情報の提供に関する同意確認をしたうえで作成しています。同意確認は、同意書の郵送や訪問による説明等により行っていますが、この個別訪問の際に、支援が必要な状況にある世帯を発見することも多くあったことから、2018（平成 30）年度からは、同意確認のための訪問を福祉専門職の CSW が行う体制を整備しており、生活や心身の状況の把握等を通して、必要に応じて支援につなげることができるよう、取組を強化しています。

作成した名簿については、地域においていかに活用されるかが重要になります。そのため、地域が要支援者の情報を把握し、日頃の見守り活動等を通じて、顔の見える関係づくりを行うことの重要性を地域に理解していただけるよう取組を進めてきました。その結果、市内の全 334 地域に名簿提供できるようになり 2025（令和 7）年度末には、約８万人分の要援護者情報が地域で把握されています。

②見守り活動への支援

地域の見守り活動は、個別の自宅訪問や、いきいき百歳体操や趣味活動を地域住民が集って行う「通いの場」などを活用するなど、さまざまな手法で行われています。複数の団体により見守りが行われる地域も増えてきており、今後、さまざまな団体やその活動の連携を進めていくことなどによって、さらに地域における住民同士のつながりの輪が広がっていくことが期待されます。

このような地域での日常的な見守り活動は、2018（平成 30）年６月の大阪北部地震の際、地域において気になる方などへの自主的な安否確認につながっており、日頃からの住民同士の関係づくりが、いざという時の対応にもつながることを改めて認識しました。

地域における見守り活動については、活動者が課題や悩みを持ち寄れる場や意見交換の場を設けることなどにより、活動の活性化につながるよう支援を行ってきました。さらに、それぞれの活動について発表する場などを設けることによりモチベーション向上に取り組んでいる地域もあります。

一方で、見守り活動の継続や拡大に向けては、新たな人材の発掘も重要です。活動に参加することが負担とならないよう、相互に支え合うしくみづくりなどを通して、地域の活動に参加しやすい工夫を行っていく必要があります。

【取組の内容】

- 見守り活動に関する発表の場を設けるなど、見守りの活動者が、自らの活動についてやりがいや手ごたえを感じながら活動を継続することができるよう支援します。
- また、見守り活動に関する発表の場は、同時に地域住民への貴重な周知・啓発の場ともなるため、見守り活動に関心をもつ人が増え、活動の輪が広がり、さらなる担い手を育成できるように取り組みます。
- 個別訪問や通いの場など、さまざまな手法による見守り活動を重層的に組み合わせることにより、さらにきめ細かい見守りを行うことができるよう、地域資源の把握・　開発等に取り組む生活支援コーディネーター等との連携強化を図るとともに、見守りを行っている対象者や活動内容に関する情報共有のしくみづくりなど、見守り活動を行う団体間の相互連携を支援します。

・また、通いの場などに集まる参加者同士が、お互いに気にかけ、助け合うといった「支援する側」「支援される側」に区分されることのない、自然な見守り合いの活動を広げることなどにより、地域における見守り活動を住民全体に広げることができるよう取り組みます。
・普段からの取組が災害時への対応にもつながることから、見守りNW事業で行う日頃の見守り活動と、防災の取組との間の連携・共有等を進めることにより、さらなる地域住民同士のネットワーク強化につなげます。

イ　孤立世帯等への専門的対応

支援が必要な状況にあるにも関わらず、自ら相談することができない状態にある世帯等に対しては、丁寧に本人との関係を築きながら、本人の置かれている状況を把握し、きめ細やかな支援を行う必要があります。地域とのつながりが薄い世帯は、社会的な孤立に陥ってしまうおそれもあり、このような世帯等に対しては、CSWがねばり強くコミュニケーションをとり、関係を構築する働きかけ（アウトリーチ）を行い、福祉サービス等の利用や地域の見守り活動につないでいます。

また同時に、電気やガス、水道、新聞販売所などのライフライン事業者等と連携協定を締結し、使用量の変化や新聞がたまっているなどの異変を感じた場合には通報してもらい、区役所と見守り相談室が連携して安否確認を行う取組も進めてきました。

各区においては、地域とつながりのある配食サービス事業者や保険会社などとの独自の協定締結が進められるなど、支援の輪が広がっています。

また、地域における見守り活動が進むにつれ、相談支援機関や必要な福祉サービスにつながっておらず表面化していなかった要援護者の掘り起こしも進んできており、CSWの専門的な支援を必要とするケースも増えています。近年では、8050問題や、長期間のひきこもり事例など、支援を必要とする世帯等の抱える課題は、複雑化・多様化・深刻化しており、適切な支援機関がすぐに見つからなかったり、関係機関との密な連携が必要であったり、課題の解決に結びつくまでに相当な時間を要し、対応が長期化する事案も増えてきています。専門的なノウハウをもって取り組む必要があるほか、支援機関同士のネットワーク強化を図りながら横断的な支援を行っていく必要があります。

【取組の内容】

・「見守り相談室」が地域と連携し、自ら相談できない人を発見するとともに、地域包括支援センターや区障がい者基幹相談支援センターなどの相談支援機関と連携し、適切な支援につなげます。
・地域福祉活動の推進役である地域福祉コーディネーター等との連携も含め、取組を進めます。

・多岐の内容にわたる支援困難事例に対して適切かつ円滑な対応を行うことができるよう、各区の CSW が課題解決へつながった事例の検証やそのノウハウの共有等を行う場を設定するほか、関係する支援機関担当者と合同での研修会等を実施することにより、CSW のさらなるスキルアップと関係機関との連携強化を進めます。
・制度の狭間や複合的な課題を抱える事例に対しては、2019（令和元）年度より全区で実施している「総合的な支援調整の場（つながる場）」の機能を活用して関係機関等が支援方針を共有し、適切な支援につなげるなど連携した対応を進めます。（◆P.85～87 参照）

ウ　認知症の人の行方不明時の早期発見

認知症の人の行方不明時の早期発見のための取組については、これまで、認知症の人を介護する家族等に対して位置情報探索機器（GPS）を貸与する事業（認知症高齢者位置情報探索事業）などを実施してきました。見守り NW 事業では、認知症の人が行方不明になった場合において、行方不明者の早期発見や事故の未然防止の一助となるよう、警察による捜索の補完的な役割を担うものとして、事前に登録いただいている地域団体や民間事業者等の「協力者」に対して、行方不明者の身体的特徴などの情報をメールで配信する事業を実施しています。

今後も、行方不明の未然防止・再発防止や早期に身元を特定するための見守りネットワーク体制の構築を進めます。

【取組の内容】

・認知症の人の行方不明事案等の再発を防止するため、警察と連携して、保護された本人の同意又はその家族からの相談をもとに「見守り相談室」への事前登録や医療機関への受診の勧奨を行うとともに、介護保険サービスを利用するための支援等を行う取組を進めます。
・「見守りシール」等の配付を行うことにより、早期に身元を特定するための取組を進めます。また、認知症高齢者位置情報探索事業を引き続き実施するとともに、「認知症アプリ」により認知症に関する正しい知識について広く普及・啓発を行うなど、ICT を活用した取組も進めます。

施策の方向性

２　地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進

（１）多様な主体の参画と協働

【現状と課題】

近年、町会・地域社協などの地縁団体は、マンション等の集合住宅の増加に伴う加入率の低下や“担い手”不足により、主体的な地域福祉活動の実施が難しくなっている状況にあります。一方で、大阪市にはボランティア団体やNPO法人等の多様な主体が、高い行動力と専門的なノウハウを活かして、さまざまな地域福祉活動に取り組まれています。こうした多様な主体により、地域におけるふれあい喫茶や食事サービスなどの活動が支えられており、特に近年、こども食堂などは拡がりを見せています。

その他、大都市ならではの特色として、福祉専門職などの人材が多く活躍し、事業者・企業などが多く活動しておられることも強みとして挙げられます。

また、社会福祉法人については、2016（平成28）年３月の社会福祉法改正に伴い、地域における公益的な取組を実施する責務を負うこととなり、今後ますます、地域福祉活動の実施主体としての活躍が期待されています。

さらに、企業や個人事業主においても、利益を追求するだけでなく、社員のボランティア参加や寄付などの資金協力により社会貢献を行う「企業の社会的責任（CSR）」や、支援を必要としている人を早期に発見することを目的としたライフライン事業者等による地域見守りの取組にかかる連携協定など、本業を通じて社会の課題解決をめざす「公と民による共有価値の創造（CSV）」といった考え方が浸透してきています。

地域福祉活動の推進には、これらの団体と地域住民や地縁団体、行政といった多様な主体が、別々に活動するのではなく、協働のもと、地域の福祉活動に継続的に取り組んでいくことが必要です。

また、地域における“担い手”不足の現状から、興味・関心（テーマ）にもとづく、ボランティア団体やNPO法人等の多様な主体と、これまで地域福祉活動に尽力されてきた地縁団体等とが、お互いの立場や役割を理解し協働することにより、それぞれの強みを活かした新たな取組や充実した地域福祉活動を展開することが重要です。

そのため、各区では、さまざまな機会を通じて区内の多様な主体とのネットワークを強化するとともに、現在行っている、マッチングやコーディネート、資源の橋渡しを行う事業の活用を促進するなど、多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）を取組が必要です。

【取組の方向性】

・多様な主体の参画を促し、協働を推進するために、情報発信や研修・啓発、マッチングやコーディネート、資源の橋渡しを行う事業を促進するとともに、社会福祉法人の地域社会への貢献活動を推進します。

主な取組

	取　組	内　容
27	市民活動への支援	・「市民活動総合ポータルサイト」で、市民活動・ボランティア活動に役立つさまざまな情報を収集・発信します。 また、市民活動団体自らが「市民活動総合ポータルサイト」において、ボランティアの募集情報を発信することができるよう、支援します。 ・活動主体間の協働の取組を生み出すために、多様な活動主体が集まる「交流の場」に関する情報の収集・発信を行います。 ・地域の課題解決につながる活動を促進するため、さまざまな活動主体間の連携協働が進むよう支援するとともに、助成金情報や市民活動団体と企業等との連携協働の取組事例等、市民活動に役立つ情報の発信を行います。
28	地域公共人材の派遣による支援	・大阪市内で公益的な活動を行うグループや団体の依頼に応じて地域公共人材を派遣します。地域公共人材は、『地域の状況・課題など』を聴き取り、各団体の実情に応じた自主・自律的な活動が展開されるよう、中立的な立場で、団体における話し合いの場での合意形成や他の活動グループとの連携などに向け、ファシリテーションやコーディネートなどを行います。
29	市民活動団体への助成による支援	・市民活動を応援する市民、企業などからの寄附金を活用し、NPO 等の市民活動団体が行う公益性の高い事業に対して、有識者による運営会議の意見を聴取のうえ、助成金を交付します。
30	市民活動の持続的な実施に向けた支援	・市民活動団体が地域（社会）課題解決に向けた活動を持続的に行うことができる力を養うため、コミュニティビジネス（CB）／ソーシャルビジネス（SB）の啓発や起業にむけた支援を行います。
31	企業等の福祉活動への積極的な参加の支援	・ボランティア・市民活動センターによる、企業・専門学校などの社会貢献活動への支援を実施します。
32	官民連携の取組	・企業等との連携による「気にかける」地域福祉の推進など、行政と企業等がお互いの強みを活かし合い、地域福祉を推進する官民連携の取組を各区で進めます。

（２）社会資源の活用・創出

【現状と課題】

多様な主体が活動する際には、大都市ならではの豊富な社会資源、例えば、市内の大学・専門学校等やそこに通学する学生、市内で活動している専門的なスキルを有する人材、小地域ごとに整備されてきた地域集会施設や各区のコミュニティ施設などを有効に活用することが重要です。さらには空家・空き店舗などを社会資源として創出する観点も必要です。

また、社会福祉法人が実施するさまざまな公益的取組も地域の社会資源であるとともに、新たな社会資源の創出においても重要な役割を担っています。

〇社会福祉法人による公益的な取組例

- 地域団体との共催による避難訓練
- 子育て交流のための園庭開放
- 活動場所の提供　など

【取組の方向性】（再掲）

・多様な主体の参画を促し、協働を推進するために、情報発信や研修・啓発、マッチングやコーディネート、資源の橋渡しを行う事業を促進するとともに、社会福祉法人の地域社会への貢献活動を推進します。

主な取組

	取　組	内　容
33	公益的取組の推進	・地域課題への対応や包括的な支援体制の整備に向けて、専門性や資源を有する社会福祉法人における公益的な取組を推進します。
34	大阪市空家等対策計画に基づく取組の推進	・福祉や子育て、地域活性化等の視点を踏まえた地域の場づくりの促進、支援を行います。
21	区社協・市社協による地域福祉活動への支援（再掲）	・区社協による地域福祉活動の支援（小地域ごとの地域課題やニーズの把握、地域課題の共有と解決に向けた提案、課題を解決するための新たな活動の立ち上げ支援、区内全地域向けの会議・研修会）が着実に実施されるよう支援します。 ・市社協は、上記の区社協による地域活動支援をサポートするとともに、市域全体で共通する課題や区域を越えたテーマに対して取組まれている活動を支援します。 ・区社協・市社協が行う施設同士の連携の場づくり等の取組を支援し、社会福祉法人の地域での公益的な取組を推進します。
22	生活支援コーディネーターの配置（再掲）	・多様な事業主体による高齢者の生活支援・介護予防サービスの充実を図るため、区社協や地域包括支援センターなどと連携しながら、地域資源の把握・ネットワーク化やボランティア等の担い手の養成・発掘等の地域資源・サービスの開発などを担います。

施策の方向性

３　災害時等に備えた要援護者への支援

（１）災害時に備えた支援体制の整備

【現状と課題】

1995（平成７）年の阪神・淡路大震災では、消防などの防災関係機関の救援が行き渡ることが極めて難しい状況の中、家屋や家具の下敷きになった人たちを、隣近所の人たちが力をあわせて救出した割合が、全体の約 98%とも言われています。

また、2011（平成 23）年の東日本大震災の際にも、市町村の行政機能が麻痺している状況下で、地域住民自身による「自助」、地域コミュニティにおける「共助」が避難所運営等において重要な役割を果たしました。

一方で、東日本大震災や 2016（平成 28）年の熊本地震では、障がい者等が避難所に行くことができなかった事例や、福祉避難所※が十分に機能しなかった事例が報告されています。2018（平成 30）年の大阪府北部地震の際にも、避難行動要支援者※※の安否確認について、時間を要するといった事例や、2024（令和６）年の能登半島地震では、福祉的支援の実施にあたり、災害派遣福祉チーム（DWAT）※※※の活動が初めて行われましたが、広域による派遣実績が乏しく、初期対応できるチームが限られており、支援に遅れがあったなどの課題が散見されました。

地震や津波、暴風、豪雨、洪水といった異常な自然現象による被害は、全国各地で多発しており、また、今後発生が懸念される南海トラフ地震では、甚大な被害の発生が想定されています。

大阪市では、これらの災害に対応するため、「大阪市地域防災計画」、さらに「区地域防災計画」を策定し、行政等の防災関係機関による防災・減災対策に加えて、市民等の自主防災組織との連携、支援を含め、防災活動の総合的、計画的かつ効果的な実施を図ることとしています。

さらに、要配慮者に対する支援を適切に行う観点から、大阪府を中心に構成される災害福祉支援に関する会議等に参画し、大阪 DWAT 等の災害福祉支援に係る研修・訓練への参加に努めます。また、災害発生時おいては、避難所や社会福祉施設等の状況を適切に把握し、福祉支援の必要性が認められた場合には、大阪府と連携して必要な支援の要請を行います。

また、地域では、高齢者や障がい者、乳幼児を抱える家族、外国につながる市民等を含めすべての住民が、被災時に適切な支援を受けられるよう、区役所を中心に地域の自主防災組織と連携し、災害時避難所への誘導や福祉避難所への搬送等の防災訓練を実施するなど、平時から連携体制の構築に取り組むことが重要です。

※福祉避難所
高齢者や障がい者、乳幼児その他の特に配慮が必要な被災者向けに、災害時に開設される避難所。
大阪市においては、福祉施設や公共施設などと協定を結んだうえで、災害発生時には建物の安全確認や人員確保、受け入れ可能人数の調整ができた後、準備が整いしだい、順次開設をすることとしているため、まずは、一般の災害時避難所へ避難いただくこととしています。
また、災害時避難所における要配慮者のための福祉避難室を配置するよう啓発を進めています。

※※避難行動要支援者
高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。

※※※災害対策福祉チーム（大阪 DWAT）
大阪ＤＷＡＴ（Disaster Welfare Assistance Team）活動の目的
災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、避難所などで要配慮者（高齢者や障がい者、子ども等）に対する福祉支援を行う民間の福祉専門職（※）で構成するチームです。
（※）福祉専門職：介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、看護師、理学療法士、精神保健福祉士、保育士、その他介護職員等

防災訓練には、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者と地域住民が共に参加して、お互いに存在を知り理解を深め、地域で災害に備えることが重要です。
また、避難行動要支援者の安否確認の重要性を踏まえ、地域において理解の浸透を図るとともに、個別避難計画※※※※の作成など実効性のある避難支援が求められます。

【取組の方向性】

- 自主防災組織による避難行動要支援者の個別避難計画の作成等、避難支援等の一連の活動が適切かつ円滑に実施されるよう取り組みます。
- 個別避難計画の作成を推進するため、行政や地域に加え福祉専門職の参画を得るなど、地域における避難行動要支援者が適切な避難支援を受けられるよう、福祉部局と防災部局が連携して取組を行います。

※※※※個別避難計画
避難行動要支援者ごとに、災害時に避難支援を行う者や避難先などの情報を記載した計画。2021（令和３）年の災害対策基本法の改正により、作成することが市町村の努力義務とされました。

主な取組

	取組	内　容
35	「大阪市地域防災計画」、「区地域防災計画」の策定・推進	・「大阪市地域防災計画」は、市域、並びに市民等及び事業者の生命、身体、財産を保護することを目的に、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定めた計画です。防災関係機関がその有する全機能を迅速・有効に発揮し、相互に協力するとともに、市民等及び事業者による自主防災活動との連携、支援を含め、防災活動の総合的、計画的かつ効果的な実施を図ります。 ・「区地域防災計画」は、各区役所において、大阪市地域防災計画をもとに、各区の地域特性及び実状に応じて、市民、事業者、行政の責務、役割を明確にし、区における災害予防、災害応急対策、災害復旧対策にかかる基本的な事項を定めた計画です。 　この計画を大阪市ホームページ等で公表し、災害リスクや対策などの情報を市民の皆様と共有することにより、各区における防災力向上を図ります。
36	災害時の的確な情報伝達のしくみづくり	・防災行政無線、緊急速報メール、X（旧 Twitter）、LINE、大阪防災アプリ、Yahoo!防災速報アプリ、おおさか防災ネットの防災情報メール、デジタルサイネージ及び固定電話、FAX による情報伝達など、デジタル技術を活用した緊急災害情報を発信します。 ・また、外国につながる市民への取組として、大阪市ホームページに、多言語で大阪市の防災の取組概要の情報提供を行うとともに、災害発生時には、防災行政無線（日英中韓）、X（旧 Twitter）（日英中韓）、LINE（日英中韓）、大阪防災アプリ（日英中韓）、災害多言語支援センターホームページ（日英中韓）や防災情報メール（全 13 言語）により速やかに情報提供を行います。
37	施設における避難誘導等の配慮	・障がい者や自力避難困難な者等が利用する施設において火災等の災害が発生した場合に障がい者等が取り残されないよう、施設関係者及び消防機関による避難誘導、情報伝達において、障がいなどさまざまな特性があることなどの事情に配慮し実効性を確保します。
38	福祉避難所の確保の推進	・福祉施設や関係団体等と調整して福祉避難所の確保に努め、福祉避難所で必要となる、医薬品や日用品の確保の取組を実施します。
39	総合防災訓練の実施支援	・区役所を中心に地域の自主防災組織と連携し、避難行動要支援者の避難誘導等を見据えた、総合防災訓練の実施し、平時からの連携体制の構築を支援します。 ・また、訓練の実施にあたっては、障がい等の特性に配慮して、避難行動要支援者と地域住民が共に参加し、お互いの存在を知り理解を深め、非常時に支え合える関係づくりを進めます。

	取組	内　容
40	災害ボランティアセンターの設置・運営等	・大阪市では、すべての区の社会福祉協議会との間に「区災害ボランティアセンター」の設置・運営協定を締結しています。 ・平時より地域の人々と顔の見える関係づくりをめざし、災害ボランティアに関する講座開催や、災害時における訓練や啓発、災害ボランティア活動に必要な備品や資材の調達等を行います。
41	災害時に支援が必要な人の把握と避難支援のしくみづくり	・自主防災組織による支援の取組につなげるため、避難行動要支援者名簿を作成し、地域の関係者へ提供します。提供された名簿を基に、行政、地域、福祉専門職等が連携して個別避難計画の作成を進めるなど、地域での避難支援の仕組みづくりに取り組みます。

（２）災害時に備えた地域におけるつながりづくり

【現状と課題】

前述のとおり、実際に災害が発生した時に、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者への対応を迅速かつ的確に行うためには、行政による公助だけでなく、身近な地域の住民が普段からお互いに存在を知り、平時より顔の見える関係をつくっておくことが必要です。

また、避難所から仮設住宅等へ移行してからの生活は、孤独・孤立による問題が生じやすくなりますが、イベントや清掃活動など、地域での支え合い活動を通じて、生きがいや元気を取り戻すきっかけとなった事例も多く報告されており、地域コミュニティの形成が復興の土台としても必要不可欠であることが明らかになっています。

そのため、大阪市では、2015（平成 27）年度より「見守り NW 事業」を実施し、援助を必要とする人等の情報を整理し、災害時の避難支援につながるよう見守り活動での活用に取り組んでいます。また、社会的孤立に陥っている人に対して、福祉専門職のワーカー（CSW）がアウトリーチの支援を行っています。（◆P.67～70 参照）

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、地域におけるつながりづくりにも大きな影響を及ぼし、これまで築いてきたつながりが失われるおそれがありました。今後も起こりうる新たな感染症やさまざまな社会的危機に備えて、このような経験を活かし、地域における「新しいつながり」づくりを考えていくことも必要です。

【取組の方向性】

- 地域住民による、重層的な見守り体制の構築を進め、災害に強い福祉のまちづくりを推進します。
- 災害等により、さまざまな活動が制限される非常事態にあっても、人と人とのつながりや地域福祉の取組が途切れないよう支援します。

主な取組

	取組	内　容
39	総合防災訓練の実施支援（再掲）	・区役所を中心に地域の自主防災組織と連携し、避難行動要支援者の避難誘導等を見据えた、総合防災訓練の実施し、平時からの連携体制の構築を支援します。 ・また、訓練の実施にあたっては、障がい等の特性に配慮して、避難行動要支援者と地域住民が共に参加し、お互いの存在を知り理解を深め、非常時に支え合える関係づくりを進めます。
42	平時の見守りによる顔の見える関係づくり	・「見守り NW 事業」を通じて、平時の見守りから、顔の見える関係づくりを推進します。

基本目標２

だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

施策の方向性

１　相談支援体制の充実

【現状と課題】

これまで大阪市では、高齢者、障がい者、児童といった各福祉分野や生活困窮者に対する施策の充実を図ってきましたが、少子高齢化、単身世帯の増加、地縁・血縁の希薄化などが進み、福祉課題が一層複雑化・多様化・深刻化するなか、複合的な課題や制度の狭間にある課題を抱えた個人や世帯（以下、「複合的な課題を抱えた世帯」という）への支援が大きな課題となっています。（「8050 問題」、ヤングケアラー、セルフネグレクトなど）

こうした複合的な課題を抱えた世帯を支援するため、各分野の法令等により規定されている会議等を活用し、課題の解決を図ってきました。一方で、既存のしくみでは解決が困難な事例も見られており、施策分野を横断的かつ包括的に相談・支援を行う、相談支援体制の充実が求められています。

（１）複合的な課題等を抱えた人や世帯への支援

① 総合的な相談支援体制の充実事業

2011（平成 23）年３月の大阪市社会福祉審議会からの提言「大阪市における総合的な相談支援体制の充実に向けて」においては、対象者や福祉課題を限定せず、複合的な福祉課題にも対応する機能や、他機関の関わりが必要な場合には途切れないようにつないでいく相談窓口機能の必要性が示されました。

また 2016（平成 28）年以降、国においても「ニッポン一億総活躍プラン」「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」といった文書において、複数分野の問題や複雑に絡む問題を抱える対象者や世帯に対し、分野を問わない包括的な相談・支援体制を構築する考えが示されました。

このような中、大阪市では、複合課題に対応するための新たな相談窓口を設置するのではなく、分野横断的な連携による「ワンストップの相談支援」をめざすこととし、区民に最も身近な行政機関である区保健福祉センターが「調整役」となって「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制」の構築をめざすこととしました。こうした状況を受け、2017（平成 29）年度から、市内３区でモデル事業を実施し、その結果を踏まえて、2019（令和元）年度からは全区で「総合的な相談支援体制の充実事業」を実施しています。

区保健福祉センターが調整役となり、各相談支援機関や地域の関係者等が一堂に会して支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」（以下「つながる場」という。）の開催や、相談支援機関・地域・行政等の連携促進に向けた研修会等の開催など、複合的な課題等を抱えた世帯が、どの区に居住していても適切な支援につながることができるよう、相談支援体制の充実を図る取組を進めています。

② こどもの貧困対策

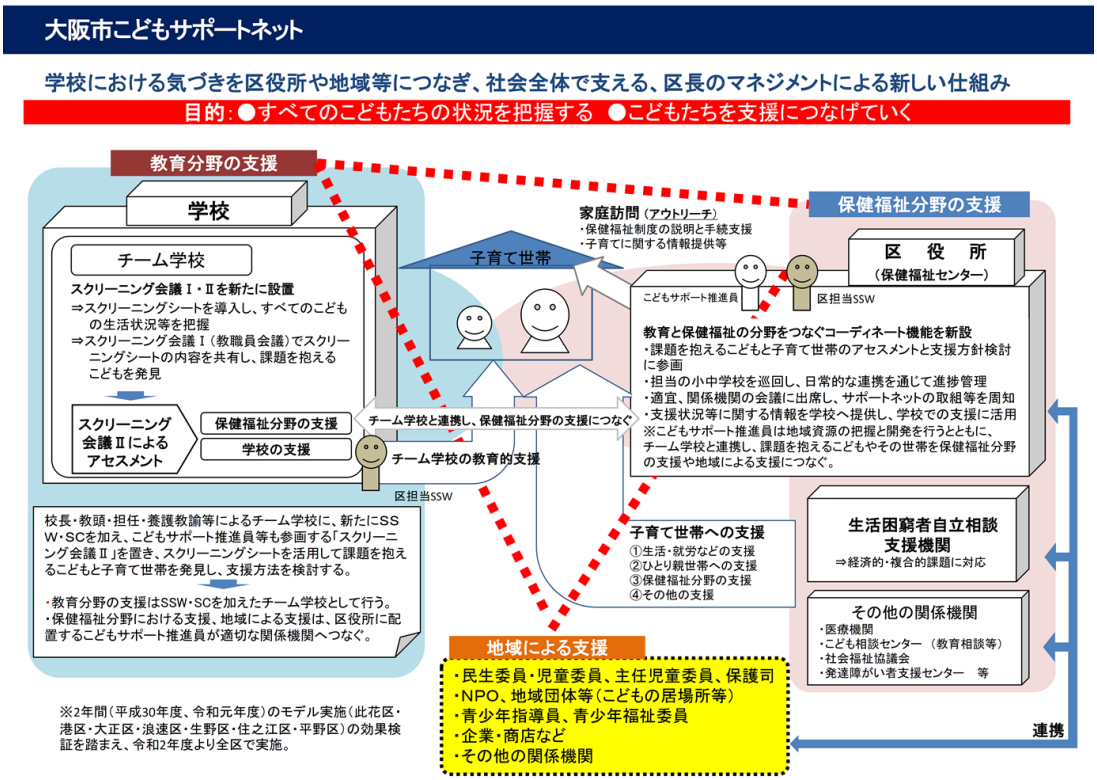
大阪市では、こどもたちの未来が生まれ育った環境によって左右されることなく、自分の可能性を追求できる社会の実現をめざし、行政が的確な施策を行うため、平成28 年度に「子どもの生活に関する実態調査」を行い、現状を把握した上で、調査の分析結果も踏まえて、平成 30 年３月に「大阪市こどもの貧困対策推進計画」を策定しました。

こどもの貧困問題は、子育て、教育、福祉、健康、就労などの問題が複合的に絡み合っていることから、適切な支援につなぐことが必要です。本市では、こどもが長時間過ごす学校において、支援が必要なこどもや家庭を発見し適切な支援につなぐ仕組みとして、平成 30 年度から大阪市こどもサポートネットをモデル７区で実施し、令和２年度より全区展開しています。学校と区役所の協働でアセスメントを行い、適切な支援先につないでいますが、問題が複合的に絡み合っており課題解決に至らない世帯も存在します。そのため、さらに利用可能な支援先をもれなく提供し利用につなげるとともに、これまで以上によりきめ細かな充実した寄添い型の支援を行えるよう、サポート体制の強化を図ります。

なお、平成 30 年３月に策定した「大阪市こどもの貧困対策推進計画」が令和６年度末で終期を迎えるため、令和５年度に「子どもの生活に関する実態調査」を実施し実態調査の結果をもとに、児童生徒の生活習慣や学習環境と世帯状況との関係性などを分析し、報告書に取りまとめました。

実態調査で確認された課題に対し、大阪市を挙げて、こどもの貧困対策を総合的に推進する観点から、関連する施策を体系的に取りまとめた「大阪市こどもの貧困対策推進計画（第２期）」を令和７年３月に策定しました。令和７年度以降も引き続き、社会全体でこどもの貧困の解消に向けた取組を進めていきます。

○ 大阪市こどもサポートネットの概念図



③ 生活困窮者自立支援制度との連携

生活困窮者自立支援制度は、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性など生活困窮者が抱えるさまざまな状況に応じ、自立相談支援事業を中核として、早期に包括的な支援を行うものです。

大阪市では、2015（平成 27）年度から相談窓口を全区に設置し、生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは相談していただくよう呼びかけるとともに、他の機関とも連携するなどして生活困窮者の早期把握に努めています。相談があったときには支援員がどのような支援が必要かを相談者と一緒に考えながら、法に基づく事業の外、その他の制度によるサービス、インフォーマルな支援等を組み合わせた支援プランを作成するなど、相談者に寄り添いながら自立に向けた支援を行っています。あわせて、生活困窮者支援を通して把握された地域課題や地域に不足する社会資源等について検討を行い、地域のネットワークづくりを進めています。（◆P.31、P.85参照）

また、生活困窮者の個人情報を関係機関等と共有する際には、本人の同意を得ることが基本となることから、制度開始当初は、本人の同意が得られない場合に関係機関間での情報共有が進まず、深刻な困窮状態を把握することや予防的な措置を取ることが困難となっていました。

こういった課題に対して、2018（平成 30）年の法改正により設けられた支援会議では、会議の構成員に対する守秘義務が設けられており、本人の同意が得られない場合であっても、関係機関でそれぞれ把握している困窮が疑われるような事案について情報共有することが可能となりました。

大阪市では、全区において、個々の事案について検討を行う会議と、支援に係る地域資源のあり方等の検討を行う会議の二層構造を基本とした支援会議を設置しています。また、生活困窮者自立支援事業の相談者には複合的な課題を抱えた世帯も多いことから、支援会議を活用し、解決を図ります。また、前述の「つながる場」と連携して取組を進めています。

【取組の方向性】

- さまざまな相談支援機関が分野横断的に連携することで、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず、受け止めることができる相談支援体制の構築をめざします。
- 既存の仕組みでは解決が困難な事例や、制度の狭間に陥りがちな事例に対応できるよう、関係者等が一堂に会して支援方針を話し合う「総合的な相談支援調整の場（つながる場）」を活用し、適切な支援につなげます。
- こどもの貧困対策として、支援の必要なこどもや子育て世帯を学校において発見し、区役所等の適切な支援につなげられるよう、大阪市こどもサポートネットの充実を図ります。
- 生活困窮者自立支援法に基づき、生活にお困りごとを抱えた方の自立支援策の強化を図ることを目的として、相談支援窓口を各区に設置し、対象となる方の自立までを包括的・継続的に支援します。

主な取組

各区に共通する課題等への「重点的な取組」として後掲するものには、「★」を付加しています。

	取　組	内　容
43	総合的な相談支援体制の充実★	・既存の仕組みでは解決できない複合的な課題を抱えた人や世帯に対し、区保健福祉センターが調整役となり、関係者が一堂に会して支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催するなど、「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制」の充実に向けた取組を行います。
44	生活困窮者自立支援事業	・各区の相談窓口において、生活困窮者が抱える課題を広く受け止め、課題解決のために必要な生活困窮者自立支援法に基づく支援を提供するとともに、さまざまなサービス等につなぐことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援しています。 ※P84 生活困窮者自立支援事業の事業一覧参照
45	大阪市こどもサポートネット	・支援の必要なこどもや子育て世帯については、複合的な課題を抱えていることが多く、教育、保健、福祉分野の総合的な支援が必要ですが、各種施策が十分に届いていないといった課題があります。支援の必要なこどもや子育て世帯を学校において発見し、区役所等の適切な支援につなぐしくみにより、社会全体でこどもと子育て世帯を総合的に支援します。
46	住宅の確保に特に配慮を要する方々の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る相談・情報提供	・住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）を登録するとともに、登録を受けた住宅の情報について広く情報提供しています。 ・大阪市立住まい情報センターにおいて、住まいや暮らしに関するさまざまな相談対応や情報提供を実施しています。
47	困難な問題を抱える女性支援推進等事業	・「大阪市　困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」に基づき、女性相談支援員を中核に、関係機関等と連携した困難な問題を抱える女性への自立に向けた寄り添い支援を実施しています。

【生活困窮者自立支援事業の事業内容について】

自立相談支援事業	支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、相談者に寄り添いながら自立に向けた支援を行います。
住居確保給付金の支給	離職等により住居を失った人、または失うおそれのある人に対し、求職活動を行うことなどを条件に、一定の期間家賃相当額を支給し、就労に向けた支援を行います。また、世帯収入が著しく減少し住居を失った人、または失うおそれのある人に対し、転居費用相当額を支給することにより、家計の改善に向けた支援を行います。 ※資産・収入等の要件あり
居住支援事業	住居を持たない人、住居の状態が不安定な人に対して、一時的な宿泊場所や衣食を提供します。
子ども自立アシスト事業	中学生及び高校生世代（高校未進学者、高校中退者）の子どもがいる家庭に専門的知識を有する相談員を派遣し、高校進学などの進路決定や、家庭が抱える問題について、カウンセリングによる個別支援を行います。
総合就職サポート事業	就労に関して不安や困難を抱えている人に、カウンセリング、ビジネススキルやコミュニケーション能力向上の支援、就職活動の支援、求人情報の提供、就職後の支援など、就労につなげるための総合的な支援を行います。
就労チャレンジ事業	さまざまな事情により、一般的な仕事をすることが難しい人や、なかなか仕事に結びつかない人に、専門の支援員による相談や軽作業、就労体験実習など、ご本人の状況に応じた段階的な支援を行います。
就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の紹介や認定	すぐに一般の就労が難しい人に、支援付きの就労・作業などの場（認定を受けた企業や事業所が行う、就労訓練）を紹介するとともに、訓練の場を提供する事業所の認定を行っています。
家計改善支援事業	収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、社会福祉協議会の行う生活福祉資金をはじめとした、生活に必要な資金の貸し付けのあっせんも行います。
法律相談事業	自立相談支援事業の支援員が法律の知識を必要とする支援を実施するにあたり、弁護士が支援員に対し、情報提供や助言を行います。また、自立相談支援機関が必要と認めた場合には、相談者に対し、弁護士が情報提供や助言を行います。

●各区の相談支援窓口については、大阪市ホームページを参照ください。
https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000303608.html

重点的な取組　複合的な課題を抱えた世帯への支援体制の充実

大阪市では、既存のしくみでは解決できない複合的な課題を抱えた世帯を支援するため、全区において「総合的な相談支援体制の充実事業」を実施し、関係者が一堂に会して支援方針を話し合う「つながる場」の開催や、相談支援機関、地域の関係者、行政等の連携促進に向けたツールの作成及び研修会等の開催など、多機関協働における幅広い連携づくりに取り組んでいます。

こうした相談支援体制の整備に向けた取組と地域における見守り活動との連携により、包括的な支援体制の整備をさらに進めます。

ア　総合的な支援調整の場（つながる場）の開催

複合的な課題を抱えた世帯を支援するためには、本人や世帯全体の複合的・複雑化したニーズを捉え、課題を整理するとともに、複合的なニーズに対応するさまざまな支援をコーディネートすることが必要です。

「つながる場」は、区保健福祉センターが「調整役」となり、さまざまな分野の相談支援機関や地域の関係者等が一堂に会し世帯全体の支援方針を検討・共有するとともに、支援にあたっての役割分担を明確にするための場として活用されています。

たとえば、区保健福祉センターでの事例では、認知症のある 80 代の母が 50 代の障がいのある息子の将来について悩んでいましたが（いわゆる「8050 世帯」）、母と息子のそれぞれにかかわる支援者らが会し、情報と支援方針を共有したことにより、母も息子も社会的孤立に陥ることなく在宅生活を継続することをめざすことができました。

また、親の中途障がい等により、幼い兄弟のケアをしている小学生（ヤングケアラー）について、地域包括支援センターからの相談をきっかけに学校等も参加する「つながる場」が開催され、高齢分野と児童分野の支援者らが連携する体制ができ、ともに協力しながら支援することができるようになった事例もあります。

このように、相談支援機関等が分野を超えて「つながる場」に参加することで、世帯全体の課題をとらえ、支援することが可能となり、相談支援機関においては、「つながる場」の開催を契機に、いわゆる「8050 問題」やヤングケアラー等の支援について理解が深まったり、関係者との連携が深まるなど、事業の効果が現れています。

【取組の内容】

・分野ごとの相談支援機関、地域だけでは解決できない課題を抱えた世帯に対して、区保健福祉センターが調整役となって、適切にアセスメントを行い、複合的なニーズに対応するさまざまな支援をコーディネートするしくみの充実を図ります。

イ　専門家等（スーパーバイザー）による支援

区保健福祉センターや相談支援機関が連携して、複合的な課題を抱えた世帯に対し的確に対応できるよう、また各区が円滑に連携体制を構築できるようにするためには、学識経験者や相談支援の実務者、職能団体のスーパーバイザーが、専門的見地から助言を行う必要があります。

「つながる場」への参加のほか、事例のアセスメントの実施や事例の課題整理の際に助言を行うとともに、区内の相談支援機関や区の職員等を対象とする研修会への参加、情報連携のためのツールづくり等を行い、連携の強化や関係者のスキルアップに取り組んでいます。

【取組の内容】

・複合的な課題を抱えた世帯に対し的確に支援を行っていくことができるよう、また、区保健福祉センターや相談支援機関等がスキルアップできるよう、スーパーバイザーによる助言や研修等ができるしくみを引き続き実施します。

ウ　地域における見守り活動との連携

自ら相談できない、あるいは地域とのつながりが薄く、社会的な孤立につながってしまうおそれのある世帯に対しては、「見守り相談室」の CSW がアウトリーチを行っていますが（◆P.67～70 参照）、そのような人や世帯の中には制度の狭間に陥り支援につながっていないケースや複合的な課題を抱えているケースもあり、課題解決のために「つながる場」が活用されることがあります。

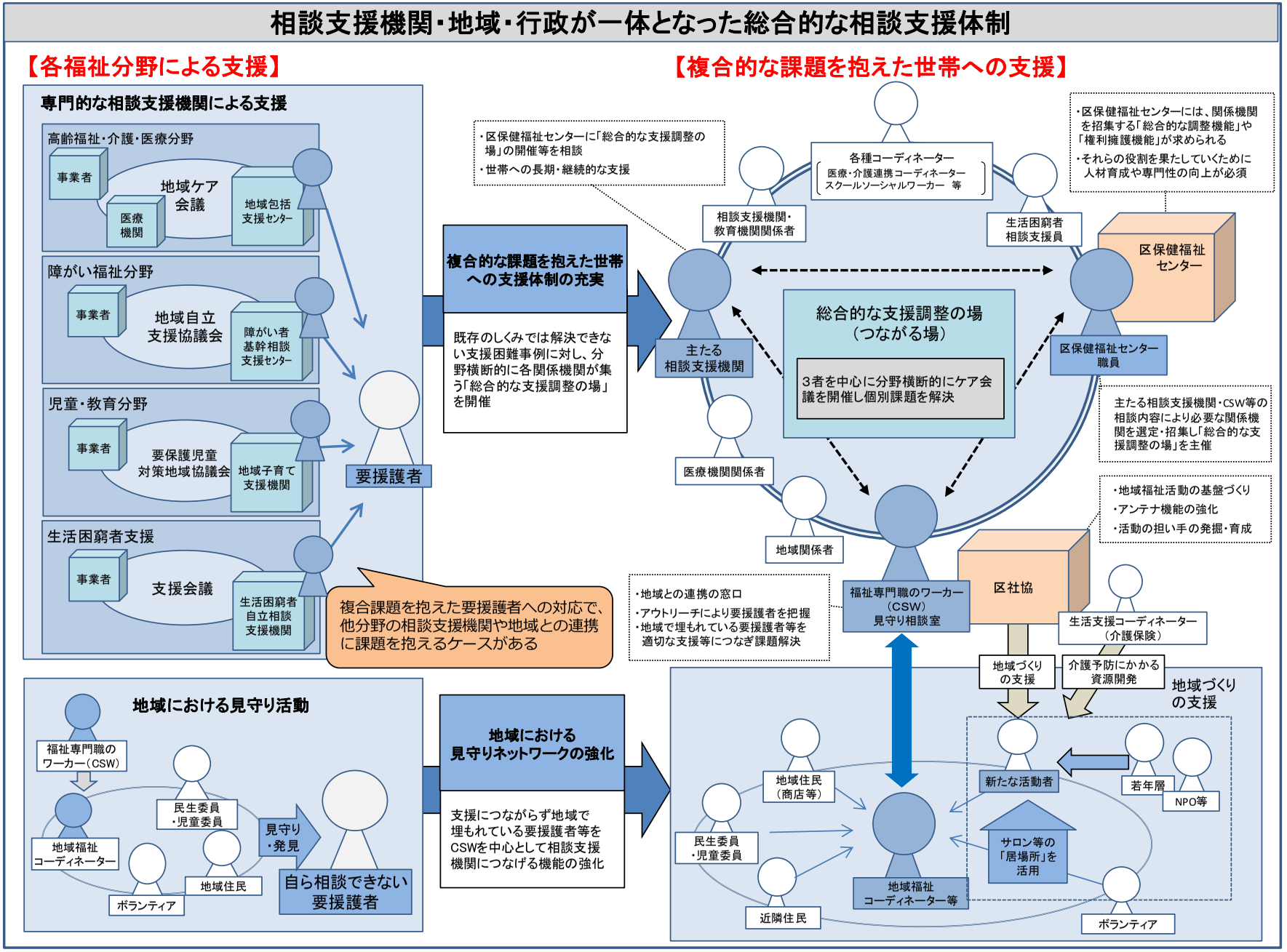
たとえば、「近隣住民が、いわゆる『ごみ屋敷』状態となっている世帯のことを気にかけており、そこに暮らす高齢者には精神疾患が疑われていた」、といった事例では、見守り相談室の CSW が情報を把握し、民生委員と連携してこの住人との関係づくりを行ったことで、日常的に会話をすることが可能になり、把握したニーズに基づいて「つながる場」が開催されました。この住人は、当初は近隣住民との関わりや支援を拒否していましたが、関係者が住人との関わり方を共有することにより、近隣住民の理解も深まり、地域での見守り活動を深めることができました。

このように、CSW が地域の関係者と連携して、より身近な地域で早期に課題を発見し、「つながる場」を活用して適切な支援につなげるなど、地域における見守り活動と連携して取り組むことが必要です。【連携イメージは次ページ】

【取組の内容】

・複合的な課題を抱え、自ら助けを求めることができない人が、必要な支援を受けながら地域で安心して暮らせるよう、地域における見守り活動との連携を進めます。

相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制



施策の方向性

２　権利擁護支援体制の強化

すべての人の人格と個性を尊重しつつ、自己実現・自己決定を支援することは、地域生活を支えるうえで非常に大切であり、そのためには、支援を必要とする人が地域社会に参加し、ともに自立した生活を送るための支援が重要です。

しかしながら、こどもや障がい者、高齢者に対する虐待の通告・通報件数は依然として多く、配偶者などによる暴力（DV）被害の相談件数も増加傾向にあるなど、個人の権利、利益が侵害され、安心安全な生活が脅かされている現状があるため、虐待防止の取組の推進が必要です。

また、今後、認知症等により判断能力が十分ではない高齢者等の増加が見込まれることから、成年後見制度等の利用促進も必要であり、権利擁護支援体制の強化に向けた取組が必要となっています。

（１）虐待防止の取組の推進

【現状と課題】

虐待は個人の尊厳を冒す重大な権利侵害です。自らの権利を主張しにくい立場にある、児童や障がい者、高齢者の権利利益を擁護していくためには、虐待の未然防止や早期発見及びその適切な対応について、さまざまな取組を実施していくことが重要です。

虐待の防止及び早期発見・対応の取組は、安心安全な生活を守るしくみとして不可欠であることから、「児童虐待の防止等に関する法律」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」などの関係法令に基づき、引き続き確実に進めていく必要があり、2019（令和元）年６月の児童福祉法及び児童虐待防止法の改正では、親権者等による体罰の禁止、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化など、虐待防止策の一層の強化が図られています。

虐待の状況は属性等によって異なるため、それぞれの特性に応じた的確な対策を行っていく必要があります。また、虐待を受ける人が自ら SOS を発信できない、あるいは発信が難しい状況もあることから、地域住民や関係機関、すべての人が虐待防止の意識をもち、虐待の兆候にいちはやく気づき、適切な機関に相談・通報することが重要です。

【取組の方向性】

・虐待についての知識・理解の普及啓発に努めるなど、虐待防止の地域づくりを推進します。

・虐待の専門的対応に向けた取組を進めます。

主な取組

各区に共通する課題等への「重点的な取組」として後掲するものには、「★」を付加しています。

	取　組	内　容
48	虐待防止に関する啓発や虐待防止ネットワークの推進★	・こどもに対する虐待を発見した場合は通告義務、障がい者、高齢者に対する虐待を発見した場合は通報義務があることを周知するとともに、支援の必要な人を見逃さない気づきの充実を図るため、関係機関や専門職団体と連携し、虐待防止ネットワークの更なる構築を推進します。
49	福祉サービス提供事業者への助言・指導	・福祉サービス提供事業者に対し、利用者本位のサービス提供と福祉サービスの質的向上のため、行政として助言、指導を行っています。
50	苦情解決のしくみの充実	・市民が安心してサービスを利用できるように、福祉サービス提供者がサービス等の利用に関する苦情解決に対し、一層積極的に取り組むよう指導するとともに、身近な相談支援機関において円滑に苦情解決が行われるよう、専門的な相談支援を行うなど、効果的な苦情解決のしくみの充実に努めます。
51	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護	・配偶者や恋人等、親密な関係にある相手からの暴力について、暴力根絶に向けた予防教育・啓発等に取り組むとともに、大阪市配偶者暴力相談支援センター、区保健福祉センター、こども相談センター、警察等関係機関が連携し、被害者の安全確保を行います。

重点的な取組　虐待防止に向けた地域連携の推進

現在の相談・通報の経路は、身近な地域住民や支援者からではなく、警察等の関係機関が多くなっています。このため、虐待についての知識・理解の普及啓発に取り組むとともに、地域において虐待等に関する情報を共有し、連携協力ができるネットワークを構築し、虐待の未然防止と早期発見につなげ、適切かつ迅速に対応していく取組を進めていきます。

ア　虐待についての知識・理解の普及啓発

虐待にいち早く気づくことができる立場にある地域住民や関係機関が、虐待についての知識・理解を深めることが重要であり、相談・通報窓口等の周知徹底を目的とした普及啓発を行うとともに、虐待は重大な権利侵害であること、地域での関わりが虐待の未然防止・早期発見につながることを広く周知します。

【取組の内容】

- 引き続き、虐待の相談窓口等を広く周知するためのポスターやチラシ等の啓発物作成・配布等を行います。
- 11 月秋の「こどもまんなか月間」を中心に、様々な関係機関と協働し、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を行い、重層的な広報活動などに取り組みます。
- 障がい者虐待・高齢者虐待の防止に向けて、地域の課題に即した講演会や研修等を実施します。

イ　ネットワークの構築

虐待事例の支援に対して適切かつ迅速に対応するためには、地域住民、警察や福祉・教育等の関係機関、専門職等の関係団体、行政機関の連携が非常に重要であり、虐待防止の課題や情報を共有するネットワークの構築に取り組みます。

【取組の内容】

- 要保護児童等の早期発見や適切な保護・支援を図るための要保護児童対策地域協議会において、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する人、その他関係者が、児童虐待に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応します。
- 支援対象児童となる前の段階において、地域でのさまざまな支援活動等により児童虐待の未然防止につなげます。
- 障がい者・高齢者虐待防止の適切な実施を図るため、障がい者・高齢者虐待防止連

絡会議を市と各区に設置し、関係機関・関係団体及び障がい者・高齢者の福祉に関する職務に従事する者等が虐待を取り巻く状況や考え方を共有化し、虐待防止の適切な実施等に向けて機能するよう連携ネットワークの構築に取り組みます。

ウ　施設従事者等の意識の向上

障がい福祉サービス・介護保険サービスの事業者には、本人の人格を尊重したサービス提供が義務づけられており、適切にサービスが提供されるよう従事者等の意識向上に取り組みます。

【取組の内容】

- 障がい福祉サービス・介護保険サービス事業者等への集団指導において、施設従事者等の通報義務を周知徹底します。
- 虐待を未然に防止する予防的取組として、不適切なケア・不適切なサービス提供や施設運営等への指導を強化するなど、将来の虐待の芽を摘むために取り組むとともに、施設従事者の意識の向上を図ります。

エ　虐待対応に従事する行政職員の専門性の確保

虐待対応において、適切かつ迅速に対応するため、職員の経験年数に応じた階層別の研修等を行います。

【取組の内容】

- 児童虐待の対応を担当する区役所職員及びこども相談センター職員に対する研修を計画的に実施します。
- 障がい者虐待の対応を担当する区役所職員及び障がい者基幹相談支援センター職員、高齢者虐待の対応を担当する区役所職員及び地域包括支援センター、総合相談窓口（ブランチ）職員を対象とする研修、事例検討会等を計画的に実施します。

（２）成年後見制度等の利用促進

【現状と課題】

福祉サービスは契約に基づいて提供されており、一人ひとりの住民が質の高いサービスを利用しながら、自らが望む生活を続けていくためには、適切な情報提供、迅速な苦情解決、判断能力が十分ではない人への支援等が必要となります。

特に、認知症高齢者の増加や知的障がい者と精神障がい者の地域移行が進む中、地域において安心して自立した生活を送るために、判断能力の程度や生活の状況を踏まえた多様な支援が求められており、成年後見制度やあんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）を中心とする権利擁護の枠組みを各地域で整備することが必要です。

成年後見制度利用にかかる家庭裁判所への申立ては、基本的に本人や親族等が行うこととされていますが、大阪市では、2000（平成 12）年の制度開始以降、各区保健福祉センターで市長名による申立て手続を行い、虐待事案や身寄りがいない人等の制度利用にも対応するとともに、後見人等に対する報酬の負担が困難な方に対する助成を実施しています。

また、2007（平成 19）年６月に大阪市成年後見支援センターを開設し、家庭裁判所はじめ制度に関わる専門職団体など関係機関との連携を図りながら、制度利用に関する広報啓発や専門的な相談対応、相談支援機関等への支援を実施するとともに、市民後見人の養成とその活動支援について積極的に取り組んできました。

加えて、消費者被害の防止及び早期発見の観点から、大阪市消費者センターとともに消費者の利益の擁護及び増進に関係する機関と連携・協力しながら、認知症高齢者や障がい者等、消費生活上特に配慮を要する消費者の見守りの推進等にも取り組んできました。

2016（平成 28）年５月に施行された促進法では、個人としての尊厳が重んじられ、意思決定支援や意思の尊重、身上保護が適切に行われることを重視するとともに、市民後見人の養成と関係機関の連携した体制整備を推進していくことが基本理念として掲げられました。

促進法の施行を踏まえ、2017（平成 29）年３月に策定された国の「成年後見制度利用促進基本計画」は、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」の重要性を掲げ、2022（令和４）年３月に策定された第二期計画においても引き続き推進していくこととされました。

また、成年後見制度については、利用開始の要件として必要性を位置付け、必要性がなくなった場合には利用を終了できる制度への見直しが進められており、制度利用が終了した後においても地域で安心して暮らすことができるよう、地域における総合的な権利擁護支援策の充実を図り、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを一層推進していく必要があります。

権利擁護支援については、行政のもつ法的権限の適切な行使を意識したうえで、制度利用にあたっての相談、人材養成、地域での理解づくりを含めた体制の強化に向けて、行政・地域住民・専門職団体や関係機関などさまざまな主体が連携する必要があります。

【取組の方向性】

・個人としての尊厳が重んじられその尊厳にふさわしい生活が保障されるよう、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分ではない人の意思決定を支援し、本人が選択できる機会を確保するための取組を進めます。

主な取組

各区に共通する課題等への「重点的な取組」として後掲するものには、「★」を付加しています。

	取　組	内　容
52	成年後見制度の利用促進の取組★	・「大阪市成年後見支援センター」を中核機関として位置づけたうえで、その機能強化を図り、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」の設置・運営や、本人を中心とする「チーム」を支援する「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築に引き続き取り組みます。 ・また、今後の権利擁護支援を必要とする人の増加に対応するため、市民後見人の養成・支援を強化します。
53	あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）	・認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分ではない人が、安心して地域で生活が送れるよう、本人との契約に基づき、区社協において、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を支援します。
54	福祉サービスの適切な情報提供	・障がい者や高齢者、妊産婦、子育て中の親子、外国につながる市民など、福祉サービスが必要な人々が、適切な情報を得られるように情報提供を推進します。
55	消費者被害の防止等の取組	・消費者センターを中心として「消費者安全確保地域協議会」を設置し、地域において認知症高齢者や障がい者等の「消費生活上特に配慮を要する消費者」を見守るためのネットワークを構築しています。 ・ネットワークの構成団体（市社協、大阪市老人クラブ連合会、大阪府警察本部等）の連携、情報共有により、消費者被害に遭っている、または、その心配がある消費者を地域で発見し、消費者センターの相談につなぐ等、消費者被害の救済を図る取組を進めます。

成年後見制度

成年後見制度とは

○成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分ではないため、自分自身で契約や財産管理などの法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所から選任された成年後見人等がその人を支援する制度です。

○成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の二つの制度があり、法定後見制度は、判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の三つの類型に分れています。任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ自ら、「誰に」「どんなことを頼むのか」を契約によって決めておく制度です。

成年後見人の役割

○成年後見人は、本人の意思を尊重し、本人が自らの意思により物事を決定できるよう支援しながら、生活状況や心身状況等も考慮し、本人に代わって福祉サービスの利用契約や適切な財産管理等を行うことで、本人の生活や財産を守ります。

○成年後見人には、日常生活に関する行為を除く、法律行為を本人に代わって行ったり、必要に応じて取り消したりする法的な権限が与えられています。

成年後見人の業務（例）

○預貯金の管理や支払い手続き等　　○官公庁等への各種手続き
○本人の見守り活動（定期的な訪問等）　　○福祉サービス利用や入院等の手続き
○本人が不利益な契約を結んでしまった場合などの取り消し

成年後見人の業務ではないこと

○介護や家事のような事実行為　　○手術などの医療行為の同意
○本人の連帯保証人や身元保証人になること　○葬儀の喪主を務めること　など

市民後見人

市民後見人とは

○家庭裁判所から成年後見人等として選任され、他の専門職等による成年後見人と同じ権限が与えられた一般市民のことで、専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手のことです。

大阪市の市民後見人活動

○大阪市では、大阪市成年後見支援センターが、親族以外の第三者後見人として、地域福祉の視点から身近な「市民」という立場で後見活動を行う「市民後見人」を養成し、その活動のサポートを行っています。

○大阪市の市民後見人活動は、ボランティア・市民活動であり、活動経費を除き報酬を前提とした活動ではありません。

大阪市市民後見人のロゴマークです。
後見人の意味の Guardian の頭文字とハートをモチーフにしています。

重点的な取組　成年後見制度の利用促進

大阪市では、「大阪市成年後見支援センター」の運営などを通じて、関係機関と連携して権利擁護支援の取組を行ってきました。今後も、これまでに培ってきた関係機関との連携の取組を踏まえて「権利擁護支援の地域連携のネットワーク」の整備を進め、地域で安心して自分らしく生活を送ることができるように、関係機関が連携して、本人の意思を尊重した権利擁護支援の取組を進めます。

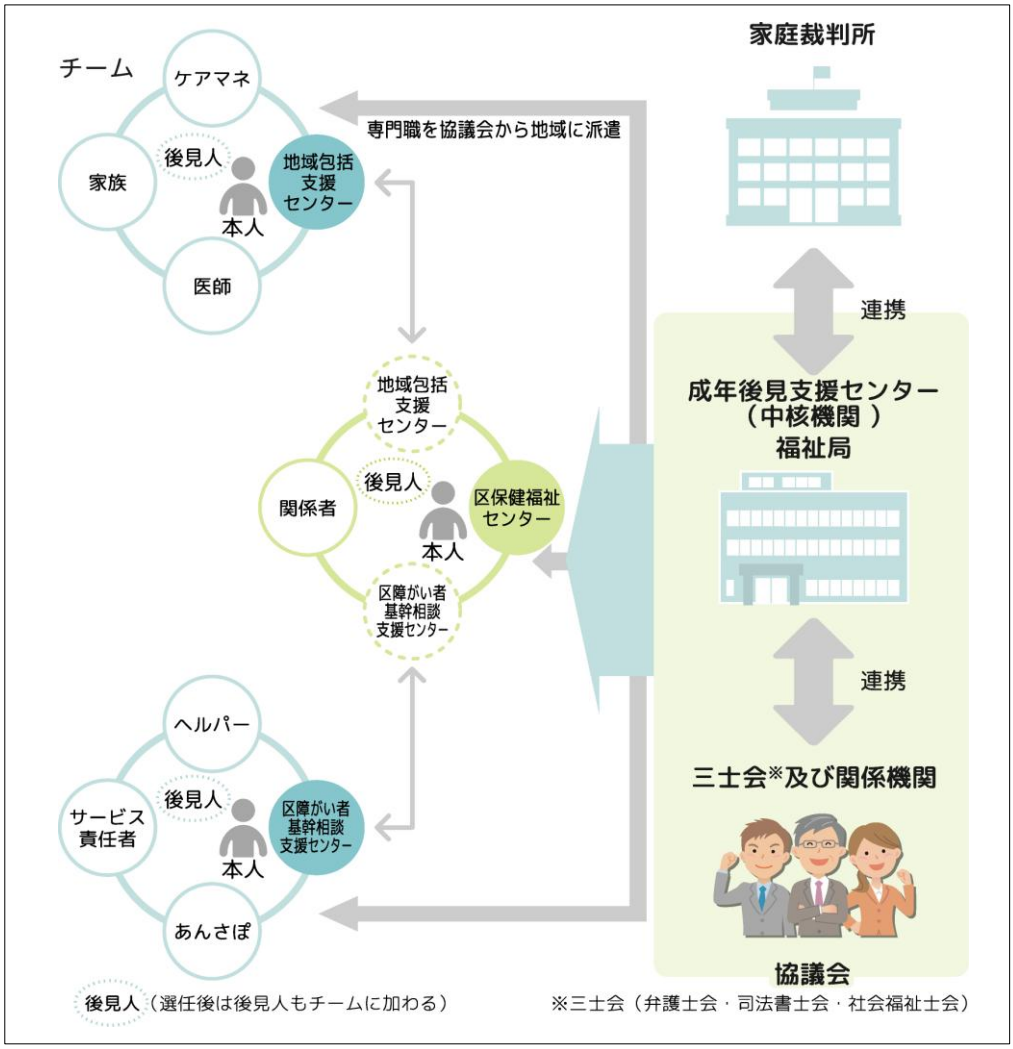
ア　権利擁護支援チームに対する支援の強化

大阪市では、大阪市成年後見支援センターにおける運営委員会の設置や各種連絡会議の開催等により権利擁護支援にかかる関係機関との連携を構築してきました。促進法の施行を踏まえ、2018（平成 30）年度に「大阪市の権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける協議会」を設置し、家庭裁判所や専門職団体等に加え、さまざまな福祉団体や金融機関なども参画する幅広い連携体制の構築を進めました。区保健福祉センターをはじめとした各相談支援機関は、相談支援を通じて権利擁護支援を必要とする人を発見し、必要に応じて、本人を中心とする「権利擁護支援チーム」を形成し、支援にあたっています。大阪市成年後見支援センターはネットワークの中核機関として、地域における「権利擁護支援チーム」の支援を行っています。

【取組の内容】

- 地域において、権利擁護支援を必要とする人を発見し支援に結びつけていくことが重要であり、見守り活動と連携した取組を行うとともに、成年後見人が選任された後も支援が必要な場合は、後見人とともにチームとして支援を行います。
- 区保健福祉センターをはじめ、権利擁護支援に関わる各相談支援機関が地域においてより身近できめ細かな支援ができるよう、引き続き、家庭裁判所や専門職団体など関係機関と連携協力し、職員に対する継続的な研修やチームに対する専門職派遣の実施など、大阪市成年後見支援センターが担う中核機関の機能充実に努めます。

○大阪市における権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ



イ　市民後見人等の担い手確保の取組の強化

大阪市では、家庭裁判所からの選任を受けて無報酬で活動する「市民後見人」を養成しています。市民後見人の候補となる人は、市内在住又は在勤で、大阪市成年後見支援センターが実施する市民後見人養成講座を受講し、バンクに登録した人であり、2026（令和８）年３月現在 331 人のバンク登録者がいます。

地域において後見活動を行う市民後見人の需要は、高齢化の進展に伴い、さらに高まることが見込まれます。また、市民後見人は身近な地域におけるきめ細かな見守りや訪問活動を前提としていることから、市内全域でのバンク登録者の確保を目指していくことが重要です。

また、これまで、大阪市では主として後見類型を担う人材として市民後見人の養成を進めてきましたが、制度改正に伴い、後見類型に限らない支援の在り方等の整理が必要となっています。このため、国の動向等も踏まえ、市民後見人の養成・支援の在り方について検討を進める必要があります。

【取組の内容】

・市民後見人のバンク登録者を増やしていくため、研修内容の見直しや会場の増設などを行ってきており、引き続き、養成方法等の工夫を行うとともに、市民後見人の活動を広く周知し、一人でも多くの市民の方等にご協力を得ることができるよう取り組みます。

・市民後見人の活動は、判断能力が十分ではない人の生活を支援するだけでなく、ボランティア精神に基づく地域活動の一つとして、住民主体の福祉コミュニティづくりにもつながる効果が期待できます。このため、市民後見人がさらに活躍できるよう活動の場の拡大を検討するとともに、その活動をサポートする中核機関の機能充実等を図ります。

・親族後見人が安心して後見活動を行えるよう、大阪市成年後見支援センターにおいて相談を受け付けるとともに、必要に応じて専門職団体等の協力を得ながら、適切な支援や情報提供につなげます。

・2021（令和３）年度から、大阪府では、社会福祉法人に対し「地域における公益的な取組」として法人後見を養成・支援する取組が進められています。大阪家庭裁判所では、親族後見人が後見事務を問題なく行えるように、一定期間、専門職の監督人が指導・助言や相談対応を行う「総合支援型後見監督人」の運用が進められています。こうした担い手を広げる新たな取組の情報共有を図り、連携を進めていきます。

ウ　権利擁護支援についての理解促進

権利擁護支援においては、本人の意思決定を支援し、本人の意思を尊重した支援を行うことが重要であり、地域においてこうした支援を適切に受けながら安心して生活することのできる環境づくりに取り組む必要があります。

2024（令和６）年１月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」においても、認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護を図るため、情報提供の促進や啓発等の必要な施策を講ずることとされています。

認知症や障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない人に対する権利擁護支援のための重要な手段の一つである成年後見制度については、引き続き、制度理解を促進するとともに、財産管理を中心とした支援だけでなく、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に立った支援を広げていく必要があります。

【取組の内容】

・意思決定支援の意義について、地域の住民や関係機関に対する幅広い広報啓発に取り組むとともに、相談支援機関等の職員に対する研修等を実施し、適切な支援が可能となるよう、意思決定支援の普及啓発に取り組みます。

・意思決定支援の普及啓発の取組を通じて、判断能力の低下が見られる人の早期発見につなげ、あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）の活用や成年後見制度の早期利用を促進するとともに、本人の心身の状況変化を踏まえ、より適切な制度利用につながるように取り組みます。

・成年後見制度には、本人の意思決定支援を踏まえ、生活の質の向上のために財産を積極的に活用する支援、消費者被害を防止する支援、後見人等が人生の伴走者として本人の心身の状況変化に寄り添いながら自分らしい生活を実現する支援など、さまざまなメリットがあります。本人や支援者が成年後見制度の内容とメリットを理解し、任意後見の利用も含め、必要な権利擁護支援につながることができるよう、分かりやすい効果的な広報啓発に取り組みます。

施策の方向性

３　福祉人材の育成・確保

（１）福祉専門職の育成・確保

【現状と課題】

地域における福祉課題が複雑化・多様化・深刻化するなか、複合的な課題を抱えた世帯を包括的に支援するためには、相談支援機関職員に対し、さまざまな施策分野の広範な知識や、相談支援のノウハウなど専門性が求められることとなります。ケアラー（ヤングケアラーを含む）への支援といった新たな視点なども含め、スキルアップのための研修等の取組が必要です。

また、2025（令和７）年には団塊の世代のすべてが 75 歳以上となり、さらに 2040（令和 22）年には 65 歳以上の高齢者数がピークを迎え、介護と医療の複合ニーズを抱える 85 歳以上人口が増加するとともに、認知症高齢者や独居の高齢者等の増加も見込まれます。一方で、生産年齢人口は急激に減少し、全産業において人材の不足が指摘されている中で、将来にわたって必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは、全国的な課題となっています。大阪市においても、介護などの現場における福祉人材の確保は重要な課題であり、今後ますます多様化・複雑化していく福祉ニーズに対応するためには、中長期的な視点をもって新たな人材の確保に向けた取組を進めるとともに、福祉専門職が誇りをもって働き続けることができるよう、モチベーションの向上等につながる取組をさらに強化していく必要があります。

【取組の方向性】

- 相談支援機関の職員が施策横断的な連携・協働を図れるよう、研修の実施等により知識・技術等の向上に取り組みます。
- 福祉・介護の新たな人材確保に向け、福祉・介護の仕事に対する理解促進や魅力発信の取組を進めます。
- 福祉専門職の育成・定着に向け、福祉・介護の職場で働く方々のスキルアップやモチベーション向上につながる取組を進めます。

主な取組

各区に共通する課題等への「重点的な取組」として後掲するものには、「★」を付加しています。

	取　組	内　容
56	相談支援機関職員における包括的な支援に向けた専門性の向上	・相談支援機関職員における包括的な支援に向けた協働・連携にかかる研修等の実施に取り組みます。 ・「総合的な相談支援体制の充実事業」において、相談支援機関、地域の関係者、行政等の連携促進に向けた研修会等の実施に取り組みます。
57	多様な人材の確保と仕事の魅力発信★	・小学生向けの「福祉読本」の授業での活用や中学生向けの福祉教育プログラムの実施により、福祉への理解促進を図ります。 ・仕事の魅力が伝わるエピソードを表彰する「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」を実施し、受賞作品を活用して魅力発信を推進します。 ・「アシスタントワーカー導入等による福祉・介護人材支援事業」などによる多様な人材の参入を図ります。
58	福祉専門職の育成・定着を図る取組★	・「大阪市社会福祉研修・情報センター」を福祉・介護人材の確保・育成・定着に関する中核施設として、社会福祉施設職員等への研修やモチベーション向上のための取組等を実施しています。

重点的な取組　福祉人材の確保・育成・定着

「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（2007（平成 19）年厚生労働省告示第 289 号）においては、国と地方公共団体それぞれの役割が示されており、国は介護報酬の設定等、都道府県は就業状況の把握や市町村では実施が困難な人材確保の取組等、市町村は研修やネットワークの構築等を行うこととされています。また、令和９年度からは、関係団体等（公的機関、地域の事業者、養成施設等）で構成する福祉人材確保のための協議会の設置が都道府県の努力義務とされ、福祉人材確保に向けて、連携体制の構築が図られています。これらの役割分担のもと、大阪市では、福祉・介護人材の確保・育成・定着に取り組んでおり、大阪市社会福祉研修・情報センターをその中核施設に位置付け、スキルアップやモチベーション向上につながる研修を行うなど、さまざまな取組を行っています。

福祉・介護の仕事は、人に寄り添い、人生にかかわる大切な仕事です。また、チームで目標に向かって取り組み、工夫やチャレンジをするクリエイティブな仕事でもあります。大阪市では、福祉・介護の仕事の現場で働く方々の姿を広く市民に周知する取組を推進し、福祉・介護の仕事に対する理解促進や魅力発信に取り組みます。方々の姿を広く市民に周知する取組を推進し、福祉・介護の仕事に対する理解促進や魅力発信に取り組みます。

また、現場で働く方々が、専門性を発揮し、福祉専門職としての誇りを持ち続けながら働くことができるよう、スキルアップやモチベーション向上につながる取組をさらに推進するとともに、人材のすそ野の拡大に取り組みます。

ア　多様な人材の確保に向けた取組

若者、子育て層、中高年齢層など多様な人材の確保のため、大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、潜在的有資格者への復職支援研修や子育て世代・退職世代向けの講座等を開催しています。そのほか、大阪府と連携した「福祉のお仕事フェア」の共催による福祉・介護の仕事紹介やマッチング等の取組を実施しています。

また、福祉・介護の仕事の魅力を発信する取組として、福祉施設・事業所で働く方々から、仕事の魅力が伝わるエピソードを募集し、優秀作品を表彰する「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞（以下「きらめき大賞」という。）」を実施しています。エピソードは、多くの人に福祉・介護の仕事の魅力ややりがいに触れていただくことができるよう、よりわかりやすく伝える手段として、漫画化・イラスト化し、ホームページで公開するほか、冊子を作成しさまざまな機会を通じて配布しています。

2023（令和５）年度及び 2024（令和６）年度には、動画化にも取り組み、2025（令和７）年度以降は就職フェアや公共施設の広報媒体等で当該動画を活用し、より広く市民に魅力を発信する取組を進めています。

中長期的な人材確保については、将来の職業選択を考えるキャリア教育を受けている中学生を対象として、福祉のことや福祉・介護の仕事を身近に感じてもらうきっかけとなるよう取組を進めており、「きらめき大賞」の冊子の配付を行うほか、福祉の理解促進として、福祉に携わる若い職員や大学生など、中学生にとって身近な存在が指南役となり、福祉についての語りや体験学習を支援する福祉教育プログラムを実施しています。

外国人介護人材の受け入れについては、これまでの経済連携協定（EPA）や技能実習制度（令和９年度からは育成就労制度に見直し）に基づく受け入れのほか、人材不足への対応策のひとつとして在留資格「特定技能１号」により、外国人介護人材の受け入れが全国的に進められています。これら外国人介護人材が福祉専門職として誇りをもって働くことができるよう、大阪市社会福祉研修・情報センターによる受入側に対する研修を実施しています。

「アシスタントワーカー導入等による福祉・介護人材支援事業」では、直接介助に携わらない業務を担う「アシスタントワーカー（いわゆる介護助手）」の導入を支援し、介護未経験者の参入を促し、人材のすそ野を広げる取組を進めています。本事業を通じて介護職員の負担軽減だけでなく、業務の見直し等に取り組むことにより職員の意識改革、リーダー職員の育成や職場の活性化にもつながっています。

【取組の内容】

- 大阪府が設置する人材確保のための協議会と連携し、情報の交換や、人材確保の取組を進めます。
- 大阪府、大阪市社会福祉研修・情報センター、ハローワーク、関係団体など、さまざまな機関とのつながりを強化し、情報共有を行いながら福祉・介護に関する魅力の発信、就職に関するイベント、人材確保に関する取組を進めていきます。
- 仕事の魅力を伝える「きらめき大賞」等の取組について、市民への周知方法や周知の場等について検討を進め、より効果的なものとなるよう取組を進めます。
- 小学生向け福祉読本の配付や中学生向け福祉教育プログラム等の中長期的視点によるアプローチについても、より魅力的な内容になるよう工夫を行い、福祉・介護の理解促進やイメージアップに取り組みます。
- 福祉専門職が専門性の高い業務に専念できる環境を整備するとともに、多様な働き方に対応した職場環境の整備や多様な人材の確保にもつなげます。

イ　福祉専門職の育成・定着を図る取組

大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、福祉職員を対象としてキャリア研修やスキルアップ研修に加え、モチベーションの向上や人材育成の取組として、市内の福祉施設・事業所に勤務する職員同士が、情報共有や意見交換を行い、横のつながりを作る場「よこいと座談会」を開催しています。その他、ハラスメントへの対応をはじめとする職場改善にかかる研修やメンタルヘルス研修も実施し、働きやすい環境づくりに資する取組を実施しています。

また、福祉人材養成にかかる関係団体等のネットワークを構築し、関係団体等で構成する連絡協議会を開催し、人材の育成等にかかる調査研究・意見交換などを実施しています。

この他、大阪市では、永年にわたって社会福祉事業に従事し、大阪市の福祉の向上に貢献された人に対して、市長感謝状、表彰状を授与する取組等も行っています。

【取組の内容】

・社会事業施設協議会・福祉専門職団体・養成校協会・市社協・大阪公立大学・本市で構成する「大阪市福祉人材養成連絡協議会」において、人材養成事業に係る情報の共有や福祉・介護の現場のニーズや実態把握を行うとともに、大阪市社会福祉研修・情報センターにおける福祉人材養成に係る研修が、把握した現場のニーズ等を踏まえたより効果的なものとなるように、企画・提案を行います。
・研修の内容に応じてオンラインの活用等も進め、福祉・介護の現場で働く方々が研修を受講しやすい環境の整備を図っていきます。

福祉人材の確保･育成･定着

福祉･介護人材確保に関する国、都道府県、市町村の役割

更新済

国において、福祉・介護人材の課題に対応するため
「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」を策定
国・都道府県・市町村の役割を分担し、様々な角度から重層的に取り組むことの必要性が示された。

国
・事業費の負担
・福祉・介護等の制度の企画立案
・基準・報酬等の策定

都道府県
・市町村で行うことが難しい人材確保の取組
・従事者の需給状況や就業状況の把握

市町村
・地域の特色を踏まえたきめ細かな人材確保の取組
・福祉・介護サービスの意義等の啓発
・従業者に対する研修や相談体制の整備
・関係団体等のネットワークの構築

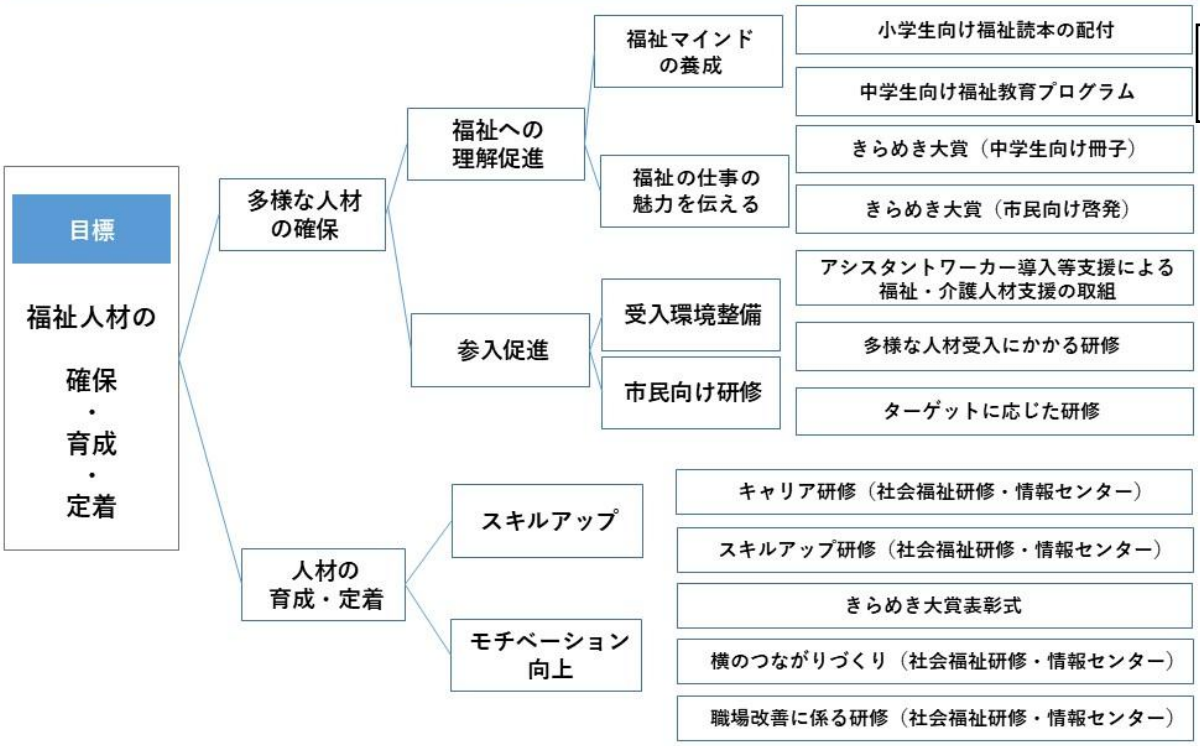
地方公共団体の役割に応じた取組

大阪府
○広域的かつ総合的な人材確保、市町村への必要な支援
○「大阪府介護・福祉人材確保戦略」の策定及び見直し
○職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

大阪市（取組の方向性）
○多様な人材の確保・参入促進
・福祉への理解促進
・仕事のやりがい・魅力の発信
○人材の育成・定着を図る
・スキルアップ研修、モチベーション向上の取組
など

大阪市における福祉人材の確保･育成･定着に向けた主な取組

更新済



（２）行政職員の専門性の向上

【現状と課題】

地域社会における福祉課題は一層複雑化・多様化・深刻化しており、加えて、行財政改革や法律・制度の相次ぐ改正等により福祉を取り巻く環境も大きく変動しています。

そのような状況の中で、各区保健福祉センターやこども相談センター等において本市福祉行政に携わる職員には、行政の役割を理解した上で、法や制度を理解し運用する能力や、必要な施策を企画立案する能力、分野をまたがる広範な知識や調整力、対人援助技術等を備えていることなど、さまざまな能力・知識等が求められており、さらに、深刻な虐待事案への対応や権利擁護に関する対応、セーフティネット機能としての対応等、行政としての判断や高度な技術を用いた対応も必要となっています。

こうした分野横断的な知識・技術や高度な判断力等は、短期間で習得できるものではないため、福祉行政に携わる職員、とりわけ、福祉行政を牽引する福祉職員の人材育成を組織的、体系的に実施し、質の高い福祉行政を推進していく必要があります。

また、大阪市では、AI（人工知能）を活用した音声認識ツールを業務で活用するなど、デジタル技術の活用を積極的に推進しており、福祉分野の相談支援業務においても、引き続きデジタル技術の活用により多様なニーズに対応できる体制づくりに取り組むことが必要です。

【取組の方向性】

- 行政職員が多様な福祉ニーズに対し的確に対応できるよう、研修の実施等により、知識・技術等の向上に努め、施策横断的な連携体制の強化に努めます。
- 福祉行政を牽引する役割を担う福祉職員に対しては、より高度な専門性の確保に向けた取組を計画的に進めます。
- 福祉分野の相談支援業務におけるデジタル技術活用について、引き続き取り組みます。

主な取組

各区に共通する課題等への「重点的な取組」として後掲するものには、「★」を付加しています。

	取　組	内　容
59	行政職員の育成（福祉職員の育成★）	・行政職員（各区保健福祉センター職員・福祉職員）が多様な福祉ニーズに対し的確に対応できるよう、専門性の向上にむけた研修の充実等に取り組みます。 ・福祉職員については、大阪市「福祉職員」人材育成基本方針に基づき、専門研修やジョブローテーションなどの取組を進めています。
60	窓口業務におけるデジタル技術の活用	・大阪市こころを結ぶ手話言語条例（2016（平成 28）年１月施行）及び手話に関する施策の推進方針（2017（平成 29）年３月策定）を踏まえた取組の一つとして、区役所窓口におけるタブレット端末を用いた遠隔手話通訳を行っています。
61	聴覚障がい者支援用音声認識アプリ導入事業	・大阪市では、音声の文字化や文字入力による会話が可能な音声認識アプリケーションを導入し、窓口等における市民の方とのコミュニケーションの円滑化を図っています。聞き取りにくさによる行き違いを防ぎ、必要な情報を確実に伝達することで、安心して手続きや相談等を行える環境づくりを進めています。あわせて、同アプリケーションを職員の業務にも活用し、聴覚障がいのある職員への情報格差の改善や、周囲の職員とのコミュニケーションを容易にし、日常業務の円滑実施をサポートする取組を行っています。

重点的な取組　福祉職員の育成・専門性の向上

福祉行政を牽引する役割を担うべき福祉職員については、必要な専門性、理念やめざすべき福祉職員像、基本的な人材育成の考え方や取組などを、大阪市「福祉職員」人材育成基本方針（2020（令和２）年 10 月策定、2024（令和６）年３月改訂）により定め、これまで組織的、継続的な人材育成を実施してきました。

本市では、近年多くの福祉職員を採用しており、一層人材育成の重要性が増しています。このような福祉職員の全体状況や社会の動向を踏まえ、基本方針について、必要な検証、改訂（2027（令和９）年３月改訂）を行いました。

福祉職員が自己の専門性を発揮することで、組織力の向上に貢献し、知識・技術及び判断力等の継承により次世代を担う人材を効果的に育成できるように、引き続き福祉職員としてのより高度な専門性の確保に向けた取組を進めます。

【取組の内容】

- 階層別に必要な知識や技術及び判断力等を習得しながら個々の能力向上を図るため、上司や先輩職員による OJT を実施するとともに、組織全体として仕組みづくりや意識の醸成を行い支援します。
- 新規採用などの福祉職員に対し、より効果的な OJT を実施するために、OJT を実施する職員に対して、指導力を向上させるための支援を実施します。
- 福祉職員が専門職としての基礎となる能力等を計画的に習得することができるよう、経験年数に応じた専門研修等を実施します。
- 福祉職員が計画的に自己の専門性の習得状況を確認するツールである福祉職員のキャリアラダーを活用し、行政の福祉職員として必要な能力開発に取り組みます。
- 福祉職員をはじめ、福祉行政に携わる職員が必要な経験や専門性を蓄積できるよう、計画的な人事異動や配置換えによる人材育成を推進します。
- 福祉職員が管理職としても、その専門性を発揮することができるように、管理職も視野に入れたキャリア形成支援を実施します。
- 社会福祉実習生の受入、福祉行政の魅力を伝えるセミナーの実施など、新たな福祉行政を担う人材確保の取組を推進します。



大阪市「福祉職員」
イメージキャラクター
「福たん」

第２　取組に対する推進・評価

１　計画の推進・評価の体制

計画を効果的に進めるため、年度ごとに進捗を確認し、成果と課題を整理して、取組に反映させています。推進は、福祉局長を委員長とする「大阪市地域福祉連絡会議」が中心となり、全庁的な体制で取組を進めています。また、進捗や取組の評価は「大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」および「地域福祉基本計画策定・推進部会」の意見を聴きながら、必要な改善方法等を検討しています。

➡第１章　５（◆Ｐ．13）参照

２　計画の指標

計画策定においては、次の指標の数値の変化を確認しながら、計画に基づく取組の効果を検証し、必要に応じて取組内容等に反映しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響等により効果が現れにくかった項目について、影響の前後を含めた数値の推移を確認できるよう、３か年（令和元年度、令和４年度、令和７年度）の数値を記載しています。

項目・指標	2019（令和元）年度	2022（令和４）年度	2025（令和７）年度	備考
基本目標１　気にかける・つながる・支え合う地域づくり				
１　住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実				
（１）地域での支え合い、助け合いの意識づくり				
住んでいる地域で住民同士の「つながり」を感じる市民の割合	54.1%	48.9%	51.9%	地域福祉実態調査
日常生活に関することで地域の人に手助けをしている市民の割合	40.2%	37.4%	46.9%	地域福祉実態調査
（２）地域福祉活動への参加の促進				
地域福祉活動に「関心がある」と答えた市民の割合	58.9%	57.6%	56.0%	地域福祉実態調査
地域福祉活動に「参加したことがある」と答えた市民の割合	22.1%	17.6%	17.0%	地域福祉実態調査
地域福祉活動に関する広報啓発実施回数	992 回	1,221 回	793 回	地域福祉活動支援事業実績
「寄付したことがある」「したいと思う」と答えた市民の割合	73.3%	70.6%	69.0%	地域福祉実態調査
市社協・区社協におけるボランティア登録者数	（平成 30 年度）35,210 人	30,354 人	27,663 人	

項目・指標	2019（令和元）年度	2022（令和4）年度	2025（令和7）年度	備考
（3）住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくり				
地域課題やニーズについて地域全体で解決に向け取り組む仕組みがある区の数	17区	19区	24区	旧「保健・医療・福祉ネットワーク推進員」が「再構築済」である区
お住まいの地域において家族や親類以外で困りごとを相談する人がいる市民の割合	68.6%	64.1%	65.0%	地域福祉実態調査
（4）専門職による地域福祉活動への支援と協働				
各区社会福祉協議会による地域福祉活動に対する支援への評価（5段階）	3.8点	3.9点	3.8点	地域福祉活動支援事業実績
多様な事業主体が参画する協議体・ワーキングの開催回数（生活支援体制整備事業）	259回	582回	401回	
（5）地域における見守り活動の充実				
地域において実施されている見守り活動の認知度	71.0%	70.2%	72.1%	地域福祉実態調査
2　地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進				
（1）多様な主体の参画と協働　　（2）社会資源の活用・創出				
大阪市における保健、医療または福祉の増進を図る活動をおこなっているNPO法人の数	824法人	810法人	863法人	内閣府NPOホームページ
何らかの公益的な取組を実施していると答えた社会福祉施設の割合	85.4%	86.9%（中止・休止中含む）	89.0%（中止・休止中含む）	社会福祉法人における公益的な取組に係る実態調査
3　災害時における要援護者への支援				
（1）災害時における要支援者への支援　（2）災害時に備えた地域におけるつながりづくり				
福祉避難所登録箇所数	344箇所	361箇所	372箇所	
災害時等にひとりで避難できない高齢者世帯のうち手助けを頼める人がいない世帯の割合	22.5%	22.2%	18.2%	高齢者実態調査
家族や親族を除き、災害時など緊急時に協力を求めることができる人がいない障がい者（児）の割合	26.3%	29.1%	24.2%	障がい者(児)基礎調査
基本目標2　だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり				
1　相談支援体制の充実				
（1）複合的な課題等を抱えた人や世帯への支援　（2）社会参加に向けた支援				
「総合的な支援調整の場（つながる場）」の開催回数	158回	145回	172回	
つながる場の開催における生活困窮者自立支援相談窓口を経由した件数／割合	33件／20.9%	13件／9.0%	21件／12.2%	
こどもサポートネットで支援につながった人数／割合 ①アセスメント対象者として把握した人数／割合 ②うち支援につなげた人数／割合	①2,678人／6.1% ②1,969人／73.5%	①3,356人／2.0% ②3,181人／95.4%	①4,275人／2.6% ②3,908人／91.4%	
複合的な課題を抱えた世帯を支援するために、専門家等による支援を受けた回数	127回	104回	98回	
【基本目標1　1（2）再掲】 地域福祉活動に「参加したことがある」と答えた市民の割合	22.1%	17.6%	17.0%	地域福祉実態調査

項目・指標	2019（令和元）年度	2022（令和4）年度	2025（令和7）年度	備考
2　権利擁護支援体制の強化				
（1）虐待防止の取組の推進				
虐待が疑われる状況を発見した時に必ず通報（通告）する割合	22.1%	17.6%	23.9%	地域福祉実態調査
（2）成年後見制度等の利用促進				
成年後見制度の認知度　①法定後見	①44.5%	①47.0%	①36.9%	地域福祉実態調査
成年後見制度の認知度　②任意後見	②21.8%	②22.4%	②21.5%	
成年後見制度の認知度　③市民後見人	③ 5.7%	③ 5.9%	③04.3%	
成年後見制度相談受付件数	1,034 件	1,322 件	918 件	
成年後見制度利用申立て支援件数	1,103 件	1,120 件	1,032 件	
3　福祉人材の育成・確保				
（1）福祉専門職の育成・確保　（2）行政職員の専門性の向上				
社会福祉研修・情報センターによる研修に対する満足度評価（5段階）	4.4 点	4.4 点	4.5 点	
小学生向け福祉読本の活用によって生徒の福祉への理解が深まったと感じる教員の割	92.0%	97.4%	94.6%	

３　第３期計画　各区に共通する課題等への「重点的な取組」の進捗状況

基本目標１　気にかける・つながる・支え合う地域づくり

（１）住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実

① 地域福祉活動への参加の促進（第３期計画 P.53～54）

ア 地域福祉活動をはじめるきっかけとなる情報発信	・各区社協では、定期発行する広報紙でさまざまな地域福祉活動を紹介しているほか、ふれあい喫茶や子育てサロン等の開催情報を随時ホームページやSNS、メールで配信するなど、きめ細やかな情報提供に努めています。また、動画配信やLINEを活用したつながりづくりの場の構築等を行っています。
イ 福祉に関する広報啓発	・小学生向け福祉教材「福祉読本」及び教員向け指導用副教材を市立小学校の３年生及び教員に配付しました。教員へのアンケートでは「児童の福祉への理解が深まった」とする割合が2024（令和６）年度、2025（令和７）年度とも９割を超えていました。 ・中学校における福祉活動の充実を図るため、福祉教育プログラム（障がいの理解に向けた授業や車いすバスケット体験の授業等）を実施しました。 【2025（令和７）年度実績】 ・福祉教材約20,100冊を配付（小学３年生） ・指導用副教材約1,200冊を配付（教員） ・中学校の希望に応じた福祉教育プログラムを34回実施。

② 地域における見守りネットワークの強化（第３期計画 P.61～65）

ア 地域における見守り活動の支援	・要援護者名簿を活用した見守り活動の推進に向けて、市内全334地域に対し、要援護者名簿を提供しました。 ・見守り活動への理解を深めるため、事例検討会や勉強会を開催したほか、見守り活動に関する報告会等を実施し、活動者だけでなく地域住民に対しても、見守り活動の内容や必要性について周知を行えるように支援しました。 【2025（令和７）年度実績】 ・地域へ提供を行った要援護者数：79,695人
イ 孤立世帯等への取組強化	・見守り相談室の役割について、地域住民や専門機関に対して、広報誌や会議・地域活動等で周知を行ったり、出張相談窓口を設ける等、アウトリーチの取組を強化している。 ・見守りネットワークを活かし、支援を必要とする方を制度につなぐだけではなく、ボランティア参加につなぐ等、社会参加を促進しました。 【2025（令和７）年度実績】 ・相談対応：75,169件

	・アウトリーチによる支援を行った会議：11,348 件
ウ 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見	・行方不明のおそれがある認知症高齢者等の早期発見・保護につなげる見守りネットワークを構築しており、令和７年度末時点で利用登録者が４千人以上、見守り協力者・協力団体も４千件以上となっています。 ・「見守りシール」等の配付を行うことにより、早期に身元を特定するための取組を進めています。また、認知症高齢者位置情報探索事業を引き続き実施するとともに、「認知症アプリ」により認知症に関する正しい知識について広く普及・啓発を行うなど、ICT を活用した取組も進めています。 【2022（令和４）年度実績】 ・事前登録者：4,249 人　　・協力者：4,709 件 ・メール配信数：48 件

基本目標２　だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

（２）相談支援体制の充実

複合的な課題を抱えた世帯への支援体制の充実（第３期計画 P. 78～80）

ア 総合的な支援調整の場（つながる場）の開催	・各区において「つながる場」を開催し、個々の事例に応じた支援を行うため、相談支援機関・地域・行政等の連携促進のため、研修会の開催や情報連携を行うためのツールづくり等を行い、連携の強化や関係者のスキルアップに向けた取組を実施しました。 【2025（令和７）年度実績】 ・相談受付件数 385 件 ・つながる場の開催 172 件 ・研修会等の開催件数 66 件
イ 専門家等（スーパーバイザー）による支援 ウ 地域における見守り活動との連携	・複合的な課題を抱えた世帯等に対する的確な支援および区保健福祉センターや相談支援機関等がスキルアップできるよう、スーパーバイザーによる助言や研修等ができるしくみを実施しています。 ・見守り相談室のＣＳＷが地域の関係者と連携して発見した複合的な課題を抱えた要支援者等を、「つながる場」を活用し適切な支援につなげる等の連携を進めています。 【2025（令和７）年度実績】 ・スーパーバイザーの派遣 98 件 ・見守り相談室から相談を受けた件数 40 件

（３）権利擁護支援体制の強化

① 虐待防止に向けた地域連携の推進（第３期計画 P.83～84）

ア 虐待についての知識・理解の普及啓発	・どのようなことが虐待にあたるのかを知ってもらい、虐待を早期発見するため、虐待の兆候の具体例を記載し、児童虐待については通告先、高齢者、障がい者虐待については通報窓口を明記したリーフレット等を作成・配布して、地域住民及び関係機関に広く周知しました。 ・児童虐待においては、11 月の「秋のこどもまんなか月間」を中心に、さまざまな関係機関と協働し、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を行いました。
イ ネットワークの構築	・大阪市及び各区において、障がい者・高齢者虐待防止連絡会議を開催し、関係機関が虐待の実態を把握したうえで、課題及び各機関の役割及び連携方法を確認・検討し、今後の対応に活かせるようにネットワークの強化を図りました。
ウ 施設従事者等の意識の向上	・大阪市が指定する介護保険事業所を対象とした集団指導では、オンライン形式により、施設従事者等による虐待防止に関する講義を実施しました。 ・障がい児支援事業者等及び障がい福祉サービス事業者等を対象とした集団指導では、通報義務や管理者の責務について説明を行いました。 ・虐待等の通報があった場合は、直ちに事実確認を行ったうえ、指導等を実施しており、定例の運営指導においては、事業所の虐待に対する取組の確認を行いました。
エ 虐待対応に従事する行政職員の専門性の確保	・障がい者・高齢者虐待対応において、適切かつ迅速に対応をするため、スキル別研修を次のとおり実施しました。 ➢ 区担当者初任者研修（障がい・高齢共通） ➢ 区管理職研修（障がい・高齢共通） ➢ 総合相談窓口(ブランチ)担当者・地域包括支援センター初任者研修（高齢） ➢ 区担当者・地域包括支援センター・総合相談窓口(ブランチ)中堅期研修（高齢） ➢ 区担当者事例検討会（高齢） ➢ 区担当者・区障がい者基幹相談支援センター中堅期研修（障がい者虐待） ➢ 区担当者・障がい者虐待事例検証会議（障がい者） ・児童虐待対応において、適切な支援方法を習得するため、各区保健福祉センター子育て支援室職員への研修を実施しました。 ➢ 児童福祉司任用前講習会 ➢ 要保護児童対策調整機関の調整担当者研修

	➢ こども相談センター実地研修 ➢ 体罰によらない子育てを推進する職員研修 ➢ 精神科医師による区役所職員に対する専門研修 ➢ 子育て支援室２年目以降職員研修

② 成年後見制度の利用促進（第３期計画 P.88～90）

ア 権利擁護支援チームに対する支援の強化	・大阪市成年後見支援センターを中核機関として、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援するしくみを整備しました。 ・相談支援機関が地域で「チーム」を形成して適切に支援できるよう策定した「成年後見制度利用促進の手引き」を活用し、相談支援機関を対象に研修を行いました。 ・「協議会」に３つの部会（・利用促進・市民後見人・点検評価）を設置し、成年後見支援センター・大阪市福祉局・三士会（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）を中心として、家庭裁判所とも連携しながら取組を推進しました。 【2025（令和７）年度実績】 ・開催回数（年）：利用促進部会６回、市民後見人部会 12 回、点検評価部会２回 ・全相談支援機関に対し、制度利用促進の研修（基礎編・経験者向）を実施
イ 市民後見人等の担い手確保の取組の強化	・市民後見人のバンク登録者を増やすため、市民後見人の活動の普及啓発を行うとともに、受講者のニーズに配慮したオリエンテーション及び養成講座を実施しました。 【2025（令和７）年度実績】 ・市民後見人養成講座オリエンテーションを開催 （計７回開催　190 人参加） ・養成講座について市内北部と南部に分けて開催
ウ 権利擁護支援についての理解促進	・地域や施設に出向き、成年後見制度に関する説明会を実施するとともに、啓発シンポジウムや講演会を開催し、普及啓発に努めました。 【2025（令和７）年度実績】 ・大阪府・大阪市・堺市社協合同啓発シンポジウムを開催 ・啓発後援会を開催

（４）福祉人材の育成・確保

① 福祉人材の確保・育成・定着（第３期計画 P.93～95）

ア　多様な人材の確保に向けた取組	・社会福祉施設従事者から福祉・介護の仕事のやりがいや魅力が伝わるエピソードを募り、優秀作品を表彰する「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」を実施し、社会福祉施設従事者のモチベーションの向上につなげるとともに、専門学校生の協力を得て受賞作品を漫画作品化して周知するなど市民へのイメージアップを図りました。 ・さらなる魅力発信の取組として、過去の受賞作品を基に制作した動画をデジタルサイネージにて市内主要駅にて放映し、広く市民に周知しました。 ・介護の周辺作業を担当するアシスタントワーカー導入に係る個別支援を重視した研修を実施しました。 【2025（令和７）年度実績】 ・福祉・介護の仕事を紹介する冊子を約 19,000 冊配付（主に市立中学校１年生） ・過去の受賞作品を基に作成した動画を OsakaMetro 主要駅（梅田・東梅田・なんば・天王寺・谷町九丁目）のデジタルサイネージにて放映（期間：11 月１日～11 月 14 日） ・アシスタントワーカー導入研修を実施（月１回）
イ　福祉専門職の育成・定着を図る取組	・大阪市人材養成連絡協議会において、効果的な研修企画や人材覚悟に向けた取組について情報交換を実施しました。 ・社会福祉研修・情報センターにおいて、社会福祉施設等の職員向けにキャリア研修、スキルアップ研修、職場改善にかかる研修等を開催しました。

② 福祉職員の育成・専門性の向上（第３期計画 P.97）

福祉職員の育成・専門性の向上	・大阪市「福祉職員」人材育成基本方針に基づき、高い専門性を有する福祉職員を確保・育成するため、福祉職員を対象とした専門研修や経験年数に応じたキャリア研修に取り組むとともに、市全体での計画的な人事異動等によるきめ細かな人材育成（ジョブローテーション）を推進しました。 【2025（令和７）年度実績】 ・各区保健福祉センター新任職員研修 ・採用２年目の福祉職員に対するキャリア研修 ・主務係員２年目の福祉職員に対するキャリア研修

資　料　編

調整中

統計データ目次

１　人口・世帯数等の推移
⑴ 人口等の動向 119
① 人口の推移 119
② 年齢３区分別人口の推移と推計 120
③ 区別の高齢者人口の将来推計 121
⑵ 世帯等の動向 122
① 世帯数の推移 122
② 高齢者のいる世帯の状況 123
⑶ その他関連データから見る動向 124
① 合計特殊出生率の推移 124
② 外国人住民数の推移 124
③ 障がい者手帳所持者数の推移 126
④ 生活保護の状況 127
⑤ 生活困窮者自立相談支援事業の実施状況 128
⑥ 非正規雇用者の状況 128
２　市民の意識と活動の状況
① 地域福祉実態調査から見えてくる状況 129
② 高齢者実態調査等から見えてくる状況 132
③ 障がい者等基礎調査から見えてくる状況 135
④ ヤングケアラー実態調査から見えてくる状況 136
⑤ ひきこもりに関する実態調査から見えてくる状況 137
３　地域における団体等の活動の状況
① 社会福祉協議会の状況 138
② 民生委員・児童委員活動の内容別相談・支援件数 139
③ 社会福祉施設の公益的な取組の状況 140
④ 地域活動協議会の状況 140
⑤ 町会への加入率の状況 141
⑥ 老人クラブ数と会員数の推移／老人クラブについて 141
⑦ ボランティア登録者数の推移 142
⑧ 特定非営利活動（NPO）法人の活動内容 143
⑨ 企業の地域福祉活動への参画 143
⑩ 共同募金実績額の状況／共同募金について 144
⑪ ふるさと寄附金の状況 146
４　地域における福祉課題の状況
⑴ 虐待等の状況 147
① 高齢者虐待について 147
② 障がい者虐待について 149
③ 児童虐待について 151
④ ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する相談件数 152
⑵ 成年後見制度の状況 153
⑶ その他 154
① 自殺者数・自殺死亡率の推移 154
② 消費者被害の状況 154

調整中

１　人口・世帯数等の推移

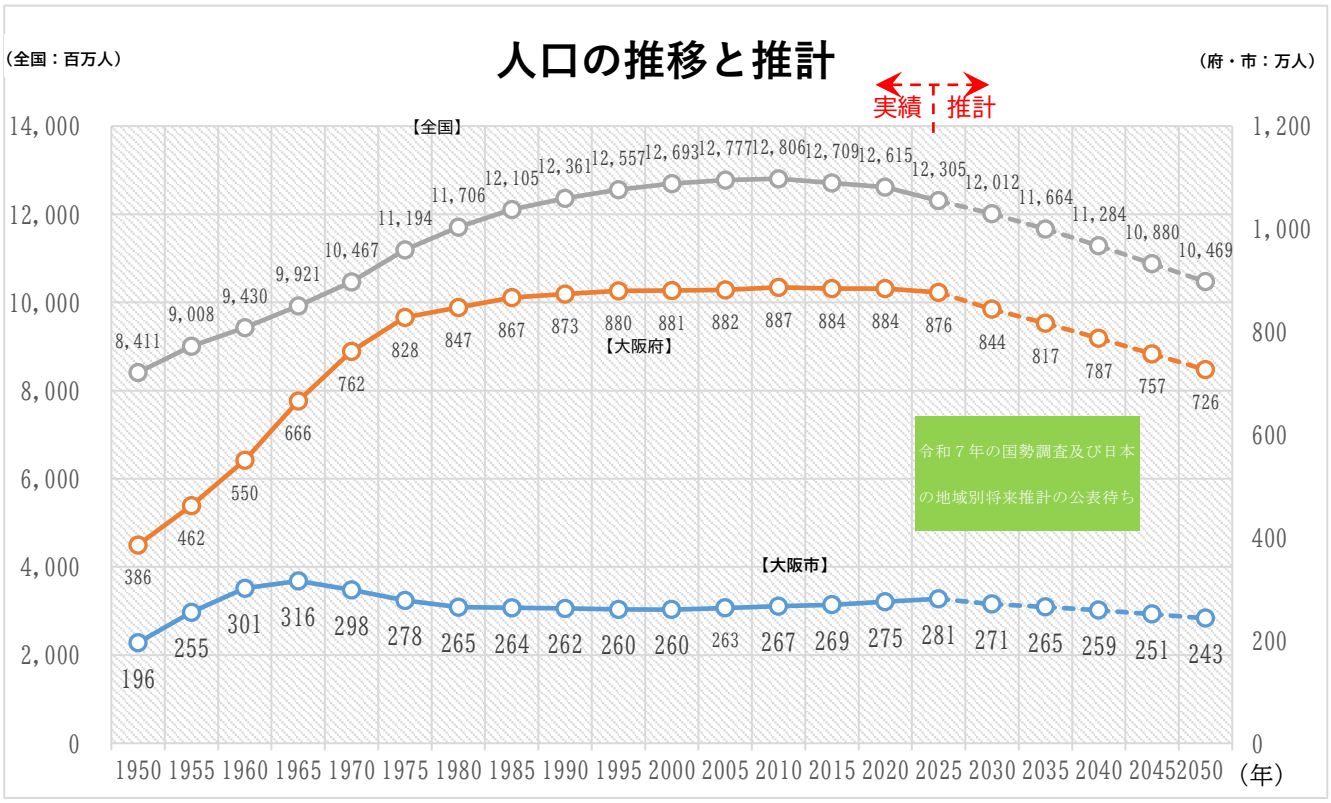
(1) 人口等の動向

① 人口の推移

国勢調査によると、大阪市の人口は、1950（昭和 25）年から 1965（昭和 40）年まで大きく増加し約 316 万人となりましたが、その後減少に転じ、1980（昭和 55）年からは 260 万人台で推移していました。1980（昭和 55）年以降、2000（平成 12）年までは緩やかに減少していましたが、その後やや増加しており、2020（令和２）年には約 275 万人となっています。

全国や大阪府の人口は、1950（昭和 25）年から 2010（平成 22）年まで一貫して増加を続けてきましたが、その後減少しています。

大阪市においても、将来的に人口は減少に転じるものと見込まれます。



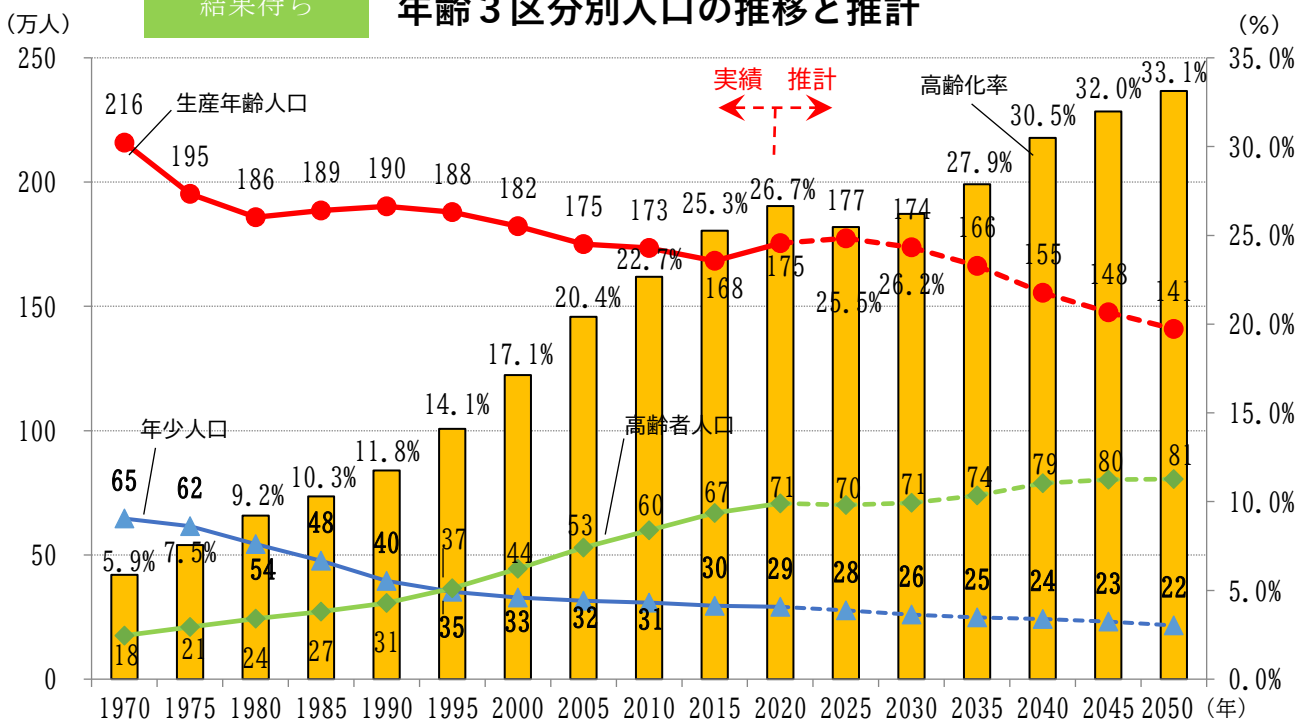
出典：総務省「国勢調査」
※令和 12 年以降は国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口」（令和８年推計）

② 年齢３区分別人口の推移と推計

大阪市の高齢者人口は、1950（昭和 25）年以降増加しており、2020（令和２）年は 67 万７千人となっています。また、2025（令和７）年以降も増加を続け、2050（令和 32）年には 80 万６千人、高齢化率は 32%になると見込まれています。

また、年少人口（０～14 歳）は、1960（昭和 35）年をピークに減少しており、2020（令和２）年は 29 万１千人となっています。また、2025（令和７）年以降も減少し、2050（令和 32）年には 22 万３千人、人口に占める年少人口の割合は 8.9%になると見込まれています。

国勢調査
結果待ち

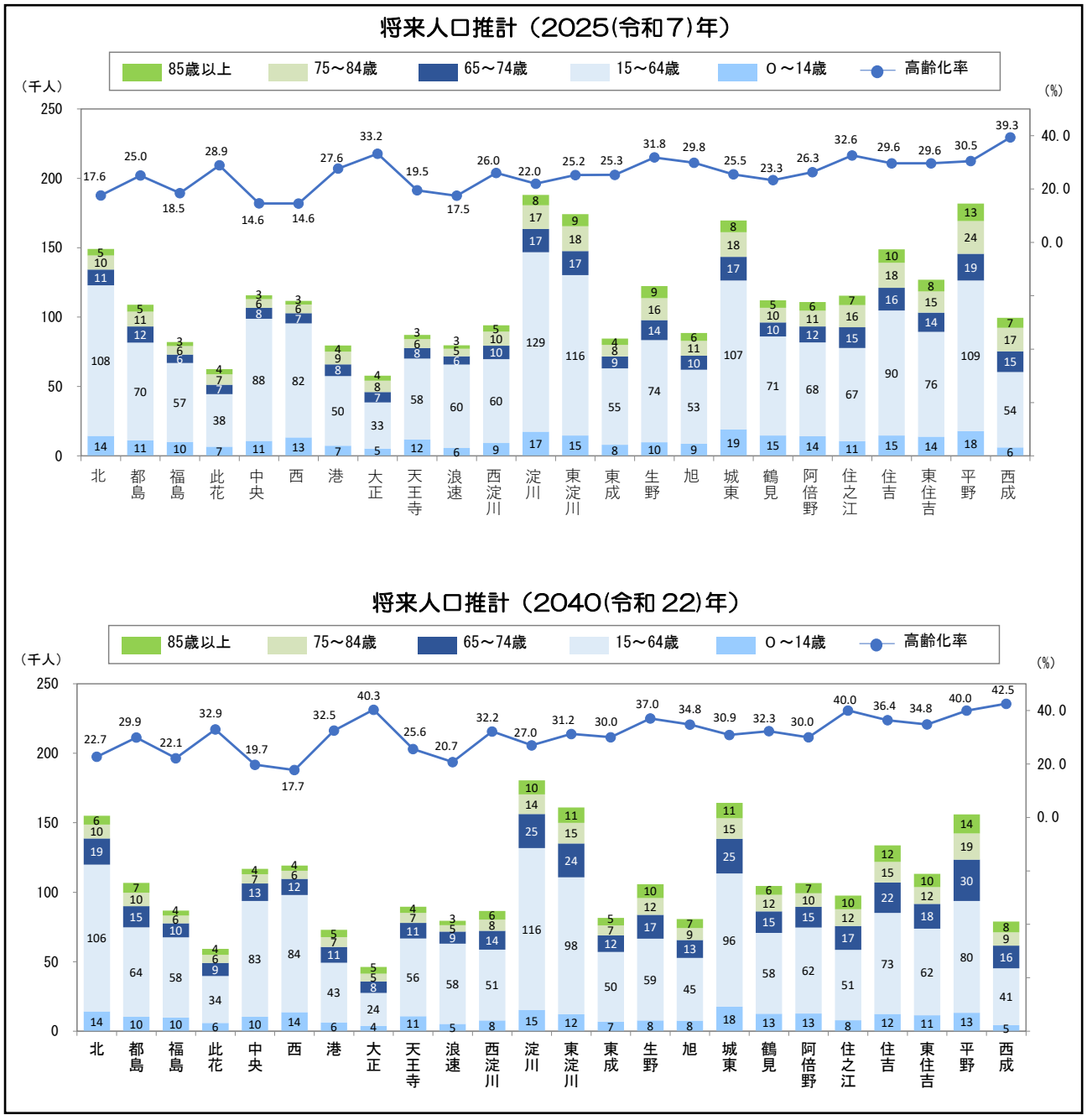


出典：（ 注 ）年少人口：0～14 歳、生産年齢人口：15～64 歳、高齢者人口：65 歳以上
（資料）2020 年まで：総務省「国勢調査」
2025 年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和 5 年 4 月）」

③ 区別の高齢者人口の将来推計

2040（令和 22）年における高齢者の人口は平野区で最も多く、高齢化率は西成区、大正区の準備高くなり、次いで住之江区と平野区が続くと見込まれています。

国勢調査結果を受け作成予定



出典：大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

(2) 世帯等の動向

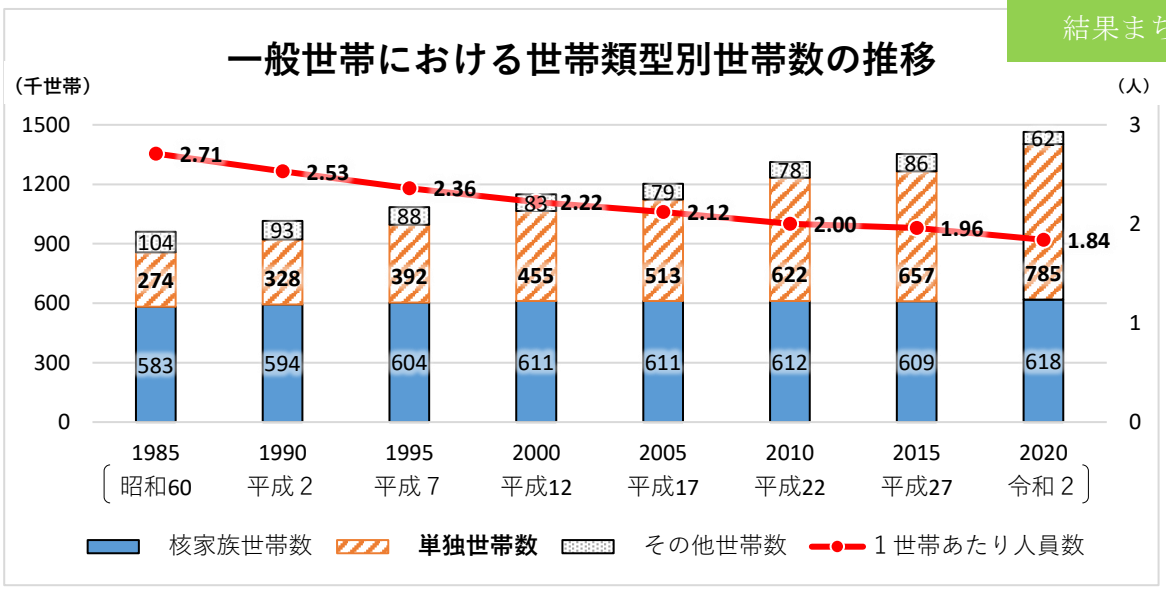
① 世帯数の推移

国勢調査によると、大阪市の一般世帯数は、1985（昭和 60）年以降増加しています。世帯類型別では、単独世帯が増加しており、核家族世帯は横ばいとなっています。

単独世帯の増加に伴い、１世帯あたりの平均人員は減少を続けており、2020（令和２）年には 1.84 人となっています。

また、単独世帯を年齢区分別に推移を見ると、75 歳以上の区分は増加し続けています。

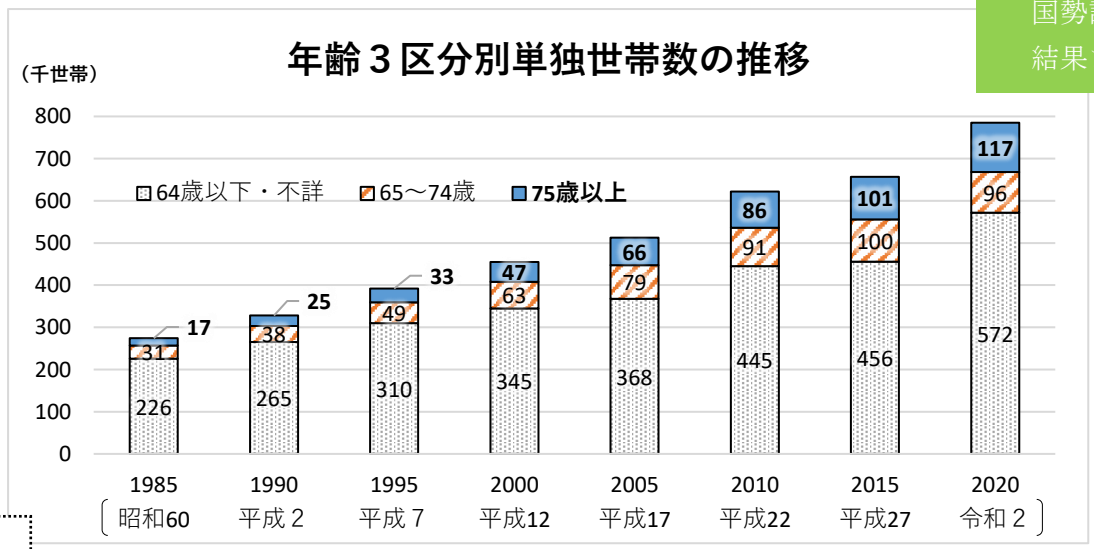
国勢調査
結果まち



出典：国勢調査

※一般世帯とは、総世帯から「寮・寄宿舎の学生・生徒」「病院・療養所の入院者」「老人ホーム、児童保護施設などの入所者」「定まった住居を持たない者」などを除いた世帯です。
※単独世帯とは、世帯人員が１人の世帯を指します。「単身世帯」や「ひとり暮らし」ということもあります。
※核家族世帯とは、「夫婦とその未婚の子供」「夫婦のみ」「父親または母親とその未婚の子供」のいずれかからなる世帯を指します。
※「１世帯あたりの平均人員数」は、一般世帯に属する人口＝一般世帯人員数を一般世帯数で除した数値です。

国勢調査
結果まち

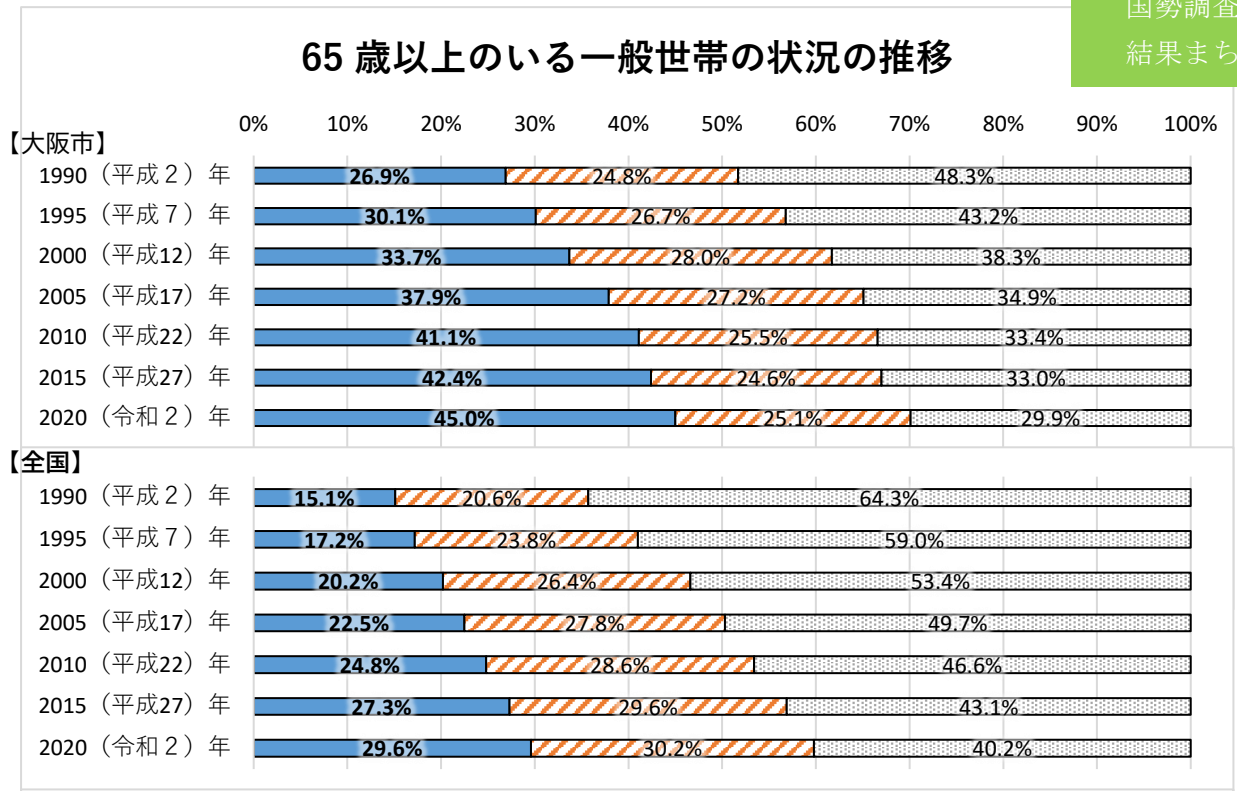


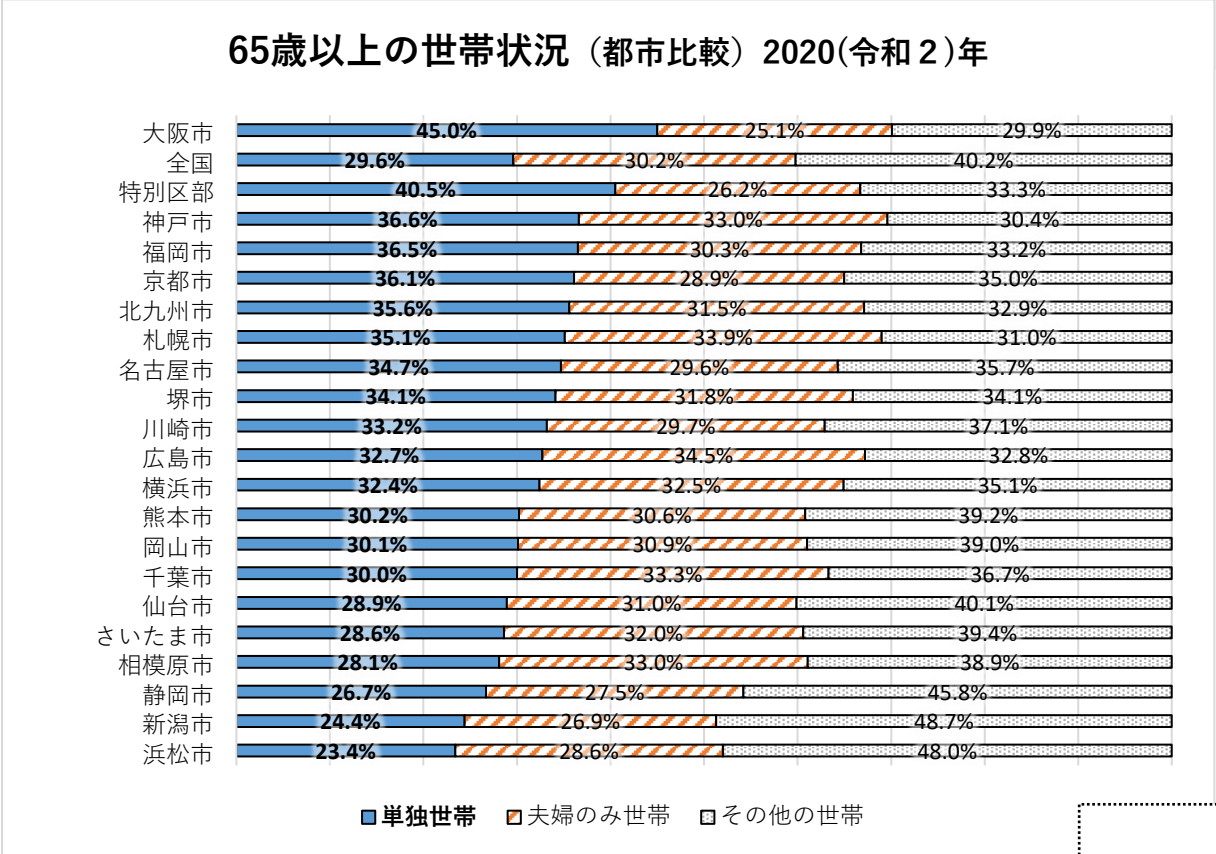
出典：国勢調査

② 高齢者のいる世帯の状況

大阪市の 65 歳以上世帯員のいる一般世帯の状況を見ると、単独世帯の割合が増加し続けており、2020（令和２）年では 45.0%となっています。この割合は全国平均の 29.6%や他都市の状況に比べて非常に高くなっています。

国勢調査
結果まち





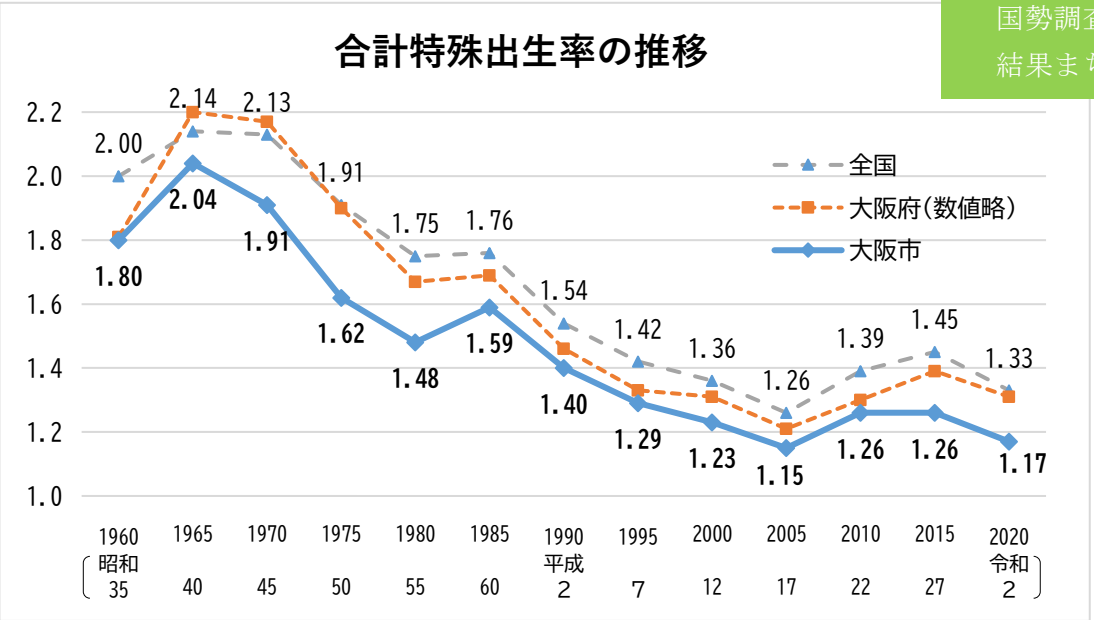
出典：国勢調査

(3) その他関連データから見る動向

① 合計特殊出生率の推移

全国・大阪府・大阪市の合計特殊出生率の推移を見ると、いずれも 1965（昭和 40）年以降、減少傾向が続きました。大阪市については、2005（平成 17）年には 1.15 まで落ち込んだ後やや増加しましたが、2020（令和２）年は 1.17 となり、再び減少に転じています。

国勢調査結果まち

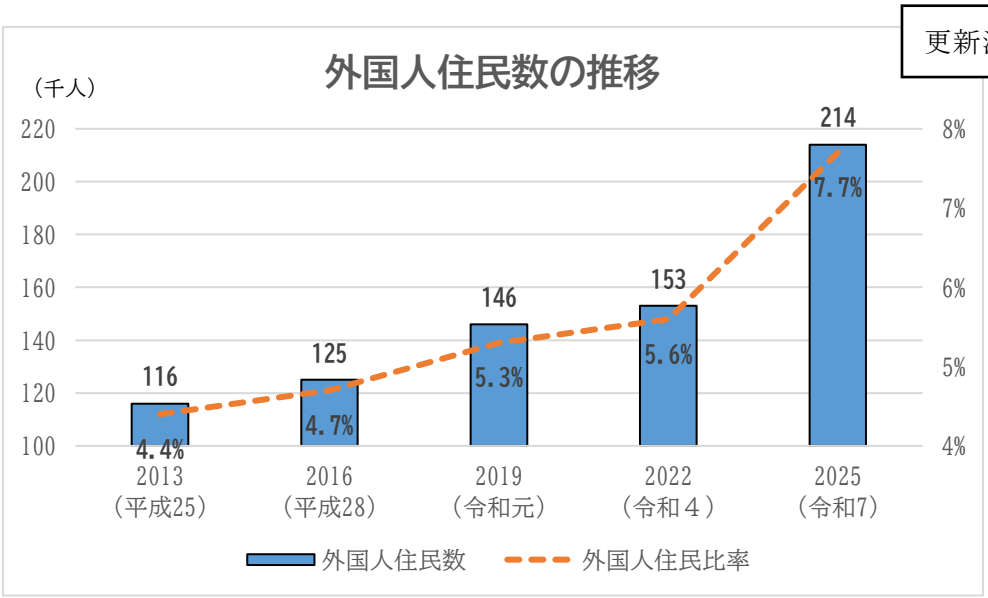


出典：人口動態統計・大阪市保健所
※合計特殊出生率とは、15 歳～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、「女性が一生の間に産むこどもの数」として用いる数字。

② 外国人住民数の推移

大阪市の外国人住民数は、2025（令和７）年 12 月末で約 21 万４千人となっており、2013（平成 25）年 12 月末と比較すると約９万８千人増加しています。

更新済



出典：大阪市市民局
（各年 12 月末現在）

また、外国人住民比率について区別でみると、生野区が 24.5%と 24 区中最も高くなっています。

外国人住民国籍別人員の 2013（平成 25）年 12 月末から 2025（令和７）年 12 月末にかけての推移を見ると、「韓国及び朝鮮」が減少している一方で、「ベトナム」「ネパール」の増加が顕著となっています。

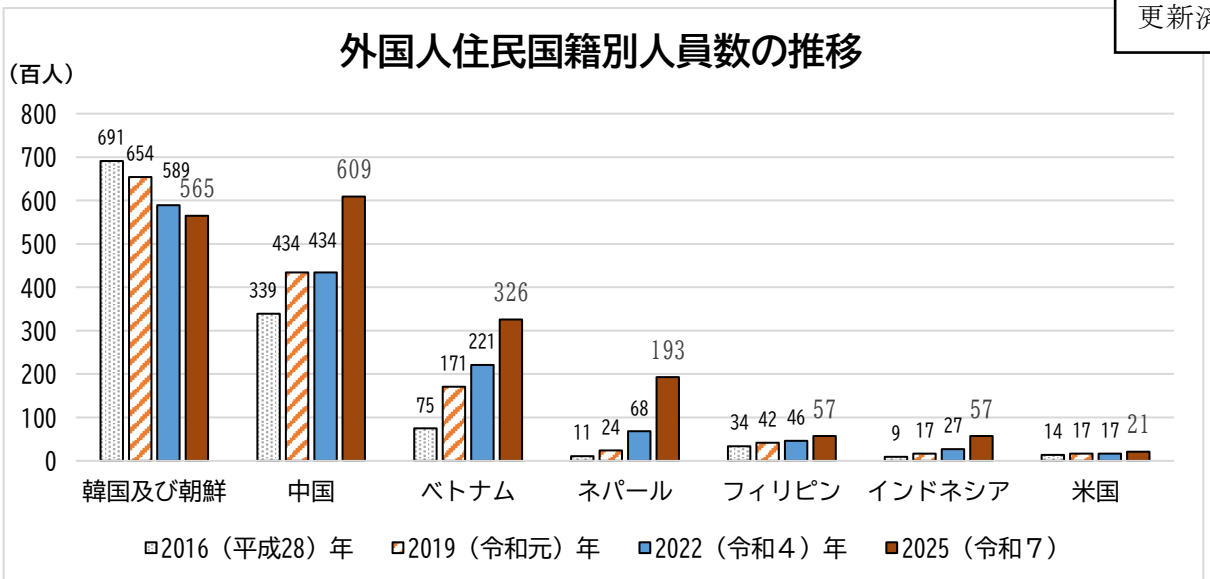
区別外国人住民比率

更新済

区名	外国人住民比率(%)	区名	外国人住民比率(%)
北区	6.6	東淀川区	6.0
都島区	5.1	東成区	10.7
福島区	3.3	生野区	24.5
此花区	5.4	旭区	3.7
中央区	11.4	城東区	4.4
西区	7.5	鶴見区	2.4
港区	7.1	阿倍野区	5.5
大正区	5.0	住之江区	6.4
天王寺区	8.4	住吉区	4.8
浪速区	18.2	東住吉区	5.5
西淀川区	7.3	平野区	5.8
淀川区	6.5	西成区	16.3

出典：大阪市市民局
（2025(令和７)年 12 月末現在）

更新済

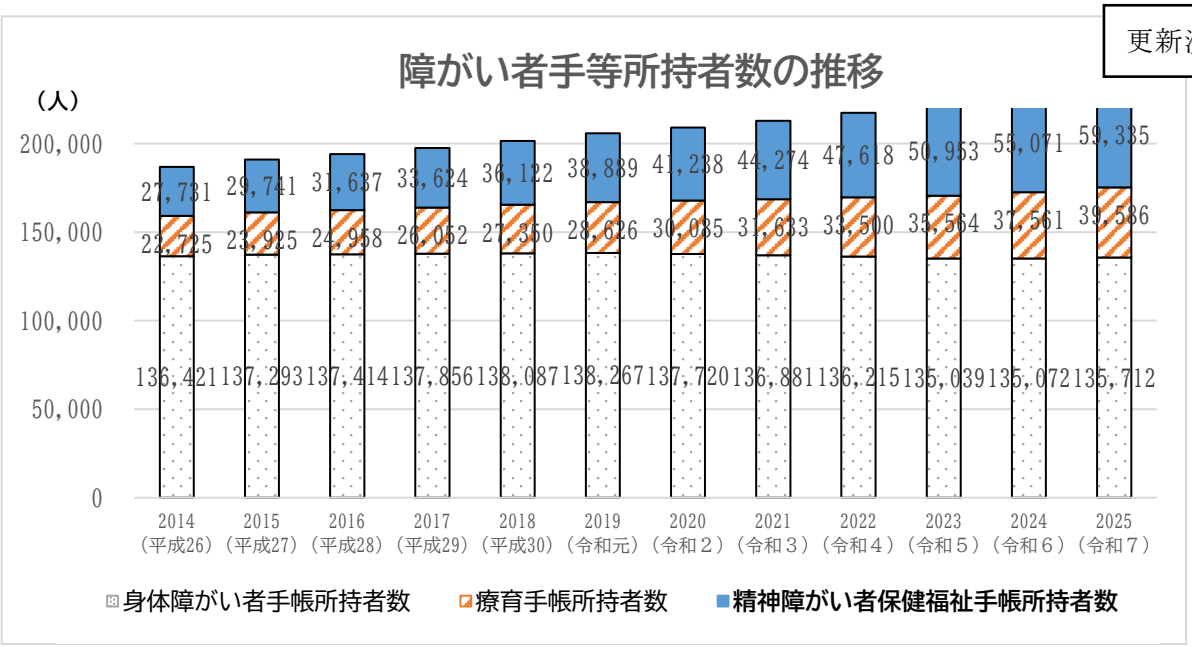


人員の多い７か国を掲載（各年 12 月末現在）
出典：大阪市市民局

③ 障がい者手帳所持者数の推移

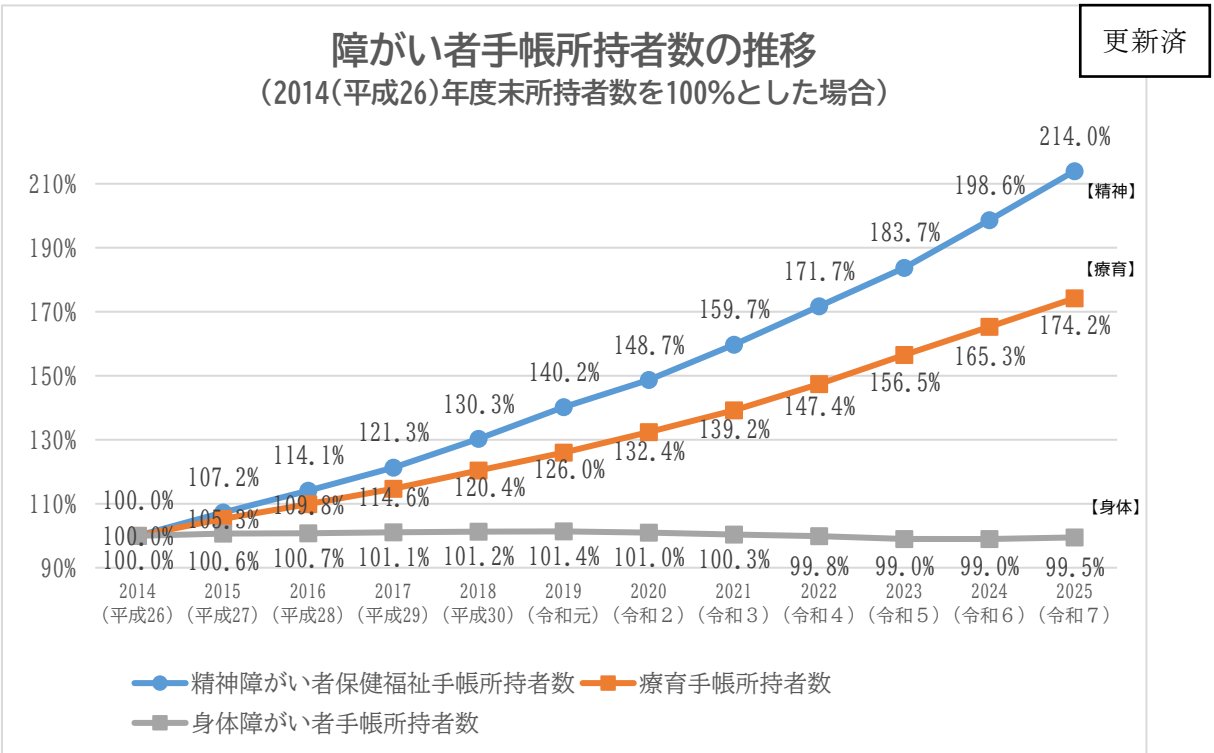
大阪市の障がい者手帳所持者数は、身体障がい者手帳はほぼ横ばい傾向にある一方、療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳は年々増加しており、2025（令和７）年度末には身体障がい者手帳所持者が 13 万 5,712 人、療育手帳所持者が３万 9,586 人、精神障がい者保健福祉手帳所持者が５万 9,335 人となっています。特に精神障がい者保健福祉手帳所持者数については、2014（平成 26）年度末の２万 7,731 人に比べ 11 年間で約 2.1 倍となっており大幅に増加しています。

更新済



出典：大阪市福祉局（各年度末現在）

更新済



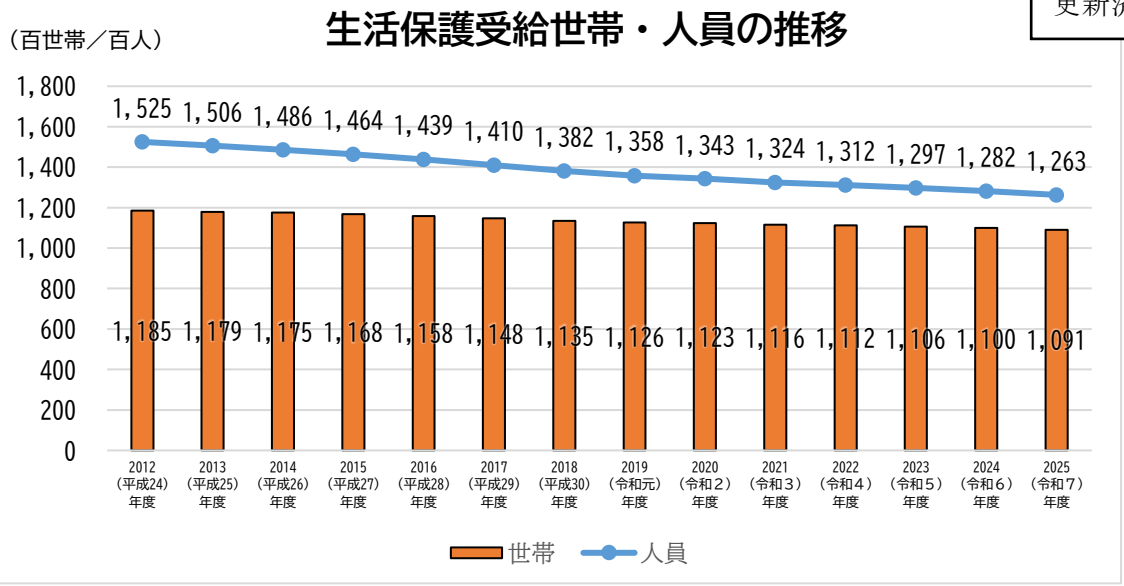
出典：大阪市福祉局（各年度末現在）

④ 生活保護の状況

生活保護受給世帯・人員の推移（各年度３月中）を見ると、生活保護受給世帯は2012（平成 24）年度以降減少しており、2025（令和７）年度には 10 万 9,055 世帯となっています。生活保護受給人員も 2012（平成 24）年度以降減少しており、2025（令和７）年度では 12 万 6,309 人となっています。

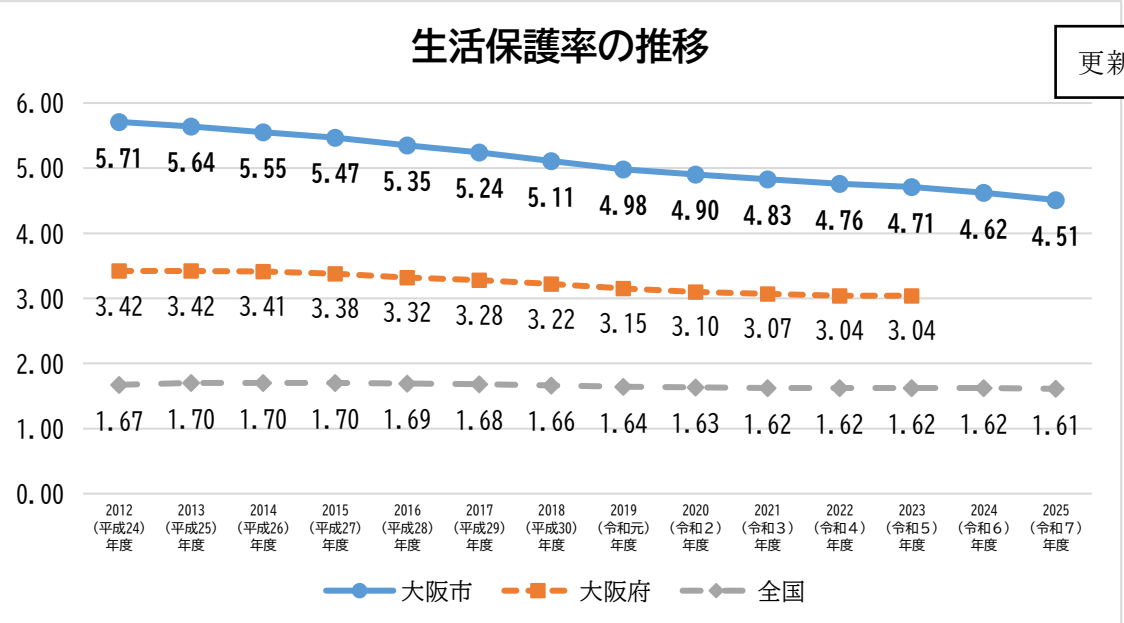
また、生活保護率の推移を見ると、大阪市の生活保護率は 2025（令和７）年度は4.51%と全国に比べて高いものの、2012（平成 24）年度以降減少しています。

更新済



（各年度３月中）
出典：大阪市福祉局

更新済

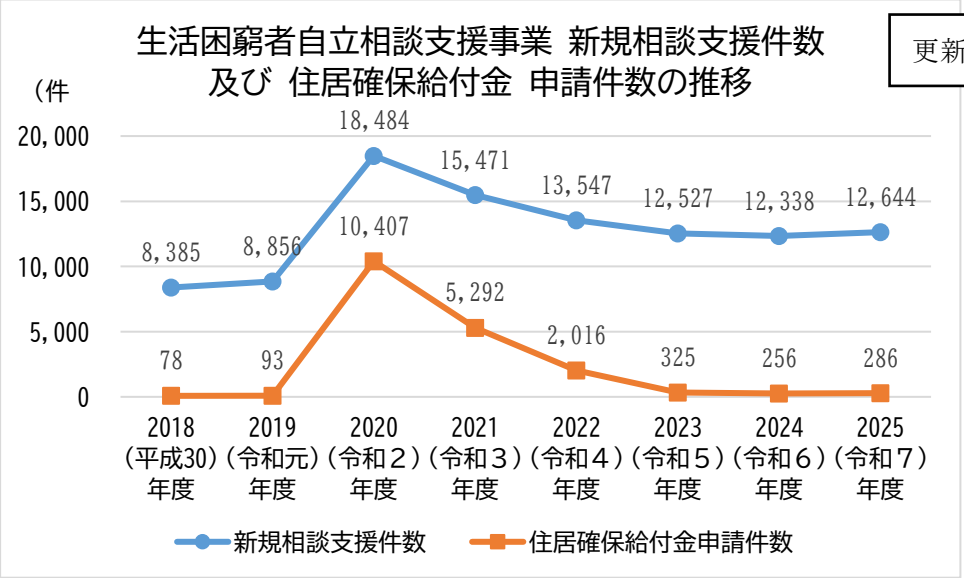


（各年度平均値）
出典：大阪府・生活保護統計
2025(令和７)年度は厚生労働省・被保護者調査

⑤ 生活困窮者自立相談支援事業の実施状況

生活困窮者自立相談支援事業における新規相談支援件数は、2015（平成 27）年の事業開始以降、毎年約 8,000 件前後で推移してきましたが、2020（令和２）年度には、新型コロナウイルスの感染拡大による経済不安の影響を受けて大きく増加しました。以降、減少傾向にはあるものの、依然として高水準で推移しています。住居確保給付金の申請件数についても同様の傾向で推移しています。住居確保給付金の申請件数については、2015（平成 27）年の事業開始以降、約 100 件前後で推移してきましたが、2020（令和２）年度には、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、約 10000 件まで増加しました。以降は毎年減少しており、2025（令和６）年度は約 250 件でした。

更新済

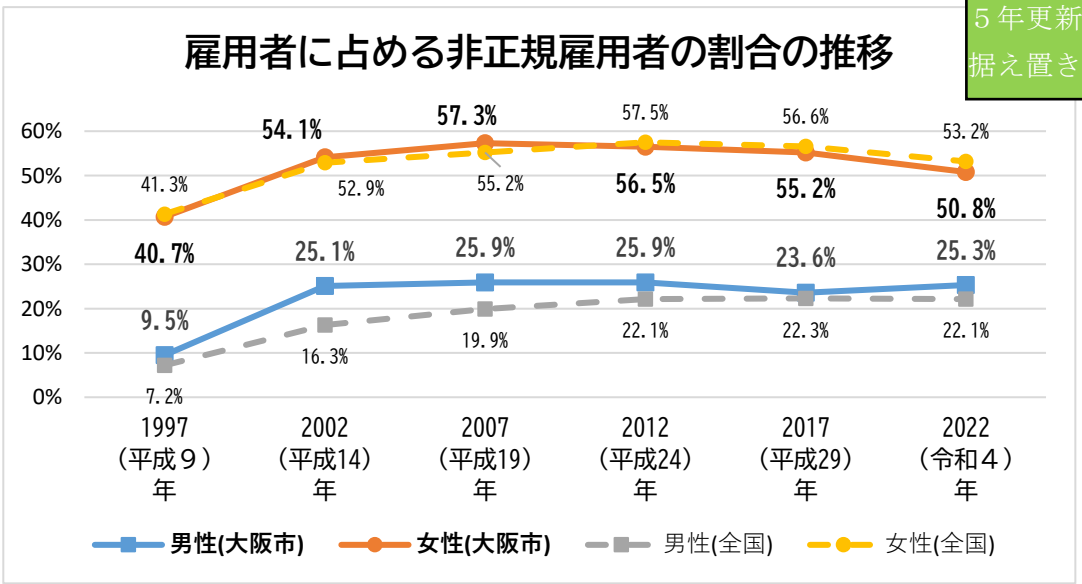


出典：大阪市福祉局

⑥ 非正規雇用者の状況

大阪市における非正規雇用者（パート・アルバイト・契約社員・派遣社員など）が雇用者全体に占める割合を見ると、女性では５割を超える状況が続いており、また男性でも全国より高い状況が続いています。

５年更新のため据え置き



出典：2022（令和４）年就業構造基本調査

２　市民の意識と活動の状況

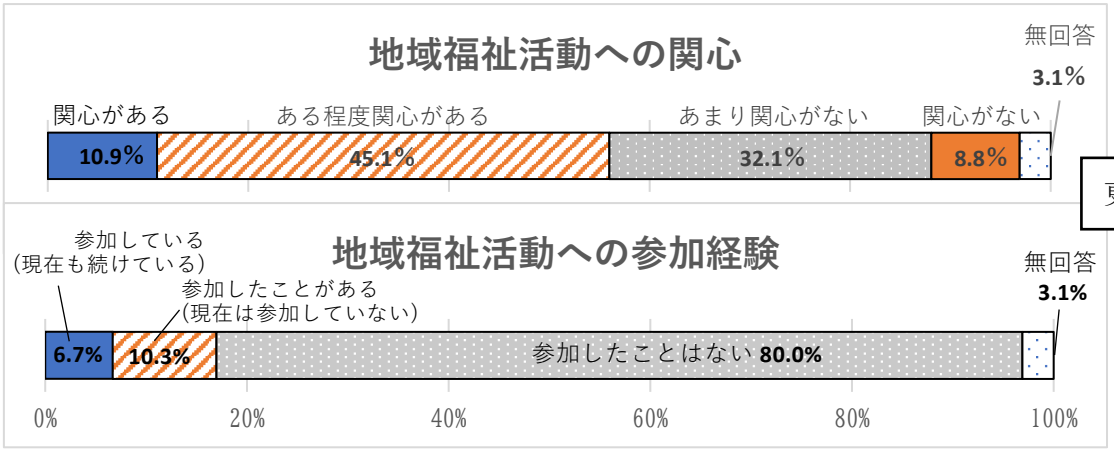
① 地域福祉実態調査から見えてくる状況

（ア）地域福祉活動への参加状況

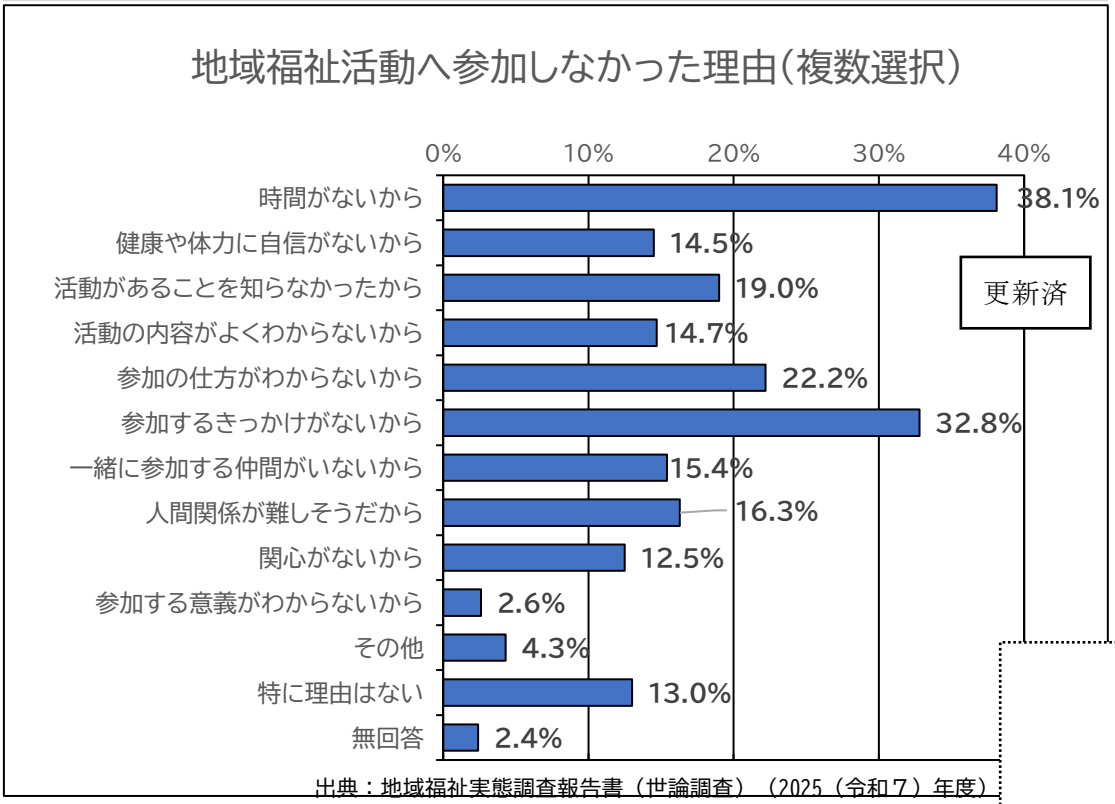
地域福祉実態調査によると、地域福祉活動への関心について、「関心がある」や「ある程度関心がある」を合わせると 56%が、地域福祉活動に関心がある結果となっています。

一方、地域福祉活動への参加については、「参加したことはない」が 80%となっており、現在活動に参加している割合は 6.7%にとどまっています。

また、地域福祉活動に「参加したことはない」と回答した人に、地域福祉活動に参加しなかった理由について尋ねると、「時間がないから」の割合が 38.1%で最も高く、次いで「参加するきっかけがないから」が 32.8%、「参加の仕方がわからないから」22.2%、「活動があることを知らなかったから」が 19.0%となっています。



更新済



更新済

出典：地域福祉実態調査報告書（世論調査）（2025（令和７）年度）

（イ）支援の必要なケアラーの状況

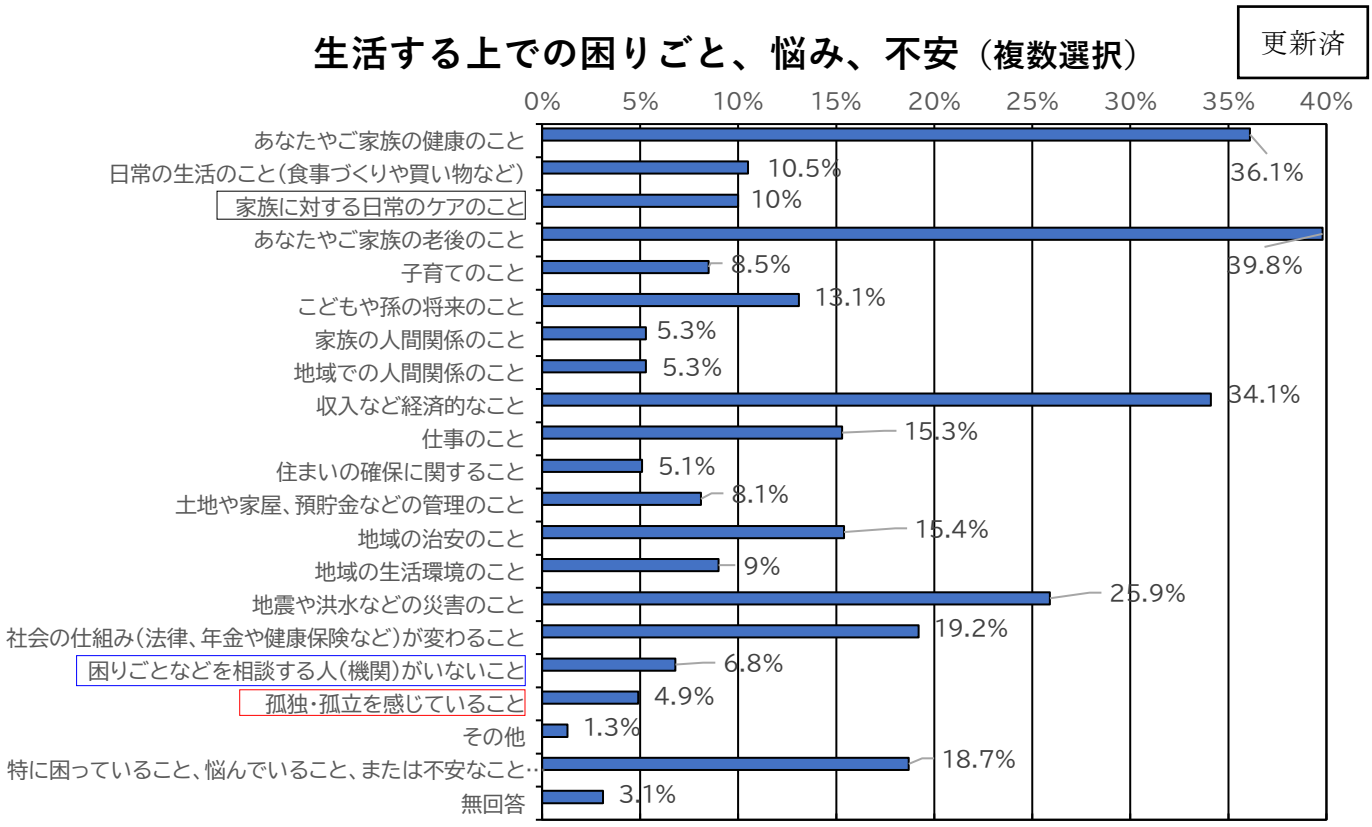
「ケアラー」とは、こころやからだに不調のある家族の、介護・看病・療育・世話などのケアをしている人のことです。

地域福祉実態調査によると、「生活する上で困っていること、悩んでいること、または不安なこと〔複数回答〕」として「家族に対する日常のケアのこと」を選択した回答者は 10%となり、前回調査時と横ばいの結果となりました。

（ウ）孤独・孤立の実態について

地域福祉実態調査によると、「生活する上で困っていること、悩んでいること、または不安なこと〔複数回答〕」として「孤独・孤立を感じていること」を選択した回答者は 4.9%、「困りごとなどを相談する人がいないこと」を選択した回答者は 6.8%となり、どちらも前回調査時より減少しています。

更新済

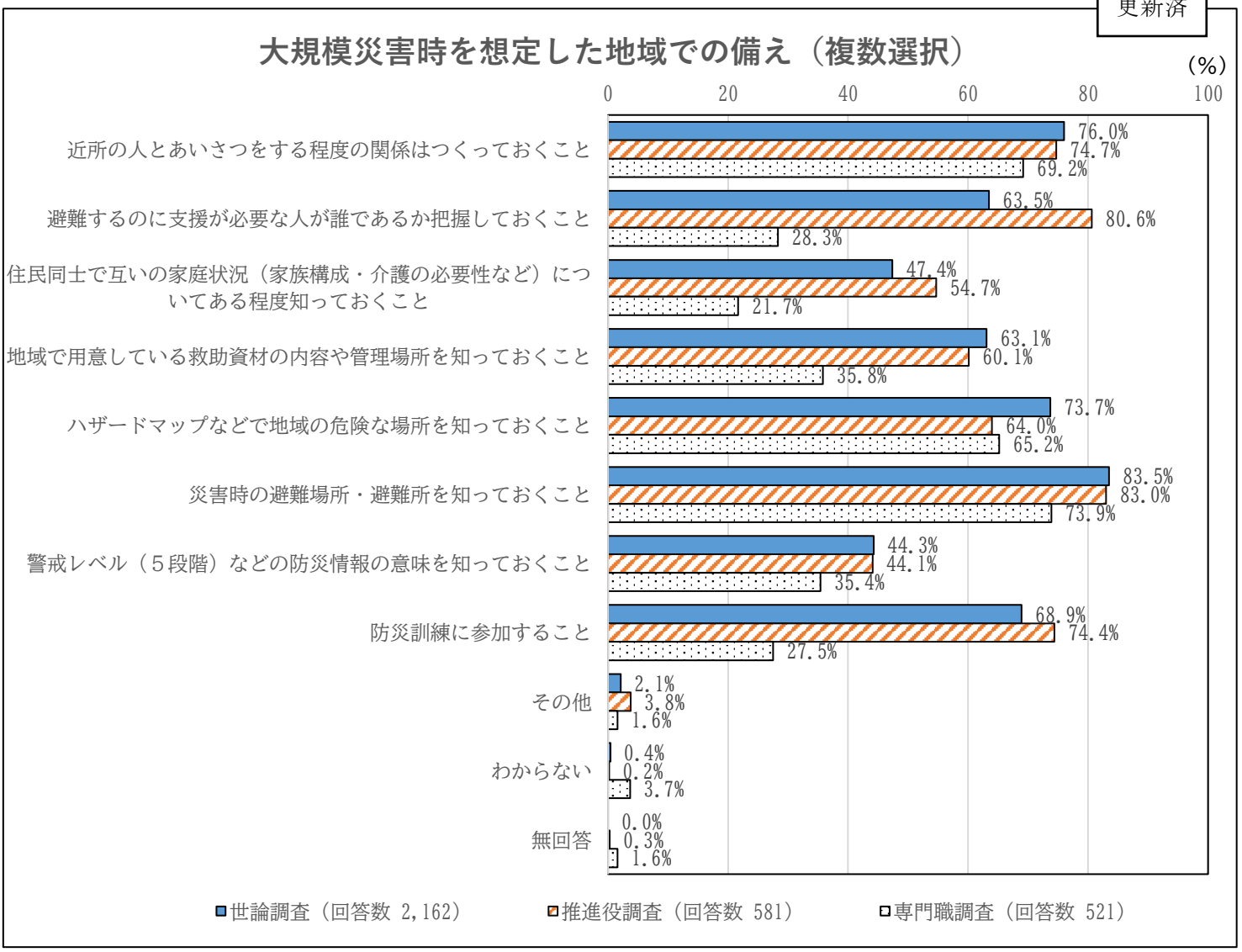


出典：地域福祉実態調査報告書（世論調査）（2025（令和７）年度）

（エ）災害に対する地域の備えについて

地域福祉実態調査（世論調査・推進役調査・専門職調査）における大規模災害を想定して地域で準備しておくことについての回答を調査対象者別に比較すると、「近所の人とあいさつをする程度の関係はつくっておくこと」「ハザードマップなどで地域の危険な場所を知っておくこと」「地域の災害時避難所を知っておくこと」は世論、推進役、専門職いずれも 60%を超えています。

更新済



出典：地域福祉実態調査報告書（2025（令和７）年）

※「地域福祉実態調査」の結果詳細については、大阪市ホームページにて公表しています。

https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000676565.html

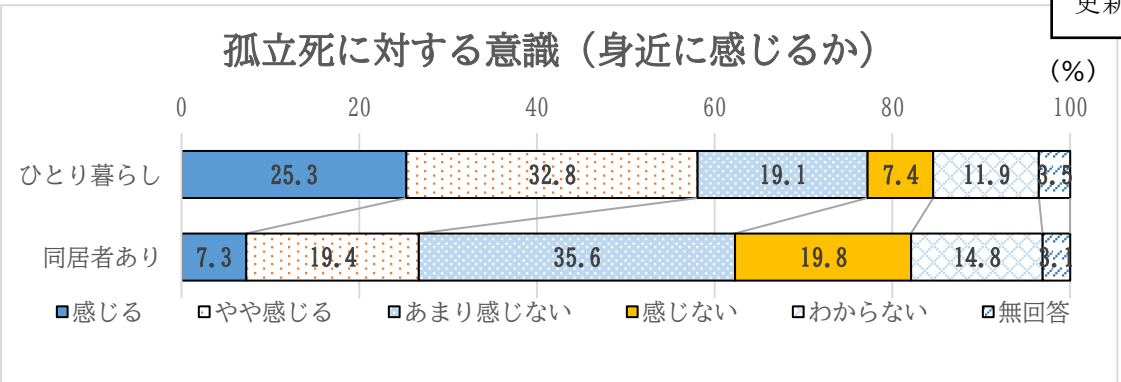
QR

② 高齢者実態調査等から見えてくる状況

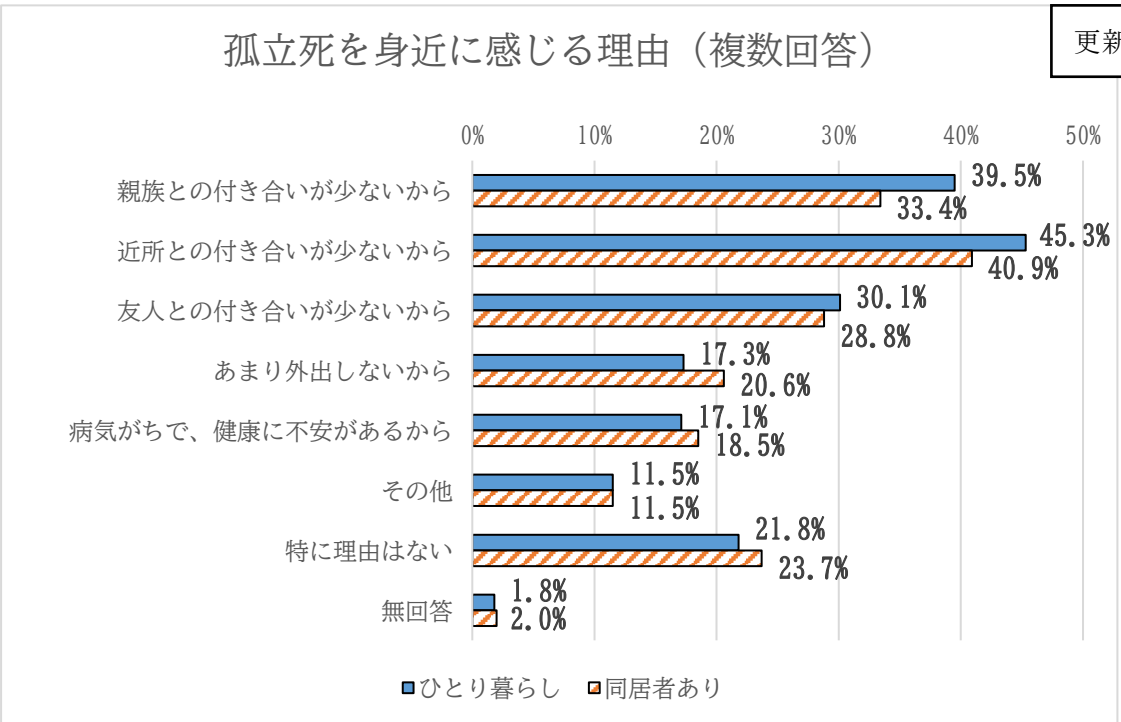
（ア）孤立死について

高齢者実態調査によると、孤立死を「身近に感じる」「やや感じる」と回答したひとり暮らし高齢者は合わせて 58.1%となっています。理由として「近所との付き合いが少ないから」が 45.3%、「親族との付き合いが少ないから」が 39.5%と多くなっています。２人以上の高齢者世帯に比べ、「親族との付き合いが少ないから」、「友人との付き合いが少ないから」の割合が高くなっています。

更新済



更新済

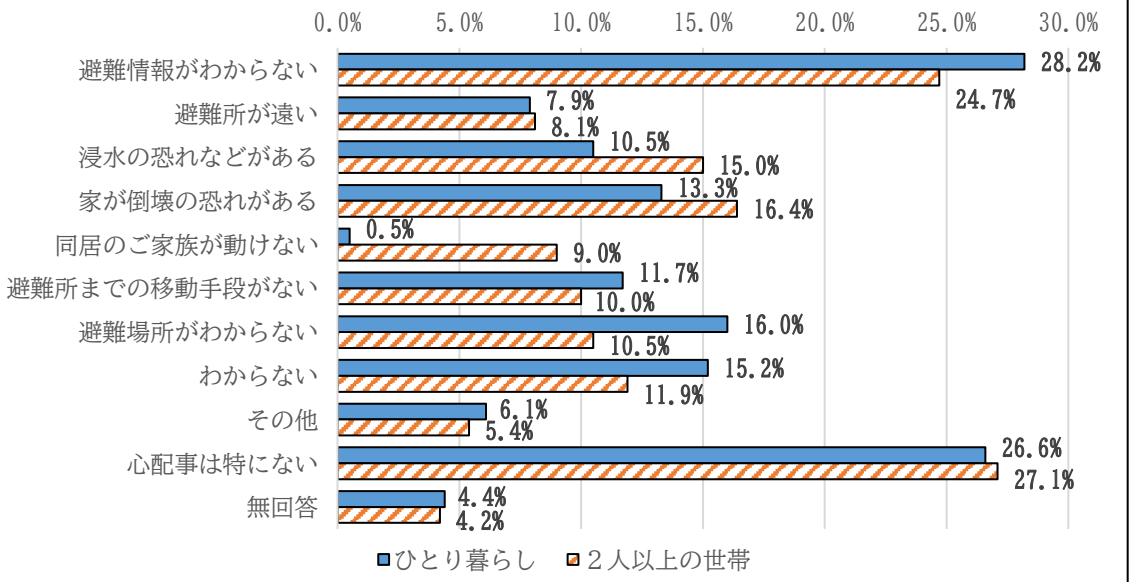


出典：高齢者実態調査報告書（2025（令和７）年度）

（イ）災害時の心配ごとについて

災害時の心配ごとについては、ひとり暮らし世帯で「避難情報がわからない」が28.2%で最も多く、２人以上の高齢者世帯の割合（24.7%）に比べ 3.5 ポイント高くなっています。また、「避難場所がわからない」がひとり暮らし世帯で 16.0%となっており、２人以上の高齢者世帯に比べ 6.8 ポイント高くなっています。

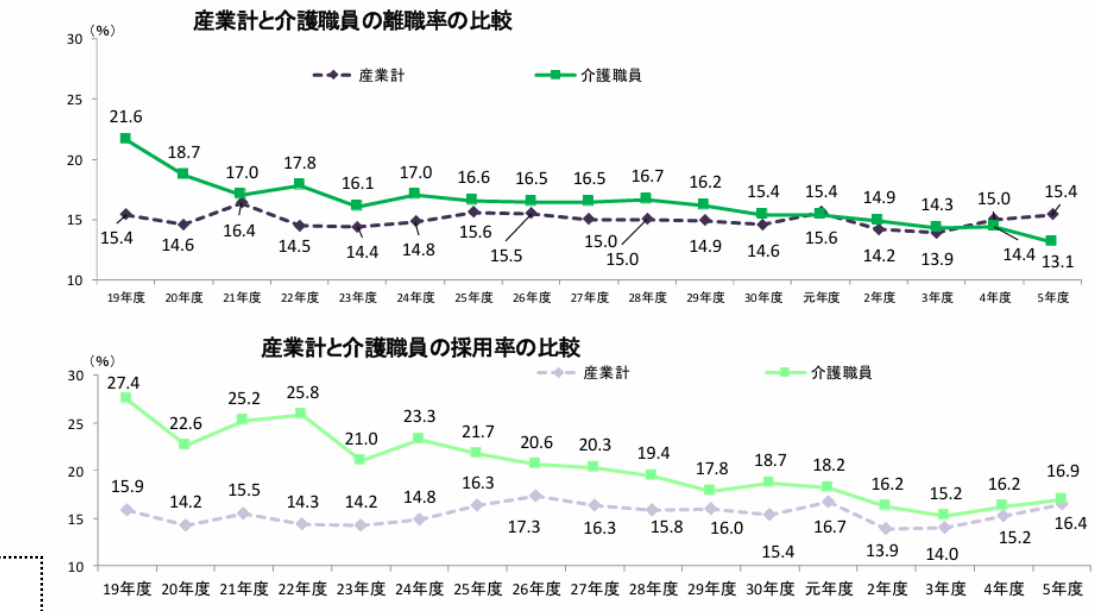
更新済



出典：高齢者実態調査報告書（2025（令和７）年度）

（ウ）福祉人材の確保の状況について

介護職員の採用率は産業全体に比べて高く、離職率もゆるやかな低下傾向にあります。

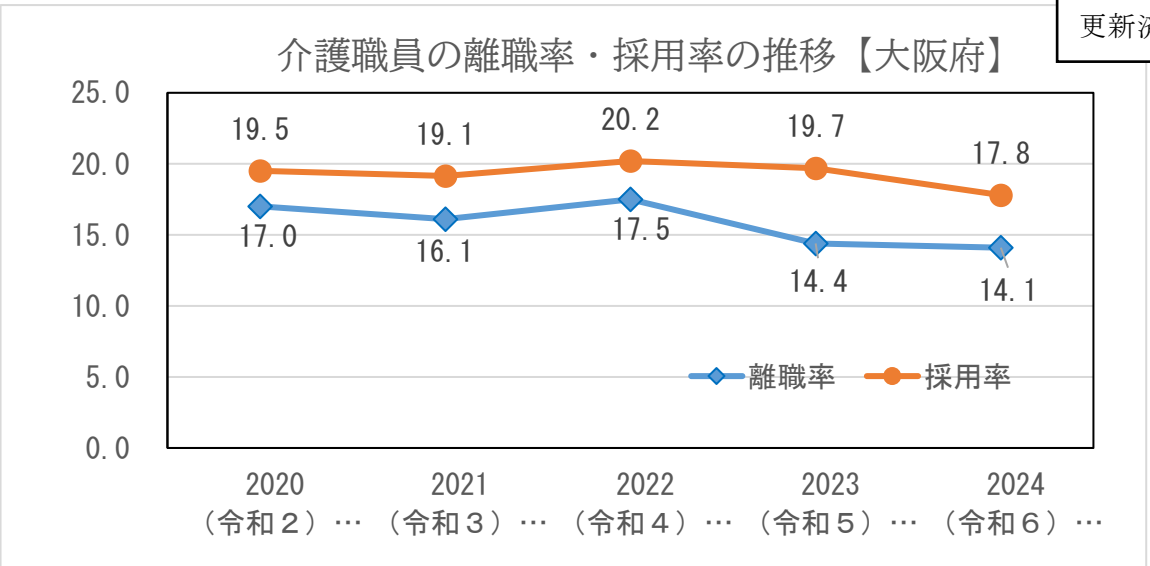


離職（採用）率＝１年間の離職（入職）者数÷労働者数

出典：産業計の離職（採用）率：厚生労働省「令和５年雇用動向調査」
介護職員の離職（入職）率：（財）介護労働安定センター
「令和５年度介護労働実態調査」

大阪府においても、介護職員の離職率はゆるやかに低下傾向にあります。

更新済

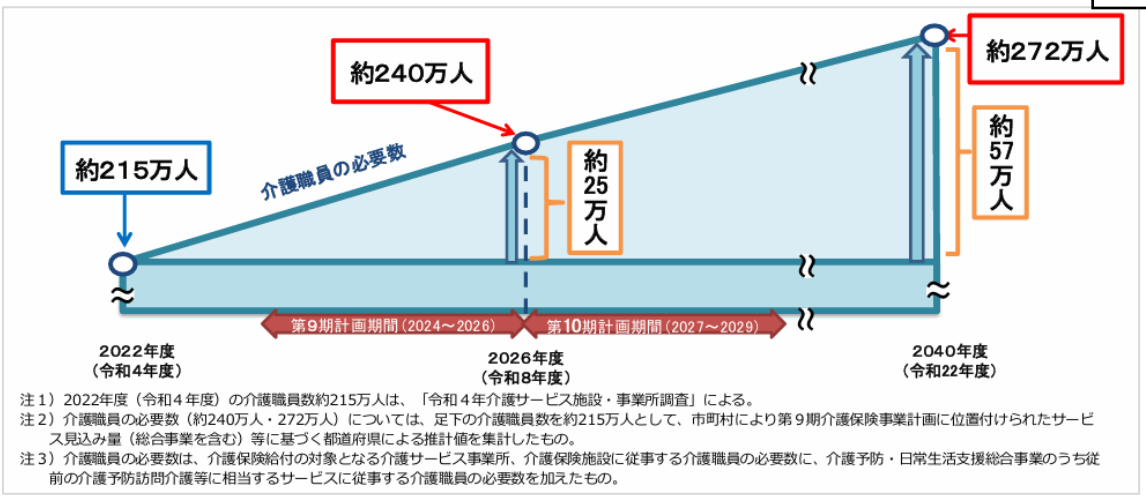


出典：公益財団法人介護労働センター（大阪支部）提供資料より大阪市福祉局にて作成

しかしながら、高齢者の増加を背景とした介護ニーズの増大に伴い、2040 年度に必要な介護職員数は約 272 万人と見込まれており、また、生産年齢人口の減少も進む中で、介護人材の一層の不足が懸念されています。

介護職員の必要数

更新済



注１）2022年度（令和４年度）の介護職員数約215万人は、「令和４年介護サービス施設・事業所調査」による。
注２）介護職員の必要数（約240万人・272万人）については、足下の介護職員数を約215万人として、市町村により第９期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量（総合事業を含む）等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。
注３）介護職員の必要数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員の必要数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員の必要数を加えたもの。

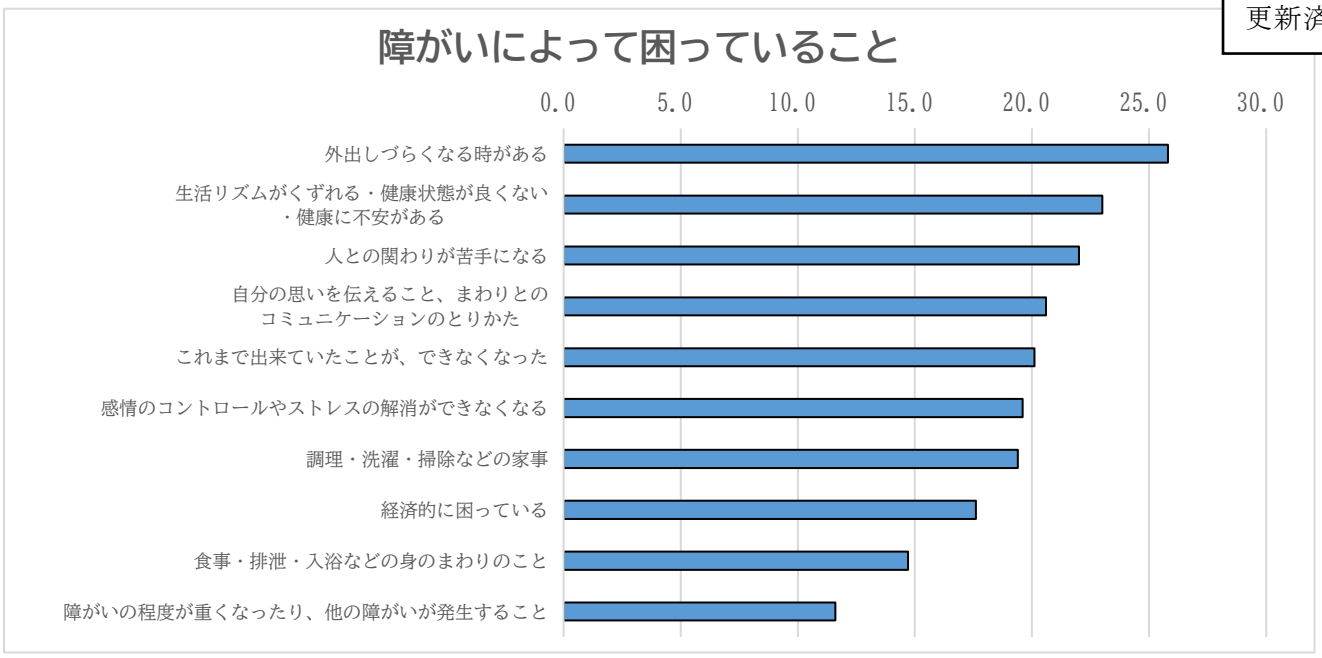
出典：厚生労働省「第９期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」

③ 障がい者等基礎調査から見えてくる状況

（ア）障がいによって困っていることについて

障がいによって困っていることについて、「外出しづらくなる時がある」が 25.8%で最も高く、次いで「生活リズムがくずれる・健康状態がよくない・健康に不安がある」が 23.0%、「人との関わりが苦手になる」が 22.0%、「自分の思いを伝えること、まわりとのコミュニケーションのとりかた」が 20.6%となっています。

更新済

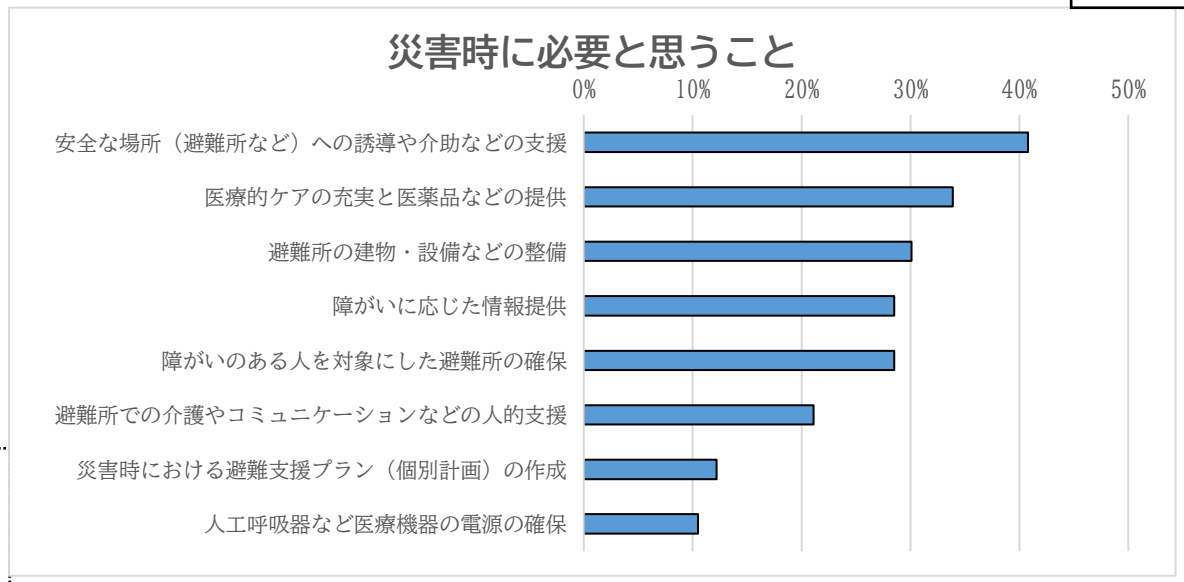


出典：2025（令和７）年度　大阪市障がい者等基礎調査報告書（抜粋）

（イ）災害時に必要なことについて

地震や台風などの災害時に必要なことについて、「安全な場所（避難所など）への誘導や介助などの支援」が 40.8%で最も高く、次いで「医療的ケアの充実と医薬品などの提供」が 33.9%、「避難所の建物・設備などの整備」が 30.1%、「障がいに応じた情報提供」と「障がいのある人を対象とした避難所の確保」が 28.5%となっています。

更新済

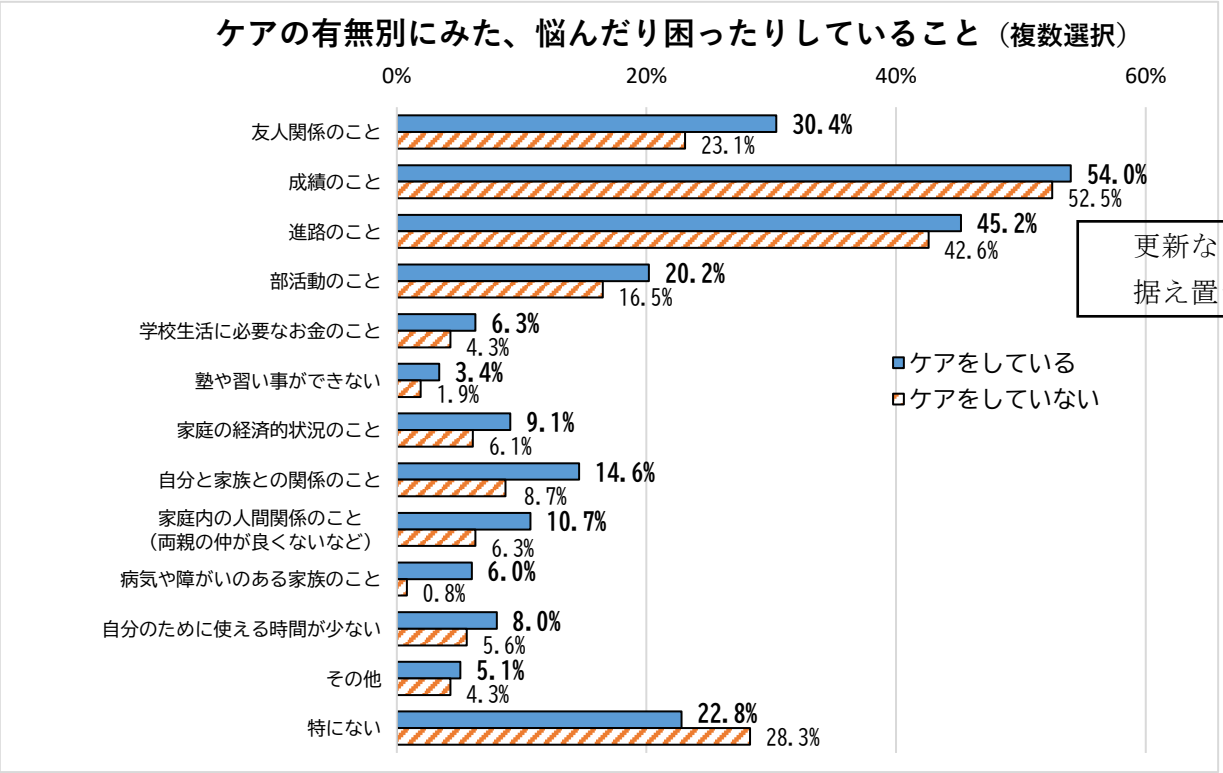


出典：2025（令和７）年度　大阪市障がい者等基礎調査報告書（抜粋）

④ ヤングケアラー実態調査から見えてくる状況

「ヤングケアラー」とは、子ども・若者育成支援推進法において、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」とされています。2022（令和４）年度に実施した、大阪市立中学校生徒を対象としたヤングケアラー実態調査によると、「ケアを要する家族がいる、自分がその人のケアを担っている」と回答した生徒は 9.1%で、ケアの相手としては、「弟・妹」（37.0%）、「祖母」（31.3%）、「祖父」（19.1%）等の順に多くなっています。ケアの内容としては、「話し相手」が最も多く、「見守り」「年下のきょうだいの世話、遊び相手」「家事」と続いています。また、「日本語が苦手」なケースも多くみられ、外国にルーツのある家族のケアをするヤングケアラーの存在も確認されています。

学校生活においては、ケアをしている者の方が、欠席や遅刻、宿題忘れの回数が多い傾向にあり、友人関係や部活動、自分と家族との関係のことといった悩みを抱えている者が多いことが分かっています。



出典：大阪市立中学校生徒を対象としたヤングケアラー実態調査報告書（家庭生活と学校生活に関する調査）（2022（令和４）年度）

ケアをしていることを家族以外の「誰にも話していない」と回答した者は 59.5%にのぼり、「話したことがある」と回答した場合でも、相手は「友人」が多数を占め、「頼れる大人」に話せていないことがわかっています。また、ほしいサポートについては、「勉強のサポート」が最も多く（52.1%）、「家族や自分のことについて、一緒に考えてくれる支援」（16.5%）、等が挙げられました。通常の手伝い程度のケアや、短時間のケアにとどまっているなど、それほど負荷がかかっていない者も多いと考えられますが、自分の状況を客観的に理解することが難しく、サポートが必要であることに気付きにくいことも背景にある可能性があります。

⑤ ひきこもりに関する実態調査から見えてくる状況

「ひきこもり」はさまざまな要因の結果として、就学や就労などの社会的参加を回避し、原則的には６か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態のことをいいます。本市における、ひきこもりに関する実態調査（2020（令和２）年度）によると、ひきこもり群に該当すると推計される方は、子ども・若者群（15 歳～39 歳）では約 2.07%、成人群（40 歳～64 歳）では約 2.64%、両群合わせて約 4.1 万人となっています。また、内閣府の実態調査（2022（令和４）年度）の結果では、全国で 15 歳～39 歳の 2.05%、40 歳～64 歳の 2.02%、合わせて 146 万人が、ひきこもり状態にあると推計されます。

３　地域における団体等の活動の状況

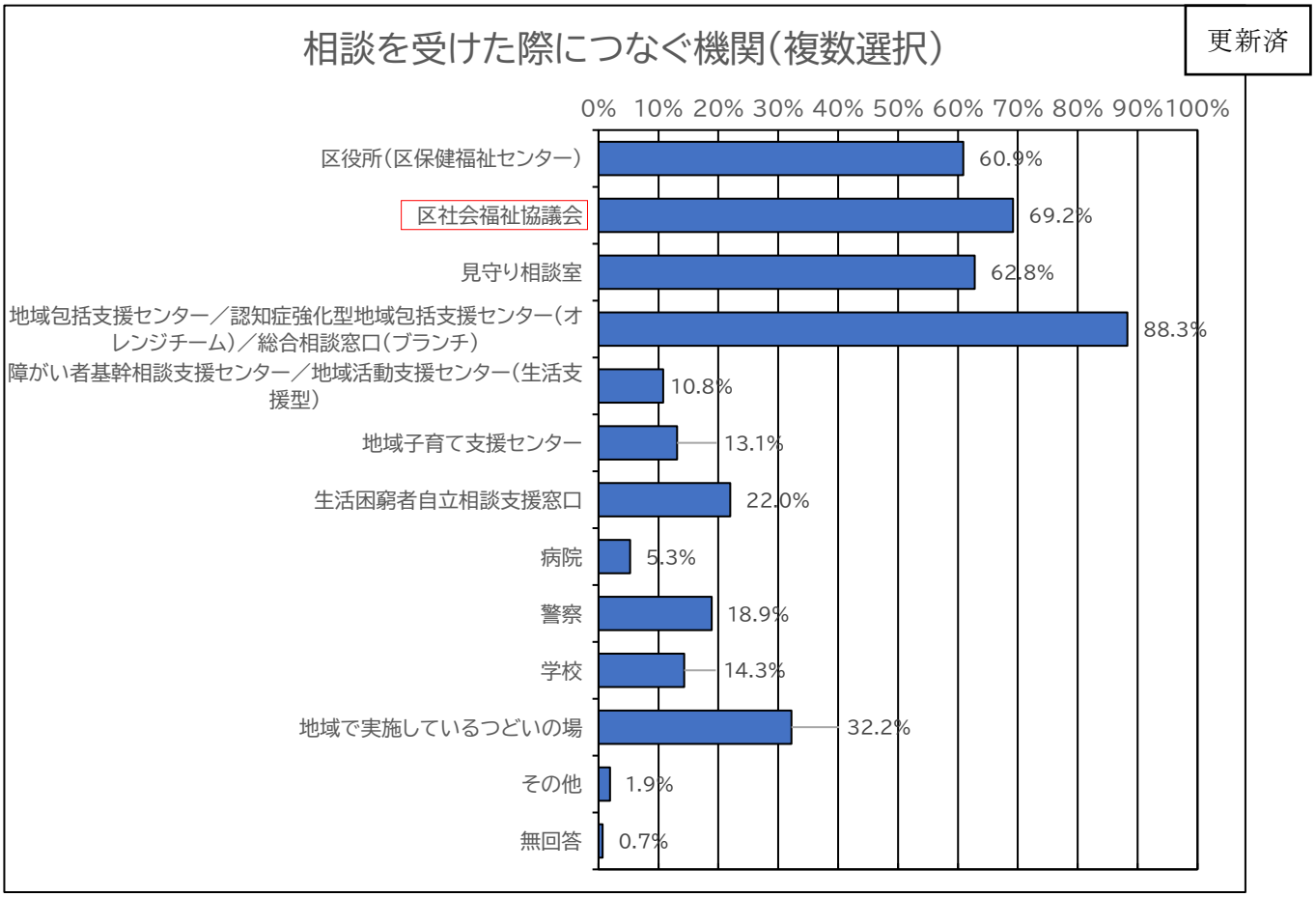
①　社会福祉協議会の状況

市社協及び各区社協は、社会福祉法で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定された社会福祉法人であり、大阪市及び全区に設置されています。

市社協及び区社協には地域の各種団体や住民が参加しており、地域の見守り活動の支援や地域住民が交流する場の設置支援、ボランティア活動者の登録・斡旋など、福祉のまちづくりを目的としたさまざまな取組が行われています。（◆P.8 参照）

地域福祉実態調査によると、民生委員・児童委員等の地域福祉の推進役が地域住民から相談を受けた際に連携する機関として、「地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センターなどの機関」に次いで区社協が挙げられており、地域福祉推進の中心的役割を担っています。

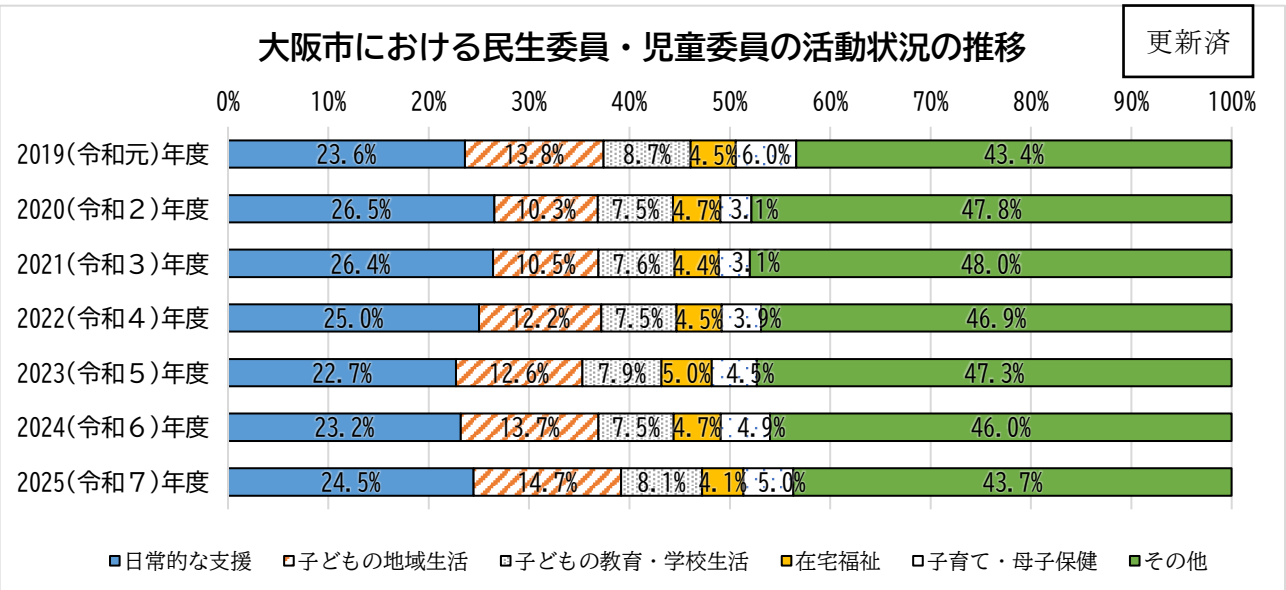
更新済

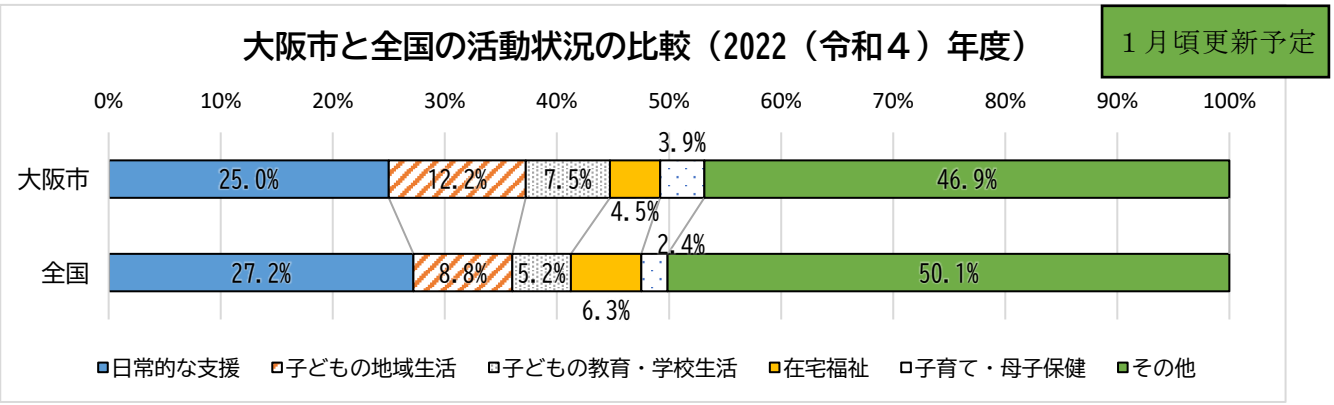


出典：地域福祉実態調査報告書
（地域福祉の推進役としての地域住民）（2025（令和７）年度）

② 民生委員・児童委員活動の内容別相談・支援件数

2025（令和７）年度の大阪市における民生委員・児童委員の活動状況を見ると、日常的な支援の割合が 24.5%と最も高くなっています。次いで、子どもの地域生活の割合が 14.7%、子どもの教育・学校生活の割合が 8.1%となっています。このほか、子育て・母子保健、在宅福祉、生活環境等、相談内容が多岐にわたっています。全国と比較すると、大阪市では、子どもの地域生活についての相談の割合が高くなっています。

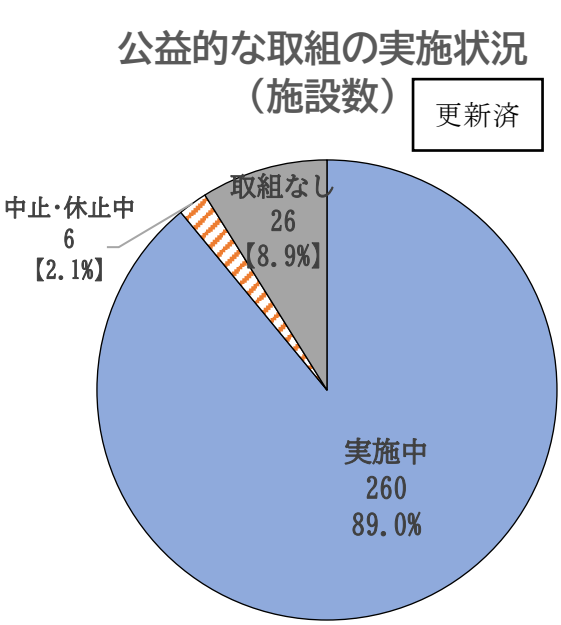


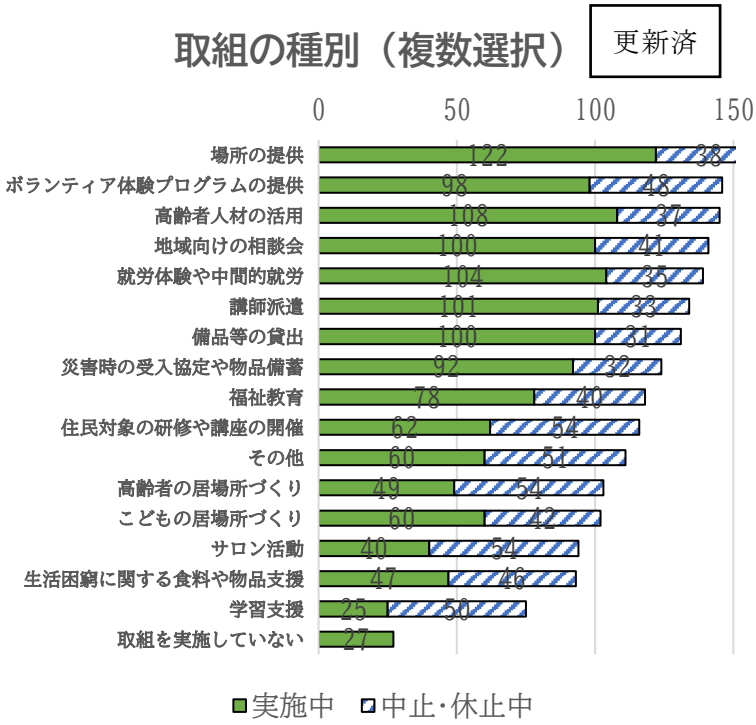


活動状況の「その他」は、生活費や仕事、家族関係、住居に関する相談など
出典：福祉行政報告例・大阪市福祉局

③ 社会福祉施設の公益的な取組の状況

大阪市内には高齢者や障がい者、児童等の福祉施設が多数あり、各施設において、地域を対象に、「地域団体との共催による避難訓練」や「子育て交流のための園庭開放」「活動場所の提供」のほか、各施設の強みを活かしたさまざまな公益的な取組が行われています。





出典：大阪市社会事業施設協議会の資料をもとに大阪市福祉局が作成

④ 地域活動協議会の状況

地域活動協議会とは、概ね小学校区を範囲として、地域団体やNPO、企業など地域のまちづくりに関するいろいろな団体が集まり、話し合い、協力しながら、福祉をはじめさまざまな分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいくためのしくみです。

地域活動協議会では、地域の実情を踏まえた地域福祉活動が行われています。

地域活動協議会で実施されている主な地域福祉活動
高齢者食事サービス、ふれあい喫茶、子育てサロン、こども食堂、敬老のつどい、百歳体操など

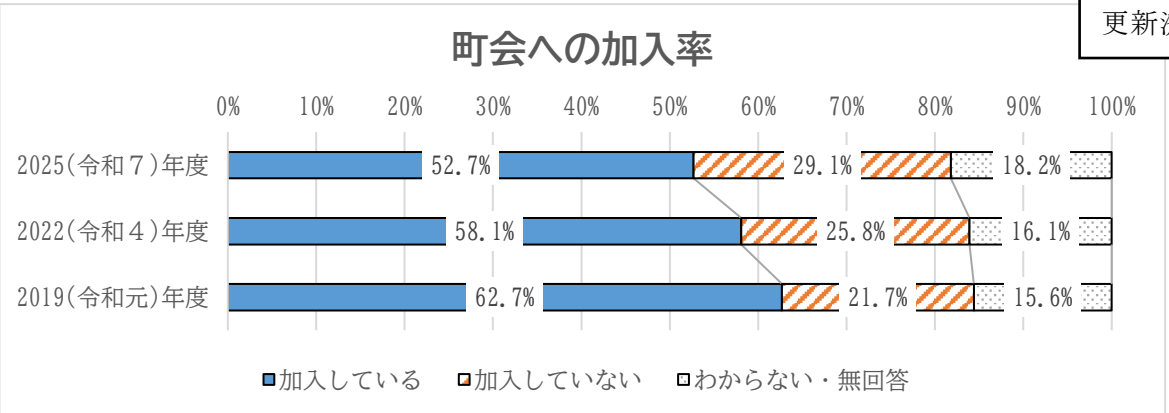
出典：各区役所ホームページ（抜粋）

⑤ 町会への加入率の状況

町会加入率は年々低下していると言われています。

地域福祉実態調査の回答においても、町会へ「加入している」との回答者は58.1%から52.7%へと、減少傾向にあります。

更新済

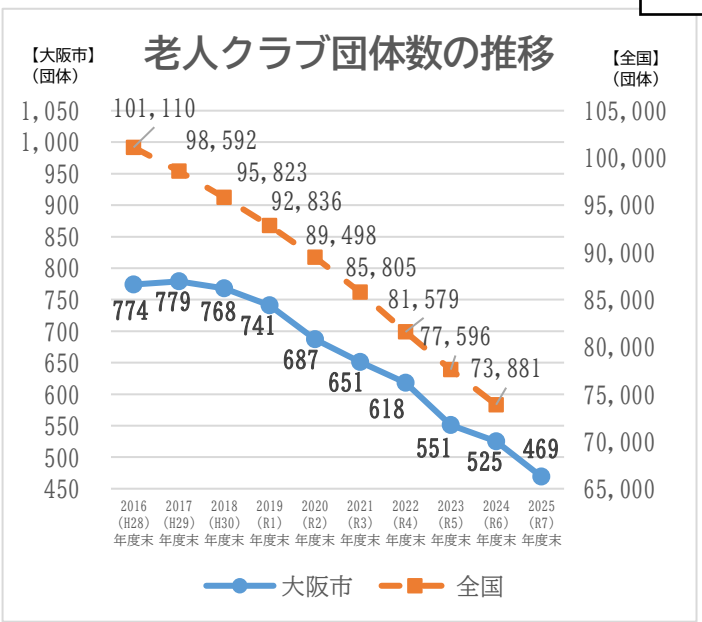


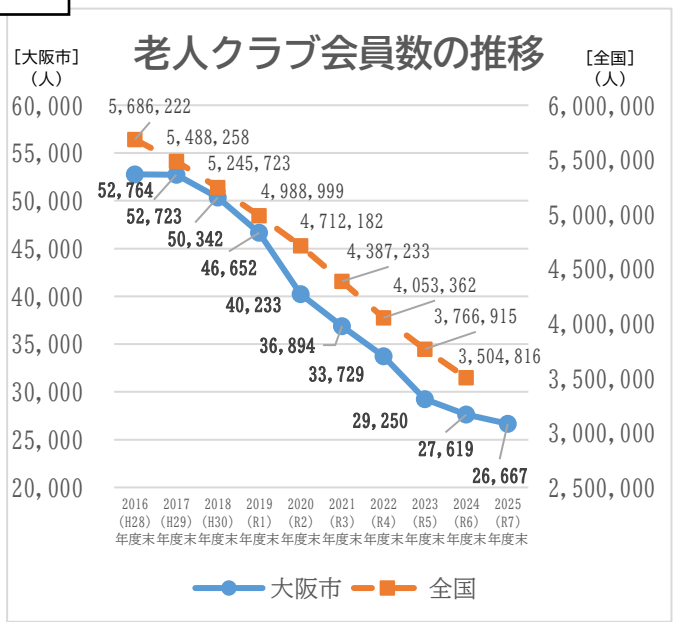
出典：地域福祉実態調査報告書（世論調査）（2025（令和７）年度）

⑥ 老人クラブ数と会員数の推移

老人クラブ数と会員数の推移を見ると、会員の高齢化や会長のなり手不足を背景に、全国的な傾向と同様、大阪市においても団体数、会員数ともに減少傾向にあり、2025（令和７）年度末では、団体数は469団体、クラブ会員数は２万6,667人となっています。

更新済





出典：厚生労働省
大阪市福祉局

老人クラブ

老人クラブとは

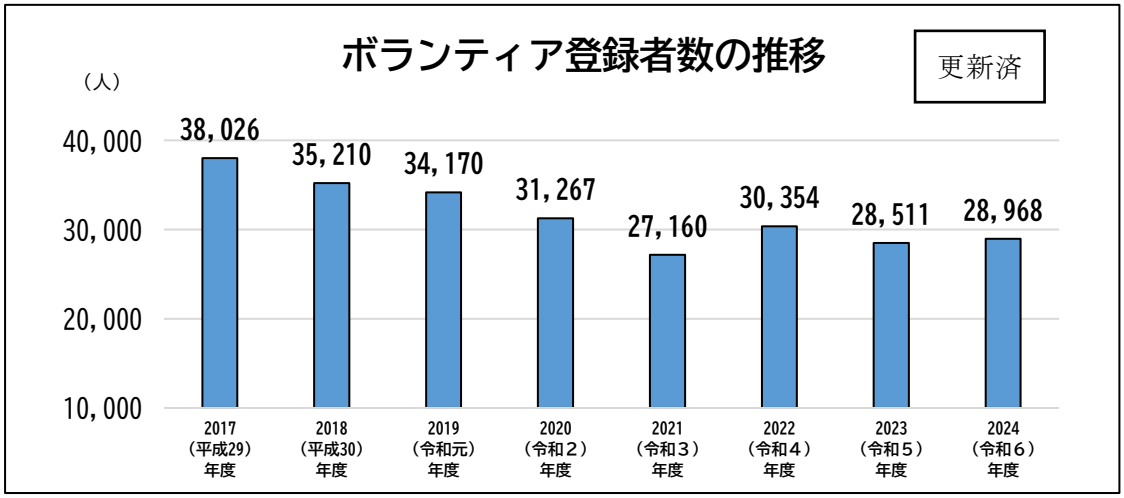
老人クラブは、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、その知識や経験を生かして、地域のさまざまな団体と共同し、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることを目的とする団体です。大阪市ではおおむね小学校区ごとに結成された「単位老人クラブ」を基礎として組織されています。

老人クラブの活動

老人クラブは、発足当初から「健康」「友愛」「奉仕」の活動に取り組んでいます。
毎年９月の大阪市高齢者福祉月間には、友愛活動の一環として各区のねたきり高齢者を対象とした友愛訪問や百歳長寿者お祝い訪問を実施しています。また、全国運動として制定された９月 20 日の老人クラブ「社会奉仕の日」を中心に、さまざまな奉仕活動にも取り組んでいます。
さらに、地域包括ケアシステムでは、生活支援や介護予防で重要な役割を果たすことが期待されています。（◆P.18 参照）

⑦ ボランティア登録者数の推移

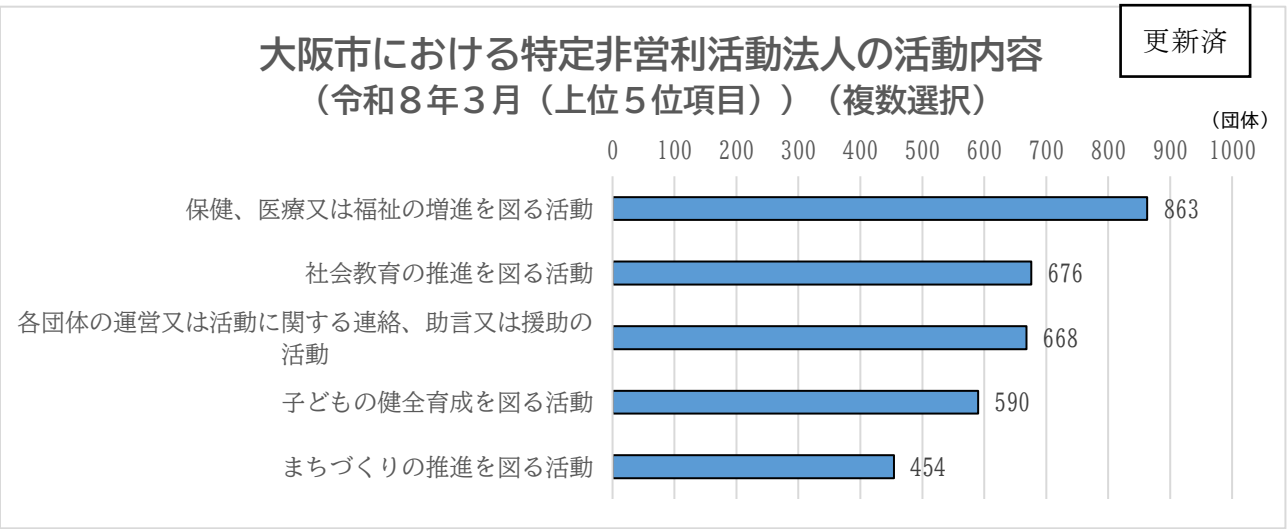
市社協及び区社協におけるボランティア登録者数の推移を見ると、近年は減少傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響後の 2022（令和４）年度は前年度に比べ約３千人増加したものの、2023（令和５）、2024（令和６）年ともに３万人を切り、2024（令和６）年度は、２万 8,668 人になっています。



出典：大阪市福祉局

⑧ 特定非営利活動（NPO）法人の活動内容

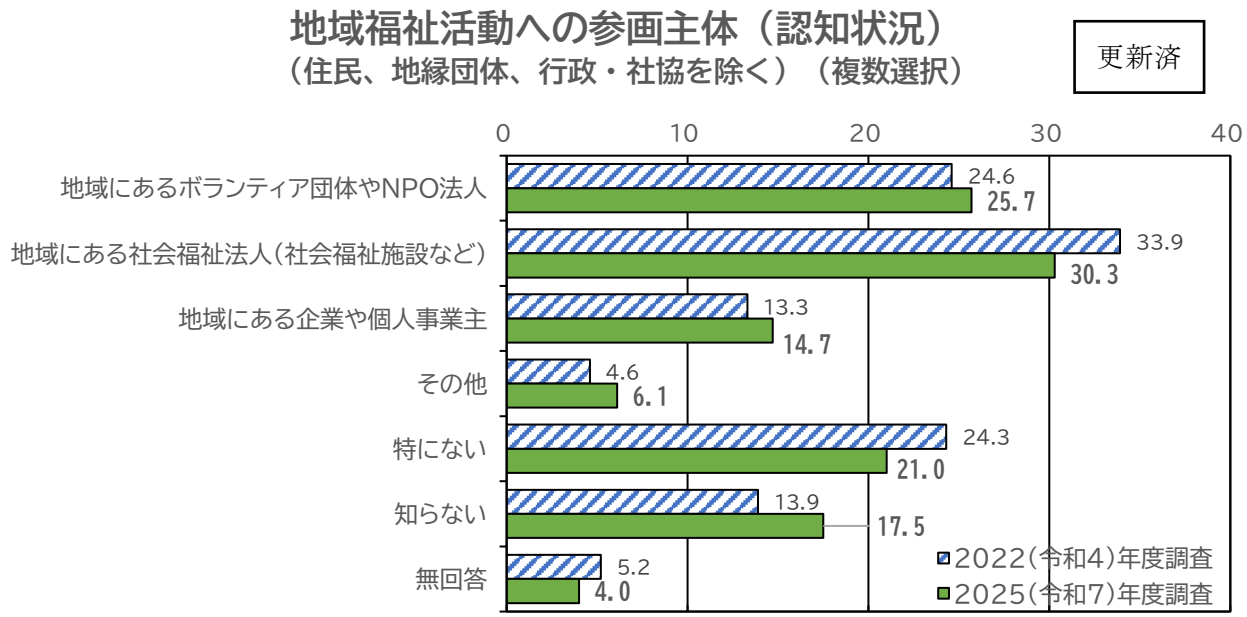
大阪市における特定非営利活動（NPO）法人の活動内容を見ると、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」が最も多く、863 団体となっています。



出典：内閣府 NPO ホームページ

⑨ 企業等による地域福祉活動への参画の認知状況

地域福祉の推進役としての地域住民に対して、地縁団体等以外の主体による、地域福祉活動への参画状況を尋ねた結果によると、社会福祉施設などの社会福祉法人による参画が減少傾向にあるのに比べ、地域にあるボランティア団体・NPO 法人、企業や個人事業主による参画については増加しています。

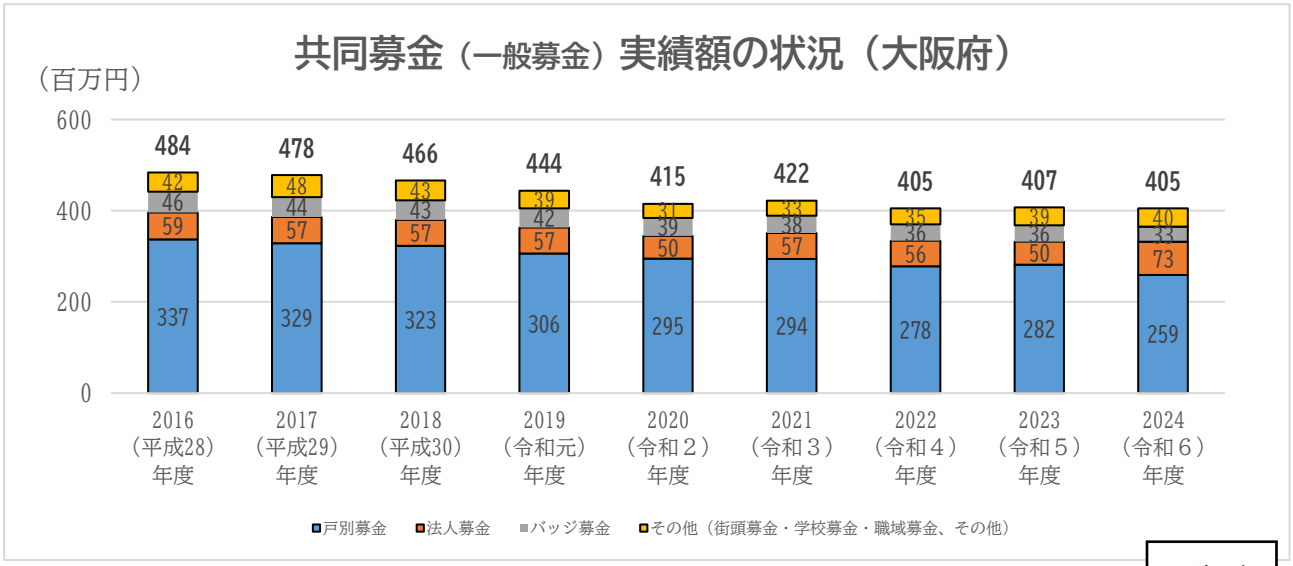


出典：地域福祉実態調査報告書
（地域福祉の推進役としての地域住民）（2025（令和７）年度）

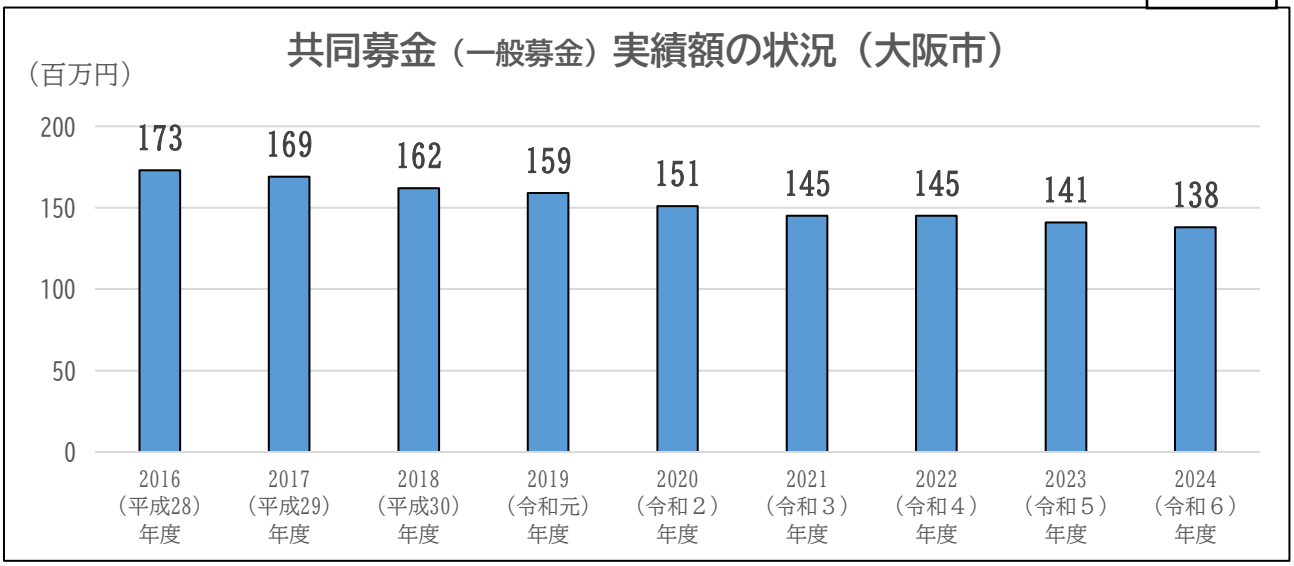
⑩ 共同募金実績額の状況

都道府県ごとに行われる共同募金について、大阪府の実績額の推移を見ると、2024（令和６）年度は、約４億 500 万円で横ばいとなっています。募金の内訳を見ると、戸別募金は減少している一方、法人募金は増加しています。

一方、大阪市の実績額の推移を見ると、年々減少傾向にあり、2024（令和６）年度は、約１億 3,800 万円となっています。



更新済



出典：(社福)大阪府共同募金会の資料をもとに大阪市福祉局作成

共同募金

共同募金とは

○「赤い羽根」をシンボルとする募金で、戦後復興の一助として、戦争の打撃をうけた福祉施設を中心に資金支援する活動としての機能を果たしてきました。
○民間の募金運動で、集まった募金は、その地域の福祉活動に使われていることから、地域福祉の推進に役立っています。
○地域ごとの使いみちや集める額を事前に定めて、募金を呼びかける計画募金です。

赤い羽根共同募金のシンボルキャラクター



社会福祉法

○社会福祉法において、「地域福祉計画」「社会福祉協議会」と並んで、「共同募金」が地域福祉の推進の中に規定されています。

共同募金運動の歴史

第１回	1947（昭和 22）年	「国民的たすけあい運動」の一環として創設 募金期間は１か月(11 月 25 日～12 月 25 日)
第２回	1948（昭和 23）年	「赤い羽根」をシンボルとして採用
第８回	1954（昭和 29）年	NHK 歳末たすけあい募金も共同募金の一環に
第 13 回	1959（昭和 34）年	民生委員・児童委員協議会が主催する歳末たすけあい運動のうち、「寄付者からの寄付金や品物」についても共同募金の一環に 募金期間の延長(10 月１日～12 月 31 日)
第 70 回	2016（平成 28）年	全国で運動期間が延長（10 月１日～翌年３月 31 日）

共同募金（一般募金）の状況

2024（令和６）年度　募金実績
＜大阪府：４億 530 万７千円（内、大阪市：１億 3,802 万５千円）＞
主な募金種別の内訳は、戸別募金２億 5,870 万、法人募金 7,270 万１千円、バッジ募金 3,344 万１千円となっており、３種別で一般募金の 90%以上を占めています。

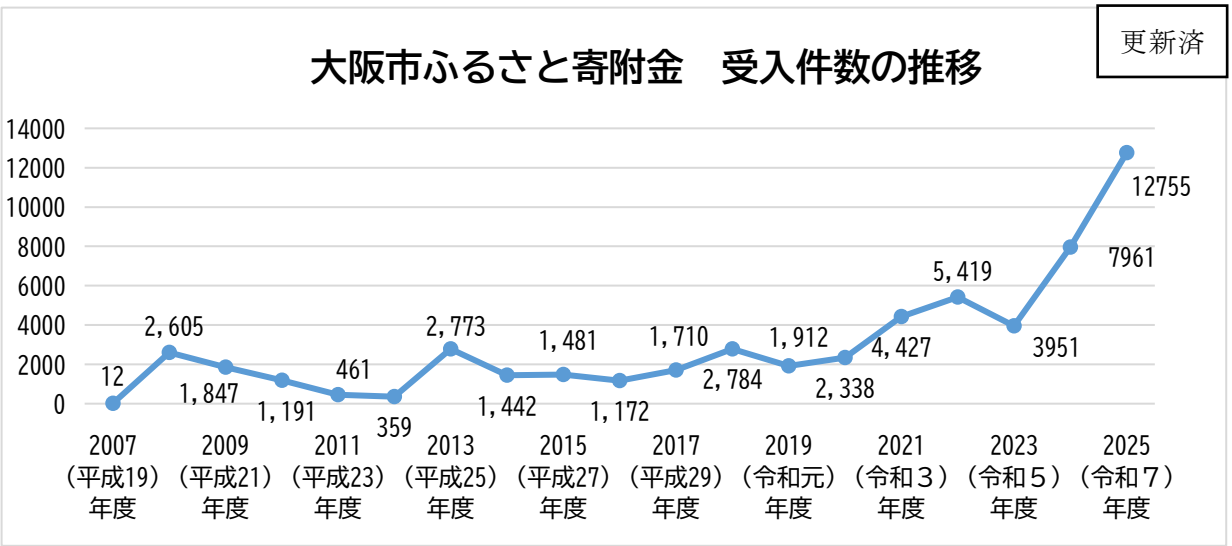
共同募金の使いみち

①広域福祉事業
大阪府内の社会福祉施設、社会福祉団体、大阪府・大阪市社会福祉協議会等に配分します。
②地域福祉事業
各地区の地域福祉事業を推進するため、市区町村社会福祉協議会に配分します。

⑪ ふるさと寄附金の状況

大阪市ふるさと寄附金（ふるさと納税）では、多数の寄附メニュー（寄附の使い道）を設け、寄附者の想いに沿ったさまざまな取組に活用しています。

更新済



出典：大阪市政策企画室

〇福祉関係メニューの例

- 福祉関係（全般）
- 福祉関係（障がい者スポーツの振興）

４　地域における福祉課題の状況

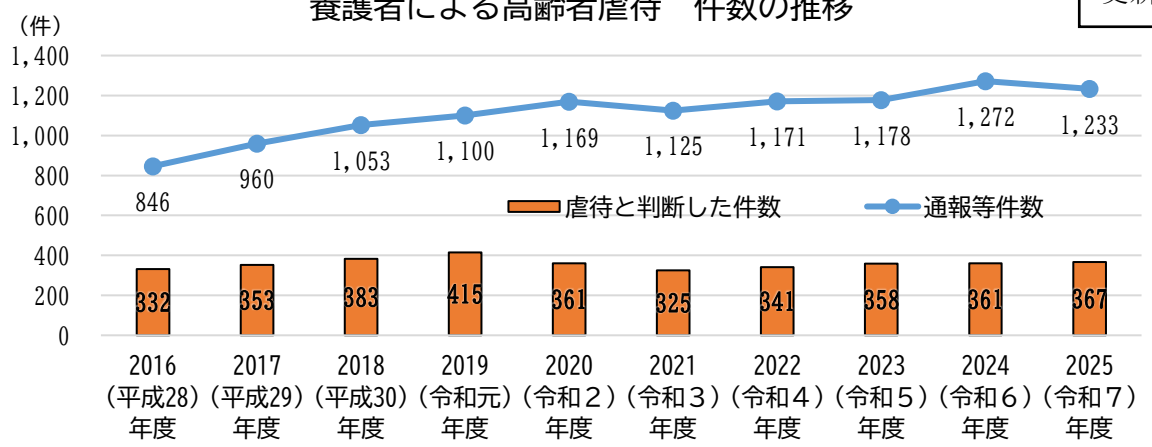
(1) 虐待等の状況

① 高齢者虐待について

・養護者（身のまわりの世話や金銭管理等をしている家族等）による高齢者虐待

大阪市における通報等件数及び虐待と判断した件数の推移を見ると、通報等件数は 2019（令和元）年度からやや増加傾向となっており、2025（令和７）年度では 1,233 件、虐待と判断した件数は 367 件となっています。虐待の種別の状況では「身体的虐待」が最も高く 50.7%となっており、虐待者は高齢者の子（息子・娘）が全体の半数以上（56.7%）を占めています。相談・通報者としては、「警察」が最も多く 48.5%、次いで「介護支援専門員」が 20.6%となっています。近隣住民・知人の割合は 2.4%となっています。

更新済



虐待の種別・累計（2025(令和７)年度・重複あり）

	身体的虐待	経済的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待
人数	192	111	107	97	1
※割合(%)	50.7	29.3	28.2	25.6	0.3

※被虐待高齢者の総数 379 人に対する割合

更新済

通報者（届出を含む）の状況（2025(令和７)年度・重複あり）

	警察	介護支援専門員	医療機関従事者	介護保険事業所職員	家族・親族	被虐待者本人	市職員	近隣住民・知人	虐待者自身	民生委員
人数	635	270	57	53	42	40	38	32	9	3
割合(%)	48.5	20.6	4.4	4.1	3.2	3.1	2.9	2.4	0.7	0.2

被虐待者から見た虐待者の続き柄（2025(令和７)年度）

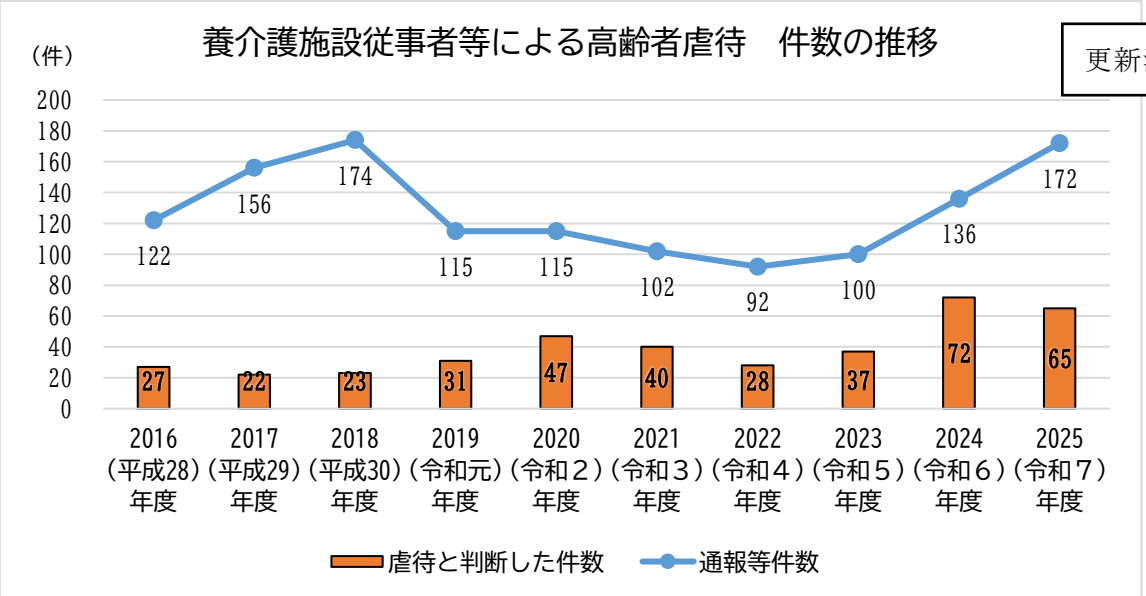
	息子	夫	娘	妻	兄弟姉妹	孫	子の配偶者	その他
人数	174	79	55	35	14	6	6	35
※割合(%)	43.1	19.6	13.6	8.7	3.5	1.5	1.5	8.7

※虐待者 404 人（被虐待者ごとにカウントした延べ数）の内訳

出典：大阪市福祉局
※令和７年度は速報値（7 月時点）

・養介護施設従事者等（老人ホームなどの入所施設や訪問介護等事業所の職員等）による高齢者虐待

大阪市における通報等件数及び虐待と判断した件数の推移を見ると、2025（令和７）年度では、通報等件数は増加しており 172 件、虐待と判断した件数は 65 件となっています。虐待の種別の状況では「身体的虐待」が最も高く 35.2%となっており、相談・通報者としては、「施設・事業所の管理者」が最も高く 26.9%、次いで「当該施設・事業所の管理者」が 19.1%となっています。



虐待の種別・類型（2025(令和７)年度・重複あり）

	身体的虐待	ネグレクト	経済的虐待	心理的虐待	性的虐待
人数	37	35	27	22	2
※割合(%)	35.2	33.3	25.7	21	1.9

※被虐待高齢者の総数 105 人に対する割合

更新済

通報者（届出を含む）の状況（2025(令和７)年度・重複あり）

	施設・事業所の管理者	当該施設職員	家族・親族	当該施設元職員	警察	本人による届出	地域包括支援センター等職員	医療機関従事者	介護支援専門員	その他・不明
人数	49	37	37	15	6	4	4	3	2	25
割合(%)	26.9	20.3	20.3	8.2	3.3	2.2	2.2	1.6	1.1	13.7

出典：大阪市福祉局

※令和７年度は速報値（7 月時点）

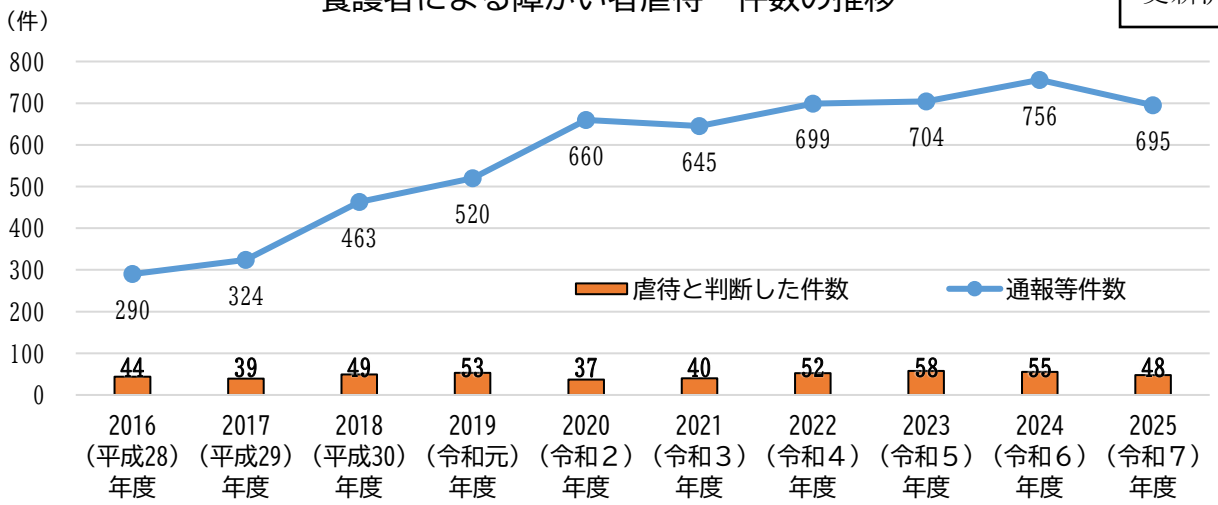
② 障がい者虐待について

・養護者（身のまわりの世話や金銭管理等をしている家族等）による障がい者虐待

大阪市における通報等件数及び虐待と判断した件数の推移を見ると、2025（令和７）年度の通報等件数は 695 件、虐待と判断した件数は 48 件となっています。

虐待の種別の状況では「心理的虐待」の割合が最も高く 47.9%、相談・通報者としては、「警察」が最も高く 83.5%となっています。また虐待者は「母」の割合が最も高く 28.8%、次いで「父」が 23.7%を占めています。

更新済



虐待の種別・類型（2025(令和７)年度・重複あり）

	心理的虐待	身体的虐待	経済的虐待	ネグレクト	性的虐待
人数	23	20	16	11	1
※割合(%)	47.9	41.7	33.3	22.9	2.1

※虐待と判断した件数 48 件に対する割合

更新済

相談・通報・届出の状況（2025(令和７)年度・重複あり）上位８項目

	警察	被虐待者本人	相談支援専門員	施設・事業所職員	行政職員	近隣住民・知人	医療機関関係者	家族・親族
人数	580	28	22	22	14	11	8	6
割合(%)	83.5	4.0	3.2	3.2	2.0	1.6	1.2	0.9

被虐待者から見た虐待者の続き柄（2025(令和７)年度）

	母	父	夫	兄弟	妻	姉妹	息子	祖父	その他
人数	17	14	7	4	3	2	1	1	10
※割合(%)	28.8	23.7	11.9	6.8	5.1	3.4	1.7	1.7	16.9

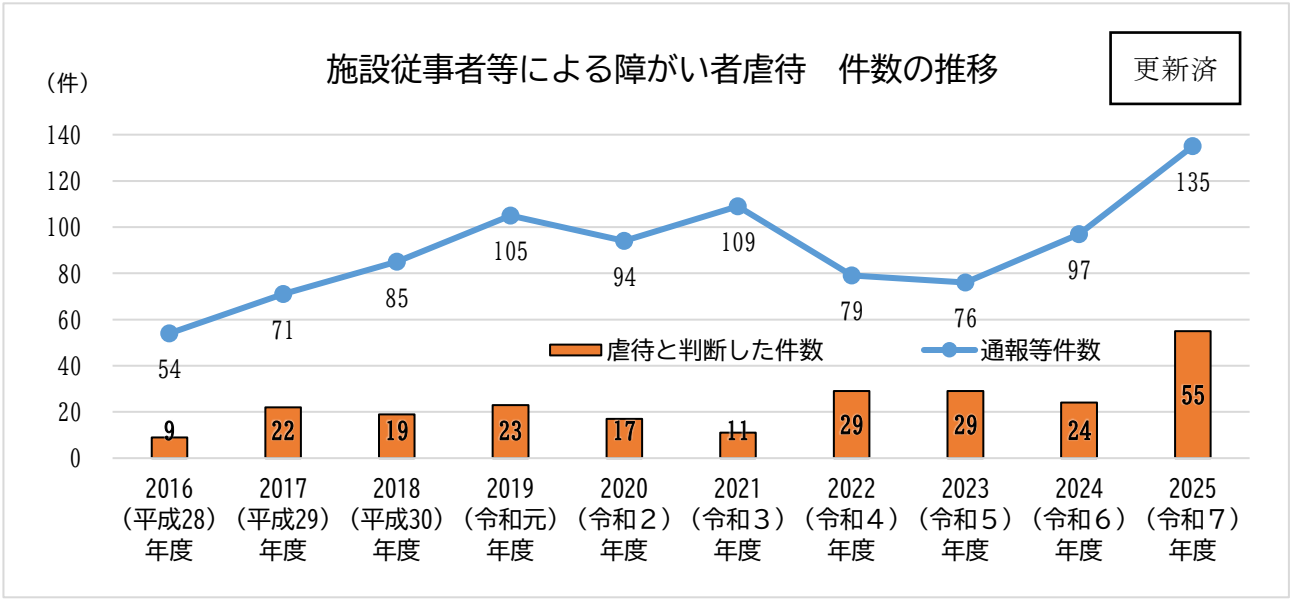
※虐待者 60 人に対する内訳

出典：大阪市福祉局

※令和７年度は速報値（7 月時点）

・障がい者福祉施設従事者等（障がい者支援施設などの入所施設や就労継続支援事業所、ホームヘルパー等事業所の職員等）による障がい者虐待

2025（令和７）年度の通報等件数は 135 件、虐待と判断した件数は 55 件となっています。虐待の種別の状況では「身体的虐待」の割合が最も高く 50.9%、相談・通報者としては、「当該施設・事業所設置者等」が 23.0%と最も多く、次いで「本人」による届け出が 20.0%となっています。



虐待の種別・類型（2025(令和７)年度・重複あり）

	身体的虐待	心理的虐待	経済的虐待	ネグレクト	性的虐待
人数	27	15	0	3	10
※割合(%)	50.9%	28.3%	0.0%	5.7%	18.9%

※虐待と判断した件数 53 件に対する割合

更新済

相談・通報・届出の状況（2025(令和７)年度・重複あり）上位８項目

	（当該施設・事業所）設置者・管理者	本人	（当該施設・事業所）職員	家族・親族	他の施設・事業所職員	相談支援専門員	（当該施設・事業所）元職員	行政職員
人数	31	27	16	13	10	7	6	6
※割合(%)	23.0	20.0	11.9	9.6	7.4	5.2	4.4	4.4

※通報等件数 135 件に対する割合

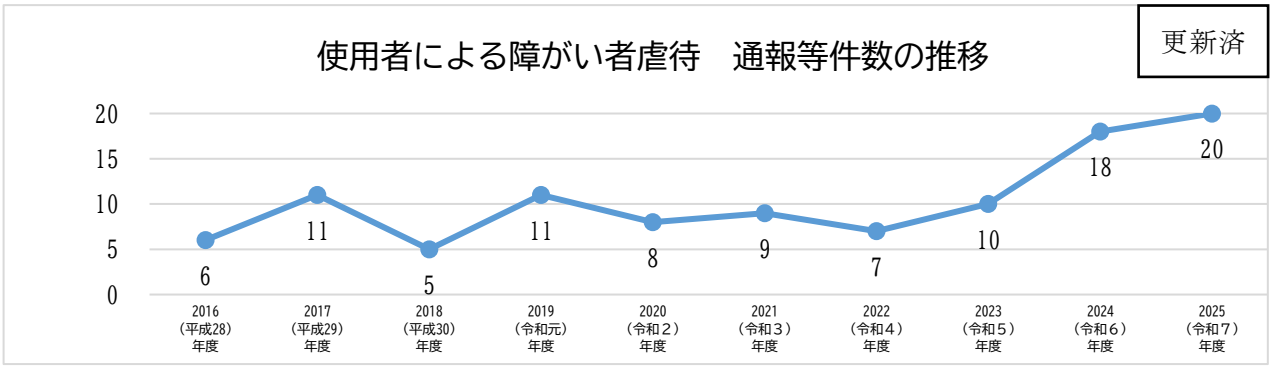
出典：大阪市福祉局

※令和７年度は速報値（７月時点）

・使用者（会社の社長、上司等）による障がい者虐待

通報等件数の推移を見ると増加傾向にあります。なお、会社に対して指導の権限を有する労働局でも直接相談通報があれば受理されています。

更新済



出典：大阪市福祉局

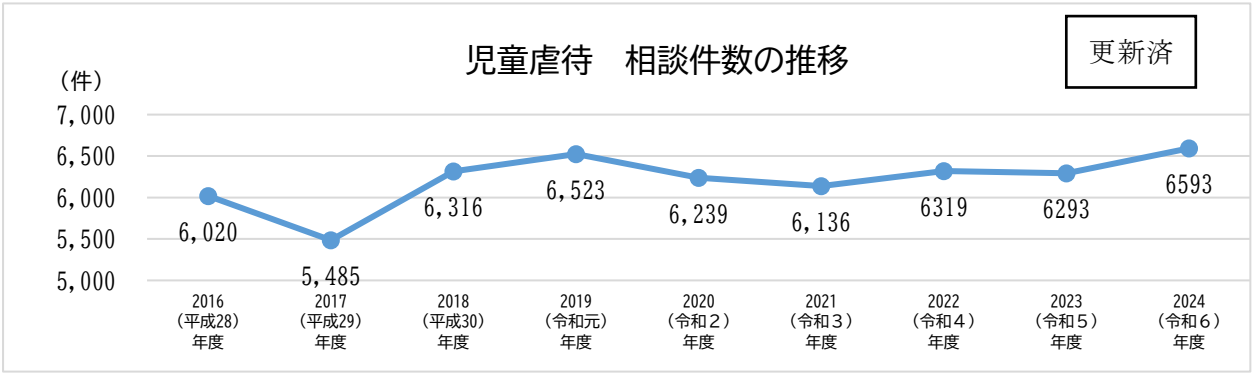
※令和７年度は速報値（７月時点）

③ 児童虐待について

児童虐待相談件数は、全国的にも依然として高い数字で推移しており、2024（令和６）年度のこども相談センターにおける児童虐待相談件数は 6,593 件となっています。

虐待の種別の状況では「心理的虐待」が最も高く 66.2%、虐待相談の経路では「警察等」の割合が最も高く 63.2%となっています。また、虐待者は「実母」「実父」で全体の 92.4%を占めています。

更新済



虐待の種別・類型（2024(令和６)年度）

	心理的虐待	身体的虐待	保護の怠慢・拒否（ネグレクト）	性的虐待
人数	4,365	1,380	817	31
※割合(%)	66.2%	20.9%	12.4%	0.5%

※相談件数 6,136 件に対する割合

更新済

虐待相談の経路（2024(令和６)年度）

	警察等	学校等	家族親族	近隣知人	児童相談所	旧福祉事務所	児童福祉施設等	児童本人	医療期間等	旧保健センター	児童委員	その他
人数	4,167	832	487	422	205	170	141	67	59	5	3	35
割合(%)	63.2	12.6	7.4	6.%	3.1	2.6	2.1	1.0	0.9	0.1	0.0	0.5

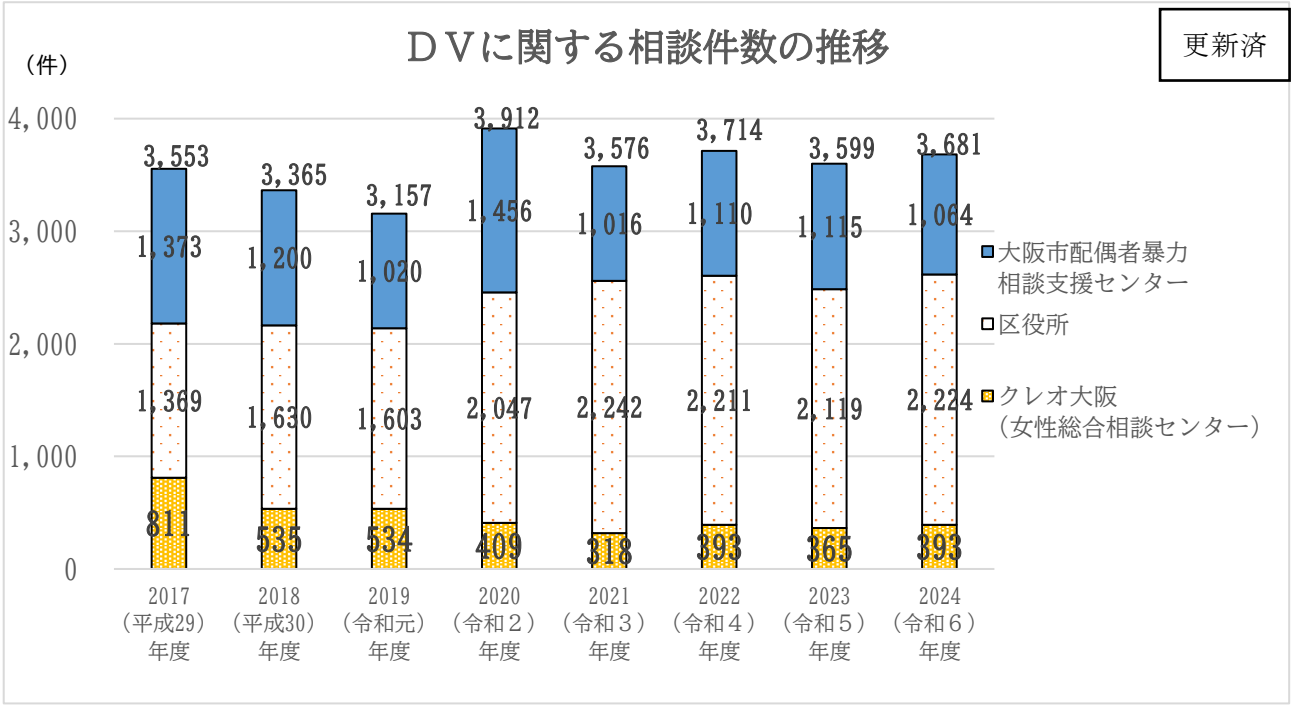
被虐待者から見た主な虐待者の続き柄（2024(令和６)年度）

	実母	実父	実父以外の父親	実母以外の母親	その他
人数	3,284	2,808	260	29	212
割合(%)	49.8	42.6	3.9	0.4	3.2

出典：大阪市こども青少年局

④ ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する相談件数

大阪市における DV に関する相談件数は近年増加傾向にあり、2024（令和６）年度は 3,681 件で、大阪市配偶者暴力相談支援センターが設置された 2011（平成 23）年度の 1.7 倍となっています。



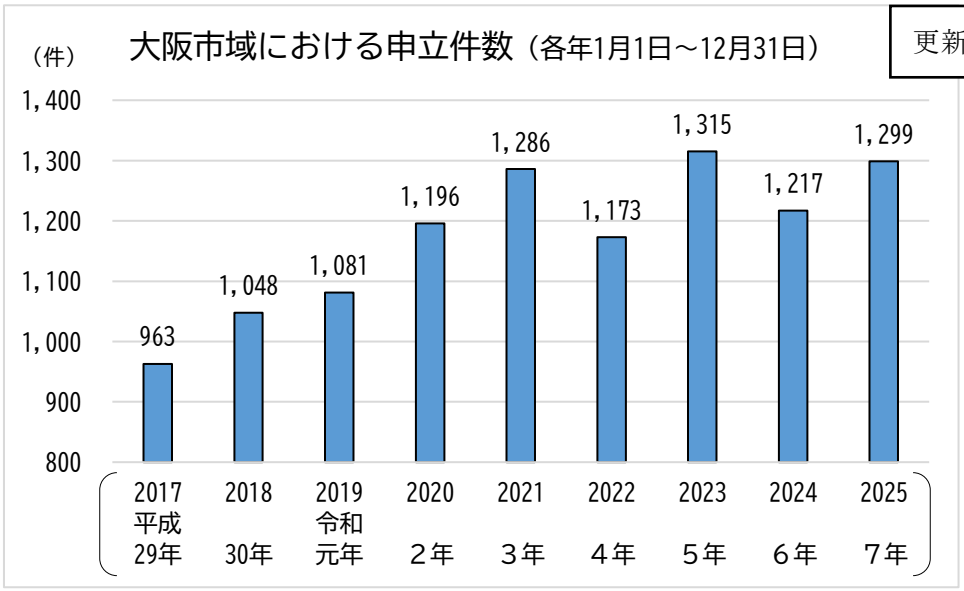
出典：大阪市市民局

(2) 成年後見制度の状況

大阪市における成年後見制度利用に関する家庭裁判所への申立件数の推移を見ると、近年増加しており、2025（令和７）年中の申立件数は、1,299 件となっており、このうち後見開始の申立が全体の 60.7%を占めています。

また、身寄りがなく申立を行う人がいないなど、本人の福祉を図るために特に必要があると認められる場合に大阪市長が行う「市長申立」の件数は、2025（令和７）年度中に 217 件となっています。

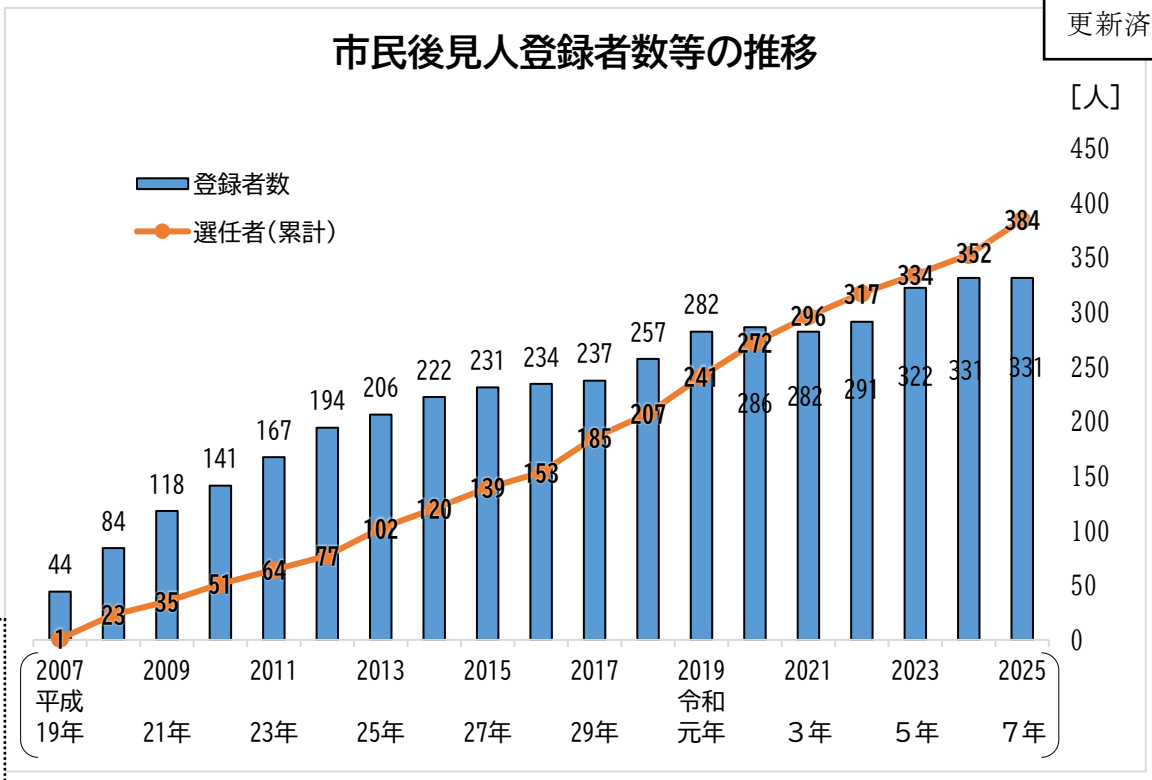
更新済



出典：大阪市福祉局

大阪市では、市内在住又は在勤で、一定の研修を受講した人を市民後見人候補者としてバンク登録し、家庭裁判所からの選任を受けて無報酬で活動する「市民後見人」を養成しており、2025（令和７）年３月現在 331 人をバンク登録しています。

更新済



出典：大阪市福祉局

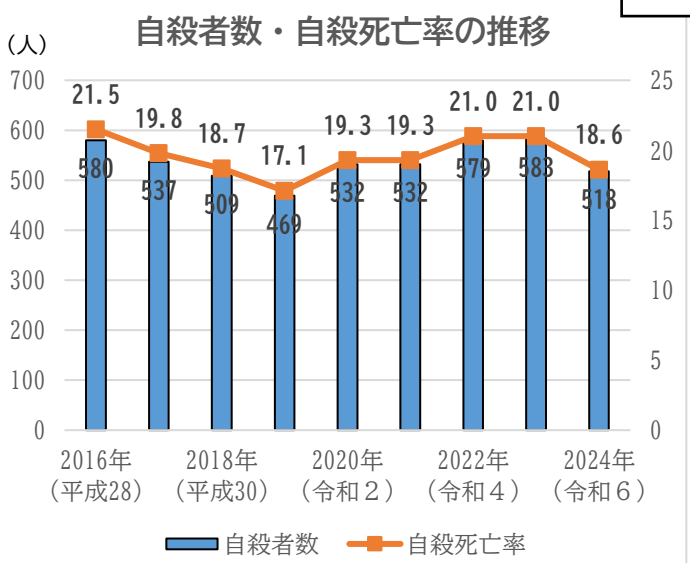
(3) その他

① 自殺者数・自殺死亡率の推移

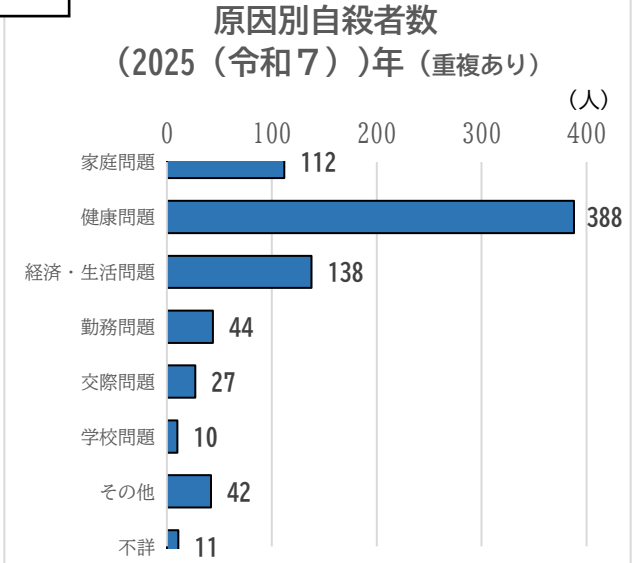
大阪市における自殺者数・自殺死亡率の推移は、近年減少傾向にありますが、2020（令和２）年以降は増加に転じ、2023（令和５）年では 583 人でしたが、2024（令和６）年については 518 人に減少しました。人口 10 万人当たりの自殺者数を表す自殺死亡率は 18.6 となっています。

原因別自殺者数を見ると、健康問題を理由として自殺したと見られている方が最も多くなっています。

更新済



出典：人口動態統計

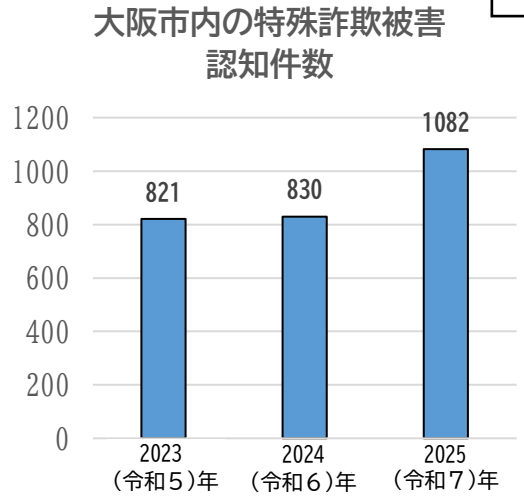


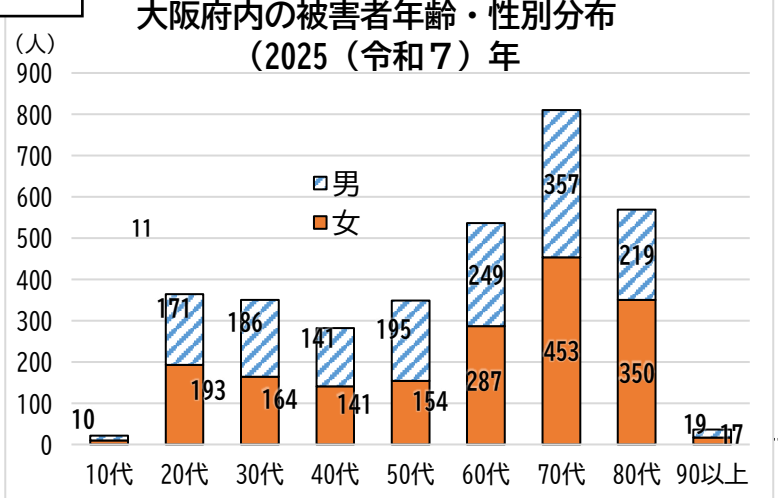
出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

② 消費者被害の状況

大阪市内の特殊詐欺被害の認知件数は、過去最高となっています。また、大阪府内の特殊詐欺被害者の約５割が 65 歳以上の高齢者であり、男女の比率は、ほぼ均等となっています。

更新済





いずれもデータ提供：大阪府警

本文　P.3

【参考】　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（抄）

（地域福祉の推進）

第４条　地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

２　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

３　地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第６条　国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

２　国及び地方公共団体は、地域福祉の推進に係る取組を行う地域住民等との密接な連携の下に、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たつては、保健医療、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策、消費者の利益の養護及び増進に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

３　国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第一項の重層的支援体制整備事業及び第百六条の六第一項の小規模地域支援連携協働体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第 106 条の３　市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一　地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じるための体制の整備、地域住民等が相互に交流を図ることができる環境の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二　地域住民等から支援関係機関に対する地域生活課題の解決に資する支援の求め及びこれに対する支援関係機関による支援が円滑に行われる体制、地域住民等による地域福祉の推進に係る取組における支援関係機関の参画が円滑に確保される体制その他の地域住民等と支援関係機関との連携又は協働が促進される体制の整備に関する施策

２　厚生労働大臣は、前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五　地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

六　地域における保健医療、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策その他の関連施策との連携に関する事項

２　市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

３　市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（2026（令和８）年４月１日施行）

【参考】　生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）（抄）

（目的）

第１条　この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

（市及び福祉事務所を設置する町村等の責務）

第４条　市（特別区を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法　（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する町村（以下「市等」という。）は、この法律の実施に関し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

（2015（平成 27）年４月１日施行）

【参考】 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）（抄）

（目的）

第１条　この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（市町村の講ずる措置）

第 14 条　市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（2016（平成 28）年５月 13 日施行）

本文　P.4

【参考】 大阪市基本構想（2005（平成 17）年３月 29 日議決）（抜粋）

暮らしたい、訪れたい、魅力あふれる大阪

大阪に暮らすだれもが互いに尊重しあい、地域に愛着を持って、ともに暮らし、ともに支えあうコミュニティを形成し、次世代をすこやかにはぐくみ、生涯を通じて心豊かにすごすことのできる地域社会づくりを進めます。こうしたコミュニティの力を生かしながら、子育てから介護まで、一人ひとりが夢と希望を持っていきいきと暮らせる福祉サービスの充実や健康づくりの促進、防犯の取組みや災害に強いまちづくりを進め、生涯を安心して暮らせるまちをめざします。

【参考】 大阪市未来都市創生総合戦略　令和６年度（2024 年度）～令和 10 年度（2028 年度）（抜粋）

６　基本目標の達成にむけた施策の柱立て

② 健康で安心して暮らし続けられる地域をつくる

◆ 市民の健康増進と暮らしを守る福祉等の向上

- 市民の健康寿命延伸をめざし、生活習慣改善の働きかけや重症化予防に取り組むとともに、検診の普及啓発や受診環境の整備などがん対策を推進する。また、依存症対策の充実・強化を図るとともに、若年層等への自殺防止対策を推進する
- 地域包括ケアシステムの推進体制の充実に取り組むとともに、認知症高齢者や障がい者への施策を強化するなど、高齢者・障がい者等が身近なところで相談・支援を受けられ、いきいきと生活を送ることができる仕組みづくりを進める
- 生活困窮者の早期自立に向けた支援や生活保護制度の適正な運営など、生活の安心を支えるセーフティネットの確立を図る
- 地域における相談支援体制の整備や福祉人材の確保等、区や地域の実情に応じた地域福祉を推進する
- 犯罪被害者やその家族・遺族の状況に応じた適切な支援を行うとともに、犯罪被害者等が地域の人々の理解や協力を得られ、再び平穏な生活を営めるよう取り組む

本文　P.5

保健・福祉施策全体の推進を図るため、各分野が共通して取り組むべき主な事項

○　地域づくり

第４期大阪市地域福祉基本計画	第４章　基本目標１　１　住民主体の地域課題の計活力強化と見守り活動の充実　２　地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画	第５章　高齢者施策の展開　３　介護・健康づくりの充実（４）高齢者の社会参加と生きがいづくり 第５章　高齢者施策の展開　４　地域ケアシステムの深化・推進に向けたサービスの充実（２）生活支援体制の基盤整備の推進
障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画	第３章　計画推進の基本的な方策　２　生活支援のための地域づくり
こども計画	第５章　基本方向５　基本施策１　身近な地域における子育て当事者への支援の充実
すこやか大阪２１	第３章　３　各分野の目標の設定（３）健康を支える、守るための地域づくり

○　包括的な相談支援体制づくり

大阪市地域福祉基本計画	第４章　基本目標２　１　相談支援体制の充実
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画	第５章　高齢者施策の展開　１　地域包括ケアシステムの推進体制の充実（４）総合的な課題を抱えた人や世帯への支援体制の充実
障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画	第２部　第２章　地域での暮らしを支えるために １　権利擁護・相談支援
こども計画	第５章　基本方向４　すべてのステージ通して縦断的に支援します。

○　防災

大阪市地域福祉基本計画	第４章　基本目標１　３　災害時等における要援護者への支援
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画	第５章　高齢者施策の展開　５　高齢者の多様な住まい方の支援（５）防災・感染症予防・防犯の体制整備
障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画	第２部　第５章　住みよい環境づくりのために ２　安全・安心

○　頼れる身寄りのない高齢者等への支援体制

大阪市地域福祉基本計画	第２章　２　地域福祉に係る法・制度の動向 （２）頼れる身寄りのない高齢者等への支援体制の充実
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画	
障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画	

調整中

本文　P.48

【参考】部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）（抄）

（目的）

第１条　この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（2016（平成 28）年 12 月 16 日施行）

【参考】本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）（平成 28 年法律第 68 号）（抄）

（前文）

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

（基本理念）

第３条　国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（2016（平成 28）年６月３日施行）

【参考】障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）（抄）

（目的）

第１条　この法律は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（2016（平成 28）年４月１日施行）

※ この法律は、「障害者の権利に関する条約」の締結に先立ち、国内法の整備をはじめとする諸改革を進めるべきとの障がい当事者等の意見も踏まえ、政府が行ったさまざまな法制度整備の一つとして成立したものです。

【参考】性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和５年法律第 68 号）（抄）

（基本理念）

第３条　性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

（2023（令和５）年６月 23 日施行）

用語解説

調整中

項　目	説　　明	掲　載 ペ ー ジ
ICT	Information & Communication Technology の略。コンピュータやインターネットなどの情報通信技術のことです。	45･48･50･51･53･54･57･58･59･64･70･75･96・101
アウトリーチ	生活上の問題や課題を抱えているものの、福祉サービスの利用を拒んだり、支援者に対して攻撃的、逃避的な行動を示す人に対して、本人からの要請がない場合でも、本人の元に積極的に出向いて支援することをいいます。	25･26･31･61･63・71・79・80
アセスメント	利用者に関する情報を収集や分析することで、自立した日常生活を営むために解決すべき課題を把握することをいいます。	78・79・99
EPA	Economic Partnership Agreement（経済連携協定）の略。国や地域を限定して、関税等の貿易障壁を撤廃することにより、モノ・ヒト・カネ・サービスの移動を促進させようとする協定です。 この協定に基づき、外国人の就労が認められていない介護福祉士・看護師候補者の特例的な受け入れが進められています。	94
医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために、恒常的に人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引その他の医療行為を受けることが不可欠である 18 歳未満の児童（18 歳以上の方であって高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部に在籍する方を含みます。）のことをいいます。	50
AI	Artificial Intelligence（人工知能）の略。 人工的にコンピュータ上などで人間と同様の知能を実現させようという試み、あるいはそのための一連の基礎技術をいいます。	96
SDGｓ（持続可能な開発目標）	Sustainable Development Goals の略。 2015（平成 27）年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標です。 持続可能な世界を実現するための 17 のゴール･169 のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものです。	1・43
SNS	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。 インターネット上で、人と人とのつながりを支援するサービスをいいます。	51･53･57･101

項　目	説　　明	掲　載 ペ ー ジ
NPO	Non-Profit Organization 又は Not-for-Profit Organization（非営利団体）の略称で、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。 NPO のうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体を、NPO 法人（特定非営利活動法人）といいます。 NPO は法人格の有無を問わず、さまざまな分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。	7・11・15・26・31・34・36・45・55・56・65・66・80・98・129・132・135・144
LGBT	レズビアン・ゲイ（同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生物学的な性と、自分で認識している性が一致しない人）の頭文字です。性のあり方に関して少数派の人々は、セクシュアル・マイノリティ（性的マイノリティ、性的少数者）と呼ばれており、その総称として LGBT が使われることがあります。 クイア（その他の性的マイノリティの総称）またはクエスチョニング（自分の性的指向や性自認が決まっていない人・決めていない人）の頭文字を加えて、「LGBTQ」とすることもあります。	43
オレンジリボンキャンペーン	こども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、こども虐待をなくすことを呼びかけるキャンペーンです。 オレンジリボンキャンペーンを通してこどもの虐待の現状を伝え、多くの方にこども虐待の問題に関心を持っていただき、市民のネットワークにより、虐待のない社会を築くことを目指しています。	83・103
外国につながる市民	日本国籍を取得した人や戦前・戦後に日本に引き揚げてきた人、親が外国籍である子ども、海外から帰国した子どもなどについては、国籍は日本であっても外国籍の人と同様の課題を抱えている場合があります。 「外国人住民」ではこれらの人々が含まれないため、大阪市では、施策や事業の対象としては「外国につながる市民」「外国につながる児童生徒」という呼称を使用しています。	34・43・46・50・68・70・86
クラウドファンディング	crowd（群衆）と funding（資金調達）を組み合わせた造語です。 アイデアなどを持つ人がインターネットを通じて世の中に呼びかけ、共感する不特定多数の個人から小口の資金を集める資金調達や募金の手法をいいます。	51
クリック募金	ウェブページ内の決められた所をクリックすると、その回数に応じて環境問題や人道支援などに取り組む NPO などの団体に協賛企業から寄付されるしくみです。	16・51・135
ケアラー	こころやからだに不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアの必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人のことです。	14・49・91・119・126
ゲートキーパー	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことをいいます。	56

項　目	説　　明	掲　載 ペ ー ジ
権利擁護	福祉サービスの利用者本人が、自らの意思を表明するよう支援すること、及び表明された意思の実現を権利として擁護していく活動を意味し、意思表明の能力に限界のある人々については、本人の利益を本人に代わって擁護すること（代弁）をいいます。	2・11・27・28・29・40・44・47・80・81・85・86・87・88・89・90・96・98・99・103
こころを結ぶ 手話言語条例	手話が言語であるという認識に基づき施策を推進し、手話を必要とするすべての人の社会参加の促進と安心して暮らせる地域社会を実現するために施行された条例です。	75・96
「ごみ屋敷」	市民が居住する建物等における物品等の堆積により、ごきぶり、はえその他の害虫、ねずみ若しくは悪臭が発生すること又は火災発生のおそれがあること等のため、当該物品等が堆積している場所の周辺の生活環境が著しく損なわれている状態をいいます。	11・23・61・79
コミュニティ ソーシャル ワーカー （CSW）	制度の狭間や複数の生活課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案を地域の多様な力を活かして解決に結び付ける地域福祉のコーディネーターのことをいいます。	26・36・37・60・61・63・64・71・79・80・100
コミュニティ ビジネス（CB） ／ソーシャル ビジネス（SB）	地域の資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を活かして、地域や社会が抱えるさまざまな課題を地域の住民が主体となってビジネスの手法で課題解決に取り組むもので、地域の活性化や雇用の創出に寄与する地域貢献型のビジネスです。	66
CSR、CSV	CSR:Corporate Social Responsibility（企業の社会的責任）、CSV:Creating Shared Value（公と民による共有価値の創造） 企業等における「社員のボランティア参加や寄附などの資金協力」といった社会貢献活動を CSR といい、本業を通じて社会課題の解決をめざすという考え方を CSV といいます。CSR から CSV へと変化しつつある中で、より高い成果を生みだせるような連携を志向する傾向にあります。	65
身上保護	成年後見制度において、被後見人の生活や健康に配慮し、安心した生活がおくれるように契約などを行うことをいいます。なお、被後見人に対し後見人が直接介護や看護などをすることは含まれていません。	27・85・90
生活支援 コーディネーター	介護保険法に基づき、地域資源の把握・ネットワークの構築やボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等、地域資源・サービスの開発などを行う専門職。 大阪市では、第１層コーディネーター（24 区）、第２層コーディネーター（日常生活圏域【66 包括圏域：令和５年度現在】）を各区社協に配置し、きめ細かい対応を行っています。	57・58・62・67・80
セーフティ ネット	すべての人が安心・安全に暮らせる多層的・多元的な生活支援の機能・しくみのことです。	14・19・45・75・76・96

項　目	説　　明	掲　載 ペ　ー　ジ
善意銀行	市民からの善意の金銭や物品の預託を受け、必要としている福祉関係機関・団体等に払出をするコーディネートを行う取組で、大阪市では、区社協・市社協において実施しています。	50・51
ダブルケア	介護と子育てが同時に行われている状態をいいます。周囲の理解、中でも職場における配慮が重要です。	23・72・119
地域公共人材	地域団体や行政に加え NPO や企業、大学など多様な主体が参画する地域のまちづくりに関する取組について、各主体間の合意形成、それぞれの主体が持つヒト、モノ、カネ、情報など地域におけるさまざまな資源をコーディネートすることなどにより、活動を創出し活性化させ、最適化を図り、持続可能なものとしていくマネジメント能力を持った人材です。	66
地域福祉コーディネーター	地域の状況に応じ、多くの区で設置している「地域福祉活動の推進役」。 小学校区ごとに１名配置とされている場合が多く、身近な相談援助や実情に応じた見守り、つながりづくり、居場所づくりの支援などの活動を各地域において行っています。 区によって、地域見守りコーディネーター、見守り推進員、地域福祉活動サポーター、つなげ隊、地域支援相談員など、さまざまな名称があります。	26・36・63・80
DV	Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者からの暴力をいいます。被害者を女性に限定していませんが、DV の被害者は大半が女性となっています。	16・81・141
南海トラフ地震	近い将来発生すると予測されている、日本列島太平洋沖の広い範囲を震源とする巨大地震のことであり、震度 6 弱以上の強い揺れに加え、大阪市の多くの地域が津波による浸水被害を受けると想定されています。	68
ニア・イズ・ベター	住民に近いところで行われる決定ほど望ましい、という地方分権の基本的な考え方です。「補完性・近接性の原理」とも呼ばれます。	1
ハンセン病	ハンセン病は、「らい菌」によって引き起こされる慢性の感染症で、1996（平成 8）年に「らい予防法」が廃止されるまで、約 90 年間、国や地方自治体などにより強制隔離政策がとられてきました。 「らい菌」の病原性は弱く、感染してもほとんど発症しません。また、現在では、早期に発見して適切に治療すれば、後遺症を残さず治る病気となっています。	43
ファシリテーション	会議やミーティング等の場で、発言や参加を促したり、話の流れを整理することで、合意形成や相互理解をサポートすることをいいます。	66
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っているこどもたちのこと。	1・14・49・50・72・78・91・125・126

大阪市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 委員名簿

（五十音順 敬称略 2024（令和６）年３月 13 日現在）

氏名	役職等
奥井　謙治	公募委員
○ 小野　達也	桃山学院大学社会学部教授
笠原　幸子	四天王寺大学人文社会学部人間福祉学科教授
川端　均	大阪市社会事業施設協議会会長
小嶋　憲子	大阪市民生委員児童委員協議会会長
佐田　康典	司法書士
武智　虎義	大阪市地域振興会会長
手嶋　勇一	一般財団法人大阪市身体障害者団体協議会会長
徳谷　章子	特定非営利活動法人ハートフレンド代表理事
永岡　正己	社会福祉法人大阪市社会福祉協議会会長
永田　典子	大阪市会民生保健委員長
中村　又一	公募委員
野口　一郎	一般社団法人大阪市老人クラブ連合会理事長
◎ 藤井　博志	関西学院大学人間福祉学部社会福祉学科教授
前田　葉子	大阪市地域女性団体協議会会長
宮川　松剛	一般社団法人大阪府医師会理事
薮田　雪子	特定非営利活動法人大阪ＮＰＯセンター事務局次長

今後更新予定

◎は専門分科会長、○は専門分科会長職務代理者

地域福祉基本計画策定・推進部会 委員名簿

（五十音順 敬称略 2023（令和５）年８月 18 日現在）

氏名	役職等
淺野　幸子	公益社団法人大阪介護福祉士会会長
小野　達也	桃山学院大学社会学部教授
川上　明	南生野いちょう保育園園長（地域子育て支援拠点事業）
佐藤　佳道	くらしのサポートコーナー主任相談支援員 （大阪市港区生活困窮者自立相談支援機関）
種継　敦	玉出地域包括支援センター　センター長
田村　満子	公益社団法人大阪社会福祉士会　相談役
○ 所　めぐみ	関西大学人間健康学部教授
鳥屋　利治	都島区障がい者基幹相談支援センター管理者
野村　恭代	大阪公立大学都市科学・防災研究センター ／大学院現代システム科学研究科教授
◎ 藤井　博志	関西学院大学人間福祉学部社会福祉学科教授

今後更新予定

◎は部会長、○は部会長職務代理者

大阪市地域福祉連絡会議設置要綱

（設置）

第１条　地域福祉を推進する施策を総合的かつ円滑に推進するため、大阪市地域福祉連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（組織）

第２条　連絡会議は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

２　委員長は、福祉局長をもって充てる。

３　副委員長は、福祉局生活福祉部長及びこども青少年局子育て支援部長をもって充てる。

４　委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（委員長等の職務）

第３条　委員長は、連絡会議の事務を統括する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、福祉局生活福祉部長がその職務を代行する。

（会議）

第４条　連絡会議は、委員長が招集する。

２　連絡会議は、委員長の事前の了解があった場合に限り、委員の代理出席を認める。

３　委員長が必要と認めるときは、会議に副委員長及び委員以外の者の出席を求めることができる。

（部会等）

第５条　委員長は、連絡会議の事務を分掌させるため必要と認めるときは、連絡会議に部会又は作業チーム（以下「部会等」という。）を置くことができる。

２　部会等に属すべき委員は、委員長が指名する。

３　委員長が必要と認めるときは、委員以外の職員のうちから部会等に属すべき者を指名することができる。

４　委員長が必要と認めるときは、部会等に部会長又はチーム長（以下「部会長等」という。）を置くことができる。

５　部会長等は、当該部会等が所管する事務を統括し、当該部会等に属する委員又は委員以外の職員（以下「部会等に属する委員等」という。）のうちから委員長が指名する。

６　前条の規定は、部会等の会議に準用する。この場合において、前条に「連絡会議」とあるのは「部会等の会議」と、「委員長」とあるのは「部会長等」と（部会長等が置かれている部会等に限る）、「委員」とあるのは「部会等に属する委員等」と読み替えるものとする。

（庶務）

第６条　連絡会議の庶務は、福祉局生活福祉部地域福祉課において処理する。

（施行の細目）

第７条　この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則（抄）

この要綱は、令和６年１月 12 日から施行する。

別表（略）

「第４期大阪市地域福祉基本計画」策定の経過

【2025（令和７）年度】

2025 （令和7）年 ８月 ～９月	・地域福祉にかかる実態調査の実施	
12 月 24 日	大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 地域福祉基本計画策定・推進部会	・地域福祉にかかる実態調査結果の報告 ・次期計画の方向性の検討 ・計画（令和６年度～令和８年度）にかかる取組の進捗報告　等
2026 （令和8）年 １月 30 日	大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会	
３月 30 日	大阪市社会福祉審議会総会	

今後更新予定

【2026（令和８）年度】

2026 （令和８）年 ６月 23 日	大阪市地域福祉連絡会議（庁内会議）	・次期計画の方向性の確認
６月 26 日	大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 地域福祉基本計画策定・推進部会	・次期計画（素案）の審議 （部会案とりまとめ） ・計画（令和６年度～令和８年度）にかかる取組の進捗報告　等
８月 26 日		
９月 28 日	大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会	・部会でとりまとめた次期計画（素案）の審議及びとりまとめ ・計画（令和６年度～令和８年度）にかかる取組の進捗報告　等
11 月　日	大阪市地域福祉連絡会議（庁内会議）	・次期計画（素案）の報告
12 月 25 日 ～ 2024 （令和6）年 １月 24 日	・パブリック・コメントの実施	
３月 13 日	大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会	・パブリック・コメント結果報告 ・次期計画（案）の審議
３月 22 日	大阪市地域福祉連絡会議（庁内会議）	・次期計画（案）の共有
３月 29 日	大阪市社会福祉審議会総会	・次期計画（案）の報告

第３期大阪市地域福祉基本計画（素案）に対する パブリック・コメントの実施結果について

今後更新予定

１　意見の募集期間

2023（令和５）年 12 月 25 日～2024（令和６）年１月 24 日

２　意見の募集方法

送付、ファックス、窓口提出、電子メール、大阪市行政オンラインシステム

３　素案の公表方法

（１）福祉局地域福祉課、各区保健福祉センターなどで素案及び概要版を配布

（２）大阪市（福祉局）ホームページで公表

４　受付件数等

（１）受付件数　　26 件

（２）意見件数　　46 件

・年齢（件）

30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	不明	計
1	9	7	5	4	26

・居住地（件）

大阪市内	大阪市外	不明	計
15	6	5	26

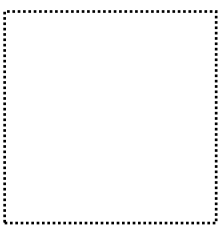
・提出方法（件）

オンライン申請	電子メール	送付(はがき)	ファックス	計
16	5	3	2	26

５　意見の分類

（件）

意見内容	意見件数
第１章　計画の考え方	**2**
１ 計画策定の背景と趣旨	
２ 計画の位置づけ	2
３ 計画期間	
４ 圏域の考え方	
５ 計画の推進・評価の体制	
第２章　地域福祉を取り巻く現状	**5**
１ 統計データ等から見る大阪市の現状	1
２ 地域福祉にかかる法・制度の動向	3
３ 各区の取組状況	1
第３章　基本理念と基本目標	**7**
１ 計画の体系	
２ 基本理念	1
３ 基本理念の考え方	4
４ 計画の基本目標	2
第４章　計画の推進に向けて	**29**
第１ 基本目標達成のための具体的な取組	26
基本目標１ 気にかける・つながる・支え合う地域づくり	14
１ 住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実	13
２ 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進	1
３ 災害時等における要援護者への支援	
基本目標２ だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり	12
１ 相談支援体制の充実	
２ 権利擁護支援体制の強化	11
３ 福祉人材の育成・確保	1
第２ 取組に対する推進・評価	3
１ 計画の推進・評価の体制	
２ 計画の指標	3
３ 第２期計画「各区に共通する課題等への具体的な取組」の進捗状況	
その他提言・要望	3



第４期大阪市地域福祉基本計画

2027 年(令和９)年３月

大阪市福祉局　生活福祉部　地域福祉課

〒530－8201　大阪市北区中之島 1－3－20
電話：06-6208-7970　ファックス：06-6202-0990
ホームページ：

大阪市地域福祉基本計画（素案）修正･ご意見票

別添２

ページ番号	別添１「第４期大阪市地域福祉基本計画（素案）」本文等	ご意見区分	別添１「第４期大阪市地域福祉基本計画（素案）」修正後 （修正･追記の箇所は赤字　削除のみの箇所は青字見え消し）	修正が必要な理由･補足説明 その他意見等内容	担当（区･課）	担当者 （電話番号）

第４期大阪市地域福祉基本計画（素案）の概要について

参考

【第４期計画（素案）の構成】

第１章　計画の考え方
- ●計画策定の背景と趣旨
- ●計画の位置づけ
- ●計画期間
- ●圏域の考え方
- ●計画の推進・評価の体制

第２章　地域福祉を取り巻く現状
- ●統計データ等から見る大阪市の現状
- ●地域福祉にかかる法・制度の動向
- ●各区の取組状況

第３章　基本理念と基本目標
- ●計画の体系
- ●基本理念

だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり

- ●基本理念の考え方
- ●社会とのつながりを作るための参加支援
- ●基本目標１

気にかける・つながる・支え合う地域づくり

- ●基本目標２

だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

第４章　基本目標の達成に向けた具体的な取組

施策の方向性（基本目標１）
1　住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実
2　地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進
3　災害時等に備えた要援護者への支援

【重点的な取組】地域福祉活動への参加促進、地域における見守りネットワークの強化

施策の方向性（基本目標２）
1　相談支援体制の充実
2　権利擁護支援体制の強化
3　福祉人材の育成・確保

【重点的な取組】複合的な課題等を抱えた人への支援体制の充実、虐待防止に向けた地域連携の推進、成年後見制度の利用促進、福祉人材の確保・育成・定着、福祉職員の育成・専門性の向上

取組に対する推進・評価
- ●計画の推進・評価の体制
- ●計画の指標
- ●第３期計画「各区に共通する課題等への重点的な取組」の進捗状況

【第４期計画（素案）のポイント】

1　計画期間

大阪市地域福祉基本計画は、各分野別計画を横断につなぎ、中長期的な視点に立った施策の推進が必要であることから、第４期計画の期間は2027（令和９）年度から2032（令和14）年度までの６か年とする（第１章　P10）

2　社会福祉法等の改正を反映

法・制度改正等を踏まえ、次の点を変更・追加

●頼れる身寄りがいない高齢者等への支援体制の充実（第２章　P26～27）
・社会福祉法等改正を踏まえ、新たに項目を作成し、国の動向及び大阪市の方針を記載

●成年後見制度の利用の促進（第２章　P28～30、第４章 P93～99）
・民法改正を踏まえ、国の動向及び大阪市の方針、現状と課題等を変更

●防災との連携（第２章　P34、第４章　P75～79）
・災害対策基本法、社会福祉法等の改正を踏まえ、国の動向を追加
・本市施策の方向性・主な取組として、災害に備えた、平時からの連携体制の整備等を追加

●孤独・孤立対策について（第２章　P34～35）
・孤独・孤立対策推進法に基づく重点計画を踏まえ、大阪市の方針を追記

3　記載内容の整理

●第２章　1　統計データ等から見る大阪市の現状(P14～20)
・データからみえる傾向に対する対応について関連ページを追加

●第２章　2　地域福祉にかかる法・制度の動向(P21～36)
・「（１）地域共生社会の実現」について、国の動向の記載を簡潔化し、大阪市の方針を充実
・「（４）生活困窮者への支援」の項目を「地域共生社会の実現」から独立した項目として整理

●第２章　3　各区の取組状況(P37～45)
・各区の取組状況に関する記載内容を充実

●第３章　3　基本理念の考え方（P46～P51）
・「４　社会とのつながりを作るための参加支援」を新たに項目として追加

●第４章 第１ 基本目標１　1（２）重点的な取組 地域福祉活動への参加促進 ア(P59)
・項目「地域福祉活動をはじめるきっかけとなる情報発信」を「地域福祉活動をはじめるきっかけづくり」へ変更し、記載内容を充実

●第４章　第１　基本目標２　3（１）重点的な取組　ア(P102～105)
・大阪府が設置する人材確保のための協議会との連携等を追加

第４期地域福祉基本計画の策定スケジュールについて

時期	会議等	概要
令和８年 ３月 17 日	区長会議（福祉・健康部会） 福祉業務主管課長会	・第４期計画（骨子）について報告
６月 23 日	地域福祉連絡会議	・第４期計画の方向性の確認
６月 26 日	社会福祉審議会（地域福祉基本計画策定・推進部会）	・第３期計画（令和３年度～令和５年度）にかかる取組の進捗報告等 ・第４期計画（素案）事務局案の審議
７月９日	区・局・室へ照会	・第３期計画に記載している各課の取組等に関連する新たな取組等の確認 ・区計画の策定状況の確認
８月 26 日	社会福祉審議会（地域福祉基本計画策定・推進部会）	・第４期計画（素案）事務局案の審議
今後の予定		
９月１日 ９月８日	福祉業務主管課長会 区長会議（福祉・健康部会）	・第４期計画(素案)案の概要を報告
９月上旬頃	区・局・室へ照会	・第４期計画(素案)内容の確認依頼
９月 28 日	社会福祉審議会（地域福祉専門分科会）	・第３期計画（令和３年度～令和５年度）にかかる取組の進捗報告等 ・第４期計画（素案）修正案の審議およびとりまとめ
10 月末頃 11 月初旬	地域福祉連絡会議 区・局・室へ照会	・第４期計画（素案）の報告 ・パブリック・コメント実施前最終確認
12 月下旬頃 ～1 月下旬頃	パブリック・コメント実施	
令和９年 ２月	区長会議（福祉・健康部会）	・パブリック・コメント結果を報告 ・第４期計画（案）案への修正について審議
２月下旬 ～３月上旬頃	社会福祉審議会（地域福祉専門分科会）	・パブリック・コメント結果を報告 ・第４期計画（案）修正案の審議およびとりまとめ
３月下旬	社会福祉審議会（総会）	・第４期計画案について報告
３月末	（市長決裁）計画策定	
３月末	大阪市ホームページ掲載	・パブリック・コメント結果および第４期計画策定について
４～５月	冊子作成	
６月頃	冊子配布開始	